

《論 文》

バイエルンにおける政治的カリシズムの研究 —19世紀国民国家形成期における「国家と宗教」の 関係から—

古 田 雅 雄

<目次>

はじめに

理論的視点

第1部 18世紀末から19世紀前半にかけての政治的カトリシズムの状況

第1章 19世紀初期バイエルン社会

1. 社会経済構造
2. 社会的結合

第2章 政治構造

1. 主権国家をめぐる内外の展開
2. モンジュラの政治観
3. 政治的支配層

第3章 教会政策

1. 国教化政策
2. モンジュラ体制の教会政策
3. 宗教法令

第4章 バイエルン・カトリシズムの内部構造

1. バイエルン・カトリシズムの内部構造
2. カトリック内部の新潮流
3. カトリック教会の国教化政策への対応

第5章 1803年から1825年までの国教化政策過程の争点

1. 「世俗化」
2. 政教条約
3. 学校をめぐる対立

小括

第2部 19世紀後半から20世紀前半にかけての政治的カトリシズムの変容

第6章 19世紀後半のバイエルン社会

1. 社会構造
2. 政治構造

第7章 名望家政党から人民党へ

1. キリスト教農民協会
2. カトリック教会
3. 支持基盤と議員

第8章 バイエルン人民党の結成

1. 保守派对農民派
2. バイエルン人民党創立事情
3. 中央党からの分離

第9章 組織構造

1. 党組織
2. 議員構成と党支持
3. バイエルン選挙動向と党支持の問題性

第10章 指導原理

1. バイエルン人民党綱領
2. 指導理念

第11章 政治的カトリシムとバイエルン政治の帰結

1. 革命後の状況
2. 「秩序細胞」政策
3. 民間防衛団体
4. 官僚政治と政治過程

小括

むすび

はじめに

本論は2つの部分から構成されている。その共通テーマは19世紀の国民国家形成時代のバイエルン政治事情から政治的カトリシズムの一事例を考察することにある。

前半部分では、「国家と教会」の関係を論じる。両者の関係はヨーロッパを考察する際に、常に係る重要な問題である。「国家と教会」の政治的關係はキリスト教ヨーロッパ世界の歴史的的特殊性の帰結である。フランス

革命は従来の「教会と世界秩序」との結び付きを破壊、または変更し、近代的な国教化高権政策 (Staatkirchenhoheitpolitik) を創造した。このことはドイツ各邦でも「世俗化」(Säkularization) と教会政策 (Kirchenpolitik) を通じて、その地域事情に応じて近代国家形態を整えた⁽¹⁾。

18世紀末バイエルン国家は啓蒙絶対主義の立場から国教化政策を採用し、対外的にはカトリック教会をローマ教皇から分離し、対内的にはカトリック教会の持つ封建諸特権と教会財産を没収し、カトリック教会を官僚機構の一部に再編成することに成功した⁽²⁾。

このバイエルン近代国家の成立過程は以下の三期に分けられる⁽³⁾。

第一期は18世紀半ばからマキシミリアン・ヨーゼフ三世統治の時代である。この時代は近代国家を前提にそれまでの封建的秩序を近代的な国民国家への態勢を目指すものであった。その改革作業はK・テオドール選帝侯の教会との同盟を経て、1799年M・ヨーゼフ四世のもとに開始した。

第二期は1799年から1808年までの時代である。この時代は本格的な国家建設と国民形成期で、フランスの干渉を受けつつも、国家と社会の改革をモンジュラ (M. J. G. v. Montgelas, 1759-1838) を中心とする啓蒙官僚が憲法策定を通じて、「上からの革命 (Revolution von oben)」を実行し、その成果が1808年基本法 (Konstitution) であった。国家が司教区を支配しやすいようにそれまでの組織を再編成し、国王が聖職者を任命する権限を掌握することとなった。「世俗化」と教会政策はカトリック教会に厳しい制約を課していった。同時に地方に割拠した政治構造を克服しようとする一元的社会はモンジュラ体制 (Montgelas-System) と称された。この作業の主導権は啓蒙官僚に特権的、支配的な地位を保証することにもなった⁽⁴⁾。

第三期は1809年からである。モンジュラ失脚後、封建勢力との妥協が現われたが、第二期で完成した国家体制は維持されたままである。1817年バイエルン政府はローマ教皇と政教条約 (Konkordat) を締結して、カトリック教会に有利な条件を提示したが、反教権的な宗教法令 (Religionsedikt)

を1818年憲法（Verfassung）に組み込むことによって、カトリック教会をかえって制約しようと試みたのである。

19世紀初期のバイエルン教会政策は卓越した能力を持つモンジユラを中心とする啓蒙官僚の指導の下に、フランス革命後の新状況に対応し、かつ現実に近代国家の完成を目指した結果であった。このことはナポレオン時代の権力政治に立憲国家の成立と啓蒙思想が重なり合い、国家による教会支配を国教化政策で実施し、新バイエルン国民国家の建設に踏み出すことになった。それは「宗派同権」国家への大きな転換であった。それゆえ、危機意識を持った啓蒙絶対主義官僚は国教化政策の行使のためには、1809年宗教法令をどうしても必要としたのである。この事情は単にバイエルンだけの問題でないであろう。と同時にバイエルン教会政策の研究はバイエルンの政治的發展の前提条件をなすと思われる。そのことは19世紀を通じてのドイツの問題でもあり、また第一次世界大戦前までのドイツの政治構造の問題でもある⁽⁵⁾。

本論の前半では次の三点を念頭において論じられる。それは、①19世紀初期バイエルンを国家と教会の関係で叙述すること、②近代国家を形成する中心的役割を果たした啓蒙官僚を論ずること、③①と②に関わらず、19世紀を通じて中小農民による強力なカトリック教会への支持がなぜ持続するのかということの解明することである⁽⁶⁾。これらの事情は、プロイセンとは異なった形で提示される問題である。ドイツ政治史は従来からプロイセンを中心とする形でしか論じられなかった。19世紀の諸邦の国家形成のあり方がドイツ統一後も有形無形に影響し続けていた。本論でプロイセンに次ぐ第二の邦（ラント、Land）であるバイエルンを論じる理由がある。その住民の多数がカトリック教徒である点を考えても、バイエルン史を研究する場合、国家とカトリック教会の関係が中心的なテーマとならざるをえないであろう。当時両者の関係の争点は国教化政策の問題であった。バイエルン近代国家を建設したのは啓蒙官僚であった。官僚による国家建設

はプロイセンでもシュタイン＝ハルデンベルクの改革に見られるように他邦でもあった。しかしバイエルンではモンジュラを中心とする官僚が急進的な国教化政策を追求し、フランス革命以降の変革期を背景に、彼らの作り上げた政治体制が19世紀の政治的方向性を決定したのである。カトリック教会が大きな影響力を持つ邦にかかわらず、官僚が国教化政策を充分に実行しえたことは注目に値する。

官僚が「世俗化」によって教会領を廃し、農民を解放し、「バイエルの主人公」である中小農民を形作った。しかしのちの歴史が示すように、大部分のカトリック農民は基本的にカトリック教会（またはカトリック政党）を支持し続けた。例えばフランスでは分割地農民はその利益を守るために反教権的態度をとった。ところがバイエルン農民は19世紀を通じて、教会と対立する自由主義政府を支持しなかった。フランスとバイエルンの農民の政治的態度を説明するには、その発端である19世紀初頭の政治、経済の側面からだけでは理解できない。それらに加えて、さらに文化的側面を含めた社会構造から説明する必要があると思われる⁽⁷⁾。

本論の後半部分では19世紀後半からのバイエルン政治を取り上げる。1955年スペックナーは「第一次世界大戦後のバイエルン・ブルジョアジー研究はまだ白紙の状態である」⁽⁸⁾と述べたことがある。その後1960年代後半からミュンヘン大学のボーズル教授を中心に地域・地方研究が進展し、その成果が充実してきた。大衆民主主義時代からファシズムの萌芽に至る事情をバイエルンの政治的カトリシズムを鏡として見ることができる。

1945年以前のバイエルン政治の展開は特殊性を示している。その保守的風土と政策から極右政党が芽生え、その中からナチズム運動が成長するのであった。ナチズムの基礎はまさにバイエルンの1920年から1924年までの政治現象の所産であり⁽⁹⁾、バイエルンはナチズムのため池（Sammelbecken）であったのである⁽¹⁰⁾。ナチズムの基盤を提供したのがバイエルンのカト

リック保守勢力であった。もちろんバイエルン人口の大部分を占めるカトリック農民は都市中間層とは対照的にナチズムに免疫性を持っていた⁽¹¹⁾。保守勢力が直接ナチズムを生み出し契機をなしたのではない。ただ保守勢力は状況によって極右勢力に関心を高めることもあった。ヴァイマル初期のバイエルンは「マルクス主義の北ドイツ」を牽制する政策である「秩序細胞 (Ordnungszelle)」の地と知られていた。だからバイエルンはヴァイマル体制に反対する極右勢力の避難所になっていた⁽¹²⁾。

本論後半のテーマは「秩序細胞」政策を採用したバイエルン人民党 (Bayerische Volkspartei) に関するものである。従来の研究の多くが対象時期を第一次世界大戦中、またはバイエルン革命期から開始するのが一般的である。しかし筆者の考えは人民党の原型が19世紀末にあり、その中心をなす農民が時代の状況に対応していった結果であったとみなしている。これまでの研究では主に1918年から1923年までの事件史を中心に描いてきたきらいがある。けれども筆者の関心はいわゆる「バイエルンの住民」を理解したうえで、1918年から1923年までのバイエルン政治の解明にある。バイエルン住民はE・トラーの「大衆」でもなく、Th・マンが好んだミュンヘンの雰囲気に住む人々でもなく、ましてやヒトラーの言う「芸術都市」には無縁な住民であった。すなわち、いわゆる「バイエルンの住民」は分権主義的、君主主義的、カトリック的な中規模農地を所有する自営農民にこそその存在の核心をみなしなければならないだろう、と考えられる。彼らのおかれた19世紀末からの政治、社会、経済、文化の各構造の前提なしに、第一次世界大戦後の諸事件の理解は不可能であろう。

本論の目的は19世紀初めから第一次世界大戦後の混乱期までのバイエルン・カトリシズムの内部構造とそれを含む社会構造の分析を通じて、戦後バイエルンの動向を考察することにある。ヴァイマル初期のバイエルンの反左翼的な「秩序細胞」が開始なのでなく、カトリック系の政党、それにそれを支えたカトリック農民の動向の諸結果が「秩序細胞」であったので

ある。カトリシズムの内部はカトリック系政党との関連で考える必要がある。だからといえ信仰そのものに重点をおこうとは考えていない。それは以下の理由からである。

「カトリック教会とカトリック系市民とを区別することである。つまりカトリック系政党はカトリック系市民の利益をカトリシズムという形を取って政治的に表現するものだからである」⁽¹³⁾。バイエルンではカトリック農民は信仰という形を通じて教会が、農業利益を通じてキリスト教農民協会（Christliche Bauernverein）がそれぞれ代表し、その両者の政治的表現を担うのが愛国党（Patriotenpartei）－バイエルン中央党（Bayerische Zentrumspartei）－バイエルン人民党（Bayerische Volkspartei）という伝統を持つカトリック系政党であった。この政党は第二次世界大戦後にはキリスト教社会同盟（CDU）となる。

本論ではまずバイエルンの背景を理解したうえで、時代の中でカトリック系政党内部の変貌とその際の内部葛藤、さらにその帰結が戦後の人民党結成と保守反動に至る経過を考察の対象とする。その際、一貫して見られるのはカトリック農民の利益擁護が底流にあることである。

- (1) Maier, H., Kirche - Staat - Gesellschaft, *Hochland*, Bd.60, 1967/68, S.201. マイヤーはフランス革命をヨーロッパ大陸のカトリック風土における近代民主主義運動の出発点であるとも述べている（Auerbach, H., *Katholizismus und Demokratie, Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*（以下ZBLGと略す）, Bd.29, S.282. Vgl., Doeberl, M., *Entwicklungs-Geschichte Bayerns, Bd II*, München, 1931. ヨーロッパの政治的カトリシズムについては、例えば Buchanan, T. and Conway, M. (eds.), *Political Catholicism in Europe 1918-1965*, Oxford, 1996を参照。カトリシズムと政治の関係を論じた研究として、例えば Böckenförde, E.-W., *Kirchler Auftrag und politische Entscheidung*, Freiburg, 1973がある。
- (2) 1946年に制定された現バイエルン憲法は、「国教会（Staatskirchen）は存在しない」と謳っている（142条1項）。また現行法に反しないかぎり、信仰の

自由は保証され（同条2項）、教会及び宗教団体は国家の監督から自由である（同条3項）」とも規定されている。この条文は歴史的な内容が含まれている。この時期については、古田雅雄「19世紀初期バイエルン国教代政策—モンジュラ体制の教会政策—（1）（2）」『六甲台論集』第33巻第2号、第3号、昭和61年7月、10月も参照。

- (3) Möckl, K., *Der moderne bayerische Staat. Ein Verfassungsgeschichte vom Aufgeklärten Absolutismus bis zum der Reformepoche*, (以下MBMと略す) München, 1979, S.3-8.
- (4) Möckle, MBM, S.15-16. バイエルンとフランス革命との関係については、Schulze, W., FRANKREICH Bayern und die Französische Revolution: Machterweiterung und innere Reform, Schmid, A., Weigand, K. (Hrsg.), *Bayern mitten in Europe. Vom Frühmittelalter bis ins 20. Jahrhundert*, München, 2005, S.242-263 参照。Vgl., Müller, A., *Bayerische Politik und Bayerische Diplomaten zur Zeit Carl Theodors und Max Josephs*, München, 1954.
- (5) Körner, M., *Staat und Kirche in Bayern 1886-1918*, Mainz, 1977, S.1-2.
- (6) バイエルン近代史研究は19世紀を別にすれば、戦前のM. Doeberlの研究を出発点とする（Spindler, M. Der Lehrstuhl für bayerische Landesgeschichte an der Universität München.; Fried, P. (Hrsg.), *Probleme und Methode der Landesgeschichte*, München, 1978, S.344-349）。バイエルン研究史はミュンヘン大学を中心とするボーズル学派による1970年代以降の研究成果があり、これらの成果は貴重である。①と②の研究はあるが、③の本格的な研究はまだ不十分である。比較的早く注目した研究に、Higby, Ch. P., *The Religious Policy of The Bararian Government During The Napoleonic Period*, New York, 1918がある。②に関しては谷口健治『バイエルン王国の誕生 ドイツの置ける近代国家の形成』山川出版社、2003年がある。これはこの時代の制度史を本格的に論じてた労作である。Vgl., Bosl, K. (Hrsg.), *Die Bayerische Staatlichkeit*, München, 1976; Aretin, K. O., *Bayerns Weg zum Souveränen Staat. Land stände und Konstitutionelle Monarchie 1714-1818*, München, 1976.
- (7) フランスの事情については、Weber, E., *Peasants into Frenchmen. The Modrenization of Rural France, 1870-1914*, Stanford, 1976を参照。
- (8) Speckner, H., *Die Ordnungzelle Bayern. Studien zur Politik des bayerischen Bürgertums, insbendere der bayerischen Volkspartei von der Revolution bis zum Ende des Kabinetts Dr.Kahr*, Diss. Erlangen, 1955, III.

- (9) Thränhardt, D., *Wahlen und politischen Strukturen in Bayern 1848-1953*, Düesseldorf, 1973, S.125-126.
- (10) Gollwitzer, H., Bayern 1918-1933, *Vierteljahreshefte für Zeitschrift* (以下 VZ と略す), 1955, S.364.
- (11) Farr, I., Populism in the Countryside: The Peasant Leagues in Bavaria in the 1890s, Evans, R. J.(ed.), *Society and Politics in Wilhelmine Germany*, London, 1978, p.155.; Loomis, C. P. and Beegle, J. A., The Spread of German Nazism in Rural Areas, *American Sociological Review*, 1946, p.733.
- (12) プリダム, G. 垂水・豊永訳『ヒトラー 権力への道 ナチズムとバイエルン1923年-1933年』時事通信社、1975年、6頁、8頁。
- (13) 西川知一『近代政治史とカトリシズム』有斐閣、1977年、33頁。

理論的視点

政治システムは基層、中層、最上層の三層からなる円錐形に例えれば、各層の政治事象を相互に関係させる政治現象の総体である。基層は社会の政治的アイデンティティ構造を示す政治共同体 (political community) である。それはそのメンバーの愛着とそれへの強力への意欲によって表現させる。中層は社会を形成、維持する諸制度である政治体制 (political regime) を表現する。最上層は政策決定を遂行する政府 (government) である政治的権威を意味する。政治システムは基層において社会の構成員間に見られる社会的亀裂 (social cleavage) から表出される政治的アイデンティティ (政治文化) を秩序づける政治体制において権力・支配関係を規定し、政府が諸価値や資源の権威的配分を行使する。そこには複雑な政治過程が存在する。政府は人々の同意や承諾で政策を実行しなければ、政治システムの維持は不可能である⁽¹⁾。

S・ロッキンは国民国家形成に4段階を設定し、それぞれが抱える危機を克服することで政治システムとしての現代国家が誕生することを説明する。その4段階とは、浸透段階 (国家建設)、標準化段階 (国民形成)、参加段

階（大衆民主主義）、分配段階（福祉国家）である。それぞれ次のような内容である⁽²⁾。

- ①浸透段階は支配層レベルの政治的、経済的、文化的統一による対外的国教建設と領域内秩序の維持を意味する。地方的な権力保持者のネットワークを超えた紐帯（bond）を確立する支配層レベルにおける政治的、経済的、文化的な統合段階である。この段階は高中世からフランス革命までの時代に該当する。
- ②標準化段階は教育制度、徴兵制度、マスメディアによる大衆のシステムへの一体感の育成、各種手段で領域内の住民をシステムに参入させようとする支配層と周辺住民との間の直接的接触の回路を強めることを意味する。この段階はフランス革命以降19世紀に出現する。
- ③参加段階はシステムの大衆参加、市民的、政治的権利の拡大・平等化の過程、組織政党の創造を意味する。領域システムの機能への被統治者の積極的な参加の増大と市民的、政治的権利が確立、拡大、均質化、反対派がもつ権利の確立、支持や動員と要求の集約・表出のための組織政党が活躍する時代がそれに該当する。
- ④分配段階は国民統合のメカニズムとして再配分、自治権拡大・地方分権、連邦制などの権限移譲、または社会的市民権の確立、経済的平等化のための措置、公共の福祉サービスの増大、国民国家の行政装置のさらなる拡張を表すことである。この段階は第二次世界大戦後の福祉国家である。本論ではこのロッキン・モデルの最初の3段階を対象に論じることとする。

それに中心－周辺の視点でもバイエルンの国民国家形成を考えておかなければならない。システムを建設する際に中心と周辺との文化的な距離があると、周辺支配のコストがかかり、国家建設に影響する。バイエルンを論ずる場合には中心と周辺の視点は極めて大切である。なぜなら19世紀初頭バイエルンは自ら「国民国家」建設を試みて、啓蒙官僚という中心エリート

が地方住民を支配下におこうとするし一応は成功した。その場合に中心と周辺の関係があるが、同時に国際政治ではバイエルンは大国やローマ法王庁という中心との関係改善を考慮しなけりなかつた。

19世紀後半ドイツ統一によつて中心-周辺の位置関係も変更される。すなわちバイエルンはドイツ国家内でのプロイセンという中心との関係では境界域周辺として位置づけられる。それはバイエルンが内政自治や連邦制にこだわるドイツ国家内での自己主張を意味した。同時にバイエルン内でも19世紀後半ではカトリシズム内部での保守派と農民派との関係、それに第一次世界大戦後の指導権を掌握した人民党（農民派）とプロイセンとの関係、それにバイエルン内での諸要素との関係を維持しなけりなかつた。

以下、本論ではロツカン・モデルから19世紀バイエルンの「国民国家」形成史を描くことを試みたい。

- (1) 古田雅雄「西欧—政治システムとしての国民国家とその変容—」加藤普章編著『新版 エリア・スタディ入門—地域研究の学び方—』昭和堂、2000年、25頁。
- (2) ロツカン・モデルについては古田雅雄「西ヨーロッパ国民国家形成論 —S・ロツカン・モデルを参考—to—」『奈良法学雑誌』第21巻第1・2号を参照。ロツカンの『国民国家形成モデル』については、例えば、Rokkan, S., *Center-Periphery Structures in Europe. An ISSC Workbook in Comparative Analysis*, Frankfurt and New York, 1987を参照。

第1部 18世紀末から19世紀前半にかけての政治的カトリシズムの状況

第1章 19世紀初期バイエルン社会

1. 社会経済構造

バイエルン経済は現在に至るまで一貫して農業が主要産業である。ここでは二つの地域的相違だけを述べておくことにする。まずアルト・バイエルン(Altbayer)の主要な経済は農業であった。これに対してノイ・バイエルン(Neubayern)はフランケン地方のように半農業的な傾向をもっているところがあった⁽¹⁾。確かにノイ・バイエルンの経済が後年のバイエルン経済の資本蓄積に役立つのだが、19世紀初期においては国家の財政を支えるには至っていない。また商工業の発展は確認されうるが農業経済が支配的なため、工業化は長期的に遅れ、農業以外の経済分野は1848年まであまり発展しなかった⁽²⁾。ともかく本論の対象時期において、農業従事者は社会的下層として人口の圧倒的な部分を構成していた。まず人口・職業構造から農民を見ていくことにしたい。

(1) 人口-職業構造-農民

1818年の統計によれば、約370万人のバイエルン住民は208の都市、40の市(Markt)、2342の村落、199962の農園に居住しており、首都ミュンヘンには1813年の人口が51400人しかいなかった。人口密度は地域的相違があり、集落形成から見ても、南シュヴァーベン、オーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルンでは拡散した住居が見られるが、反対にプファルツ、ウンター・フランケンでは都市的な人口密度の濃い村落が見られた。全体としてバイエルンは農村構造を人口面からも示していた⁽³⁾。

職業の中心を占める農業では18世紀では全人口中82%を占めており⁽⁴⁾、時期は少しのちになるが1840年になっても全人口中74%を占めていた。特

にバイエルンの核となるオーバー・バイエルンの農業人口は、ミュンヘンという大都市があるため56.7%であった⁽⁵⁾。では大部分の人口を占める農民の社会的な地位はどのような形態であったのであろうか。

農民の地位を1809年に農業の進歩のために設立されたバイエルン農業協会 (Landwirtschaftlichen Verein in Bayern) の構成員から考えると次のようになる。その構成員は大土地所有貴族・官僚貴族 (50-60%)、ブルジョア官僚・大学教授 (30%)、大農民 (15%) であった。それ以外の大部分の農民はその構成員にもなれなかった⁽⁶⁾。農民は名目的に第四階級と認められた通り社会的評価は低かったのである。

現実の農民生活を浮かび上がらせるために、当時の平均的と思われる農民の例を取り上げておこう。1814年オーバー・バイエルンからの報告によると、5人家族の農家はその生活を維持するために最低26タークヴェルク (Tagwerk、約8.7ヘクタール) を必要とした。また、ニーダー・バイエルンの報告では、一年に必要な生活費は700flで、それで夫婦と二人の子供ないし一、二名の使用人を賄えたという。1785年の都市中間層の四人家族がその生活費を995fl要したことを考えれば、平均的農民の年収は決して高くはない⁽⁷⁾。当時、政府が助任司祭 (Vikar) に支払う年額が600から800flであるから、ほぼ同額に近いと考えられる。これが多いか少ないかは簡単に比較できないかもしれないが、1808年の法令 (Edikt) によって隷農制 (Leibeigenschaft) から解放されたとはいえ、農民は社会からの構成員とは認められていなかった。ただ注意すべきはこの規模の農家が約77万世帯 (約300万人) 存在していたことである⁽⁸⁾。その数字からも分かるように一家族は四名から五名から成り立っており、農業従事者は家族または使用人に限定されていた。だから、19世紀前半までにバイエルンは経済上から土地経営の上では中小規的な農業国家となっていたのである⁽⁹⁾。

(2) 農業構造

農業構造を土地の所有構造、土地所有、生産形態の各レベルでバイエルン農業を考えておこう。近年農業経済の研究は、第二次世界大戦後いち早くミュンヘン大学のリュトゲ教授によって着手されている。彼の見解を参考に説明しておきたい⁽¹⁰⁾。

①土地所有

18世紀のバイエルン農業は農耕に適する耕地が少なく、ドナウ川流域を除き半農半蓄の段階にあった。上級所有権はプロイセンのそれと異なり自己による直接経営を嫌い、地代取得者の立場となっており、そのため農地が孤立農園という形で分割されていた。その当然の結果として、農業経営は各用益権を持つか下級所有権者である農民を基本単位としていた。上級所有権と下級所有権の関係は法的には物権化されており、プロイセンのような人的支配でなく、両者の給付関係になっていた。だから、小農村という村落制度が社会経済の共同体として中核をなし、それが荘園制の中でハウプトマンシャフト (Hauptmanschaft) を形成し、末端領邦行政の自治組織として機能していた⁽¹¹⁾。

18世紀土地を支配した社会層は、ラント領主、貴族領主、教会領主であった⁽¹²⁾。それぞれ約14%、約24%、約56%と農場を所有していた。他邦と異なる点は教会に属する保有地の規模とは関係なく、約60%を教会領主によって支配されていた⁽¹³⁾。バイエルン農業構造の特徴として重要なのは上級所有権としての教会 (ないし領主、貴族) が土地 (上級所有権) を支配しているにもかかわらず直営地を持たずに小規模な定期借地、ないし分益小作の所有地を農民による経営に任せており、「世襲農民保有地」(下級所有権) を農民に保証したことである⁽¹⁴⁾。だから、プロイセンのような人的支配ではなく、あくまでも給付関係はバイエルンでは成立していた。もっともこの制度はバイエルン農民をプロイセンのそれ以上に伝統に固執する性格

を植え付けていったのである⁽¹⁵⁾。

②土地相続

上級・下級所有権はいかなる形で相続されたのであろうか。これは「世俗化」後の農民の地位に関係する。

相続方法は一括相続と自由分割相続とがあり、古い部族法は後者を採用していた。上級所有権を持つ社会的上層は一括相続を主としており、ラント領主も農民の持つ用役権を立法によって一括相続に変更しようとした。しかし18世紀末においても大部分の農民は自由分割相続を用いていた⁽¹⁶⁾。ただ、リュトゲの説明には一定の考慮が必要である。

具体的に見ておこう。地域的に分類して、ウンター・フランケン、オーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルン、シュヴァーベン、オーバー・プファルツ、ミッテル・フランケンは単独相続を採用していた。そのため19世紀初期の財政悪化、上級所有権の崩壊、農地開発の理由も加わって、平均して中小規模農民層が結果的に増大することになった⁽¹⁷⁾。たださきに記したように土地経営を農民に任せただけに、大土地を中心とするユンカーと異なり、バイエルン農民の経営規模は小さかった。これがバイエルンの土地所有構造の特徴を決定した⁽¹⁸⁾。

③生産形態

19世紀を通じてバイエルンは三つの農業生産地帯から成り立っている。これらは、①散居農場（Einordhof）である大農地帯のオーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルン、②中農経営が支配的なフランケン、シュヴァーベン、③小農経営が支配的なウンター・フランケン、プファルツである⁽¹⁹⁾。19世紀初期、国家の成立と並行し、財政難の問題も絡みつつ、農業技術と農業政策が進展した。例えば、新しい輪作（Fruchfolge）、荒廃地の耕作、栽培植物、家畜用牧草の採用などが試みられており、農業生産の拡大が計

画された⁽²⁰⁾。

18世紀から19世紀にかけて、農民の環境は上級所有権の「世俗化」によって大変動をきたした。バイエルン農業構造の中で土地所有を中心に考えれば、上級所有権と下級所有権の関係は分解過程にあり、すなわちそれは「農民解放」の過程でもあり、「世俗化」によっていったん国家に属した土地はその後農民に売却されたため以前の上級所有権は1848年までに解消するのであった⁽²¹⁾。けれども、農業生産者の構成から考えると、農民は人口・職業構造で考察したように土地所有の変化に関わらず、小農村に居住する家族労働を中心とする生産形態に変化はなかった。だから、所有と生産の両面から考えると、従来上級所有権から与えられてきた用役権が所有権となり、農民にとって自らの土地になったとはいえ、生産者としては以前と同様の土地を家族で耕作することには変化はなかった。もっとも、用役権から所有権への移転に際して、農民に対する国家の債権が残ったのである。それでは社会経済的側面から考えて、農民のメンタリティは変化したのであろうか。

農村社会の支配者は国民のごく一部から形成され、生産者である大部分の農民から峻別されている。だから、農業社会は支配層と農民の分離、さらに階級間の不平等を隠すよりは誇張する傾向がある。社会各層は国民の文化的同質性というより、相違を特徴としており、その文化的亀裂は垂直になりがちである⁽²²⁾。

2. 社会的統合

(1) 社会的上層の価値観

ドイツ啓蒙思想はイギリス、フランスと異なって、専制主義を否定的に考えず、反対に伝統的な体制に組み込まれて機能していた⁽²³⁾。本来の啓蒙思想の普遍的理念は旧体制から個人の解放であるはずだが、ドイツの啓蒙

思想は最初から「啓蒙」の限界をその担い手の思考・行動に内在した⁽²⁴⁾。

啓蒙思想はドイツにおいて18世紀に社会の精神的潮流をなした。19世紀初頭にバイエルンでも高級官僚を中心とした政治的支配層が啓蒙思想をもって近代国家建設に関わった。彼らの目標は一方において合理性に基づく科学・教育・社会政策を促進し、他方においてイエズ会の影響から社会を解放することにあつた⁽²⁵⁾。ここでは少し歴史的に概観しながら、官僚層の精神構造を確認しておこう。

バイエルンの啓蒙思想史は三段階に区分される。

第一段階はカトリック改革運動 (kathorischen Reformbewegung) から開始し、1759年科学アカデミー (Akademie der Wissenschaft) の設立までの時期である⁽²⁶⁾。1700年頃から始まる僧院ルネサンスから新しい僧院文化が初期の啓蒙思想の特徴を表していた。それは教会と国家との公的活動において合理主義を強調し、明らかな形で反イエズ会的な主張をした。官僚は啓蒙思想を絶対主義国家を追求するために利用し、アカデミー設置を宣言したのである。これ以降から第二段階が開始する。

第二段階は絶対主義的プログラムの受け入れから1776年の啓明結社 (Illuminatenbund) 設置までであった⁽²⁷⁾。アカデミーは領邦国家において絶対主義を普及させる役割を果たし、それを啓蒙思想で表現したのである。その代表的人物はオスターヴァルト (Osterwald)、クライストマイヤー (Kreistmayer) らであった。彼らは教会を国家に従属させる国教化高権を理論化した。これは絶対主義領主からの要望でもあった⁽²⁸⁾。啓蒙思想は1773年のイエズ会の廃止においてある頂点を迎えるのである。さらに、アカデミーは教育改革を宣伝し、修道院が支配する学校制度を国家の管轄下に置くことも主張した⁽²⁹⁾。けれども、現実の教育制度は領邦絶対主義側に移ったとはいえ、教師不足から旧制度のままとならざるをえなかった⁽³⁰⁾。

第三段階は18世紀末からの25年で、この期間では啓蒙思想はその科学性を薄め、教会の影響から社会の解放だけを先行させることになったのであ

る⁽³¹⁾。Ch・ヴォルフ (Ch. Wolff) の精神で養成された官僚が活躍するのである⁽³²⁾。

この思想潮流は1802年に移転したランツフト大学で後期啓蒙思想を開花させ、その政治的推進力を大いに発揮した⁽³³⁾。同大学でモンジュラを中心とする啓蒙官僚が育つのである。この啓蒙思想の影響は19世紀に入って官僚層だけでなく、例えば医者、商工業者など都市ブルジョアジーにも及び、彼らをカトリック教会の影響下から離反させる一因をなしたのである。これらの社会層はフランス革命初期の段階において、教会と国家の改革運動の担い手でもある。ただ、啓蒙思想は農村社会には決して浸透できなかった⁽³⁴⁾。重要なことは、啓蒙思想が時代の潮流であったとしても社会全体に浸透したのではなく、啓蒙思想を身につけた階級だけがそれを同じ階級に伝搬したのである。そのため啓蒙思想を担ったのは高級官僚であったとしても、必ずしも下級官僚ではなかった。

18世紀後半から政治的支配層内を席卷した啓蒙思想は後年のモンジュラ時代の国家と教会との関係で考慮すれば、両者の激しい対立の前触れをなすものであった⁽³⁵⁾。その具体的な表現がガルクニズム (Gallikanismus)、ヨーゼフ主義 (Josephnismus)、フェブロニウス主義 (Febronianismus) であった⁽³⁶⁾。ただここで注意すべきは、教会から官僚に協力した啓蒙主義的な司祭が存在したことである⁽³⁷⁾。その代表的人物は元啓明結社メンバーであったヘフェリン (J. B. C. Häffelin) である。彼はモンジュラ体制下でローマ法王との政教条約締結のためバイエルン大使として活躍することになる。また、文化面ではシュタットラー (Stattler) が活躍した。元々カトリック啓蒙運動の中心はランツフト大学であった。そこで、元イエズ会士シュタットラーはフェブロニウス精神で神学、教会法を教授していた⁽³⁸⁾。

1806年マキシリアン・ヨーゼフ四世の国王即位はバイエルン国家にとって歴史的イベントであったが、高級官僚を中心とした社会上層は啓蒙合理主義

を支援しながら、近代国家建設を国王の支持を背景に大改革を実行したのである⁽³⁹⁾。

(2) 社会的下層の価値観

1970年以降、歴史学の分野で発展した家族史、または社会史は社会的下層の文化研究を豊かにし続けている。いくつかの見解を比較しながら、バイエルン社会的下層の文化・価値観を考察しておこう⁽⁴⁰⁾。

家族史研究者ショーターによれば、バイエルンは1790年から1860年までの期間にモラルの相当な変化があり、個人の内面生活において旧来の価値体系が崩壊し、価値の「近代化」が進行したと力説する。そのモラルの変化の象徴は当時の日常生活の変化から説明され、その変化は政治的結果を伴ったとも述べている。そのため社会的な権威がぐらつき、個人の自治意識が強まって、従来とは異なった国民文化が大地主、大商人、ブルジョアを中心に下層にも浸透していった。例えばその変化は手工業の親方と職人・徒弟、雇用主と労働者、農民と農業使用人などの関係にも現われ、旧来からの両者の家長的性格を一掃してしまった。要するにショーターの主張するところを整理すれば、バイエルンは18世紀から19世紀にかけて、個人の内面生活に大きな変動を経験したのである。さらにショーターはバイエルンの例をヨーロッパの原型であるとまで主張する⁽⁴¹⁾。

これに対してシューターの主張する下層の価値体系の変化を基本的に認めつつも、教会と下層との関係において、ショーターの見解に一定の考慮を提出したのがミュンヘン大学のボズル学派に属するファイヤーである。ファイヤーによると、18世紀後半に下層の間に旧来の労働観に対して新しい労働エートス (neue Arbeitsethos) が出現し、この新しい「徳 (Tugend)」をめぐっての農民の賛否を解明することが下層の宗教的態度を理解することに関係すると言う⁽⁴²⁾。変化する以前の18世紀の農民は現実の様々な現象を個々にはっきりと区別できず、日常生活 (例、農業の豊作・不作) での

出来事を道徳、経済、政治の各レベルを宗教的な領域と混同して考えていた⁽⁴³⁾。

ところが18世紀後半に新しい労働エートスが現われ、バイエルン社会の一部、つまり下層の間に定着し、確固たる地位を占めた、とファイヤーは指摘している。その根拠は急速な生活テンポの変化にあり、それはバイエルンの日々の生活の底流をなしたのである。その新しい労働エートスは非宗教的現象であった。ただ19世紀においては18世紀からの精神主義と19世紀の物質主義が共存しており、信仰としてのキリスト教徒と下層生活とはうまく統合されなかったのである⁽⁴⁴⁾。同様なことが社会一般にも見られたと言われる。従来下層のパトロンの地位にあった教会は19世紀初期の諸事件で、その機能を減少していった。教会による下層への影響は農民の家族関係にも変化をもたらした⁽⁴⁵⁾。けれどもファイヤーは18世紀後半から19世紀にかけての時代を完全に従来の価値観を変更したとまでは断言しないが、特に1800年から1850年には宗教と密接につながる束縛はかなりの程度緩和したと論じている⁽⁴⁶⁾。

以上、ショーターとファイヤーの内面的な変化という考察に対して、外部からによる価値体系の変化を論証したのが、ファイヤーと同じボーズル学派に属するブレッシンクである。彼は一連の論文と著書においてバイエルン国民の精神構造を追究し、以下のように論述する。

18世紀において、各社会層はその社会的地位をいろいろな形によって規定あるいは拘束されており、例えば教会の座席順、飲食店のテーブルの座席などが個人の社会的な地位を象徴していた。同様に社会的地位に基づいて、その家族内での社会化が強く働いていた。ところが連続した戦争が経済的没落を引き起こし、続いて「世俗化」「陪臣化 (Mediatisierung)」、国内の政治変動、「ナポレオンによる地域秩序 (napoleonischen Raumordnung)」が生じた⁽⁴⁷⁾。特に社会的下層はその生活空間において心理的、物質的、社会的次元で、従来の行動レパートリーから逸脱し、一

部の下層は性、労働、共同体の従来のモラルに反する行動を取り始めた⁽⁴⁸⁾。そのため農民と使用人の家父長的関係は労使関係に変質していった。19世紀初めから個人的自由が高まるのであった。この変質の現象は家畜飼育による現金収入の増加も手伝って、食生活の嗜好品の普及にも見られた⁽⁴⁹⁾。そのうえ都市住民の精神構造はブルジョア、高級官僚、将校、大商人たちがピクニックや避暑のようなレジャーといった形でそれまでそれらの社会層になかった価値観を普及させたのである。これらの今までとは異なる価値観が行商人、ブローカーという人々によって農村社会に流入してきており、例えばミュンヘン周辺地域には既存の規範に対する下層からの反発が集積されていた、と言われる⁽⁵⁰⁾。また農村の若者は兵役に就くことで都市の雰囲気を受け入れもした。

ただ注意すべきは社会の変化が一様にあるのではない、とブレッシンクは例を挙げて指摘する。ある地域ではキリスト教伝統は順守され、それを維持されていた。その地域はアルト・バイエルンの村、諸都市の社会文化的環境である。これは伝統的な教会に承認された価値・規範への忠誠心を持つと同時に、国王と宮廷を邦、すなわち自分たちの代表と見なしていた。この価値体系はカトリック教会の支配下にある初等教育という社会化機関によっても維持されていたのである⁽⁵¹⁾。ここに見られるのは圧倒的に農業・手工業に従事する人々であり、彼らは情報、技術革新からほど遠い世界に住む多数のカトリック教徒でもあった⁽⁵²⁾。この人々に19世紀後半、愛国党（Patriotspartei、その後のバイエルン中央党）の支持者を見ることができる。

以上、ショーター、ファイヤー、ブレッシンクといった研究者の個々の説明での共通点は、伝統的価値体系の変質が程度の差はあるとしても認められる。この三者と異なる見解をまとめ、バイエルン農村社会の精神構造を解明しようとしたのが、イギリスの歴史家リーである。以下、リーの見解をまとめておこう。

ファイヤーは工業化、「世俗化」、農業改革の着手以前に伝統的な社会的権威が崩壊したと述べ⁽⁵³⁾、またプレッシンクは農村社会では個人の自己意識の変化と自己意識の高揚が見られたのが特徴であると主張する⁽⁵⁴⁾。さらに19世紀の農民の無関心、不安感、逸脱行動が封建的な世界像を破壊したとも述べている⁽⁵⁵⁾。19世紀初期の「世俗化」によって社会的空白が生まれ、国民的な統合が創造されたのである。そのことは官僚による農村社会の再組織化を容易にした⁽⁵⁶⁾。ここにおいてバイエルン国家は多様な立法を用いて農村社会の価値体系を操作し、変更しようとした⁽⁵⁷⁾。ただあまりに変化を強調するのは後の歴史において農民が示した行動から考えれば矛盾が現われるであろう。

リーは、経済的にも親族 (kin) 農業家族による経営では重要な役割を果たしてきたし、親族と地域的結びつきも19世紀初期には変化しなかった、と説明する⁽⁵⁸⁾。またリーは家族を取り巻く村落共同体において外的な変化に対する閉鎖性を指摘し、それを日常の人々の接触、共通目的、個人的親近感の例で示している⁽⁵⁹⁾。それゆえローカルな村落共同体は伝統的機能を維持していたのである。この村落共同体を維持する考え方は農村社会において生活するための必須条件であり、それは共同体内での各人がその機能の維持を割り当てられている重要な義務でもあった⁽⁶⁰⁾。

それでは後年はっきりした形で農民層に定着したバイエルン・ラント愛国主義はどう理解すればよいのであろうか。価値体系が変化すれば伝統的な愛国主義は維持されなかったはずである。リーの説明する農村社会の住民が伝統的価値観を堅持し、それが領主との個人的な忠誠心とむすびつていならば、ラントと農村社会とヴィテルスバハ家を介してバイエルン愛国主義に発展しても不思議ではない。つまり村落共同体の「我々意識 (Wir-Gefühl) が農村社会に定着している限り、バイエルン愛国主義は成立しえたのである⁽⁶¹⁾。それゆえに神聖ローマ帝国との歴史的な継続性と亀裂が全社会層に拡大したとき、バイエルン全土に「バイエルン・ナショナル」

な感情が伸張し、いわゆる分権主義 (Partikularismus) と連邦主義 (Föderlismus) をバイエルン住民の意識に定着していったのである。

要するに前三者と異なって、リーの議論はローカルな共同体が社会的、経済的相違によって運命づけられたとはいえ、農村社会の伝統的な役割は19世紀初期に生じた外的変化では崩壊しなかったと結論づけている。それでは社会的下層の価値体系をどのように理解すべきであろうか。

まず社会的下層とカトリック教会との関係を考えておこう。下層の脱教会化 (Entkirchkichung) の現象が見られたかどうかである。

カトリック教会は社会的下層には二つの意味を持つ存在であった。ひとつは聖界と俗界を媒介する役割を果たすことである。教会は宣教、宗教儀式を通じて農村に影響力を発揮していた。もうひとつは教会が下層にとって世俗社会を理解、解釈する行動規範としての制度の機能を果たしていた。それは農民が教会に承認された価値体系で生活を送ることを意味した⁽⁶²⁾。19世紀初期の「世俗化」以降、聖界による経営領主制が存在しなくなり、その支配が国家に移行したため教会の影響力現象は否定できなかった⁽⁶³⁾。このことは教会にとって世俗社会に対する精神的な独占権を失うことを意味したのである。もっとも農民は「脱教会化」したわけではなかった⁽⁶⁴⁾。19世紀後半まで農民はその「世界像」の理解や解釈においてまずに教会を志向したのである。それは住民が最低週一回の教会への礼拝などの宗教行事を欠かさず、それが農村社会に根づいていた⁽⁶⁵⁾。ただし脱教会化は階層別にみると、手工業者、小商人などの小ブルジョアジーにまで広がった⁽⁶⁶⁾。都市は脱教会化の傾向を示しつつあった。さらに性別で述べれば、脱教会化は特に男性が多かった⁽⁶⁷⁾。

これまでの各研究者の説明では農村社会の価値観が変化したとも言えるし、また反対に変化しなかったとも言える。その理由は各論者たちが一様ではないとしても、バイエルン住民を一面的に捉えるところがある。社会的下層を地域ごとに把握しておく方が農村社会の雰囲気を理解できる。

19世紀初期、短期間でバイエルンは領土を拡大し、異質な地域を獲得した⁽⁶⁸⁾。宗教的にはカトリック、プロテスタント、改革教会、地理的にはアルト・バイエルンに加えてフランケン、シュヴァーベンなど、バイエルンではそれぞれ固有の歴史があり、そのため政府は上からのイデオロギーをもって国家統一を完成しなければならなかった⁽⁶⁹⁾。本来のバイエルンの中核であるカトリックのアルト・バイエルンは、1802年から1816年までの期間にかけて性格の異なるプロテスタント地域を統合しなければならなかった⁽⁷⁰⁾。ノイ・バイエルンは農業・商業の増加と土地相続を通じて住民の増加が見られ、中部ヨーロッパ的な発展があったオーバー・プファルツは多くの住民が土地不足のため商業活動を求めて都市に移住する傾向があった⁽⁷¹⁾。特に宗教的に隔たった立場にあるのがプファルツであった。この地域の住民はプロテスタント教徒が多数を占め、アルト・バイエルンが有する価値観にはなじめなかった⁽⁷²⁾。

これに対してアルト・バイエルンはノイ・バイエルンの地域と対照をなした。農民の家族計画、経済成長の低成長、制限的な政策などによる定住権、婚姻制限などが人口増を抑制していた。だからアルト・バイエルンの住民は農業経済を中心にしつつ、国家と社会に対して保守的な意識を強く持っていた⁽⁷³⁾。

このように各地域社会はバイエルン国家内において、宗教、住民、所有関係、生産構造、経済状況の各レベルで相違があった⁽⁷⁴⁾。結果的に政治的忠誠のちがいが微妙に表れてくるのである。つまりアルト・バイエルンではバイエルン国家に対する忠誠は高く、反対にノイ・バイエルンではそれは低い⁽⁷⁵⁾。それゆえに地域差を持つ社会構造を取り込むためには啓蒙官僚による「上からの革命」がどうしても必要だったのである⁽⁷⁶⁾。これらの地域的特殊性は村落共同体という同質的な空間において労働、宗派から住民の世界像まで水平的団体的な密着性 (horizontalen korporativen Kohision) を有していた。それは政治的にはその地域の支配のあり方によって左右さ

れたのである⁽⁷⁷⁾。

19世紀初期のバイエルンはショーターの述べる「伝統社会」の終了までとは言われなくても、静態的な社会を終了し社会・経済・文化の変動を経験した⁽⁷⁸⁾。この時期はプレッシングの説明する「部分的変化」の時代であった。19世紀初期の農村社会は重大な変動を体験した⁽⁷⁹⁾。だからバイエルン社会を考える場合、水平的、垂直的な視野で変化した部分と変化しない部分をその中核地域であるアルト・バイエルンを対象として論じる必要がある。要するに変化した部分は社会全体としては経済変動である。官僚が実行した「世俗化」や農業改革は国家の経済的「近代化」と資本主義的な生産関係を発展させることになった。これに対し変化しなかった部分は生産者の基本単位である農民家族の価値体系である⁽⁸⁰⁾。バイエルンの農民は社会関係における基本単位であり、それはカトリック教会とメンタルな部分で強く結びついていた⁽⁸¹⁾。それがアルト・バイエルン社会に浸透していた。

(3) 新しい思想潮流

19世紀初期、明確な形でロマンティークは政治的表現や政治的決定に大きく影響することはない。ロマンティークは「王冠と祭壇 (Thron und Altar)」という形でバイエルン三月前期 (1825-1848年) に表れてくる⁽⁸²⁾。ロマンティークは上では教会の神学から下では住民の生活まで、三月前期における精神潮流を再編することになる。さきに教会との関連で論じるので、ここでは概略的に記述することだけにとどめたい。

ロマンティークはナポレオン侵攻に際し、ドイツ民族に「抵抗」を促した点では「自由」を求める解放であった。ところが他方、1813年解放後、封建貴族はロマンティークの持つ民族感情を利用して自己の地位の回復を図ろうとし、反動的な行動に出るのであった⁽⁸³⁾。ロマンティークは中世の領邦国家を構想していたのである⁽⁸⁴⁾。反動勢力と結びつく契機がそのため

にも用意されていたのは当然であった⁽⁸⁵⁾。この思想は歴史的現実には合わず、あくまでも観念の世界でしか成り立たなかった。つまり時代の推移とともに新しい社会階級の出現はロマンティークを圧迫するのである⁽⁸⁶⁾。

それではバイエルン・ロマンティークはどのような形で展開したのだろうか。モンジュラ時代からルートヴィヒ一世の時代にかけて、ロマンティークは雌伏期であった。

まずロマンティーク運動は1800年インゴルシュタットからランツフトに大学が移転した時点に開始し、ミュンヘン・ロマンティークの教会・学校政策活動の最盛期を迎えるのである。19世紀初期のロマンティークは1826年にミュンヘンに大学が移転したときに最も影響力を持つに至る。その具体的な形が啓蒙時代に抑圧を受けていた修道院の回復であった⁽⁸⁷⁾。ただ当時ランツフト大学での精神状況は啓蒙思想からロマンティークという明確な流れがあるわけではなく、両者ないしその他の思想が混在した状態であった⁽⁸⁸⁾。ロマンティークの確たる契機となるのは1802年にF・J・v・シェリンクへの名誉学位授与以降である⁽⁸⁹⁾。これがミュンヘン・ロマンティークと呼ばれる潮流を形成する。シェリンクはすぐにベルリン大学に移るが、この運動は保守的なロマン主義者F・J・シュタルが後を継ぎ、20年間大学行政で大きな役割を果たすことになった⁽⁹⁰⁾。特にこの時期、ランツフト大学において教育をうけたのちの国王ルートヴィヒ一世はその影響を受けた代表的人物であった。このロマンティークは啓蒙思想からの変動やその防衛と言う意味を超えて、新たな思想を根付かせる刷新過程への道を開いた。しかしまだ啓蒙思想が風靡する時代においては、その成熟には時間を待たなければならなかった⁽⁹¹⁾。

ランツフトのロマンティークは組織的にはJ・M・ザイラー (Johan Michael Sailer, 1751-1832年) とF・K・サヴィニー (Friedrich Karl Savigny, 1779-1861年) を中心に形成された。ランツフト・ロマンティークは意識的に啓蒙思想に対抗しつつ、特にザイラー・サークルは反啓蒙主

義者 (Obskuranter)、僧侶 (Mönch)、神秘主義者 (Mystiker) などをメンバーとし、三月前期のルートヴィヒ一世の宮廷内での助言者という役割を担ったのである⁽⁹²⁾。このロマンティークは三月前期のキリスト教に基づく君主制のバックボーンとなり、国王の専制政治と矛盾しない限り国家を伝統的な方向に位置づけるのであった。このロマンティークな専制政治は自由主義エリートとバイエルン政治の上で対立を引き起こし、その結果1840年代には「反動化」するのである⁽⁹³⁾。

重要なのはモンジュラ時代においても住民、特に農民である下層の信仰が壊されずにその生命力を次の時代である三月前期まで温存でき、国家による組織的な宗教革新 (religiöse Erneuerung) を準備したことである⁽⁹⁴⁾。これを利用して再編成を画策したのがカトリック・ロマンティークであった。それはモンジュラ失脚後、国家の基本方針として採用されるのであった⁽⁹⁵⁾。

- (1) Fried, P., Die Sozialentwicklung in Bauerntum und Landvolk, Spindler, M. (Hrsg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte IV/2*. München, 1974/75 (以下、HB.IV/2と略す), S.751-781, Blessing, W.K., Umwelt und Mentalität in ländlichen Bayern. Eine Skizze zum Alltagswandel im 19. Jahrhundert, *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd.19, 1979 (以下Umweltと略す), S.4-5. Vgl. Demel, W., *Der Bayerische Staatsabsolutismus 1806/108-1817. Staats- und Hintergründe der Reformära in der ersten Phase des Königreichs Bayern*, München, 1983.
- (2) Gruner, W. O., *Das Bayerische Heer 1825-1864. Eine kritische Analyse der bewaffneten Macht Bayerns vom Regierungsantritt Ludwigs I. Bis zum Vorabend des deutschen Krieges, Boppard am Rhein bis zum Vorabend des deutschen Krieges*, Boppard am Rhein, 1972, S.30-31. 商工業の発展については、岩橋誠一「バイエルンにおける重商主義工業政策 — マニファクチャ政策を中心に—」『六甲台論集』第18巻第4号、昭和47年。
- (3) Gruner, aa.O., S.29. バイエルン史全体から考察としては、Kölner, H.-M., Schmid, A., *Altbayern und Schwaben*, Stuttgart, 2006を参照。
- (4) Lütge, F., *Die bayerische Grundherrschaft. Untersuchungen über die*

- Agrarverfassung Altbayerns im 16.-18. Jahrhundert*, Stuttgart, 1949, S.8.
- (5) Zorn, W., Die wirtschaftliche Struktur Altbayerns im Vormärz (1815-1848), *Oberbayerisches Archiv*, Bd.93, 1971, (以下Altbayernと略す) S.190.
- (6) Haushofer, H., Bäuerliche Führungsschichten in Bayern in 19.-20. Jahrhundert, Franz, G. (Hrsg.), *Bauernschaft und Bauernstand 1500-1970*, Stuttgart, 1975, S.226.
- (7) Lenk, L., Die Bauern im bayerischen Landtag (1819-1970), Franz, *a.a.O.*, S.247.
- (8) *ibid.*, S.250.
- (9) Lee, R., Family and Modernisation: The Peasant Family and Social Change in Nineteenth-Century Bavaria, Evans, R. J. /Lee, W. R.(eds.), *The German Family. Essays on the Social history of the Family in Nineteenth and Twentieth-Century Germany*, London, 1981 (以下Family and Modernisationと略す), pp.90-95.
- (10) Lütge, *a.a.O.*, S.9ff.
- (11) *ibid.*, S.8f.
- (12) 伊藤栄「19世紀におけるドイツ農業改革の展開過程 —バイエルンを中心に—」『政経論叢』第12巻第14号、昭和39年、28頁。プレントナー、L. 我妻栄・四宮和夫訳「旧バイエルンにおいてなにゆえに、農民的土地保有会支配的であるのか。」『プロシヤの農民土地相続制度』昭和31年 179頁。
- (13) Lütge, *a.a.O.*, S.4ff.
- (14) *ibid.*, S.8f.
- (15) プレントナー、前掲書、102頁。
- (16) Lütge, *a.a.O.*, S.94ff, S.105.
- (17) Blessing, *Umwelt*, S.2-3.
- (18) Pietrusky, U., *Raumdifferenzierende bevölkerungs-und sozialgeographische Strukturen und Prozesse im ländlichen Raum Ostniederbayerns seit dem frühen 19. Jahrhundert*, München, 1977, S.25. 1853年の統計によればバイエルン全体の平均経営規模は4.5ヘクタールで、オーバー・バイエルン8.3ヘクタール、プファルツ2.6ヘクタール、ウンター・フランケン2.8ヘクタールなどであった。
- (19) Zorn, W., *Kleine Wirtschaft-und Sozialgeschichte Bayerns 1806-1933*, München, 1962, S. 37.
- (20) Haushofer, *a.a.O.*, S.235.
- (21) Hausmann, F., *Die Agrarpolitik der Regierung Montgelas. Untersuchungen zum gesellschaftlichen Strukturwandel Bayerns um die Wende von 18. zum 19.*

- Jahrhundert*, Frankfurt am Main, 1975, S.271-272.
- (22) Gellner, E., *Nation and Nationalism*, Oxford, 1983, pp.9-10.
- (23) 原田剛『ヨーロッパ政治思想史』御茶の水書房、1980年、293-294頁。
- (24) 山崎正一『近代思想史論 —〈近代化〉の思想構造—』東京大学出版会、1956年、66-67頁。
- (25) Düllmen, R.v., Zum Strukturwandel der Aufklärung in Bayern, Prinz, F. /Schmale, F. -J. / Seibt, F.(Hrsg.), *Bayerische Geschichte als Tradition und Modell. Festschrift für Karl Bosl zum 65. Geburtstag*, München, 1973 (以下 Strukturwandelと略す), S.662. Vgl. Dülmen, R. v., *Aufklärung und Reform in Bayern. II. Die Korrespondenz des Pollinger Prälaten Franz Töpsl mit Gerhoh Steigenberger (1773-1787/90)*, München, 1970.
- (26) 18世紀の記述としては、Hammermayer, L. Das Ende des alten Bayern. Die Zeit des Kurfürsten Max III. Joseph(1745-1777) und des Kürsten Karl Thodor (1777-1799), HBIV/2, München, 1969, S.983-1102, Bauereiss, R., *Kirchengeschichte Bayerns VII*, St. Ottilien, 1970, S.381-425を参照。
- (27) 啓明結社についてはHammermayer, L., *Der Geheimbund der Illumination und Regensburg*, 1970. S.61-92.
- (28) Dülmen, Strukturwandel, S.667.
- (29) Grassl, H., *Aufbruch zur Romantik. Bayerns Beitrag zur deutschen Geistesgeschichte 1765-1785*, München, 1968, S.131ff.
- (30) Dülmen, Strukturwandel, S.669.
- (31) *ibid.*, S.675.
- (32) *ibid.*, S.678. 啓蒙と改革についてはDülmen, R.v., *Aufklärung und Reform in Bayern II. Die Korrespondenzen des Pollinger Prälaten Franz Tösl mit Gerhoh Steigenger (1773-1787/90)*, München, 1970を参照。
- (33) Bosl, K., Aufklärung und Romantik an der Reformuniversität Landshut, *ZBLG*, Bd.35, 1972 (以下Aufklärungと略す), S. 876-877.
- (34) Blessing, K., Staat und Kirche in der Gesellschaft, Göttingen, 1982 (以下Staatと略す)。
- (35) Schwaiger, G., *Die altbayerischen Bistümer Freising, Passau und Regensburg zwischen Säkularisation und Konkordat(1803-1817)*, München, 1959, S.70, S.156.
- (36) Phayer, F. M., *Religion und das gewöhnliche Volk in Bayern in der Zeiten 1750-1850*, München, 1970, S.52-54.
- (37) Dülmen, Strukturwandel, S. 663.

- (38) ロジェ, L・J 他, 上智大学中世思想研究会訳・監修『キリスト教史 7 啓蒙と革命の時代』平凡社ライブラリー, 昭和56年、222-223頁。
- (39) Bosl, *Aufklärung*, S.882-883.
- (40) ここでは直接引用しないが、以下の社会的下層の研究がある。
 Hilderbrand, D., *Das kulturelle Leben Bayerns in letzten Viertel des 18. Jahrhunderts im Spiegel von drei bayerischen Zeitschriften*, München, 1971.
 Künther, C., *Menschen auf der Strass. Vagierende Unterschichte in Bayern, Franken und Schwaben in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts*, Göttingen, 1983.
 Baumann, A., Armit muss verächtlich bleiben... Verwaltete Armut und lebenssituation verwart Unterschichten um 1800, Düllmen, R.v. (Hrsg.), *Kultur der einfachen Leute. Bayerisches Volksleben von 16. bis 19. Jahrhundert*, München, 1983.
 Braatz, Th., *Das Kleinbürgertum in München und seine öffentlichekeit von 1830-1870. Ein Beitrag zur Mentalitätsforschung*. München, 1977.
 Sieder, R. S., Strukturprobleme der ländlichen Familie im 19. Jahrhundert, *ZBLG*, Bd.41, 1978.
 Hartinger, W., Zur Bevölkerungs- und Sozialstruktur von Oberpfalz und Niederbayern in vorindustrielle Zeit, *ZBLG*, Bd.39, 1976.
 なお、三月革命当時については、Reiter, H., *DIE REVOLUTION VON 1848/49 IN ALTBAYERN, Ihre sozialen und mentalen Voraussetzungen und ihr Verlauf*, München, 1983を参照。
- (41) Shorter, E., La vie intime. Beiträge zu seiner Geschichte am Beispiel des kulturellen Wandels in den bayerischen Unterschichten im 19. Jahrhundert, *Kölner Zeitschrift für Soziologie, Sonderheft* Bd.16,1972 (以下 La vie intimeと略す) S.530-531, S.533-546. なおショーターはこの論文に先立って *Social Change and Social Policy in Bavaria 1800-1860*, Ph. Diss. Harvard University, Cambridge, 1967を著わしている。
- (42) Phayer, *a.a.O.*, S. 198.
- (43) *ibid.*, S. 51.
- (44) *ibid.*, S.200.
- (45) *ibid.*, S. 254-255.
- (46) *ibid.*, S.251
- (47) Blessing, W. K., Umbruchkrise und Verstörung. Die Napoleonische Erschütterung und sozialpsychologische Bedeutung (Bayern als Beispiel),

- ZBLG*, Bd.42, 1979 (以下Umbruchkriseと略す), S.75-106.
- (48) Blessing, Staat, S.26.
- (49) Blessing, Umwelt, S.32,S.36.
- (50) Blessing, Staat, S.93-94.
- (51) Blessing, Staat, S.111. バイエルン人の国家意思については、Seibt, F., Die bayerische Reichshistoriographie und die Ideologie des deutschen Nationalstaats 1806-1918, *ZBLG*, Bd.28, 1965.
- (52) Blessing, Staat, S.10.
- (53) Phayer, a.a.O., S.52, S.175.
- (54) Blessing, Umwelt, S.16.
- (55) Blessing, Umwelt, S.18.
- (56) Blessing, K., Staatsintegration als sozialen Integration. Zur Entstehung einer bayerische Gesellschaft im frühen 19. Jahrhundert, *ZBLG*, Bd.42, 1978, S.652.
- (57) Lee, Family and Modernisation, p.86. ショーターの近代化論はあまりに直線的過程と自民族中心主義モデルすぎる、とリーは批判する。
- (58) Lee, Family and Modernisation, p.102.
- (59) Lee, Family and Modernisation, p.104. 19世紀初期バイエルンの村落の平均規模は小さい。例えば、フライジング司教区では1820年の全村の70%は50人以下であった。
- (60) Lee, Family and Modernisation, pp.104-105.
- (61) Blessing, Staatsintegration, S.652.
- (62) Blessing, Umwelt, S.13-14.
- (63) Phayer, a.a.O., S.75.
- (64) Blessing, Umwelt, S.18.
- (65) Blessing, Staat, S.19-20.
- (66) Blessing, Staat, S.98-99. ショーターは中間層が古い価値体系を維持していたと述べている (Shorter, La vie intime, S.546.)。
- (67) Blessing, Staat, S.99.
- (68) Weis, E., Der Staatsbauminister. Aus dem Leben und Wirken des Ministers Maximilian von Montegelas. *Unbekante Bayern Politik, Staat und Kirche I, II.*, 1980 (以下Weis, UB. II と略す)。統一後の人口数は1812年カトリック教徒2278000人、プロテスタント教徒708000人、ユダヤ教徒37000人、他宗派2957人であった。1806年プファルツの併合派さらに430000人を増加させた。プファルツはプロテスタントが多数であった。1818年の人口はプロテスタント731534

- 人、カトリック2254338人、1812年ユダヤ人30000人であった (Bachem, K., *Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumspartei, I.*, Köln, 1928(1967), S.204.; Vedeler, H.C., The Genesis of the Toleation Reforms in Bavaria under Montegelas, *Journal of Modern History*, vol.10, 1938, p.409.
- (69) Bosl, K. *Bayerische Geschichte*, München, 1980 (以下Geschichteと略す), S.155.
- (70) Pfeiffer, G. *Bayern und Brandenburg-Preussen, Ein geschichtlicher Vergleich*, München, 1984, S.110.; Lee, R., Zur Bevölkerungsgeschichte Bayerns 1750-1850: Britische Forschungsergebnisse, *Vierteljahresschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, Bd.62, 1975, S.309-338.
- (71) Blessing, Umwelt, S.15. Vgl. Schwaiger, G., *Die altbayerischen Bistümer Freising, Passau und Regensburg zwischen Säkularisation und Konkordat (1803-1817)*, München, 1959.
- (72) Blessing, Staat, S.108-109.
- (73) Blessing, Umwelt, S.16.
- (74) Blessing, Umwelt, S.20, Blessing, Staat, S.61.
- (75) Blessing, Staat, S.66.
- (76) Blessing, Staatsintegration, S.648-649.
- (77) Blessing, Staatsintegration, S.649.
- (78) Phayer, a.a.O., S.175. Schwarz, *Nahrungsstand und zwunger Gesellstand. Mentalitäten und Strukturwandel des bayerischen Handwerks im Industrialisierungsprozess um 1860*. Berlin, 1978, S.29.; Hesse, H., *Die sogenannte Sozialgesetzgebung Bayerns Ende der sechziger Jahre des 19. Jahrhundert*, München, 1971.
- (79) Blessing, Umwelt, S.15-21. 18世紀末の文化状況については、Hildebrand, D., *Das kulturelle Leben Bayerns im letzten Viertel des 18. Jahrhunderts im Spiegel von dreibayerischen Zeitschriften*, München, 1971を参照。
- (80) Fried, P., Reagrarisierung in Südbayern seit dem 19. Jaherhundert, Kellenbenz, H. (Hrsg.), *Agarisches Nebengewerbe und Formen der Reagrarisierung in Spätmittelalter und 19./20. Jahrhundert. Berichte über die 5. Arbeitstagung der Gesellschaft für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, Stuttgart, 1975, S. 177-194.
- (81) Lee, Family and Modernisation, p.91.
- (82) ロジェ, L. J. 他、上智大学中世思想研究所訳監修『キリスト教史 8』昭和56年244-245頁。

- (83) 矢田俊隆「ロマン主義と民族観念」『現代思想 Ⅲ』岩波書店、昭和32年、58-59頁。
- (84) 原田剛、前掲書、329-330頁。
- (85) 矢田、前掲論文、60-63頁。
- (86) 原田剛、前掲書、335-336頁。
- (87) Hahn, W., *Romantik und kathorische Restauration. Das kirchliche und schulpolitische Wirken des Sailerschülers und Bischofs von Regensburg Franz Xaver Scwäbl (1778-1841) unter der Regierung König Ludwig I. von Bayern*, München, 1970, S. 177.
- (88) Bosl, Aufklärung, S.879.
- (89) バイエルンでのシェリング哲学の受容については、Kantzenbach, F. W. Die Rezeption der Philosophie Schelling in Bayern. Beobachtungenzum süddutschen Theologiegeschichte (1800-1812), *ZBLG*, Bd.35, 1972, S.691-727.
- (90) Bosl, Aufklärung, S.879.
- (91) Bosl, Aufklärung, S.888-889.
- (92) Bosl, Aufklärung, S.883-884.
- (93) Blessing, Staat, S.60.
- (94) Blessing, Staat, S.84.
- (95) Vgl. Grassl, H., Münchner Romantik. Ein Beitrag zu ihrer deutschen und europäischen Bedeutung, *Der Mönch im Wappen. Aus Geschichte und Gegenwart des katholischen München*, München, 1960, S.323-360.; Blessing, Staat, S.84f., Hahn, *a.a.O.*, S.1ff.

第2章 政治構造

1. 主権国家をめぐる内外の展開

1799年マキシミリアン・ヨーゼフ四世（後の国王）はテオドール選帝侯の死で、その領地であるプファルツ・バイエルンを受け継いだ。これを起点として1818年憲法までの時期は近代バイエルン国家建設を考える場合には重要である⁽¹⁾。この時期に新しく獲得した領土は1945年まで変更されず、また1818年憲法を基礎とした政治構造は今日に至るまでその効力は多大な影響を残している⁽²⁾。

フランス革命の「国民・人民国家の理念」はその歴史モデルをイギリスやフランスのようにドイツではもたらすことはなく、絶対主義の理念が国民国家を求める下からのイデオロギーと対立しつつ、のちのアンシャン・レジームにおいても堅持されていた⁽³⁾。フランス、プロイセン、オーストリアに挟まれたバイエルンは当時の国際政治に左右されることが多く、バイエルン国家の指導者は国際政治をうまく利用しながら、その主権を維持しなければならない宿命を負わされていた。1805年バイエルンはプレスブルクの和約によってフランスから主権を与えられる南ドイツ諸国とともにプロイセン、オーストリアに対抗するライン同盟 (Rheinbund) を結成した。

解放戦争後、33の諸国家に整理されたドイツにおいて国家組織をどのよう
に推進するかで以下の四つの可能性があった⁽⁴⁾。

- ①以前の帝国構造の形態でドイツ帝国の再建
- ②民族的基盤の上にドイツ統一国家建設
- ③ドイツ連邦の結成 (統一国家と国家間の妥協)
- ④独立国家主権を承認した上での国家間同盟

①は新国際状況ではもはや不可能であり、②はプロイセン、オーストリアの利害が優先し、南ドイツ諸国の抵抗で失敗し、さらに③は全構成国の主権を放棄しなければならず、最終的に④の形に落ち着くこととなった。

1803年リート条約でバイエルンはプロイセン、オーストリア側に付くことで主権と領土を保障された。バイエルンは主権国家を維持し、ドイツ連邦 (Deutschen Bund) 内で第三の強国としての地位を確保したのである⁽⁵⁾。以上が19世紀初期バイエルンを取り巻く国際状況であった。バイエルン国家の独立は政治的支配層にとって内外の政治から主権をいかに維持するかであった。

陪臣化と「世俗化」は領土の統一という点でまとまりを促進した。バイエルンの中核地域であるアルト・バイエルンはフランケン、シュヴァーベ

ン、プファルツを獲得し、次第に編入された住民はバイエルン国家意識を吹きこまれるのである。そのため帝国直属の司教領、修道院領は一掃されたのである⁽⁶⁾。啓蒙官僚が「上から革命」を実行し、一連の改革政策を具体化したのである⁽⁷⁾。国家の整備と改革はその基盤にフランス風の権力分立と近代的な官僚制度を設けて、貴族に代表された地方分権勢力を抑制しながら中央集権化を強化していったのである⁽⁸⁾。ただこの改革は一方で貴族以外のブルジョアからの官吏登用の機会の平等化という近代性を帯びながら、議会の選挙権などは改革作業の予定には入っておらず、領邦身分制議会の改革は問題視されていない。これは新国家に君主権の確立の強化を強めつつ、政治体制内にある程度の身分制を取り込もうとする意図があったからである⁽⁹⁾。その意味では近代的とは言いつつも身分制を堅持する国家の再編成への姿勢が見られたのである。その法的・行政的な成果は1808年基本法であった。18世紀から19世紀にかけてのバイエルンは領邦国家から「帝国の革命 (Reichsrevolution)」によって主権を有する「バイエルン王国の統一国家 (Einheitsstaat des Königreichs Bayern)」に進展していく途上にあった⁽¹⁰⁾。

2. モンジュラの政治観

19世紀のバイエルン政治の枠組みは二人の人物によって決定されたと言われる。二人とは「近代国家の建設者」であるモンジュラ、それに彼と対立する立場にあって三月前期に国家にその精神を吹き込んだと言われるルートヴィヒ一世 (Ludwig I、1786-1868年) である⁽¹¹⁾。

まずモンジュラの政治観から見ておこう。それが近代国家の基本的な政治の枠組みを形成するからである。またそれは1808年基本法の形に結実する。

元々モンジュラはアルト・バイエルンとは無縁な人物であり、それゆえバイエルンの従来からの伝統を経験することはなかった。だから彼は農村

や教会といった伝統的な文化からほど遠いところにいた⁽¹²⁾。モンジュラはストラスブル大学時代に国家の基礎となる指導理念や国家絶対主義などの理論を体得したと、と言われる。ただ「ジャコパンの疑い」を掛けられたものの、彼は終生、フランス革命には批判的な立場にいた⁽¹³⁾。彼の目標は人民主権の理念を改鑄し、絶対主義国家の理念を実現することで危機の時代に主権を対外的に維持し、そのために国内において国民統合に力点をおいたのである⁽¹⁴⁾。マクシミリアン国王の政治的支援を受けつつ、19世紀初め彼は国政改革に取り組むのであった。

この背景には絶対主義国家の社会的、政治的、経済的危機の意識が存在していた。フランスとの同盟がもたらす戦争による軍事的危機（これは同時に経済的な危機でもあった）、さらにナポレオンの間接統治は常にバイエルン国家主権の脅威をもたらすことになる。さらにプロイセン、オーストリアに挟まれた中規模国家の運命は、彼に外交政策への慎重さと、そのための対処として国政改革を目指させたのである。だから国際状況が国内の一元化をさらに促進させる。すなわち国家の抜本政策である農民解放に関連する封建土地所有の解体が急務であった。農民解放は必ずしも彼の時代には成功しなかったが、旧勢力の代表であるカトリック教会への圧力を押し進める点では一応成功した。ただしブルジョアジーの社会・政治力はまだ弱く、啓蒙官僚指導下で絶対主義国家へとバイエルンは方向づけられなければならなかった。そのため啓蒙官僚と絶対主義との矛盾とその補完という「上からの革命」が展開されるのである⁽¹⁵⁾。

モンジュラの改革構想は国家による支配の一元化のために宗教的寛容政策の導入、印刷・言論の自由、教育制度の改革を行うことによって教会を国家の管理下におこうとするものであった。同時にそれは「世俗化」という手段に基づく土地没収という経済基盤の獲得へと進展し、さらにそのことによって農民を教会の影響下から切り離そうとする意図もあった。もっとも彼は三月前期のロマンティーク、民族運動には敵意を抱いており、彼

の主張する市民的自由にはある限界があった⁽¹⁶⁾。

モンジュラは1799年から1803年まで国家と社会の一連の改革を実行した。すなわちそれは貴族政策、教会政策、市民自治、官僚の統合、代表制度の整備等である。要するに彼は中央集権体制を求め、バイエルン国家意識を住民に定着させようという意味でも「近代化」を計画したのである。そのためには政府は国民の大部分を占める農村住民を支配するカトリック教会、また一部貴族と結びついた教会をラント教会（Landkirch）、いわば国教会（Staatskirch）という形態に改造しなければならなかった⁽¹⁷⁾。ただ皮肉な結果として、アルト・バイエルン的な気質から無縁のモンジュラが一連の政策によってバイエルン分権主義の創始者になるのであった。

かくしてモンジュラは啓蒙絶対主義を基盤に旧王朝的ともいうべき家産国家や身分制国家を克服し、官僚による国家の統一的な性格を持たない反面、国民の権利を骨格とする市民的な自由主義思想からは大きく隔たるのである⁽¹⁸⁾。この考え方はモンジュラらにとっては領邦君主制を絶対主義国家に編入する際に不可欠な思想的根拠でもあった⁽¹⁹⁾。「モンジュラは国家と国法の歴史を知っているが、人民の歴史を知らなかった」（ポーズル）。その意味ではモンジュラは国民国家思想（nationale Gedanke）を理解しても、そのことから距離をおいていたかもしれないが、彼は国王を国家機関とし、官僚も国家への奉仕者という立場を堅持し、そこから抽象的な国家という存在を6年で完成させたのであった⁽²⁰⁾。重要なのは同時代のプロイセンの改革者のシュタイン⁽²¹⁾、ハルデンベルクはその理念を最後まで遂行できなかったが、モンジュラらはその理念を実現させた。この時期、両邦の差は19世紀のドイツ政治史を語るうえでドイツの運命を決すると述べても過言でないであろう。

モンジュラの政治観を具現化したのが1808年基本法であった。もちろん1808年基本法の直接の契機はナポレオンのライン同盟諸国への憲法制定の要求からであった。これはバイエルン国政改革の質的転換と加速化をもた

らすことになる。ただ基本法はライン同盟の統一憲法に先んじ、ナポレオンの直接介入を防ぐ目的ともなった⁽²²⁾。さらに獲得した領土を含めた統一国家の建設を進展させることになった⁽²³⁾。もっともこの基本法は組織に重点をおく暫定的制度であったことにも注意を要する。

1808年基本法構想はウェストファーレン憲法を参考にし、組織面に重点をおく考えを示している。基本法は以下の項目から成り立っていた。

バイエルン王国基本法⁽²⁴⁾ (1808年)

前文

第1章 主要問題

第2章 王家について

第3章 王国の統治

第4章 国家代表について

第5章 司法について

第6章 軍制について

基本法はまず国家と王朝とを理論的に分離する。新秩序を正統化する根拠には人民主権は採用されておらず、絶対王制を基礎に国民統合を図るものであった。その限りにおいても国民国家が要請された⁽²⁵⁾。基本法は家産国家を脱し、国王を形式的に法律上の地位、すなわち公的な機関に位置づける性格を明確にした⁽²⁶⁾。しかし国王の統治上の主体としての地位は形式上の法制定、王位継承権規程（第2章1条）、大臣の国王に対する責任に（第3章1条）、枢密院の国王への依存（同2条）で条文化され、その意味では君主制原理がドイツにおいて最初に憲法上確認された⁽²⁷⁾と言える。さらに基本法は同年の一連の組織法令（Organische Edikte）によって基本法を補う形でバイエルンに法治国家の枠組みを備えることとなった。基本法は国家の封建的形態の克服、政治社会的事象を法律によって決定するこ

とを試みた点では「革命的」ですらあった⁽²⁸⁾。もっとも基本法は市民的権利を充分に規定しておらず⁽²⁹⁾、また家産領主裁判権を一掃していない点で⁽³⁰⁾、まだ近代的憲法とは言い難かった。

要するにモンジュラが基本法、さらに組織法令で意図したことは「異なった諸勢力の集合体」から合理的国家統一を完成することにあり、ナポレオンに先んじてライン同盟内でのバイエルンの国家主権を内外に宣言しておくことにあった⁽³¹⁾。この意味では基本法は統一的国家を組織上完成させた結果であり、以後長期間耐えうる政治構造を創造した⁽³²⁾。

基本法の成立とその後1817年モンジュラ失脚までの時期は啓蒙絶対主義の全盛期であった。ところがあまりの国家への誇張に対する反動として、時代の精神的潮流が民族主義的なロマンティークに向かい始めていたことに注意しなければならない。それを体現する人物が当時皇太子であったルートヴィヒ一世であった⁽³³⁾。

3. 政治的支配層

1848年三月革命まで政治的決定権を保持する政治集団は、官僚以外には特に高位の貴族であった。国内の支配の一元化に伴い貴族は陪臣化し、彼らは帝国参事会 (Reichsräte) において議席を有し、必要に応じ高級官僚になるか、また議會議員の立場からか政治決定に関与した⁽³⁴⁾。

1822年時点では1384の貴族家数があり、全住民の約900分の1の人数がいた。そのうち3分の1は土地を所有せず、また世襲裁判権を持つ貴族は大部分オーバー・プファルツ、オーバー・フランケンに集中していた。特にプファルツの貴族は土地を所有しなかった。これらの貴族は一般に国家建設過程においてシュタンデスヘル (Standesherr) になるのであるが、彼らは国家主権に抵触しない範囲で特権を有していた⁽³⁵⁾。1818年貴族法令 (Adeledikt) の規定において貴族は議会に依拠しながら、国王と政府に対立する関係にあった⁽³⁶⁾。その対立は1819年ラント議会において決定的とな

り⁽³⁷⁾、一方で強引な形で政治運営を図る官僚政府に抵抗し、他方で旧来から地方に牙城を持つ貴族が対抗する方向を示した⁽³⁸⁾。バイエルンではモンジュラは1799年宮廷財務局、宮廷軍務局、財政、司法、行政、宗務の各大臣を設け、同年國務院 (Staatsrat) の権限強化を布告し1806年の政令で内務大臣も設置した⁽³⁹⁾。また1805年国家公務員の地位とその職務に関する政令によって官吏登用の機会を拡げ、国家権力の一元的支配の担い手を養成すること決定したのである⁽⁴⁰⁾。これらの改革作業は1825年まで、モンジュラの中心メンバーであるモラヴィツキ (Morawitzky)、ヘルトリック (Hertling)、ツェントナー (Zentner)、ホムペシエ (Hompesch)、クレナー (Krenner) らに指導・実行された。この官僚層は大部分ブルジョアジー、下級貴族から登用され、彼らがバイエルン官僚の特徴を作り上げた。官僚は給与、年金、親族の扶養、終身制を保証され、公務宣誓を必要とするが、国王への個人的忠誠を行う義務はなかった。この内容をなす1805年「公勤務法」はドイツで初めて近代的な公務員法であった⁽⁴¹⁾。これらの官僚は貴族とともに政治的支配層を形成した。だからこれらの官僚は1817年モンジュラ失脚後も政治的力量を発揮し続けたのである⁽⁴²⁾。バイエルンではモンジュラが意図したとおり、1805年南ドイツへのナポレオン軍侵攻までに近代的官僚制が完成していた⁽⁴³⁾。

社会的参加への機会の拡大にともなって官僚の社会身分層の特徴は、大学教育（特に法学教育）を受けた資産のあるブルジョアジーにその補充を拡げたことである。この方針は身分制に基づく支配を否定し、中央行政レベルでの貴族官職特権の廃止と考えが一致していた。社会身分上において社会的出自で異質な政治的支配層は貴族の代用として構想されたが、新たな支配機構への貴族の編入化 (Demestizierung) を導入した結果、官僚補充はそれ以上の進展を果たせなかった⁽⁴⁴⁾。それゆえそこに限界があった。当然、陪臣化されたシュタンデスヘルも軍隊、官僚の世界に入ってきたのである。ただここで注意すべきはその貴族の出身地域ではフランケン、シュ

ヴァーベン、プファルツであり、政治的には自由主義、宗教的には大部分プロテスタントであったことである⁽⁴⁵⁾。

確かに貴族はブルジョア出身の官僚より優遇されていた⁽⁴⁶⁾。もっともブルジョア出身官僚は国家への貢献という形で終身貴族あるいは世襲貴族の称号を授与され「貴族化」し⁽⁴⁷⁾、彼らの多くが伝統的社会的制約を受けつつも、新秩序を有する国家を目指す改革者であった⁽⁴⁸⁾。ブルジョア出身官僚は公務を通じて「貴族化」し、官僚となった貴族は科学アカデミーを通じてブルジョア上層と接触することで、ある意味で社会的上層は改革構想時代である18世紀後半から貴族・ブルジョア社会（*adelig-bürgerliche Gesellschaft*）を形成していた⁽⁴⁹⁾。これからわかることは政治的支配層が身分制思想（*staendische-hierarchisches Denken*）だけで形づくられたのではなく、自由主義的側面も強く持っていたことである。さらに彼らの自由主義は政府に向かうのではなく、常にカトリック教会という世俗的にも影響力のある存在に刃を向けたのである。

その政治的支配層の志向が結実して、国家・社会の構造を大きく変革し、新たなバイエルン国家像を創造したことになる⁽⁵⁰⁾。けれどもこの世俗的、合理的政策の浸透はカトリック信仰を持つ農村社会にはその効果において限界があり、反対に各地域の歴史的構造が精神的な地域化をかえって固定化する結果となった。これは経路依存性（*path dependency*）となって20世紀にも残存するのである⁽⁵¹⁾。ただし地方の中級官僚は改革をその「自由主義的」な立場から支持していた。地方の中級官僚は以前の貴族支配に到底戻るのがなかったからである⁽⁵²⁾。1817年モンジュラ失脚後も官僚制は中下級レベルでも上級レベルと同様にその志向を維持していた。特にプファルツでは自由主義官僚がその後も統治することになる⁽⁵³⁾。

モンジュラは「上からの革命」を実行し、国家体制を整備し、その成果を1808年基本法に組織原理として結晶化させた。モンジュラは1814年ライン同盟崩壊後、その主権を対外的に維持し、憲法によってカトリック教会

への規制をさらに強化する意図を持っていた⁽⁵⁴⁾。

その直接の契機はフランスのルイー八世による憲法布告によるものであった⁽⁵⁵⁾。また憲法制定は陪臣化した貴族の国家からの独立の動きを先取りして阻止する意味でも効果があった⁽⁵⁶⁾。

この憲法は次の時代を担う皇太子ルートヴィヒ、ヴレーデ (Wrede)、ツェントナーのような人物が影響を与えた⁽⁵⁷⁾。その憲法は以下のような内容を規定していた⁽⁵⁸⁾。

バイエルン王国憲法 (1818年)

- 第1章 総則
- 第2章 国王、王位継承摂政
- 第3章 国財
- 第4章 国民の権利及び義務
- 第5章 特権及び特許
- 第6章 国会
- 第7章 国会の選挙
- 第8章 司法権
- 第9章 兵制
- 第10章 憲法の担保

この憲法は憲法策定の委員の身分や階級の思想を反映している。さらに委員それぞれの政治的視点、すなわち保守主義と自由主義の対立も含まれていた。また皇太子は「自由主義的な立場」から憲法委員会の少数派側を支援した⁽⁵⁹⁾。

要するに憲法は国家に対する自立的権力の解体を謳うものの、結局身分制の残滓を一掃できなかった。言い換えれば、それは「進歩」と「伝統」の妥協であった⁽⁶⁰⁾。また制限的であったが、ラント議会の召集はアルト・

バイエルン、シュヴァーベン、プファルツの代表を選出することで国民の政治教育に役立てようとする意図にかなうものであった。

1818年憲法は三月前期の国家諸機関を規定した。それゆえ憲法は「進歩と伝統との妥協であり、専制原理と絶対主義的な傾向、かつ進歩的自由主義代表制を混在させる憲法」(ボーズル)と複雑な様相を示した。フーバーはこの憲法を諸邦の「欽定憲法のモデル」と述べている⁽⁶¹⁾。この憲法は1799年以来の改革の政治的帰結でもあった。そのため国家の宗教的立場も政府は三つのキリスト教を区別せず、司祭に対して民法上の問題でも特別な裁判籍の保証を要望したローマ教皇に拒否で返答したのである⁽⁶²⁾。

- (1) Weis, UB., 11, S.23.
- (2) Wess, UB., 11, S.33. この時期の領土併合については、Spindler, M. (Hrsg.), *Bayerischer Geschichtesaltas*, München, 1969, S.36. Vgl, Zwehl, H. K. v., *Die Bäterische Politik im Jahre 1805*, München, 1964.
- (3) Bosl, *Geschichte*, S.155-156.
- (4) Gruner, *a.a.O.*, S.70-71. ドイツ連邦の憲法構造については、Huber, E. R., *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd.1.*, Stuttgart, 1969, S.482ff., Quint, W., *Souveränitätsbegriff und Souveräntatspolitik in Bayern*, München, 1971.; Artin, K. O. v., *Bayerns Weg zum souveränen Staat. Landestände und konstitutionalle Monarchie 1714-1818*, München. 特に第5章参照。
- (5) Doeberl, L., *Mavimilian von Monteglas und sein Prinzip der Staatssoveränität beim Neubau des Reichs Bayern.*; Hofmann, H. H., *Die Entstehung des moderne souveränen Staats*, Köln, 1967, S.281. Weis, UB.11, München, 1980 (以下UB.11と略す), S.35.
- (6) Möckl, K., König und Bischof. Das bayerische Staatskirchentum im 19. Jahrhundert, UB.11, S.35.
- (7) Doeberl, *a.a.O.*, S.273.
- (8) Weis, UB., 11, S.30. ただしノイ・バイエルンのプファルツはバイエルン国内では特別に立場にあり、従来からフランスの影響で近代的な官僚制を整備しており、1818年国王布告によって特別な地域を承認されていた。このことは

のちの歴史において紛争の原因となった (Spindler, M., *Die Platz in ihren Verhältniss zum bauerischen Staat in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, ders., *Erb und Verpflichtung. Aufsätzen und Vorträge zur bayerischen Geschichte*, München, 1966, S.280-300)。モンジュラもプファルツの行政の伝統を考慮していた (Weis, E., *Einfluss der Französischen Revolution und des Empire auf die Reform in den Süddeutschen Staaten, Francia*, Bd.1, 1973, S.573-574)。

- (9) Möckl, MBS, S.103.
- (10) Zorn, W., *Gesellschaft und Staat im Bayern des Vormärz*, Conze, W. (Hrsg.), *Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848*, Stuttgart, 1962 (以下 *Gesellschaft* と略す), S.113-142, S.113.
- (11) Pölnitz, Kronprinz Ludwig und Graf Montegelas, *ZBLG*, Bd.7, S.35-85。モンジュラはサヴォイ出身でバイエルン軍将軍の父とバイエルン生まれの母を両親とする。ストラスブルグ大学で法学・国法学の教育を受け、有能な官僚として1779年宮廷顧問官、書籍検閲官となる。啓蒙思想と啓明結社メンバーであるという理由で、テオドール選帝侯から一時公務を外される。1786年カール・アウグスト・フォン・ツヴァイグリョケンの招聘を受け、19世紀初期バイエルン政治を担う機会を得た。1794年一時ミュンヘン宮廷内でジェコバンとして不興を買ったが、アウグストの死後1796年その後継者マキシミアン・ヨーゼフ四世の政治顧問となる。この時期後年の改革案を構想した。1799年テオドール死後、マキシミアン・ヨーゼフ治下で大臣に就任、一連の改革案を実行に移し、近代国家の基礎を建設する。1817年皇太子ルートヴィヒ、ヴレーデ、ツェントナーらの陰謀で失脚した。彼は職を辞すもその改革と彼が養成した官僚はバイエルン政治の中心をなした。彼の性格を示す例に駐在バイエルンのオーストリア大使は次のように述べている。「彼は人間としては悪くないが、政治家としては別だ」。またトライチケもモンジュラを「良心のないリアリスト」と評している (Weis, UB.11., S.25, S.28, S.32., Möckl, MBG, S.28., Doeberl, *a.a.O.*, S.275)。

モンジュラの伝記については、Weis, E., *Montgelas 1759-1799. Zwischen Revolution und Revolution*, München, 1971と *Montglas, Der Architekt des Moderne Bayerischen Staates 1799-1818*, München, 2005. を参照。このほかモンジュラに関する論文は多数ある。

Aretin, K. O., *Der Sturz des Graf Monteglas, Ursachen und Wirkungen auf Aussenpolitik und den inneren Staatsaufbau Bayerns*, *ZBLG*, Bd.20, 1957.

Demel, W., *Refoerderungen und Versetzungen. Zur Personalpolitik*

Monteglas' 1814/16, *ZBLG*, Bd. 42, 1979.

Eckart, R. D. M., (Hrsg.), *Bayern unter den Ministerium Montegelas 1799-1817*, 1893. Historical Collection from British Library.

Hammermayer, L., Grundlegung der bayerischen Reformära des frühen 19. Jahrhunderts. Zum ersten der Montglas-Biographie von Eberhard Weis, *ZBLG*, Bd.37, 1974.

Weis, E., Maxilin Jpseph Graf von Monteglas 1759-1838, *Männer der deutschen Verwaltung. 23 biographische Essays*, Bd.11,1973.

モンジュラの現代的評価については、Weigand, K., Zedler, J. (Hrsg.), *Montgelas zwischen Wissenschaft und Politik, Krisendiagnostik, Modernisierungsbedarf und Reformpolitik in der Ära Montglas und am Beginn des 21. Jahrhunderts*, München, 2009を参照。

- (12) Doeberl, *a.a.O.*, S.275.
- (13) *ibid.*, S.275.
- (14) *ibid.*, S.279-280., Bosl, *Geschichte*, S.154., Weis, E., *Zur Entstehungsgeschichte der bayerischen Verfassung von 1818. Die Debatten in der Verfassungskommission von 1814/15*, *ZBLG*, Bd., 36, 1976 (以下Entstehungと略す), S.414.
- (15) Vgl., Möckl, *MBL*, Kap.Ⅲ.
- (16) Weis, *Entstehung*, S.414. モンジュラは友人への手紙において国家と社会の改革=近代化を実行することがドイツ諸政府の課題であり、そのことがフランスで起こった政治・経済的混乱とテロを回避する方法であると信じている、と述べている (Weis, *UB*,11, S.26)。
- (17) Doeberl, *a.a.O.*, S.280. Bachem, I., S.217.
- (18) *ibid.*, S.217. Möckl, *MBL*, S.38.
- (19) 末川清「ドイツにおける『改革』とウィーン体制」『世界歴史 第19巻近代6』岩波書店、1971年、77頁。
- (20) Bosl., *Geschichte*, S.154-155.
- (21) シュタインについては、吉川直人「シュタイン (Freiherr von Stain) の改革理念と伝統観念への依拠 (一) (二)」『法学論叢』第114巻第1号、第114巻第3号。末川、前掲論文参照。
- (22) 栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究』学陽書房、1965年、6-7頁。
- (23) Weis, *HB*.IV/1, 11., S.33.
- (24) 1808年基本法条文については、Bosl, K. (Hrsg.), *Dokumente zur Geschichte von Staat und Gesellschaft in Bayern. Abteilung III. Bd.2, Die Bayerischen Staatlichkeit*, München, 1976, S.74-79.

- (25) メックルによれば、モンジュラは社会契約説をホップズの理論に依拠している (Möckl, MBL., S.98)。
- (26) Weis, HB.IV/1, S.39; Möckl, MBL., S.100.
- (27) 前田朗「1813年バイエルン刑法の歴史的 성격」『大学院研究年報』第13巻 I - 2、1984年、90頁。
- (28) Möckl, MBL., S.98-101.
- (29) Weis, HB.IV/1., S.74-75.
- (30) 前田、前掲論文、96頁。
- (31) Weis, UB.11, S.33.; Gruner, *a.a.O.*, S.26.
- (32) Schieder, Th., Partikularismus und Nationalbewusstsein im Denken des deutschen Vormärz, Conz, *a.a.O.*, S.290.
- (33) Doeberl, *a.a.O.*, S.290.
- (34) Gruner, *a.a.O.*, S.35-36.; Gollwitzer, W., *Die Standesherren. Die politische und gesellschaftliche Stellung der Mediatisierten 1815-1918. Ein Beitrag zur deutschen Sozialgeschichte.* Göttingen, 1964, S.103. 帝国参議会については、Ostadal, H., *Die Kammer der Reichsräte in Bayern von 1819 bis 1848 (Ein Beitrag zur Geschichte des Frühparlamentarismus)*, München, 1968を参照。国務院については、Ostadal, H., *Die Kammer der Reichsräte in Bayern von 1819 bis 1848*, München, 1968. を参照。
- (35) Zorn, Gesellschaft, S.116.; Gruner, *a.a.O.*, S.33-34. シュタンデスヘルは1806年以降、世俗諸侯領再編成の過程で領主君主権を奪われ、他の領邦君主の下に「陪臣化」した旧帝国貴族を指す。特にライン同盟、ドイツ連邦において旧帝国等族としての特別地位を保証された侯伯諸家(約100家)。高級貴族の所領 (Staendesherrschaft) またはそれに準じた貴族所領のある者であった。例えば、バイエルンではホーエンローエ (Hohenlohe)、エティンゲン-ヴァラルシュタイン (Oettingen-Wallerstein) がいた (坂井栄八郎「1848年の革命とドイツ諸国家 —ドイツ市民革命とドイツ諸国家—」『思想』1978年3月、63頁)。詳しくは、Gollwitzer, *a.a.O.* を参照。メックルの説明によれば、この「陪臣化」した貴族はプロイセン国家の担い手となった。これに対してバイエルンの貴族は特に土地貴族の子弟は官僚・軍人になることは稀で、20世紀まで貴族将校はわずかであった。アルト・バイエルンの貴族とシュヴァーベン、フランケンとのそれらとの相違はかなりはっきりしていた (Möckl, MBL., S.29)。
- (36) Gruner, *a.a.O.*, S.97.
- (37) *ibid.*, S.331.

- (38) Möckl, MBL., S.138.
- (39) Haan, H., HB. IV/2, S.1287-1293. 前田、前掲論文、91頁。国務院については、Zittel, B., Die obersten Staatbehörden, Volkst. W. (Hrsg.), *Handbuch der bayerischen Ämter, Gemeinden und Gerichte 1799-1980*, München, 1983, S.11-13., Schlach, H. W., Der bayerische Staatsrat. Beiträge zu seiner Entwicklung von 1808/09 bis 1918, *ZBLG*, Bd.28, S.460-522.
- (40) 前田、前掲論文、91頁。
- (41) 長浜政寿「ドイツ官吏制度」鶴飼・辻・長浜編『比較政治叢書 公務員制度』勁草書房、1956年、238頁、249頁。長浜は各邦では官吏法はすでにあったプロイセンのそれを模倣したと述べる。しかしバイエルンの独自性を主張する研究に、Wunder, B., *Privilegierung und Disziplinierung. Die Entstehung des Berufsbeamtentums in Bayern und Württemberg (1780-1825)*, München, 1978.
- (42) Wunder, a.a.O., S.230. ツェントナーについては、Dobman, F., *Georg Friedrich Freiherr von Zentner als Bayerischer Staatsmann in den Jahren 1799-1821*, Kallmünz Opf, 1962を参照。
- (43) *ibid.*, S.231-233.
- (44) *ibid.*, S.231-233.
- (45) Möckl, UB.11, S.43. バッヘムはプロテスタント官僚は宗派によってその地位の不利さはなく、逆に国務においてプロテスタントは優遇されたと述べている (Bachem, I., S.212)。
- (46) Weis, a.a.O., S. 578.
- (47) Gruner, a.a.O., S.35.
- (48) Wunder, a.a.O., S.223. 官僚の特権化について、保守的な貴族レヒベルクは次のように発言している。「この官僚カーストはわが国家の真のたたりであり、その綱は引き裂かれない。その中に彼らは君主を保護する名目を掲げている。…しかし風紀を乱すカーストをあふれさせることは現実の危険である。彼らは統治者に関しては自由主義的である。そして日統治者に対しては最悪の独裁者である」(Lenk, L., *Katholizismus und Liberalismus. Zur Auseinandersetzung mit dem Zeitgeist in München 1848-1918, Der Mönch im Wappen*, S.336)。
- (49) Möckl, MBL., S.25-26, S.27-28. その典型例は憲法委員会メンバーに見られた。出身から見れば、貴族7名、ブルジョア8名の15名から構成され、その門地・身分の利益に各自のイデオロギーが重なり、それらの要素が憲法に反映した。
- (50) Möckl, UB.,11, S.43.
- (51) Blessing, Staat, S.58-59.

- (52) Walker, M., *Home Town and Staate. Administrators: South German Politics*, 1815-30, *Political Science Quartly*, vol. 82, 1967, p.39.
- (53) Walker, *op.cit.*, p.50. プファルツの伝統的な行政については、Haan, H., *Kontinuität in der pfälzischen Beamtenschaft im Übergang von der fanzösischen aus bayerischen Herrschaft (1814-1818)*, *Jahrbuch für westdeutsche Landes-geschichte*, Bd.2, 1976, S. 285-309を参照。
- (54) Weis, HB.IV/2, S.275.
- (55) Dobmann, *a.a.O.*, S.131ff.
- (56) Weis, HB.IV/1, S.75.
- (57) *ibid.*, S.127-151., Huber, I. S.319-332., Quint, *a.a.O.*, S.463-492. ヴレーデについては、Winter, A., *Karl Philipp Fürst von Wrede als Berater des Königs Max Joseph und des Kronprinzen Ludwig von Bayern (1813-1825)*, München, 1968; Böck, H. H., *Karl Phlipp Fürst von Wrede als politischer Berater König Ludwig I von Bayern (1825-1838)*, München, 1968を参照。
- (58) 条文については、Bosl, *Dokumente*, III. Bd. 2, S.80ff. ラフェルエール編、曲木如長重訳『巴威里憲法』明治16年。1808年基本法との比較については、Hofmann, H. H., *Constitution und Verfassung in Bayern 1808/18 und die deutsche Reichsverfassung 1849*.
- (59) Weis, *Entstehung*, S.443-444, S.438.
- (60) 前田朗「三月革命とバイエルン刑法」『大学院研究年報』第14号Ⅰ-2、1985年、80-82頁。議席については、カトリック、プロテスタントの各司祭に議席の8分の1、都市代表に議席の4分の1、土地所有者（農民を含まず）に議席の2分の1を配分された（Lenk, *a.a.O.*, S.246-247）。もちろん農民と労働者は代表を出せなかった（Bosl, *Geschichte*, S. 159）。Vgl. Kirzl, G., *Staat und Kircheim Bayerischen Landtag zyr Zeit Max II. (1848-1864)*, München, 1974.
- (61) Huber, I, S.322f.
- (62) Huber, I, S.322f.

第3章 教会政策

1. 国教化政策

カトリック教会を国家の支配下におこうとする考えは18世紀後半から存在した。18世紀のヨーロッパにおける絶対主義はカトリック教会に対する

国教化政策 (Staatskirchentum) を推進していく。これは国内においてカトリック教会の持つ封建的諸特権の基礎となる教会財産を没収し、国外に関してはカトリック教会をローマ教皇から分離するという内容であった。その典型はマリア・テレジア、ヨーゼフ二世によるヨーゼフ主義と呼ばれるものであった。この政策は司教や修道院がローマ教皇との接触を禁止し、国王の承認なしにローマ法皇の命令を公表させず、イエズズ会を禁止し、また司教等の任命を政府に忠実な司祭のみに行うとする内容であった。また司祭の養成は国家の監督する総神学校 (Generalseminar) で行い、また教会財産は国家目的のために利用された。カトリック教会に対する国教化政策は国家権力への教会の服従と同時にカトリック教会内部の改革を目指した政策でもあった。このヨーゼフ主義はオーストリア、ドイツの各教会から支持された⁽¹⁾。同様な施策がバイエルンでも当然見られた。バイエルンでの国教化政策は19世紀を通じて中断することなく一貫しており、政府の教会政策は基本的に変更せずに行き続けることになっていくのである⁽²⁾。

まず18世紀の教会に対する国家からの準備を見ておこう。啓蒙官僚は国家改革の前提として、封建諸特権を持つカトリック教会改革の中心にしていた⁽³⁾。18世紀の領邦君主マキシミリアン・ヨーゼフ三世⁽⁴⁾、カール・テオドールらは教会に対して国家の統治権を拡張して教会領内の世俗裁判権、教会財産移管する国家の監督を法・命令によって強化していった⁽⁵⁾。これに対して1784年ピウス六世は教会の利益擁護のためゾーリオ (G. G. Zoglio) を初代ローマ法皇大使 (Nuntius) として派遣した。これ以降両者間で種々の紛争が生じる⁽⁶⁾。テオドールの時代では領邦君主と大使は一種の同盟関係を維持しており、国益にそった関係が続いていた⁽⁷⁾。18世紀の大使は君主から給料を受け取っており⁽⁸⁾、またその後継者ジウッチ (Ziucci) はバイエルン財政の健全化を考えたとはいえ、19世紀初めに開始された「世俗化」にも手を貸し、すでに国教化政策に間接的に加担する結果となった⁽⁹⁾。

さらにモンジュラの大主教就任は世俗権力による無制限な教会への介入を意味した⁽⁴⁰⁾。それは19世紀初め複線的に、まずひとつは国家の要求を命令 (Verordnung) と法律 (Gesetz) という法形式で国教化体制を最大限に実現することにあり、次にローマ法皇との間に国家間の協定を結んでその国教化体制を強固なものにする努力を払うことであった。前者は宗教法令 (Religionsedikt) であり、後者は政教条約 (Konkordat) であった。しかしバイエルン政府と法皇庁 (Kurie) との意図は必ずしも合致せず、一応1817年に政教条約は締結されたとはいえ、相互の文言解釈の違いと1818年憲法との関わりから紛争を再度引き起こすのであった⁽⁴¹⁾。

2. モンジュラ体制の教会政策

バイエルン啓蒙官僚⁽⁴²⁾が行った教会政策は国内ではカトリック教会の影響力の阻止、対外的には1801年フランスの政教条約をめぐる一連の政策を基本としていた⁽⁴³⁾。バイエルンのヨーゼフ主義的「啓蒙専制主義」体制を簡単に述べておくと以下のようなになる。

1801年以降、バイエルンは6つの司教区、12の修道院、15の帝国都市を併合して、約90万の人口増となった。モンジュラはレーゲンスブルク会議の決定を修道者たちに適用し、7つの参事会教会、28の女子修道院を接収し、還俗した修道士、修道女を年金生活者とするか、あるいは国家の教育機関に採用した。政府は聖職者の養成、叙勲、任命、さらにローマとの連絡を管轄下におき、そのうえ神学生にプロテスタント神学の講義に出席することまで要請したのである。また政府はフランスの法典からヒントを得て、カトリック教会の行動を事細かく制限した⁽⁴⁴⁾。政府の教会政策は一方で「寛容政策 (Toleranzpolitik)」と「宗派同権 (Parität)」という形で宗教の自由と平等化を、他方で「世俗化」という形で教会財産の没収を行うという国教化政策を基本原理としていた⁽⁴⁵⁾。

これらの措置は新国家の領土拡大に伴い、宗教上の相違から多くの問題

が生じており、それらを解決しようとする意図を持つものであった。しかしそれ以上にもっと重要なのはモンジュラら啓蒙官僚にとって18世紀からの国家と教会の同盟関係を解消し、1623年以来アルト・バイエルンの信仰であるカトリックを「宗派同権」によって抑え込む意図が最初からあったことである。またモンジュラは修道院の「世俗化」によって教会の持つ経済的優位性を一掃し、合理主義的観点から信仰を国家内支配の一部に位置づけようとした。それゆえモンジュラはカトリック教会そのものを破壊しようとしたのではない。彼は教会を国民国家の基盤となる「秩序と文化」の機関と位置づけようとしたのである⁽¹⁶⁾。その意味では教会は国家官僚の監視と同時に国家からの経済援助を受けるのであった。

1801年に発布された寛容法令は三つのキリスト教、自由な宗教活動、市民の権利を形式上では保証するものであった。この「寛容」と「宗派同権」の社会への浸透はモンジュラにとっても単に教会と国家の分離だけを意味するだけでなく、あくまでも「国家内の国家」としての教会という考えを排除することにあつた。「宗教なしには市民社会の目的は達成されず」というモンジュラの言葉が示すように、彼の主張する教会は信仰という内面生活を通じて国民の教師と教育者、さらに全国民の宗教的、道徳的教育を司る国家の一機関を演じることであった。それゆえ教会の任務は純粹に宗教活動に限定され、従来信徒への全生活での指導者という役割は否定された。例えば出生、婚姻、死亡に至る事柄を記載していた教区名簿(Pfarratikel)は国家の管理となり、子供の信仰は親が決定するようになった。啓蒙官僚は特権的な教会の改革から、近代国家の創造を視野においていたのである⁽¹⁷⁾。「宗教の自由」は1803年宗教法令において承認され、さらに1808年基本法第1章63条において追認されたのである⁽¹⁸⁾。

国教化政策は視点を変えて経済的側面から考えれば、教会の農民支配を排除する農民解放の過程でもあった。1776年から試みられてきた農民解放は1848年三月革命まで事実上完成はしていないが、「世俗化」と関連する1803

年農民解放令で、国民の大部分である農民を国家の支配下におくことが可能となった。これも基本法で領邦農民の人身隷農制（Leibeigenschaft）の廃止（第1章3条）において確認されている⁽¹⁹⁾。

さらに教会政策は政治・経済の次元を超えて精神面で住民に定着させようとするものであった⁽²⁰⁾。その点では政府は両教会の持つ教徒へ権威を利用して、国民に国家意識を浸透させようとし、また紛争解決機関として両教会を活用しようとも考えていた⁽²¹⁾。確かにプロテスタント教会はこの要求にそった努力をした。現実には教会と国家の関係は進展し、政府にそった形で一部ブルジョアジーとその周辺にまで浸透した。しかし一番重要な農村社会への浸透は限界があった。モンジュラ官僚は教会の合理主義（kirchlicher Rationalismus）と宗教の国家的機能化（staatlichen Funktionalisierung）の成果を要求したが、農村共同体という伝統社会では官僚の影響力には制約が多すぎた⁽²²⁾。とはいえバイエルンの国教化政策は他邦では見られないぐらい精神面まで入って、国家からの直接の影響力を確保しようとしたのである。

以上、モンジュラ官僚は教会に干渉することで統一国家の創造とラント司教区の整備に結合した国教化体制を追求したのである⁽²³⁾。それゆえ従来のカトリックの牙城のひとつのバイエルンにおいて、自由主義政府による教会政策はプロテスタントのそれ以上のことが実行されたのであった⁽²⁴⁾。この国教化体制を維持するためには国内ばかりでなく、ローマ法皇庁との関係も考慮に入れなければならない。

1799年モンジュラはローマとの関係において従来の方針を完全に変更してしまった⁽²⁵⁾。1800年から特別大使としてヘェフェリンは対ローマ教皇の外交活動を開始して、政教条約の締結のため1815年から直接交渉に入った。カトリック聖職者であるヘェフェリンは啓蒙思想に強く関わり、かつての啓明結社の立場に近かった。彼は国教化政策の支持者として政教条約の交渉に臨み、教皇に対して「寛容」を表明した⁽²⁶⁾。その後親カトリックの

ルートヴィヒ一世時代になっても政治的な理由で対ローマ方針は堅持されたままであり、反教権的、国教化政策思想の持ち主がローマ大使に任命された。1827年ローマで死去したヘフェリンの後任マルチェンも反ウルトラモンタンの意見の持ち主で国教会（Nationalkirche）の発展を主張した。だからローマ教皇にとってもミュンヘン・ローマ大使にとってもバイエルン・ローマ大使は障害でしかなかった⁽²⁷⁾。

確かに1823年からローマ大使にシュバウルのような教会・宗教に保守的な人物はいたけれども、彼にしても国教化政策の信奉者であった⁽²⁸⁾。要するにローマに対しては常にバイエルン国家としての主権が優先するのである。反対に政府はミュンヘン・ローマ大使に対して、1800年ピウス七世から解任されたジウッチの後任トロニ（U. Troni）を承認せず、一時大使不在という事態も生じる手段も取ったことがある。政教条約締結後1818年からミュンヘン・ローマ大使はドイツの教皇政治の中央機関となったとはいえ、1817年政教条約締結まではバイエルン国家ではその職務を実行できずにいた⁽²⁹⁾。この国教化政策の堅持はモンジュラ失脚後でも政府の基本方針であることに変わりにはなかった⁽³⁰⁾。

3. 宗教法令

1800年以降、モンジュラ体制のもとでの国家は教会への介入を強める。その方法は一連の宗教法令⁽³¹⁾に基づくものであった。

1801年寛容令（Toleranzedikt）が公布され、テオドール選帝侯のもとでその地位が保証されていたカトリック教会は厳しい制約を受けるようになる。次に1803年宗教附属に関する改革規則、さらに1804年に「教会統治に対する関係」に関する法令（Verordnung über die 〈Verhältnisse zur geistlichen Gewalt〉）は領邦教会体制（Territorialkirchen-System）の基礎となった。この教会政策への枠組みは教会財産に関して選帝侯の監督権の強調、さらに事実上の司祭任命権を意味するものであった。つまりそれは

バイエルン・カトリック教会の持つ超国家的機能を制限し、教会の国有化 (Nationalisierung) を意味するものであった。この措置は他邦に比べて、相当急進的な内容であって⁽³²⁾、物心両面において国家からの教会支配を体系化しようとした⁽³³⁾。

1808年ナポレオンとピウス七世の間の論争の結果、ライン同盟とローマ法皇との政教条約の締結は失敗し、各邦とローマ法皇との直接交渉を開始させることになる。バイエルン政府は国内体制をまとめるためにも一方的な国教権立法を行使する。それが1809年宗教法令であった。これら一連の諸立法はモンジュラが目指す啓蒙絶対主義国教権 (aufgeklärt-absolutische Staatskirchenrecht) の究極のものであり、その内容は「寛容」と「宗派同権の原則を再確認するとともに国家のもとに宗教団体の従属を明確にすることにあった。これはナポレオンが行った組織法以上に明確な形でカトリック教会支配を謳うものであった⁽³⁴⁾。またこの法令は廃止された宗務委員会に代わって、管轄権を内務省に編入するものであり、このことは宗教事項が国務の一部となったのである。この法令の施行は一応国家にあるカトリックだけでなく、ルーテル派、カルヴァン派の各教会の地位をも決定した。ただし1809年宗教法令は領土内での司教区 (Diözesan) の区分、司教任命に際して国家の協力を除外しており、ローマとの政教条約の問題として留保していた⁽³⁵⁾。それゆえバイエルン政府は政教条約締結前に内政を安定させ、主権の維持・独立を確保するためにもライヒ政教条約に先んじる必要があった⁽³⁶⁾。

- (1) 西川知一「王政復古期におけるカトリシズムの政治的諸動向 —ヨーロッパの宗教政党とその歴史的背景—」『神戸法学会雑誌』第18巻第3・4号、1969年、363-364頁。ヨーゼフ主義については、丹後杏一「ヨーゼフ主義的寛容の問題をめぐって」『西洋史学』LXXII、1981年を参照。
- (2) Möckl, UB.,11, S.40-41.

- (3) Möckl, MBG, S.21.
- (4) ヨーゼフ三世はCh・ヴォルフ、F・シュタティオン-ヴァルトハウゼン、D・シュタットラーらの思想上の弟子であった。ヨーゼフ三世は啓蒙絶対主義を信奉し、福祉国家の幸福説を信奉し、啓蒙主義者を配置し、伝統主義的な教会や貴族と論争した。
- (5) Hacker, R., *Die Beziehungen zwischen Bayern und Hl. Stuhl in der Regierungszeit Ludwig I.*, Tübingen, 1967, S.1.
- (6) *ibid. a.a.O.*, S.22.
- (7) Schwaiger, *a.a.O.*, S.21.
- (8) Hacker, *a.a.O.*, S.22.
- (9) Schwaiger, *a.a.O.*, S.8ff, S.90.
- (10) Hausberger, K., *Staat und Kirche nach der Säkularisztion. Zur bayerischen Konkordatspolitik in frühen 19. Jahrhundert*, St. Ottilien, 1983, S.294.
- (11) Körner, *a.a.O.*, S.10.
- (12) 啓蒙官僚を多く登用した国王マキシミアン・ヨーゼフ一世がどのような信仰心を持っていたかが興味を起こさせる。国王はプファルツ=ツヴァイブリュッケンのプロテスタントの領主の息子として1756年に生まれ、1758年政治的理由からカトリックに改宗した。そのため元々カトリック教徒ではなく、妻のエリザベートはプロテスタントのプロイセン君主ヴィルヘルム六世の娘であった。その皇太子(後の国王)ルートヴィヒは熱心なカトリック教徒であった。
- (13) Möckl, MBG., S.121. Vgl. Bauer, R., *Der kurfürstliche geistliche Rat und die bayerische Kirchenpolitik 1768-1802*, München, 1971.
- (14) 末川、前掲論文、77頁。
- (15) 末川、前掲論文、78頁。
- (16) Hammyermayer., IV/II., S.986ff.
- (17) Weis, HB,IV/1, S.118-119.
- (18) 前田、前掲論文、90頁。
- (19) 赤沢計真「農民解放期のバイエルンにおける農業構造」大野・住谷・諸田編『ドイツ資本主義の史的構造』昭和47年、61-62頁。伊藤、前掲論文も参照。農民解放については、Lüetge, *a.a.O.*, S. 42f.1808年土地改革法は①無制限賦役の制限賦役への切り替え、②制限賦役の金納貢租への転換、③固定貨幣地代の10分の1税の償却を内容とする改革であったが、領主層の反発と農民の資金不足のため失敗した(赤沢、前掲論文、61-62頁)。
- (20) キャロルによれば、宗教は国家から国民に対するコミュニケーションという点で大きな意味を有すると言う。宗教は当局から人々へメッセージを送る伝

- 達機関となり、また当局は宗教機関を通じて社会からメッセージを受け取るという二重の働きをする (Carroll, T. G., *Secularization and State of Modernity*, *World Politics*, vol. XXXXVI, 1981)
- (21) Möckl, UB., S.24.
- (22) Blessing, Staat., S.57-58.
- (23) ソーヴィニー, B. 他、上智中世思想研究所訳『キリスト教史 8』平凡社ライブラリー、1997年、157頁。
- (24) 前掲書、157-158頁。
- (25) Doeberl, A., *Montegelass' Kirchenpolitik(1800-1808)*, *Historische Blätter für das katholische Deutschland* II., 1914, S.12ff; Zittel, *a.a.O.*, S.437ff.
- (26) Hacker, *a.a.O.*, S.16-17.
- (27) *ibid.*, S.17-18.
- (28) *ibid.*, S.19.
- (29) *ibid.*, S.20.
- (30) Hausberger, *a.a.O.*, S.297.
- (31) 1818年宗教法令については、Hausberger, *a.a.O.*, S.331-344を参照。この宗教法令はバイエルンだけのオリジナルなものではない、とプファイハーは述べている。この宗教法令はプロイセン一般ラント法を利用して策定された (Pfeiffer, *a.a.O.*, S.106)。
- (32) Möckl, MBG, S.117-120.
- (33) Körner, *a.a.O.*, S.9.
- (34) Hausberger, *a.a.O.*, S.296.
- (35) Möckl, MBG, S.123-125.
- (36) *ibid.*, S.121.

第4章 バイエルン・カトリシズムの内部構造

1. バイエルン・カトリシズムをめぐる内外状況

カトリック教会と住民との関係を説明する際、ファイヤーは18世紀後半の10年間の婚姻の締結と三月前期のそれと比較し、18世紀の10年のほうが三月前期より多いことを引用しながら次のように述べている。18世紀後半の農民人口の急速な増加が背景にあることはもちろんだが、19世紀前半の

教会の住民に対する影響が低下していることを指摘している。カトリック教会とその教徒との関係を説明する際に、彼はそこには二面性があると述べる。まず個人の信仰そのものの関わりあい方であり、第二に制度的宗教 (institutionelle Religion) の問題である。ここでの社会関係の説明には前者は直接関係がない。後者の制度的宗教が18世紀末のカトリック教会と住民との関係を説明している。

制度的宗教は単系集団家族 (clan-Familie) によって構成された原始的経済関係に支配された下層農民のための社会的解決策 (soziale Lösung) であった。その農村世界では教会は下層階級のパトロン (Schirumherr) 的存在であり、それゆえ国家はアンシャン・レジームの50年間に社会・経済構造の領域で、教会の影響力を妨げようと努力したのである。だからこそ教会は農村社会のメンタリティと生活様式にまで影響を与えようとし続けた。そのため世俗経営領主 (weltlichen Hofmark)、または教会に支配されない村々と僧院が経営する荘園の農民とでは、その宗教に対する態度の相違は著しかった⁽¹⁾。確かにフランス革命は社会に新たな価値をもたらした。とはいえ制度的宗教は新しい価値観の影響を下層の社会経済生活への侵入を許さず、依然として一種の家父長的な形態を取ることになる。その価値体系を変化せずに維持していくのであった⁽²⁾。もちろん反対の側面もあった。19世紀末からの社会的な発展は宗教と住民との結び付きに大きく影響した⁽³⁾。つまり脱教会化が始まったのである。

啓蒙思想は既存のオピニオン・リーダー (Meinungsführer)、つまり教会の救済機能を抑圧してきた。その結果、教会は世俗利益を整える役割を担うようになって、社会を統合・同化する機能を低下させるのである。国家は教会との提携を解き、その社会的価値を減少させて住民の脱教会化を促進していく⁽⁴⁾。社会からカトリック教会の後退はモンジュラ官僚の国家主義 (Etatismus) とカトリック啓蒙思想への妥協の準備を意味した⁽⁵⁾。さらに社会の「近代化」は旧形態との葛藤を生じ、広範な住民に教会の持つ

権威を減少させた。歴史的に見れば三月前期までも含めて、階層別で考察すれば以下のように一般化できる。都市の発展はそこに居住する「教養人 (Gebildete)」を教会から離脱させた。つまり貴族、官吏、知識人、ブルジョア、一部商工業者、さらに職人、手工業者、使用人は教会から足を遠のかせたのである。また社会的上層の生活様式は主人のもとに働く人々にも影響し、「支配者の夫役は神への奉仕に優先する」という考え方を定着させた⁽⁶⁾。

しかし以上はあくまでも全国民から見れば一部の現象であり、人口の大多数を占める農民、手工業者、使用人はその農村においては世界観を移行せずに教会の指導に従った⁽⁷⁾。

モンジュラ指導の徹底的な改革は社会からカトリック性 (Katholizität) と中世的コーポラティブな性格 (mittelalterlich-korporativen Charakter) を排し、具体的には1804年には僧侶の衣服まで含めた諸制度の変更まで指示した。また非カトリック化は大学の教授層にも及び、意識的に非バイエルン人でプロテスタント教授を招聘することを奨励し、その職にあったカトリック側の代表的人物であるザイラー、サヴィニーらも啓蒙官僚から問題視された⁽⁸⁾。聖職者の地位は議会において第二身分と位置づけられたとはいえ、教会は国家と社会から、住民からにさらに後退を余儀なくされたのである⁽⁹⁾。

ところで教会の影響力の低下は必ずしも外的要因ばかりではない。まず教会自身が下層のモラルの変化の社会的条件に注意を払わなかった。聖職者はトリエント公会議によって決議されたモラルを超時代的価値として普遍化しており、その価値観はこの時代に至って初めて住民の間にその教会モラルの拒否を見るのであった。例えば聖職者は婚外交渉、アルコール中毒、物もらい、窃盗、離村などを一括して「罪 (Sünde)」としてその生活を犯罪者のそれと同等なものとして判断したのである⁽¹⁰⁾。当然ロマンティークと理想主義が結びついた19世紀初期のカトリック神学は脱教会化する時代

を無視する傾向があった⁽¹¹⁾。もちろん教会側から対抗がなかったわけではない。布教の核となる地域の聖堂区（Pfarre）のある地域から、下からの運動として主任司祭を中心とする下級司祭は住民と多様な日常活動を通じて接触を行っていた⁽¹²⁾。

このようなカトリック教会にとって逆境下に、ロマンティックな革新理念はカトリシズムの立場を擁護することになる。その後の三月前期において、ルートヴィヒとその助言者の支援もあって、今度はモンジュラ体制とは反対に「王冠と祭壇」の同盟する国家となるのである⁽¹³⁾。もっとも、以後長く自由主義官僚との戦いは続くのである。

2. カトリシズム内部の新潮流

啓蒙思想の好機にカトリシズムの核心が現われる中で、バイエルン・カトリック教会はその内部に大転換が生じていた。ザイラーがバイエルン・カトリシズムに影響力を持ち、その超宗派的思想をもって新たな宗教革新運動を起こしたのである。これはバイエルン・カトリック教会と法皇庁との対立も生むのである⁽¹⁴⁾。

ザイラーを中心とするサークルはこの時代だけでなく、19世紀から20世紀にかけてバイエルン・カトリシズムの基礎を形成した。「王冠と祭壇」の同盟が明確な形にあるのはルートヴィヒ一世治下の三月前期であるが、啓蒙時代にすでに「王冠と祭壇」の同盟の一方である教会内部の新しい流れを形成していた。ゲレス・グループ、ザイラー・サークル、ウルトラモンタンを考察しておくことにしよう。

まずゲレス・グループはミュンヘンを中心に1825年ルートヴィヒ一世即位後、「王冠と祭壇」の同盟の有力な一翼を担当し、政治的カトリシズムを代表した⁽¹⁵⁾。もちろん啓蒙時代にはこのグループは大きな勢力とはなっていない。ただゲレスを中心とするグループはランツフト大学に依拠しながら交流を極めていく。彼らはロマンティック復古反動的君主制

(romantisch-restauative-reaktionären Mornarchie) と結びついている。ミュンヘンでは一時、三月前期において大きな勢力を誇持することになる。代表的人物であるゲレス (Görres)、リンクザイス (Ringseis)、バーダー (Baader)、デェリンガー (Döllinger)。メーラー (Möhler) らがカトリック・ロマンティークをヨーロッパ規模まで浸透させていったのである⁽¹⁶⁾。ゲレス・グループの基本的な考え方は保守的カトリシズムに裏づけられた等族主義的な保守主義者の集団であった。

同グループは上からのヨーゼフ主義と下からの自由主義・ナショナリズムと戦い、プロテスタンティズムを否定し、バイエルンをカトリシズムの指導的な国家にまで高めることを目的とした。さらにこのグループはウルトラモンタンの性格をもつが、ただ大ドイツ愛国主義というロマンティークによってその性格を柔軟にしていた。そのためこのグループはプロイセンの等族的な保守主義と異なっている⁽¹⁷⁾。

次にバイエルン・カトリシズムに最も影響力を持ち続けたのがザイラー・サークルであった。さきのゲレスを中心とするロマンティークと部分的に重なり合いながら、政治的な点で述べれば、このザイラー・サークルは「19世紀前半のバイエルン・カトリシズムの最良の部分と最も独創的部分を一身に具体化⁽¹⁸⁾」したと言われるほど、カトリック教徒に19世紀から20世紀にかけて強く、長く影響力を持っていたのである。このサークルを考える場合、その創始者であるザイラー⁽¹⁹⁾ という人物に焦点を当てなければならない。彼は貧しい村の靴屋に生まれ、ミュンヘンのギムナジウムを卒業し、1779年イエズス会の修練士を経て、1772年インゴルシュタット大学で神学・哲学を学んだのち1799年から1822年までインゴルシュタット、ディリンゲン、ランツフートの各大学において倫理学、神学の教鞭を執った。彼は1799年モンジュラによって一時隠遁生活を余儀なくされた。彼が本格的な社会活動を開始するのは1800年ランツフート大学への招聘以降である⁽²⁰⁾。

ザイラーはランツフト大学時代に自らサークルを結成し、カトリックだけでなくプロテスタントも含めて開明的かつ寛容な態度で人々を集めた。ザイラー・サークルはロマンティックな宗教を覚醒させる推進者となり、このことによって1800年頃カトリック革新運動の指導的役割を担うのである。その際、ザイラー・サークルは個人の内面性を強調することで、啓蒙思想の克服を強調した⁽²¹⁾。だから宗派を超えて、ザイラーはランツフト時代の同僚であったサヴィニーとも親交を結び、学生にはその理念を植えつけようとしたのである⁽²²⁾。その結果、次第にザイラー・サークルは大学から啓蒙思想を排除していった。さらにザイラーの思想は知的な集まりから拡大し、アルト・バイエルンの教徒にまで浸透していくことになる⁽²³⁾。ロマンティックの潮流は啓蒙主義に対抗して、人間の宗教という内面に結合した運動をしっかりと住民の間に定着していった⁽²⁴⁾。

もっともザイラーは国家と教会との関係についてはあまり言及せず、彼の見解において注目すべきは教会の福祉活動が祖国の繁栄と関連すると主張していたことである⁽²⁵⁾。ザイラー・サークルは人間の内面性を重視するように、あくまでも信仰と宗教活動に重点をおいていた⁽²⁶⁾。もっとも当時の雰囲気だからどうか疑問であるが、ザイラーは教会政策の論議にはまったく言及していない⁽²⁷⁾。ザイラーの養成した司祭は彼特有のカトリズムと結びついた祖国愛（Vaterlandsliebe）の精神を吹き込まれ、その高弟であるシュヴェブル（F. X. v. Schwäbl）はザイラーの精神を継承し、機会あるごとにカトリック教会の古い遺産である信仰と先祖伝来の王家への忠誠を擁護するように警告し続けた。なぜならザイラー・サークルにとって神への畏敬と王への忠誠は矛盾することなく、忠実なカトリック・バイエルンの国家の徳（Nationaltugend）への反映であったのである。司教は教会が王位に確実な支持を提供することで国家の安定した基礎をもたらすことが可能だと考えていたのである⁽²⁸⁾。このことから分かるように、「王冠と祭壇」の同盟の素地はすでに作り上げていたのである。

ルートヴィヒ一世のカトリック教会の擁護政策もあって、ザイラーのイニシアティヴで三月前期の国家は教会の復興を保証することになった。と同時にザイラー・サークルはカトリック住民に支持されつつ、啓蒙官僚に対抗し教会組織の再建に向かい20年間ほど停止していた司祭養成を再開したのである⁽²⁹⁾。その結果、カトリック教会は国家の利益に応じようとする立場に変化していくのである⁽³⁰⁾。ただしこれは官僚との関係では見られず、両者の関係には剥き出しの緊張があった⁽³¹⁾。1825年ルートヴィヒの王位継承を経て、モンジュラ体制からの教会政策の変更を主張する事件は、1828年ザイラーの弟子のシェンク (E. v. Schenk) を内相に就任させたことに見られる⁽³²⁾。

以上のようにザイラーという思想家がいたとはいえ、ザイラー・サークルはカトリック教会を超えてキリスト教信仰という共通点でプロテスタントへの働きかけも行っていった。また国家との関係ではザイラー・サークルは「国教化」的保護に対して、カトリック意識を強調する。つまりそれは国家との関係において「ナショナリズム」のあるカトリシズムを形成し始めていたのである。大ドイツ主義的なゲレス・グループと土着的なザイラー・サークルとの関係では人的交流があったとはいえ、両派の関係は明確ではないけれども、「ナショナリズム」(より正確に述べればパトリオティズム)に関して言えば、ザイラー・サークルは「バイエルン愛国主義」を強く意識しているのである。だからこそゲレス・グループと異なって、ザイラー・サークルはバイエルンでは20世紀に至るまで長く影響を残したのであった。それがはっきりとした形で現れる「王冠と祭壇」の同盟によって愛国主義 (Patriotismus) を媒介する働きをなし、その内容はフランスであったガリカニズム (Gallicanisme) であり、またドイツでの司教中心主義 (Espiskopalismus) であった。このことが法皇庁の不信と干渉を招くのである⁽³³⁾。また三月前期においてはルートヴィヒ一世はモンジュラとは異なった、独特の方法で、カトリック革新と国教化政策を結びつける

のである⁽³⁴⁾。

最後にウルトラモンタニズム (Ultramontanismus) であるが、これはバイエルンではあまり大きな勢力とはならなかった⁽³⁵⁾。ウルトラモンタニズムは19世紀初めには登場せず、それが表面化するのにはシュヴェブルの平穏な方針に対し、アイヒシュタットの司教のライザッハ (K. A. Gf. Reisach) の非妥協的態度が現われてからのことであった⁽³⁶⁾。ローマに結集するウルトラモンタニズムは「バイエルン愛国主義」を堅持するザイラー・サークルをしばしば攻撃したが、カトリック住民の大部分はバイエルン・カトリック教会にしっかり結びついており、根本的な変動はなかったのである⁽³⁷⁾。

3. カトリック教会の国教化政策への対応

国教化政策をめぐる教会内部の立場は以下の三つの立場に整理される。

第一の立場として近代的宗派同権国家による教会支配はすべてのカトリック教会内部から反発を招いたのではない。その出発点において比較的平穏に進展したのは時代の条件にもよるが、教会側から国教化政策を支持する司祭も存在したこともその要因であった。それらは18世紀から19世紀にかけて活躍した啓蒙司祭ヘフェリン、のちのアウグスベルク司祭フラウンベルク (Fraunberg) などの高位聖職者によるものであった。彼らは時代に応じた国家に忠実な推進役を演じ、その国教化政策を支援する活動を推進していったのである⁽³⁸⁾。特に法皇庁との政教条約では重要な仲介役を果たした。19世紀初期のバイエルン・カトリック教会では彼らは国家には有用な立場であるが少数派であった。

第二の立場としてバイエルン・カトリシズムは一連のモンジュラ体制の教会政策の反動の結果、カトリック革新運動を生み、教会復興のため結集し始めた。このカトリック革新運動は国教化政策とは全く反対の国家と教会の関係を主張していくのであった。これは一方で「世俗化」による不安定となった教会の秩序回復を求めつつ、国教化政策、フェプロニウス主義

と闘った。この立場は主にゲレス・グループである。また宗教的覚醒運動から出発したザイラー・サークルは純粋に超宗派キリスト教精神を体現し、宗教への回帰と「不信心」からの防衛という役割を果たそうとする⁽³⁹⁾。両派は明確な区別はないが、ともかくそれぞれがモンジュラ体制の国教化政策と対抗した。これらのカトリック勢力は政治的表現の場として1819年に開催された第一回ラント議会において、聖座とカトリック教会の立場を擁護するのである⁽⁴⁰⁾。

最後の立場はローマ法皇庁の国教化政策への態度である。モンジュラ体制の一連の宗教法令に対して、法皇庁は①バイエルンの教会の自治回復、②「支配的な宗教」としてのカトリック信仰を要求し、そのため1799年以降に発せられた宗教に関する諸法令の廃止を求めた。政府と法皇庁との間の原理上の対決では両者の譲歩はありえなかったが、1805年プレスブルクの和約で、バイエルンの完全な主権の承認という国際政治上の要因は国家と教会の関係を新たに創造する必要が生まれたのである⁽⁴¹⁾。

(1) Phayer, *a.a.O.*, S.251-253.

(2) *ibid.*, S.255.

(3) Böckenförde, E.-W., Zum Verhältnis von Kirche und moderner Welt, Koselleck, R. (Hrsg.), *Studien zum Beginn der modernen Welt*, Stuttgart, S.154-177.

(4) Blessing, Staat, S.20; Böckenförd, E.-W., Die Entstehung des Staats als Vögang der Säklarsation, ders., *Staat, Gesellschaft, Freiheit. Studien zur Staatstheorie und zum Verfassungsrecht*, Frankfurt am Main, 1976, S.42-64.

(5) *ibid.*, S.93.

(6) *ibid.*, S.88.

(7) *ibid.*, S.88.

(8) Bosl, Aufklärung, S.881.

(9) Zorn, W., *Probleme und Quellen der bayerischen sozialgeschichte im 19. Jahrhundert, Bayern Staat und Kirche Land und Reich. Forschungen zur*

- bayerischen Geschichte vornemlich im 19. Jahrhundert*, München, 1961 (以下Bayernと略す), S.347-358. Zorn, Gesellschaft, S.113-142. プロテスタント教会については、Pfeiffer, G., *Die Umwandlung Bayerns in einem partatische Staat*, Bayern, S.35-109.
- (11) Hahn, *a.a.O.*, S.197.
 - (12) *ibid.*, S.197.
 - (13) Blessing, Staat, S.11.
 - (14) Hacker, *a.a.O.*, S.11.
 - (15) 西川、前掲論文、406頁。
 - (16) Bosl, Aufklärung, S.879.; Bachem, I., S.218.
 - (17) 西川、前掲論文、403-405頁。
 - (18) 『キリスト教史 7』164-165頁。
 - (19) ザイラーの伝記については、Schwaiger, G., *Johann Michael Sailer. Der bayerische Kirchenvater*, Zürich, 1982を参照。
 - (20) 『キリスト教史 7』164-165頁。
 - (21) 前掲書、228-229頁。
 - (22) Bosl, Aufklärung, S.888.
 - (23) Hahn, *a.a.O.*, S.176. ロマンティーク思想はランツフトからミュンヘンへの大学移転で完成する。
 - (24) Hahn, *a.a.O.*, S.183.
 - (25) *ibid.*, S.183.
 - (26) Hausberger, *a.a.O.*, S.301-302.
 - (27) *ibid.*, S.181.
 - (28) *ibid.*, S.181.
 - (29) Blessing, Staat, S.84-85.; Doeberl, M., *Entwicklungsgeschichte Bayerns III.*, München, 1931, S.15ff.
 - (30) *ibid.*, S.90.
 - (31) *ibid.*, S.90.
 - (32) Hausberger, *a.a.O.*, S.300-301.
 - (33) 『キリスト教史 7』228頁。
 - (34) Hacker, *a.a.O.*, S.184.
 - (35) バイエルンのウルトラモンタニズムについては、Weiss, O., *Der Ultramontanismus. Grundlagen-Vorgeschichte-Struktur*, *ZBLG*, Bd.41, S.821-877. を参照。
 - (36) Hahn, *a.a.O.*, S.184.
 - (37) Blessing, Staat, S.91-92.

- (38) Schwaiger, *a.a.O.*, S.56.
- (39) Hacker, *a.a.O.*, S.8.
- (40) Möckl, MBG, S.121.
- (41) Möckl, MBG, S.121. ルートヴィヒ一世治下でのカトリシズム復活とザイラーサークルの関係については、Hahn, W., *Romantik und Katholische Restauration. Das kirchliche und schulpolitische Wirken des Sailerkläfers und Bischofs von Regensburg Franz Xaver von Schwäbl (1778-1841) unter der Regierung König Ludwig I. von Bayern*, München, 1970.

第5章 1803年から1825年までの国教化政策過程の争点

1. 「世俗化」

ドイツ史にとって「世俗化」は二つの意味がある。それは①カトリック教会から莫大な財産を没収（Vermögens-Säkularisation）し、その経済基盤を奪うことであり、②神聖ローマ帝国直属の司教領・修道院領を廃止したことにより、司教へのラント高権を確立し、世俗権力者による支配（Herrschaft-Säkularisation）を内容とするものであった。「世俗化」がもたらした結果は一方でカトリック教会に対する国教化政策が従来の司教領にも及び、他方において各国にカトリック系住民とプロテスタント系住民が共存できる新旧両派の国家を成立させたことである⁽¹⁾。

この「世俗化」による聖界諸侯国の廃止は、フーバーの言葉を借りれば、「政治的必要性が『伝統的適法性』に対して自ら貫いた一種の『合法的革命』であった」⁽²⁾のである。「世俗化」の影響力は教会、社会、国家における人々の関係の再編成と平均化という過程の口火を切ることになる。カトリック教会にとって脱封建化（Entfeudalisierung）を、貴族にはその政治権力、大聖堂参事会会員、さらに宮廷内でのポストも喪失させることになった。もっともこの事件によって教会幹部の「民主化」が始まり、上下聖職者間の格差は埋められることにもなった⁽³⁾。

ここではまずモンジュラの教会財産・領土の獲得の意図に即しながら考察しておきたい。モンジュラは経済的目的と精神的目標を意図していた。経済的目的は社会改革の前提として「世俗化」を通じて国家の財政基盤の再建を考えたことはもちろんだが、もっと広範な意味での所有権の再編成を目指し、それを自由に獲得・処分できるようなバイエルン「国民」を創造することにあつた。その実行は同時に教会領への経済的な政策の本質が含まれていた。また精神的目標は教会による人々の心情の独占を排除することであり、教会の組織的・行政的統合を利用はするが、国民の信仰の一元性から多元性を求めることであつた⁽⁴⁾。

(1) 「世俗化」過程

「世俗化」は1803年に開始したのではなく、18世紀からの対カトリック教会政策の歴史的な所産である⁽⁵⁾。教会高権は16世紀の宗教分裂時代に始まっている。宗教改革の時代にすでに領邦君主は国家の裁判権、聖職者の配置、課税の拡大を企図した⁽⁶⁾。18世紀にその成果が1803年の「世俗化」という決定的な事件を介して、フランス革命から第一次世界大戦までの世俗社会・教会の歴史を変えたのである⁽⁷⁾。

「世俗化」は1806年神聖ローマ帝国の崩壊と1802年から1803年までのレーゲンスブルクの帝国委員会の決定事項を起点として開始したのであつた。1803年に決定された帝国代表者主要決議（Reichsdeputationshauptschluss⁽⁸⁾）とさらに1805年プレスブルクの和約（Fried von Pressburg）という二つの事件は主権国家の領土併合を規定することになる⁽⁹⁾。1803年主要決議の主な内容は112の帝国諸身分（Reichsstände）の除去、聖界諸侯領の没収、諸侯・帝国諸都市の「陪臣化」などであつた⁽¹⁰⁾。これらを根拠にしながらかつてモンジュラのヨーゼフ主義的国教化政策は本格的に教会財産の「世俗化」と修道院の抑圧を実行しながら、国家財政の立て直しの目的に利用しようとしたのである⁽¹¹⁾。またモンジュラの意図はそれだけにとどまらず、

教会に対して国家の優位を実現するものであった⁽¹²⁾。

「世俗化」は教会の経済基盤を崩すことだけを念頭においたものだけではなく、それに劣らず戦争で疲弊した国家財政を補うためにも考えられた措置であった。例えば国家は1802年600万グルデンの歳入に対して、900万グルデンの歳出、さらに30000万グルデンの債務があった。そのような窮状を救うには抜本的な経済構造の改革を行使せざるをえなかった⁽¹³⁾。これは同時に近代的な意味での国家建設の着手でもあった。それゆえモンジュラは教会改革だけを目標とするのではなく、あくまでも近代国民国家建設の一環として考えていた⁽¹⁴⁾。具体的にはバイエルン政府は各聖界領であるヴィルツブルク、バンベルク、アウグスブルク、フライジング、パッサウ、アイヒシュタットなどを次々と併合していった⁽¹⁵⁾。「世俗化」着手以前の土地所有構成は選帝侯14%、貴族24%、教会領主56%であった。教会領の国有化によって、そこで農業を営む住民は「寛大な条件」で今度は国家から上級所有権を償還されることになった⁽¹⁶⁾。ただこの「世俗化」は上級所有権を解消し、農村社会に変化を起し、裕福な諸手工業者や農民だけ農地を取得できたとしても、修道院に依存していた手工業者、日雇い、農業労働者は反対に窮乏化するのであった。したがって、「世俗化」による償還は裕福な農民と農業労働者という農村内での階級分化も引き起こした。この事件はかえって政府に再農業化 (Reagararisierung) を再検討させる結果となる⁽¹⁷⁾。だから教会領の接収は必ずしも農民の立場を改善することを意味しなかったし、新たな主人である官僚のほうが以前の教会領主よりも厳しい税と債務取り立てを行い、かえって多くの農民の状態は改善されたとは決して述べることはできなかった⁽¹⁸⁾。

ところで教会財産の取得は国家財政に貢献したであろうか。結論的に述べると必ずしも効果があったわけではなく、逆の場合が多かった。バイエルン国家はノイ・バイエルンを併合したとはいえ、その法的継承者としての立場はその新しい領土に付帯する負債も引き受けなければならず、また

教会領も国家にとって期待された収入をもたらすことはできなかった⁽¹⁹⁾。それゆえ解放戦争後もバイエルン国家は相変わらず財政破綻状態であった。さらにドイツ連邦内での第三の立場はその軍事出費を国家の経済力に反比例する形で増加し、財政不安は19世紀中、常に懸案事項となった⁽²⁰⁾。

ともかく急進的な「世俗化」の主要動機は戦争の負担が増大する財政にあった。ただ「世俗化」の影響がラント社会構造に効果があったかどうか、またどの程度あったかという問題は現在でも重要な研究対象であり、例えば土地所有構造において「世俗化」はあまり影響しなかったという消極的評価もある。ところが教会領主に代わって国家が土地所有者になることによって上級所有権の解消が初めて可能となり、いわゆる農民解放が開始することになった。ただしこの時点では農民にとって貴族と国家が地主になったのである⁽²¹⁾。

(2) 農民解放・農業政策

モンジュラが「世俗化」に着手する以前に1779年テオドールは封建所領の収入を抑制しつつ、農民が農業経営へ改善を図ろうと計画した。これは財政収入の低下と農民層の反対で失敗に終わった⁽²²⁾。

モンジュラの農業改革案は農業からの収入の増加と農民保護に重点をおくという措置を基本とする政策であった。これは「再農業化」と称されるものであった⁽²³⁾。それは①農業経営の維持、②その経営の農民化(Verbäuerlichung)、③農業を副業とする手工業者の定住を骨子とした⁽²⁴⁾。要するにモンジュラ政府は農業生産の拡大のため、自営農民の育成を試みたのであった。それは将来、租税負担能力を備えた農民の増加を意味する⁽²⁵⁾。

農民解放はそれまでの支配団体からの離脱とその負担の解消を内容とする。バイエルンでの農民解放は1808年基本法において隷農制の廃止を規定し、さらに1808年勅令において、①領主に対する隷農関係の廃止、②ゲレ

ンデ奉仕義務の廃止、③無制限な負担を制限的な負担に変更、また金納地代化への転換が保証されていた⁽²⁶⁾。これらは1818年憲法でも同様であった。このような農民解放の試みは繰り返されたにもかかわらず、封建的な社会関係をまだ完全に克服するには至らなかった⁽²⁷⁾。もっともモンジュラの農民政策はあくまでも身分関係を抑え、行政権威の確立を目的とするもので、農民の地位を抜本的に改善するものではない。だからこの農民解放は「封建的桎梏の解除を迫りつつも、帰属の保全と農民の地位改善により国家の存立基盤を固める国家による『社会保護主義 (Sozialprotektionalismus)』を基調」とする点では限定的な改革であった⁽²⁸⁾。

また農業技術は生産増大のために導入された。例えばそれは従来の三圃式農法から輪作農法に、また休耕地を根菜作物用に充てるという集約農業であった。しかしこの技術改革も旧来の生活に戻らせる結果となった。この意味でも農業政策は農村の社会的な再編成まで考えていなかった⁽²⁹⁾。それゆえに封建的な社会関係を克服する意図で開始した農業改革は失敗に終わったと考えられる。確かにモンジュラ政府は自立的な農民の育成に努めたけれども、他方では土地貴族にも配慮を示し、農民解放にとって矛盾する政策を行ったのである。もっともこの農業政策はその意図とは関係なく農民の生活に影響し、その社会関係の構造転化への第一歩となった。モンジュラの目的とした国家財政の安定に向けた措置が結果的に封建的経済構造を次第に分解させたのである⁽³⁰⁾。そのためこの時期は封建的諸関係を残しつつも、資本主義への移行がなされ始めた、一種の過渡期の形態とみることが可能である⁽³¹⁾。結局農民解放の実現は三月革命まで待たなければならない。重要なのはバイエルンでは1817年に荘園の解放があり、そのために農民解放はヴェルテンベルク、バーデンより20年早く、またプロイセンより4年早く開始している点、さらに他邦と比較して「世俗化」の結果、上級所有権償却の権利を持つ農民が4分の3にも増加したことである。残りは貴族の支配にあった⁽³²⁾。農民解放以前に広範な「農民による土地保有」

が確立していた。つまり分割地農民が多数存在していたのである。さらに「世俗化」が中小農民を多数作りだしたのであった⁽³³⁾。このことはプロイセンと比較する際に大きな意味を持っている⁽³⁴⁾。

(3) 「世俗化」の帰結

「世俗化」は多方面に影響を及ぼした。「世俗化」は教会にとって政治的な損失だけではなく、領土という財産を喪失した。これによって教会は信仰を司る本来の姿に戻ったかもしれない⁽³⁵⁾。政府にとって「世俗化」は教会領の処分を通じて新たな租税源の開拓を意味した⁽³⁶⁾。また「世俗化」は当時すぐに成果はなかったが、国民国家建設のため隷農制の廃止と諸身分の一掃に役立った⁽³⁷⁾。だから「世俗化」は19世紀初期まで存在した社会秩序の束縛を排斥するきっかけを作り、ある程度農業と商工業の発展する市民社会の兆しを示した。また農民は国家の援助を得て、すでに耕作していた土地の所有権を自己のものとする従来の上級所有権と下級所有権を同時に取得することが可能となる。つまりこれは農民解放の開始を意味した⁽³⁸⁾。

では接収された教会側はどうなったのであろうか。なぜならモンジュラ官僚が想定していない帰結となったからである。

「世俗化」前の小農民は同時に手工業の仕事も修道院において従事していたが、「世俗化」によって彼らはそれを失って、農業だけの収入だけでは生計を維持することができず、窮乏化がいつそう進むのである⁽³⁹⁾。だからいったん土地を購入した日雇い、小農民などの社会的底層層の中には土地を購入したが、そのための負債に耐え切れずに財力ある農民に再度譲渡しなければならなくなる者も現われた⁽⁴⁰⁾。「世俗化」による変化は農村の最下層民にとって要望しない改革でもあったのである。結局「世俗化」は農民に古く慣れた荘園制的な関係から経済関係における経済的な専門化と自立能力を持たせる段階へと推し進めたのである⁽⁴¹⁾。

またかつての農民の主人であった聖職者は「世俗化」の影響をどのよう

に受けとめたであろうか。まず聖職者は修道院領の没収のために司祭養成の物質的な拠点を失った。その結果聖職者たちは官僚に教会を委ねる新たな経済上の従属関係を締結しなければならなくなる。彼らの収入は国家から年4回支給された⁽⁴²⁾。

最後に「世俗化」を実行した政府にはどのような意味があったであろうか。まず啓蒙官僚の文化プログラムが「世俗化」を計画させ、さらに国家財政の破綻がその実行をしなければならないことを決定的にした⁽⁴³⁾。しかし教会財産は国家の財政にとってあまり役立たず、反対に負債までも国家が引き受けなければならない結果となった⁽⁴⁴⁾。要するに経済的に見れば国家はその財政上の目的を達成することができなかった。ただし政治的效果という点で考えれば、重要なのは「世俗化」が国家にとって経済的效果以上の意味を二重でもたらしたことにある。すなわち一方で政府は「世俗化」を通じて教会の政治的組織と帝国構造内での拠り所を廃止することが可能となり、バイエルン国家としての発展を促すことになった。またもう一方では「世俗化」は国家の持つ家父長的な絶対主義を国家建設と国民形成という形で表現したのである⁽⁴⁵⁾。これが「世俗化」の政治的、経済的な帰結であった。それでは「世俗化」の精神的影響はどうであったのであろうか。教会・聖職と農民との絆りは解消されたのであろうか。

「世俗化」は聖職者を減少させた。カトリック住民に対する聖職者の割合は1802年の3.5%から「世俗化」を経た1832年には1.5%と著しく減少していった⁽⁴⁶⁾。この現象は、結果的には全バイエルンの教育状況の低下を招くことになる⁽⁴⁷⁾。カトリック教会の伝統的な役割は「世俗化」過程で掘り崩された⁽⁴⁸⁾。「世俗化」はキリスト教モラルからの離脱を計画したのであり、そのためそれに代わる近代的な規範を国民に植え付けようとする⁽⁴⁹⁾。この点で政治的、経済的な効果と異なってくる。

ではその効果はどうであったのであろうか。さきに文化的要因で考察したように農村共同体は「世俗化」による急激な法的変化に関わらず、教会

と農民との関係は相変わらず維持されたのである。それゆえ家族単位とする生産機能を中心とする農村共同体は伝統的な社会化機能を残しており、当然の結果としての農民の態度には変化を生じさせなかった⁽⁵⁰⁾。だから「世俗化」後、農民は従前どおり教会の精神的支配下にあり、礼拝、巡礼、その他の宗教行事に参加した⁽⁵¹⁾。

2. バイエルン政教条約

ドイツ各邦での「世俗化」後、カトリック教会と諸国家の関係はその摩擦を解消する目的で、各邦とローマ教会法皇庁とで政教条約を締結する方向に進んでいく。ただし大部分のドイツ各邦は教会に譲歩することを恐れ、非公式の協定を結ぶだけに終わっている。ところがバイエルンだけがローマ法皇との政教条約の形式を整えることができた⁽⁵²⁾。政教条約は一定の条約上の形式があるわけではないが、バイエルンとローマとの条約は両当事者間において批准の形をとって公布された。同条約は1924年まで法的効果を有することになる⁽⁵³⁾。

モンジュラは1809年宗教法令を一方的に布告し、国家の教会に対する優位を表明した。他方1815年ウィーン会議に際し啓蒙カトリシズムの代表からドイツ国教会の創設を求める運動もおこったが、これは成功していない。この運動は主権の独立・維持を追求するバイエルン政府にある種の危機を感じさせ、ローマ法皇庁にとってもドイツ・ライヒ教会は大きな障害であった。これがバイエルン政府とローマ法皇庁の両者に政教条約をもたらす遠因をなしたのである。結果から述べれば、政府は同条約を教会の超国家的性格を抑え込むのに利用したのである。具体的にはラント司教区(Landesbistum)の創設、国王による司教座聖堂付参事会(Domkapital)の任命または指名、首席司祭(Dekan)の任命に関して国王の決定、協議がその内容であった⁽⁵⁴⁾。これらはヨーゼフ主義の徹底と同時にフランスの政教条約をモデルにしながらか国教化政策を内外に示すのであった。啓蒙官

僚がこの政策を実行するのである。

1817年までに大臣職を一手に握ったモンジュラは政府内の対立のために失脚するが、カトリック教会への方針は変更されることなく継続する。モンジュラの後任で政教条約を指導するのが内相ティルハイム (F. v. Thürheim) と外相レヒベルク (A. v. Rechberug) であった。特にレヒベルクは貴族出身であったが、モンジュラの主権原理を外交官として堅持する努力を払ったのである⁽⁵⁵⁾。

(1) 政教条約交渉過程

ウィーン会議においてバイエルン政府が反対したライヒ政教条約 (Reichskonkordat) 構想は国内の教会を規制する効果を失わせるという危惧を政治的支配層に抱かせ、そのためそれに先んじてローマとの個別条約を締結する必要性を切実に感じていた。バイエルン政府の政教条約構想は従来の国教化政策を変更することなく、教会組織、司教、聖堂参事会会員・司祭の任期に際し国家の影響力を一方的に行使することにあつた。その構想の背景には1810年ナポレオンとローマ法皇との間に締結されたフランス政教条約がモデルとして存在していた⁽⁵⁶⁾。

確かに「世俗化」は国内の教会の影響力を抑止する効果はあつた。それを法的に保証したのが1809年宗教法令であつた。その結果モンジュラ体制の教会政策はローマ法皇庁との軋轢を生じさせ、それが外交上の問題ともなつた⁽⁵⁷⁾。政府はローマとの関係を維持しながら、国教化体制を堅持する必要もあつた。それがバイエルン政府とローマ法皇との政教条約を締結させる直接の原因であつた。ところが当時、法皇庁は大国間で考えられたライヒ政教条約の構想に関心を示しており、個別の政教条約を拒否する方針であつた。しかし1806年プレスブルクの和約によるバイエルンの正式の国際的承認はライヒという単位の交渉が不可能であることが明確になり、法皇庁側の方針に変更を迫ることになつた⁽⁵⁸⁾。

バイエルン政府と法皇庁との政教条約の交渉はすでに1802年から開始されていた。それはウィーン会議の中断を挟んで1817年まで継続する。1803年10月ローマで臨時バイエルン大使ヘフェリンが交渉の任に当たった。ところが枢機卿コンサルヴィ (E. Consalvi) を代表とする法皇庁から拒否されて、当初交渉は1817年まで進展しなかった。その後モンジュラが失脚したため教会を管轄する内相ティルハイムと外交問題のため外相レヒベルクの二人がヘフェリンに指示を与えることになる。もちろんこの二人はモンジュラ体制の方針を堅持した。つまり1817年2月9日ヘフェリンへの指示にあるように、バイエルン政府の国教化政策の堅持と司教・参事会会員への国王による任命権実施を基本とするものであった⁽⁵⁹⁾。

ここで政教条約を外交面で担当するレヒベルクが大きなカギを握る格好になった。彼は対ローマ交渉に際してドイツ連邦約款16条の「宗派平等」を根拠にしながら国内の宗教関係の諸立法の行使を断念せずに国教化体制を外交面から主張した。それにもかかわらずヘフェリンは国教権の廃止に同意しないが、政府と異なるローマ側に有利となる条約案に独断で調印した。政府は意図しない結果となったが、政府は一応ローマに譲歩を外見上見せた⁽⁶⁰⁾。

もっともこの譲歩には政府の別の意図があった。この譲歩には政府内でも異論がなかったわけではない。モンジュラ失脚後、政府はフランスの制度を真似て設置された国務院 (Staatsrat) という合議制による政策決定を採用しており、必ずしも各メンバーが政教条約案に賛成したわけではなく、例えばレルヘンフェルト (M. v. Lerchenfeld、蔵相)、ライゲルスベルク (H. A. v. Reigersberg、司法相) らは条文内に国王の教会に対する諸権利の強化を求めて政教条約構想の改革を実施を迫った。これらの反教権派は国務院内で多数を占めて、ローマに「バイエルンのカトリック教会との従来関係を考慮して、他の何も協定する考えはない」と主張するまでに至った。その結果レルヘンフェルトらが条文締結の延期を画策した。だから国

務院の多数派は交渉中にある「一般条項」と「明確な留保」といった個々の点を区別せず、「世俗化」の成果を堅持するためにローマに有利となる政教条約に同意しなかった。したがってレヒベルクの考えからすれば、バイエルンの主権を国家の内外に示すためにも政教条約はぜひとも必要であり、それゆえに國務院内での有効な方針として政教条約による従来の国教化体制の変更を恐れるあまり、教会政策の原則論に固執したのである。ただ閣僚会議での共通認識はあくまでも教会への国家が介入することでは一致していた。そのためレヒベルクは、政府内での有効な方針として政教条約を有名無実化するという秘密留保 (geheime Vorbehalt) の政策を推進する⁽⁶¹⁾。

この方針は締結後、大きな効果を発揮した。だから一応形式上、政府は従来通り国教化政策を政教条約と矛盾する限りにおいて中止しなければならなくなった。そのため政教条約は教会に一方的な支配を行っていた法律を無効とすることになる⁽⁶²⁾。もちろん政府はあくまでもローマとの交渉を「秘密留保」戦術を実行することを決定していたために譲歩したのである⁽⁶³⁾。

(2) バイエルン政教条約の内容

全18条からなるバイエルン政教条約は1817年7月5日ローマで調印され、ミュンヘンで批准された。同政教条約において、「ローマ・カトリック法皇の宗教はバイエルン王国の全範囲とそれに属する領土に完全にその権利と特権を維持する。さらにそれらを法皇の宗教は神の指図と教会法の規定によって享受する」(第一条)とバイエルン政府はローマからの要望に譲歩を示した。ただバイエルン政府は基本的にローマからもある程度の実質的な譲歩を引き出していた⁽⁶⁴⁾。具体的に個々の条項を概観しながら、両者の立場を示すと以下のようなになる。

まず司教区は各三つの属司教区 (Suffraganbistum) を配する二つの大司教区 (Erzbistum) の整備によってラント教会を設置した。つまりそれは

アウグスブルク、パッサウ、レーゲンスブルクの各司教区を持つミュンヘン-フライジング大司教区とヴィルツブルク、アイヒシュタット、スパイヤーの各司教区を持つバンベルク大司教区であった（第2条）。また国王は被任命者の教会法上の留保権があったとはいえ、大司教（Erzbischof）と司教（Bischof）の任命権を獲得した（第9条）。その結果法皇は国王から指名された司教がその地位に就任する前に教会上の任命を授与しなければならなくなった⁽⁶⁵⁾。だから国王は常に司祭の信任・更新に認可権（Bestätigungsrecht）を持つことになったのである。このローマ側の譲歩に対して、政府は司教、聖堂付参事会会員の生計援助を義務づけられた（第10、11条）。その上に司祭養成と司祭に関わる行政は政府の協力の形で国家の管理のもとにおかれることになった（第5条）。また教会の要件で法皇と司祭、聖職者、国民との交流は無制限に承認され、さらに教会裁判上への譲歩、さらに教会裁判上への譲歩、最後に修道院の再建と、国家は大きく義務を負わなければならなくなった（第4、5、7、12条）。

全般的な観点からすると、「これらの項目に明らかに報告を生じる教会業務上の人間に関わるすべてのものは、教会の教義と現存の承認された宗紀（Disziplin）に応じて取り扱われる」（第7条）に規程されているように、この政教条約の性格はバイエルンのカトリック教会に権利と特権を承認するものがあった。結果としてバイエルンにおいて従来より施行されてきた法律、命令は政教条約に矛盾する規程は廃止されることになった（第1、16、17条）⁽⁶⁶⁾。それゆえこの条約はカトリック側がある程度国家の要求を受諾する内容とするものの、教会が国家に対して優位を認めたことになった。政府が「秘密の留保」をもって教会優位の政教条約全般の性格を自己に都合よく変更する過程は宗教法令との矛盾の箇所所述べることとして、まずこの条約からバイエルン政府が具体的に獲得した二点についてさきに触れておくことにしたい。

第一点は国境と合致する教会組織の設定である。政教条約締結以前、多

くの地域はバイエルン以外の司教区に属したので、政府はラント教会設置のためにも国境内に新たな司教区を必要とした。第二点は国王に8つの司教職の任命権が与えられ、法皇はあくまでも司教の教会法上の任命権に抑えられたことである。さらに同時に大司教座聖堂司祭、僧会議員の任命権も獲得し、その上従来の領主の司教区への提出権も承認されたのである。確かに領土上においてはローマ法皇側にとって、バイエルンはあまりに意味がないかもしれない。重要なのは国王の任命権がフランスでは6年間、オーストリアでは7年間しか存続しなかったのに対して、バイエルンでのそれは1917年まで100年間の長きにわたって存続したことである。これらのことは19世紀中、他邦が教会職に決定的な影響力を行使しえなかったことを考えれば画期的な事件であった⁽⁶⁷⁾。

ところでこの政教条約の公表は世論に大きな反響を及ぼした。プロテスタントは1809年法令によって保障された宗教上の自由と宗派同権を危うくすると感じ、また啓蒙カトリック司祭も同様な理由で懐疑的にこの条約を注視した。さらに都市プロテスタントは従来から認められた権利・自由を擁護するために国王に「上奏文」を提出するまでに至ったのである⁽⁶⁸⁾。

(3) 宗教法令と政教条約の矛盾とその帰結（テーゲルンゼー宣言）

政教条約の条文だけを解釈するかぎりにおいて、カトリック教会が国家に対して優位に位置することが規定されている。この関係が結果的に逆転する事情はどのようなものであったのであろうか。1809年に布告された宗教法令を代表とする国教化政策と政府－ローマ間に締結された政教条約の矛盾をいかに政府が処理したかを説明する前に、法皇庁の立場と政府の方針を簡単に整理しておく必要がある。

まず法皇庁は「宗教的不寛容」ともいべき政教条約に教会の特権をその条文に盛り込むことを企図した。そのことでカトリック教会に不利な諸立法を無効にできることを期待していた⁽⁶⁹⁾。その考えの背景には以下の事

情があった。それは①国教化と司教主権の克服、②ローマの指導下に各国の教会をまとめること、③カトリック精神運動と一線を画することを目標としていた。重要なのは法皇庁が各国政府の実施する国教化政策と対抗し、それと並行しつつ、各国内に啓蒙カトリック司祭やカトリック革新運動を牽制することを意図していたことである⁽⁷⁰⁾。

他方バイエルン政府はどうであろうか。その後19世紀を通じて言えることだが、政府の教会政策は新しい前提のもとに政治的妥協を重ねるが、自己の政治的要求を教会の関係で即座に悪化させるようなことをしないが、必ず自らの意図を実行する基本方針を堅持している。政府は条約でローマから具体的な譲歩を引き出し、司祭の任命権・更新権を確保し、また教会への寄付、司祭の給与の支給という経済的な形で教会の支配を考えていた⁽⁷¹⁾。

確かに法的に解釈すれば、政教条約は宗教法令と同等の位置にあった。結論的に述べれば、バイエルン政府は政教条約後、卓越した官僚の指導のもとで巧みな方法を用いて政教条約の内容を事実上骨抜きにし、反対に1803年宗教法令とほぼ同内容を1818年憲法の一部に採用することで、国教化体制を堅持するのである⁽⁷²⁾。ここにおいてレヒベルクの画策した「秘密の留保」の効果が現われるのである。宗教法令と政教条約の矛盾が「最初の教会政策をめぐる闘争」となるのである⁽⁷³⁾。つまりツェントナーの提案した宗教法令が1817年のカトリック教会が優位となる政教条約を事実上も法律上も、そして現実上も拒否する効力を発揮したのである⁽⁷⁴⁾。

したがって政教条約と宗教法令の法的地位の逆転は国家の「世俗・聖界」での業績において教会に対する協力、さらに監督権を確立し、次第に国家の権限が純粋な宗教行為までに及ぶことを意味した⁽⁷⁵⁾。すでに条約締結以前に閣議において、政府は条約締結に関わらず国教化政策の堅持を再確認していた。大臣全員が1818年3月閣議においてツェントナーの提案によって条約を国法として公表するけれども政教条約に制約されないということ

を了解し、同時にプロテスタント教会の保護も決定していた。また1818年5月政府は宗教法令を付属文書（Beilage）として憲法の一部として取り入れていたのである⁽⁷⁶⁾。政府は宗教法令を憲法の一部とし、また政教条約を単に法律として、もちろん形式的順位でなく、立法者の意思から国家の最高法規である宗教法令を政教条約の上位においたのである⁽⁷⁷⁾。だから政府は宗教法令の各規程を具体的に実施して条約中の国教化政策の行使に制約を課す条文を一方向的に停止し、事実上条約そのものを無効にしたのである⁽⁷⁸⁾。

両主張の矛盾を整理すると、政教条約は教会の「自由」を強調し、国家の要求に対して教会法の優位を求め、カトリック教会の権利と特権をバイエルン全土において維持することを条約の文言上においても主張した。これに対して宗教法令はラント教会高権、教会自治の部分を書き直さずに限界を設けて宗派の同権と「寛容」の原則を強調したのである⁽⁷⁹⁾。宗教法令が憲法の一部になることによって、宗派同権と国教化の政策が条約よりも上位に位置したのである。

したがって宗教法令は教会と市民との関係も変更し、例えば結婚は民事上の婚姻法の対象とされ、もちろんその裁判権も国家の支配下におかれた。これはモンジュラ国教化法体制（staatskirchenrechtlichen System Montgelas）の構想を法律・憲法にまで高め、国家の優位を一世紀以上の政治的効果を残すことになる。世俗権力は聖界が人々に対して影響力を行使することに大きな制約を設けたことになる。

政府の強硬な措置は1818年9月に妥協を求めたヘエフェリンの「宗教法令が非カトリックのみに関係する」とする声明も即座に政府から撤回され、ピウス七世の抗議を招くことになった。両者には何らかの妥協が必要になった⁽⁸⁰⁾。

バイエルン政府はカトリック側の新たな不安を和らげ、ローマとの断交を回避し、しかも国教化政策を譲歩することない方法を試みなければなら

ない。カトリック教徒は宗教法令の支配する政教条約に反発し、司祭、カトリック系ラント議会議員は憲法への宣誓を拒否した。ただ法皇庁はこれ以上争う姿勢を見せず、ピウス七世、コンサルヴィ枢機卿は政府と交渉を行った。その妥協措置が国王による1821年9月テーゲルンゼー宣言（Tegernseer Erklärung）である。それは①聖職者の良心を強制せず、②市民生活において関連するのみ憲法宣言を行い、③信仰、神法、教会規程に矛盾されず、④政教条約を国法として有効とする内容であった⁽⁸¹⁾。もっともこの宣言は政教条約と宗教法令の矛盾を隠べいしたに過ぎなかった。国家は宗教法令にそった国教化政策を実践するだけである⁽⁸²⁾。だからこの宣言は外見上の妥協（Scheinkompromiss）であって、法皇庁には何ら利益をもたらすことはなかった⁽⁸³⁾。これに対して政府官僚はモンジュラが意図した国教化体制を1817年から1818年にかけて完成させるのであった⁽⁸⁴⁾。

3. 学校をめぐる対立

（1）教育をめぐる国家と教会の立場

個人の価値・規範は社会に様々ある社会化機関を通じて形成される。このこと自体は宗教と矛盾することはない。ここで問題にしたいのは啓蒙思想の合理主義と民衆信仰としてのカトリシズムが社会化の機関のひとつである初等教育の主導権をめぐる争われることである。ロッキン流に述べれば、「国家と教会」の紛争という社会的亀裂である。人々への教育、とりわけ初等教育は国家建設だけでなく国民形成に深くかかわっている。つまり国民国家を支える国民がどのような姿になるかに密接に関係している。

国家の理念・秩序は国民形成段階において、その国民からその価値観を維持する態度だけでなく積極的な支持を必要とする。初等教育機関である国民学校（Volksschule）は新たな理念・秩序を国民（とりわけ子供）に植え付ける制度として重要な機能を担っている⁽⁸⁵⁾。啓蒙絶対主義官僚は教会政策の実施に当たり、「世俗化」によって国家の経済上の優位を、さらに

ラント教会化を、また政教条約締結によって教会に対する政治的支配を事実上確立した。さらに政府は国民の精神的拠り所を独占していた教会からその地位を奪うべく教育改革に乗り出すのであった。これは啓蒙官僚が国教化政策を通じて近代国家建設を追求する過程の一環である。ただし国民の精神構造は簡単に変化しない点もあり、また効果もすぐに表われるとは限らなかった。だから教会と政府は学校をめぐる監督権に関する主導権を20世紀に至っても争うことになる⁽⁸⁶⁾。

18世紀までバイエルンの学校制度は教会の一組織として存在し、その初等教育内容は信仰宗教に関係することが主であった。18世紀まで初等教育に関しては国家からの指導はなく、教会学校がドイツでは一般的であった。バイエルンでも初等教育はイエズス会が支配していた。ところが18世紀前半から北ドイツで、18世紀半ばから南ドイツで、1777年アルト・バイエルンで変化が生じた。従来の教会による学校経営に対して、領主が教育の拡大と改革を準備し、啓蒙的方向を示した。この時点では改革は必ずしも成功しなかったが、領主は教育行政、義務教育、教員養成の制度拡充を目標に、初等教育の組織化を計画したのである。これが19世紀初期に再登場し、1799年から1807年までの啓蒙勢力の決定的優位を背景に国民の精神構造の支配の点でカトリック教会と啓蒙・自由主義官僚の対立が生まれる⁽⁸⁷⁾。この教育政策は19世紀初期においては一方的な形でモンジュラ体制のもとで進展するとはいえ、その対立は三月前期になっても解決しなかった。1828年に啓蒙官僚時代後の教育を監督する内相にザイサー・サークルのシェンク (E. v. Schenk) が就任し、それまでの反動としてカトリック側の立場を強化したからである⁽⁸⁸⁾。

(2) 学校をめぐる対立

1802年政府は普通義務教育を導入し、学校を効率化し、教師を公務員とする措置を採用し、学校監督権を政府のもとにおき、それに伴う教師の養

成機関を整備した⁽⁸⁹⁾。1807年教育監督権は内相の管轄下にあると法文化した⁽⁹⁰⁾。もちろん啓蒙官僚は単に教会支配の学校制度だけの改革を意図したわけではなく、近代国家建設をその視野に入れている。それまでの国民教育の劣悪さは緊急の改革を要しており、国民の政治的な均質性を計画するうえでも旧来の教育は大きな障害であった。モンジュラと配下の官僚は国民形成を推し進めるうえでも国民に初等教育を通じて基本的な知識の習得をさせる必要があった。官僚は社会全体の精神的一体感を増すうえでも新たな教育制度を導入しようとする⁽⁹¹⁾。学校行政はツェントナーが責任者となり、教会の学校支配を削減するためにも国家による監督権を確立し、その上に宗教教育の中止を試みた。1802年の命令は普通義務教育を詳細に規定し、当時のドイツとしては例外ともいえる6歳から12歳までの六年就学を内容に盛り込んでいた⁽⁹²⁾。

教区改革は一応教会の影響力を国民から解放する一方で、新組織を国家に効果的に結び付けようとした⁽⁹³⁾。また国家は監督制度を創設・強化することで、教師の統制を強めたのであった。政府は教育機関を通じて国民に教会とは必ずしも一致しないが、「従順」「家父長制」「節約」などの規範的な機能を児童に吹き込もうとしたのである⁽⁹⁴⁾。つまり政府は次世代にも影響する初等教育を実現しようとしたのである⁽⁹⁵⁾。この教育改革は三月前期、モンジュラの考えの継承者であるアルマンスペルク (J. L. v. Armansperg) 内相の自由主義的な教育改革まで続行した⁽⁹⁶⁾。国家権力の公的教育への介入は国民形成の一環として実施されたのである⁽⁹⁷⁾。それゆえ国民学校は将来の有用な「国民」にとって不可欠な基礎的知識と精神を準備したのである。そのため国民の精神という価値体系の形成をめぐる支配に関して、カトリック教会の附属機関としての学校と並んで政府の国民監督装置の「警察施設 (Polizeianstalt)」としての学校が対立する。

この対立がはっきり現われたのは1810年から1815年までの学区の分割においてであった。これは教区でなく、行政区に学区を当てはめようとする

ものであった。ただしのちの1873年から1883年までのバイエルンでの文化闘争と同様、カトリック教会と官僚が激しく衝突したときしか学区問題は現れず、通常は教区に基づいた学区が採用されていた。それゆえ近代学校史は「合理主義」がどのくらい承認されるかによって変遷してきたかを跡づけている⁽⁹⁸⁾。このように学校問題はカトリック教会と国家の対立を常に招き、政治は教会の影響力を断ち切るためにはバンベルクのカトリック大学、教会のギムナジウムを廃止するか、学校を官僚組織の管轄下におくしか選択の余地はなかった⁽⁹⁹⁾。

(3) 社会化機能としての学校

18世紀教会が人々の価値体系を支配した。19世紀に初等学校制度は教会から形式上分離し、公的な教育機関となった。だから国家が義務教育を導入することで、政府の管理された国民の精神構造という特徴を形成することになる。国民学校の教師は児童に直接影響する⁽¹⁰⁰⁾。近代国家は普通教育を公的にする際、教職員の資格を整える。

バイエルンでは三月前期を含めて、教師の質的格差が都市と農村においてあり、特に農村においては冬季学校（Winterschule）しか開校されず、それも教師は元御者、傷病兵、手工業者の出身であったため、その授業内容は「読み、書き、計算」程度と著しく教育効果を欠いていた⁽¹⁰²⁾。もっとも次第に教師の質的向上も計画され、国民教育は児童に「支配体系の観念」を教育、訓練するまでに至った。もちろんその効果も地域差が存在し、アルト・バイエルンとプファルツ、フランケン、シュヴァーベンとは相違がある。またノイ・バイエルンでは自由主義的意味から「支配の秩序」に教師側は抵抗する場面もあった⁽¹⁰³⁾。

それでは農村の学校ではどのような授業がなされていたのであろうか。三月前期までは授業は公教要理（Katechismus）と聖書、または聖書の歴史を内容とするのが一般的で、キリスト教的価値観を内容とするものが多

かった⁽¹⁰⁴⁾。それにカトリック教会のザイラー・サークルと啓蒙官僚はキリスト教愛国主義と国家中心のナショナリズムという違った立場からとはいえ「バイエルン主義」というべき共通点があり、それが学校教育において愛国主義のイメージという内容で授業に組み込まれていた⁽¹⁰⁵⁾。つまりカトリック側にとっては三月前期のルートヴィヒ一世治下で明確になるキリスト教的愛国主義が啓蒙思想の理念を妨害する。ただそれは王家を媒介としている⁽¹⁰⁶⁾。それゆえバイエルンは啓蒙官僚の強調する「バイエルン・ナショナリズム」によってではなく、ザイラー・サークルの持つ土着的なラント愛国主義(Landespatriotismus)が国民の中に確認されるのである。特に下層の中にその特性と「我々意識」がそのまま近代国家に移行したのであった⁽¹⁰⁷⁾。要するに啓蒙官僚主義国家は「国民たる資格」を持つ国民を形成するため初等教育に介入した。ところが啓蒙思想は国民教育の「自己に都合よい劇的転換」を持ち込もうとはしたが、結果的に見ればカトリック的な伝統と結合した国民の「愛国主義」を深く定着させたことになったのである⁽¹⁰⁸⁾。

ところでその教育は社会化機能として有効に働いたのであろうか。エンゲルジンは教育理論の浸透が19世紀のドイツ社会の変化の必要条件を準備したと説明する⁽¹⁰⁹⁾。しかしバイエルンにおいては公的教育の理念と農民の社会意識には深い亀裂が存在した。つまり「読み・書き・計算」能力の向上にもかかわらず、農村社会でのそれは住民の40%から50%までであった。1840年代後半になっても文盲率は高かった。いくつかの理由が考えられる。

第一に制度として中央行政の欠陥と資金不足という二要因が地方レベルで改革を制約した。第二に農村の生産活動で児童の労働力は重要で、初等義務教育の導入と労働力の需要とが両立しなかった。そこでは児童は教育の対象よりも家族の生産活動の担い手としての役割を優先させ、したがって学校への出席率は極めて悪く、特に収穫期には欠席者数は多かったと言

われる。確かに19世紀の教育改革はバイエルンを支配するヴィテルスバハ家への忠誠心を国民に注入したけれど⁽¹¹⁰⁾、農民の社会的な態度の形成において成功したとは言いがたかった。なぜなら、とりわけアルト・バイエルンの農民は改革に影響されずに家族や教会の伝統的な影響力を受けるのみであった⁽¹¹¹⁾。さらに19世紀半ばまで公教育は理念とは裏腹に非能率的であった⁽¹¹²⁾。

- (1) Huber, I, S.57. Vgl. Armansperg, R. G., *Joseph Ludwig Graf Armansperg. Ein Beitrag zur Regierungsgeschichte Ludwig I. von Bayern*, München, 1976.
- (2) Huber, I, S.57.
- (3) モルザイ、R. 「ドイツにおける聖界領接収の経済的。社会的諸影響」ハルテウング、F. / ファーアハウス、R. 他著、成瀬治編『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、415頁。Morsey, R., *Wirtschaftliche und Auswirkungen der Säkularisation in Deutschland, Festgabe für Kurt von Raumer*, 1966, S.372.
- (4) Möckl, MBG, S.113-114.
- (5) 「世俗化」については以下の文献を参照。
 Pönitz, G. v., *Der erste Entwurf zur bayerischen Säkularisation, Staat und Volkstum Festschrift Karl Alexander von Müller. Diessen von München*, 1933, S.190-206.
 Schwaiger, G., *Die altbayerischen Bistümer. Freising, Passau und Regensburg zwischen Säkularisation und Konkordat (1803-1817)*, München, 1959.
 Schlittmeir, A., *Die wirtschaftlichen Auswirkungen der Säkularisation in Niederbayern, untersucht am Beispiel der Abtei Niederaithach und seiner Probsten Richnach und Staat Oawald*, Verhandlung.
 Neukam, W. G., *Der Übergang des Hochstifts Bamberg an die Krone Bayern 1802/03*, Bayern, S.243-291.
 Haderstorfer, R., *Die Säkularisation der oberbayerischen Klöster Bamberg und Seeon. Die wirtschaftlichen sozialen Wandlungen*, Stuttgart, 1967.
 Schneider, A., *Der Gewinn des bayerischen Staates von säkularisierten ländständischen Klöstern in Altbayern*, München, 1970.

Sturzer, D., *Der Säkularization 1803. Der Sturm auf Bayerns Kirchen und Klöster*, Rosenheim, 1978.

Memple, H., Ch., *Die Vermögens Säkularisation 1803/10. Verlauf und Folgen der kirchengutenteignung in verschiedenen deutschen Territorien*, München, 1979.

Müller, M., *Säkularisation und Grundbesitz. Zur Sozialgeschichte des Saar-Raumes 1794-1813*, Boppard am Rhein, 1980.

- (6) Körner, *a.a.O.*, S.8-9.
- (7) Hausberger, *a.a.O.*, S.293.
- (8) 帝国代表者主要決議については、Scharnagel, A., *Zur Geschichte des Reichsdeputationshauptschlusses von 1803, Historisches Jahrbuch*, 70. Jg., 1951 (以下Geschichteと略す)。
- (9) Doeber, L., *a.a.O.*, S.281.
- (10) 林健太郎『ドイツ史(新版)』山川出版、昭和52年、222頁。Huber, *Staat und Kirche*, S.17ff.
- (11) Bachem, L., S.204.
- (12) Weis, UB, 2 II. S.28-30; Schwaiger, *a.a.O.*, S.55-56.モルザイはこの「世俗化」が国家の基本構造の変化と教会主有の脱封建化を促し、社会構造、経済的な意識の根本的転換をもたらしたことを主張している(モルザイ、前掲論文、405-406頁、Morsey, *a.a.O.*, 361-362)。
- (13) Weis, UB.11, S.26-27.
- (14) Möckl, MBG., S.109-110.
- (15) Bachem, L., S.203. 1803年ヴイルツブルク、パッサウ領邦国家の大部分、バンベルク、フライジング、アウグスブルクの全領邦併合。1805年プレスブルクの和議によってアイフシュタット領、パッサウの残り併合、1806年山岳地帯のアンスバハ併合、1809年レーゲンスブルク、バイロイト領邦併合。この併合については、Spindler, *Geschichtsatlas*, S.35-36を参照。
- (16) 伊藤、前掲論文、25-26頁。
- (17) Schlittmeier, *a.a.O.*, S.129.
- (18) *ibid.*, S.129.
- (19) Schneider, *a.a.O.*, S.192ff, S.206ff. *passim*.
- (20) *ibid.*, S.28-29.
- (21) Weis, UB. 11, S.29.
- (22) 伊藤、前掲論文、25-26頁。
- (23) Möckl, MBG, S.24.

- (24) Fried, P., Reagrarisierung in Südbayern seit dem 19. Jahrhundert, Kosellenbenz, H.(Hrsg.), *Agarisches Nebenswerbe und Formen der Reagrarisierung in Spätmittelalter in 19./20. Jahrhundert*, Stuttgart, 1975, S.180.
- (25) Hausmann, *a.a.O.*, S.272-273.
- (26) 伊藤、前掲論文、26-27頁。
- (27) 前田朗「三月革命とバイエルン刑法」『大学院研究年報』第14号 I-2、1985年(前田論文Ⅱと略す)、82頁。
- (28) 若尾祐司「ドイツ農民解放史研究と現状と課題 —C. Dipper, Die Bauernfreierung in Deutschland, Stuttgart u.a., 1980を中心に—」『琉球法学』第30号、1982年、198頁。
- (29) Hausmann, *a.a.O.*, S.295-276.
- (30) 前田、前掲論文Ⅱ、91頁。
- (31) 前田、前掲論文Ⅱ、91-92頁。
- (32) Weis, E., Der Einfluss der Französischen Revolution und des Empire auf die Reformen in den Süddeutschen Staaten, *Francia*, Bd.1, 1973(以下Einflussと略す), S.579. 赤沢、前掲論文63頁。
- (33) 伊藤、前掲論文、29-31頁。土地所有はエルベ以東では10ヘクタール以下(5-12%)、100-1000ヘクタール(約90%)であった。100ヘクタール以上は相当あったのに対して、バイエルンでは10ヘクタール以下(25-27%)、10-100ヘクタール(70%)、100ヘクタール以上は極めて少数であった。
- (34) プレンターノ、前掲書、215頁。伊藤、前掲論文、29頁。金銭賠償ではプロイセンでは地代の25倍に対し、バイエルンでは18倍であった。また土地譲渡に際し、バイエルンではその他の負担はない。
- (35) Schlittmeier, *a.a.O.*, S.241.
- (36) Hausmann, *a.a.O.*, S.273-274.
- (37) Schneider, *a.a.O.*, S.239.
- (38) *ibid.*, S.239.
- (39) Schmittmeier, *a.a.O.*, S.25, S.31, S.41, S.79, S.126, S.137.
- (40) モルザイ、前掲論文、411頁、Morsey, *a.a.O.*, S.366.; Schlittmeier, *a.a.O.*, S.137.
- (41) *ibid.*, S.138.
- (42) Pölniz, *a.a.O.*, S.206.
- (43) *ibid.*, S.206.
- (44) Zorn, Kleine, S.351. モルザイ、前掲論文、418-419頁。Morsey, *a.a.O.*, S.381.
- (45) Schneider, *a.a.O.*, S.237. モルザイ、前掲論文、422頁、Morsey, *a.a.O.*, S.381.

- (46) Zorn, Gesellschaft, S.117.
- (47) モルザイ、前掲論文、423頁、Morsey, *a.a.O.*, S.380-381.
- (48) Goy, B., *Aufklärung und Volksförömmigkeit in den Bistum Würzburg und Bamberg*, Würzburg, 1969, passim.
- (49) Phayer, *a.a.O.*, S.111, S.255.; Blessing, Umwelt, S.18.
- (50) Lee, *op.cit.*, pp.97-98.
- (51) Goy, *a.a.O.*, passim.; Blessing, Staat, S.76.
- (52) 『キリスト教会史 8』161-162頁。19世紀初期の各国の政教条約または協定についてはHuber, E. R./Guber, W. (Hrsg.), *Staat und Kirche in 19. und 20. Jahrhundert. Dokumente zur Geschichte des deutschen Staatskirchenrechts, Bd.I.*, Berlin, 1973を参照。
- (53) Möckl, UB, 11, S.36.
- (54) Möckl, UB, 11, S.36.
- (55) Klemmer, L., Aloys von Rechberg als Bayerischer Politiker (1766-1849), München, 1975, S.201. 1817年までの大臣職は5つあり、内務、外務、大蔵の各大臣職をモンジュラは兼任していた。また他の司法、軍事の各大臣職があり、前職はモンジュラの片腕と言われたモラヴィツキが担当していた。
- (56) Hacker, *a.a.O.*, S. 3-4.
- (57) Hacker, *a.a.O.*, S.3-4.
- (58) Klemmer, *a.a.O.*, S.131-132.
- (59) *ibid.*, S.133. レヒベルクの考え方については、Klemmer, L., *Aloys von Rechberg als Bayerischer Politiker (1766-1849)*, München, 1975を参照。
- (60) *ibid.*, S.134, S.201.
- (61) *ibid.*, S.135-136. Scharnagl, A., Das köigliche Nominationsrecht für die Bistümer in Bayern 1817-1918, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Bd.48. 1928 (以下Nominationsrecht, S.237-238), S.236-237.
- (62) Klemmer, *a.a.O.*, S.135.
- (63) Scharnagl, Nominationsrecht, S.237-238.
- (64) Huber, I, S.419ff.
- (65) Hacker, *a.a.O.*, S.4.
- (66) *ibid.*, S.5; Möckl, UB,11, S.36-37.; Pfeiffer, *a.a.O.*, S.113.
- (67) Weis, HB.IV/1, S.72-73.; Bachem, I., S.205.; Scharnagl, Nominationsrecht, S.239-240. オーストリアの政教条約とバイエルンでの反応については、Schlichting, M., *Das Österreichische Konkordat vom 18. August 1855 und fie Publozistik in Bayern*, München, 1974を参照。

- (68) Klemmer, *a.a.O.*, S.138-139.
- (69) Klemmer, *a.a.O.*, S.138-139.
- (70) Bachem, I, S.209. Hacker, *a.a.O.*, S.4.
- (71) Körner, *a.a.O.*, S.12.
- (72) *ibid.*, S.12-13.; Gruner, *a.a.O.*, S.32.; Hausberger, *a.a.O.*, S.298-299.
- (73) Bachem, I, S.209.
- (74) Körner, *a.a.O.*, S.11. 付属文書については、Weber, M., *Das I. Vatikanische Konzil im Spiegel der bayerische Politik*, München, 1970, Kap. I を参照。
- (75) Körner, *a.a.O.*, S.11.
- (76) Klemmer, *a.a.O.*, S.138-139.
- (77) Weis, HB. IV/1, S.74.; Hacker, *a.a.O.*, S.4.
- (78) Dobmann, *a.a.O.*, S.146ff.; Huber, I, S.427ff.
- (79) Körner, *a.a.O.*, S.10.
- (80) Körner, *a.a.O.*, S.10.
- (81) Hacker, *a.a.O.*, S.5-6.; Hausberger, *a.a.O.*, S.299-300.
- (82) Hacker, *a.a.O.*, S.7.; Gruner, *a.a.O.*, S.33.; Weis, HB. IV/1, S.74.
- (83) Hacker, *a.a.O.*, S.7. 政教条約締結後のローマ教皇側からの留保については、Scharnagl, A., Die päpstlichen Resevationen der niederen Benefizien und die Besetzung der Konkordat von 1817, *Festschrift Ulrich Sutz zum 70. Geburtstag, Stuttgart*, 1938, S. 299-332を参照。
- (84) Körner, *a.a.O.*, S.9-11. バイエルン国教化体制は親カトリック的なルートヴィヒ一世の統治下でも堅持された。
- (85) Blessing, Staat, S.8.
- (86) Bosl, Geschichte, S.158.
- (87) Reble, A., Das Schulwesen, HB.IV/2, S.950-954.
- (88) Hahn, *a.a.O.*, S.181.
- (89) Gruner, *a.a.O.*, S.33.
- (90) Pfeiffer, *a.a.O.*, S.108.プロイセンでも学校教育は教会から分離された。
- (91) Blessing, Staat, S.489.
- (92) Reble, HB.IV/2, S.955.; Vgl. Dobmann, *a.a.O.*, Kap. IV.
- (93) Blessing, W. K., Allgemeine Volksbildung und politische Indoktrination in bayerischen Vormärz. Das Leitbild des Volksschulehrers als mentales Herrschaftsinstrument, *ZBLG*, Bd.37, 1974 (以下 Volksbildung と略す), S.490.
- (94) Neukam, J., *Die volksschulpolitischen Bestrebungen in Bayern 1818-1848. Ein Beitrag zur bayerischen Schulgeschichte*, Diss. Erlangen, S.147-165.

- (95) Blessing, *Volksbildung*, S.506.
- (96) Lee, *op.cit.*, p.87.
- (97) *ibid.*, pp.109-110.
- (98) Pfeiffer, a.a.O., S.109. プロイセンでも同様であった。プロイセン初等教育に関しては、Nipperdey, Th., *Volksschule und Revolution in Vormärz, Festschrift fuer Theodor Schider zu seinen 60. Geburtstag*, München/Wien, 1968, S.117-142を参照。
- (99) モルザイ、前掲論文、419-420頁。Morsey, a.a.O., S.376-377. なお1870年代のバイエルン文化闘争の発端は学校教育の主導権をめぐる法律制定からであった。
- (100) Blessing, *Staat*, S.18-19. バイエルンでの教育史については、Sacher, W., *Die zweite Phase in der Lehrerbildung*, Regensburg, 1974; Roth, R., *Politische Bildung in Bayern*, München, 1974; Hüttner, D., *Von der Normalschule zum Lehrerseminar. Die Entstehung der seminarischen Lehrerbildung in Bayern (1770-1825)*, München, 1982を参照。
- (101) Blessing, *Volksbildung*, S.506.
- (102) Blessing, *Staat*, S.69.
- (103) Blessing, *Staat*, S.73.
- (104) Blessing, *Staat*, S.73.
- (105) Blessing, *Staat*, S.68.
- (106) Blessing, *Staat*, S.69.
- (107) Blessing, *Staat*, S.67.
- (108) Blessing, *Staat*, S.57.
- (109) Engelsing, R., Dienstboten gegen Endes des 18. Jahrhundert in Deutschland, *International Review of Social History*, vol.13, 1968, S.385-386.
- (110) Blessing, W. K., The Cult of Monarchy. Political Loyalty and the Workers' Movement in Imperial Germany, *Journal of Contemporary History*, vol.13, 1978.
- (111) Lee, *op.cit.* pp.98-99.
- (112) *ibid.*, p.110.

小 括

モンジュラを中心とする啓蒙官僚が国教化政策を推し進めた19世紀初期から一世紀後の1902年4月16日敬虔なカトリック政治家で1924年にバイエルン首相となるヘルト (H. Held) はモンジュラを「バイエルンの自由主義者の先駆者」と評し、「世俗化」をモンジュラの「寛容」・「啓蒙」政府の蛮行と断定している。またヘルトによれば、三月前期に反動的内閣を組閣したアベル (C. v. Abel) でさえも国教化政策の代表的推進者ということになる⁽¹⁾。ヘルトはカトリック政治家の立場から時代こそ異なるけども、カトリシズムの擁護と同時に19世紀後半につながる系譜を批判したのである。20世紀まで国家と教会の対立はバイエルン政治の重要な軸である。

19世紀初期国家と教会の関係は政府を指導する啓蒙官僚による一方的支配が続いた。1817年政教条約と1818年宗教法令との矛盾は1821年テーゲルンゼー宣言ではもちろん解決せず、国家は教会の利益を規則で度々干渉した⁽²⁾。ただ政府は宗教法令と矛盾する政教条約を常に考慮の対象としたのである⁽³⁾。もっとも啓蒙官僚を中心とする政治的支配層による主権国家の完成にもかかわらず、国民は政治エリートの欲する姿勢を取ろうとしなかった。最後には本論冒頭で述べた三つの問題意識にそくして整理しておきたい。

①19世紀初期の国家と教会の関係

啓蒙絶対主義官僚は主権国家を創造するため、教会政策に二つの方法を採用した。それらはオーストリアにおいてすでに18世紀から実施されていたヨーゼフ主義とフランスの政教条約をモデルにした一連の政策であった。その結果カトリック教会は「世俗化」を通じて次第に国家の秩序を維持する一要素になってしまうのである。また政府はローマ法皇との政教条約締結後、司教区の整備、司教などの任命・更新、教会の聖職禄 (Pfünde) の

授与に決定的な影響を保持するのである。ただ19世紀という歴史で考えれば、カトリック教会にかぎらずプロテスタント教会も含めて増大する政治的、社会的秩序の問題が両教会に影響を及ぼすことが多くなればなるほど、国家の支配層は社会を安定させるべくために国教化政策を利用することになる⁽⁴⁾。

バイエルン政府は「世俗化」をもって国家の財政上、経済上教会に対する優越性を法的根拠から、また「国民意識」形成を初等教育から教会政策を展開するのである。これらの政策は完全とは述べ難いが、一定の成果を収めている。最終的にモンジュラを中心とする官僚の目標は教会を国家内の「秩序と文化」に貢献する立場におくことであった。当然新国家において教会に特別な地位を認めるものではなかった⁽⁵⁾。ところが啓蒙官僚からの攻撃に対して、19世紀初期には教会側からの直接的な大反発は少なく、あえて述べるならカトリシズムにとってこの時期は三月前期に開花する「王冠と祭壇」の同盟のための胚胎期であった。

19世紀初期カトリシズムは教会の外部からの刺激を受けて、カトリシズム内部に教会の改革・維持をめぐる三つの立場が成立する。第一の立場として、啓蒙思想の官僚に協力する啓蒙司祭は少数派であるが、「世俗化」、政教条約において活躍した。次に後年に大きな影響力を残すザイラー・サークルは三月前期を経て、バイエルン・カトリシズムを代表し、カトリック革新の一翼を担うことになった。この立場は長くキリスト教愛国主義を代表することになる。彼らの立場はカトリシズム内部の改革から出発して、フランス、イタリア、ベルギーなどの自由カトリシズムとなった点とは決定的に異なっていた⁽⁶⁾。最後の立場はローマ法皇庁のバイエルン政府への態度である。これは従来のカトリック教会の利益を政府に対していかに擁護することができるかという立場であった。

ただ社会的上層の一角を占めるカトリック高位司祭は社会の指導的な地位を占めることから常に政府に妥協する用意も見せており、必ずしもカト

リック教徒の先頭に立って政府に抗議する姿勢ばかりを示すとは必ずしも言えない⁽⁷⁾。それゆえ19世紀のバイエルン・カトリシズムは「限界」「権威」「規律」への道を歩むことになる。だからこそ19世紀半ばからカトリシズム内部には二つのはっきりした亀裂が生じた。それは政府と妥協を図る教会幹部、それに一般の教徒と常に接触する下級聖職者との間にあった⁽⁸⁾。

②官僚層

18世紀末から19世紀前半にかけてバイエルン内外を取り巻く政治状況に規定されつつ、危機意識を強く持ったモンジュラを代表とする啓蒙官僚は1799年から1806年にかけてバイエルンを近代国家に導いていく。その政治的な組織枠組みの成果が1808年基本法であり、1818年憲法であった。

フランス革命は政治支配・統治にブルジョアの参加を促し、それまでの身分代表制の一角を突き崩した。18世紀の「国民」という政治概念は意思形成の担い手、または支配上では社会的上層のみであった。封建的な閉鎖的身分社会は合理的絶対主義国家へと発展し、さらにブルジョア自由主義社会に変貌する⁽⁹⁾。これが19世紀における政治的変化であった。この過程の端緒を創造し、国家を整備したのがモンジュラを中心とする啓蒙官僚であった。官僚層はバイエルン国家内での政治的支配層の中心になるのであった。しかし官僚の絶対主義国家という限界とさらに市民の政治的未熟さがバイエルン国家の建設に影響し続けた。

ではこの改革を担った官僚は階層・地域別にどのような形で補充されたのであろうか。19世紀初期官僚層の出自は19世紀全般の政治的支配者の指導のあり方の問題にも関わることにもなる。少し古いが資料的に価値のあるものはシュールの研究である。本論の対象時期を超えるが、プロイセンとの比較で第一次世界大戦までの100年間のバイエルン官僚層の出自を考えておきたい。19世紀初期の官僚層の出自は19世紀から20世紀までの出身の変遷を考える際には参考になる。

地域別では、高級官僚はアルト・バイエルン（オーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルン、オーバー・プファルツ、ニーダー・バイエルン）から45.6%、フランケン（ミッテル・フランケン、オーバー・フランケン、ウンター・フランケン）から33.0%、プファルツから8.7%、シュヴァーベンから7.6%、バイエルン以外から4.9%という割合であった。バイエルン全体と各地域の住民との対比ではどのくらい高級官僚がいるかを比較すると、高級官僚はアルト・バイエルンでは住民数に比べて少し多い割合であるが、フランケンでは住民数の割合と一致することがわかる。ここで注目すべきは国務大臣の地域別の割合である。フランケン43.3%に対してアルト・バイエルン35.8%と逆転していることである。これらの高級官僚と国民の比率は長い間変化しなかった⁽¹⁰⁾。また階層別に考えると、ブルジョア出身者は67.8%と約3分の2と高い比率を貴族に代わって占めていることである。貴族出身者は32.2%と3分の1弱と少なくなっている。

モンジュラ失脚後一時、政府は貴族のみで組閣したことがあったけれど、それは例外でブルジョア出身官僚は高い比率を保持している。宗派別では1848年以前では信仰上カトリック系の官僚が政府の要職すべてを独占したことがあったとしても、1848年後もプロテスタントであること自体が官僚として不利に働くことはなかった。これとは別に一般的な形として言えることだが、指導的地位に就く官僚は門地に関係なく法学教育を受けた者が大部分（97.4%）を占めていた⁽¹¹⁾。

比較のためにプロイセン官僚層の出身を確認しておきたい。19世紀初期シュタイン＝ハルデンベルクに代表される啓蒙官僚がプロイセンでも国家を上から改革しようとした。その官僚の出身階層はブルジョアが1820年75%、1845年67%に対し、貴族が1820年25%、1848年33%であり、特にプロイセンの改革の推進力になった東プロイセン官僚は1820年25%、1845年67%とブルジョア出身者で占められた⁽¹²⁾。

これらの数字だけを比較するとブルジョア出身官僚はバイエルンと同様

プロイセンでも数的に優位を示している。ところが少し内容を吟味する必要がある。つまりプロイセン国家内でのユンカーの地位の高さは行政機関内でも重要なポストに反映することは多くの研究者の指摘するところである⁽¹³⁾。けれどバイエルンではすでに述べたように、ある程度ブルジョアと貴族が社会的上層社会を構成している。プロイセンではブルジョアがユンカーに迎合するのに対して、バイエルンにおいてはある程度、貴族がブルジョアに譲歩していた。これが官界内部でも見られた。それは1818年憲法委員会メンバー 15名中 8人のブルジョア出身官僚数がそのことを物語っている。この伝統は1875年から1880年までの全大臣がブルジョア出身者で占められたことに表れている⁽¹⁴⁾。それゆえ19世紀初期官僚そのもののあり方は、指導層という観点から考えると、プロイセンとバイエルンの将来を決定的に異なる姿にしたと述べても過言でないかもしれない。

③農民とカトリック教会の関係

モンジュラは「世俗化」を実施する過程において国家財政を支える担税能力を持つ自営農民への教会の影響力を排除することも目標に設けていた。

「世俗化」は教会の支配から経済的に開放された分割地農民を多数生み出した。その内容はプロイセンと対照をなす結果となった⁽¹⁵⁾。「世俗化」前の上級所有権（主に教会）は用役権を持つ農民との関係においては給付関係を形成して、一種の寄生地主ないし金利生活者をなしていた。このため生産者である農民は生産単位を家族とする小村を生活の場としていた。

これに対してプロイセンでは、ユンカーが農業経営者となって封建的な性格を保持しつつ資本主義に順応しようとした⁽¹⁶⁾。バイエルンにおいて、「世俗化」は事実上の生産者自身である農民を聖界領主から国家へと上級所有権を変更したとはいえ、常に土地の用益権という形で「自分の土地」としての生産現場での耕作活動の形態を変更しなかった。そのため農民の生活環境は変化せず、したがって農民の文化的環境も特にアルト・バイエ

ルンでは変化しなかった。そのためロマンティークと結びついたザイラー・サークルの「キリスト教愛国主義」がヴィテルスバハ王家を介して、官僚が要望した「ナショナリズム」という形態でなく、アルト・バイエルン農民層に定着していった。だからアルト・バイエルンと対照をなすノイ・バイエルンは宗派とその固有の歴史の相違によってアルト・バイエルンのバイエルン社会に反発するのであった⁽¹⁷⁾。

アルト・バイエルンの農民家族は19世紀初期の「近代化」という衝撃に生産機能上、制約を受けたとはいえ、他の要因では影響されることはなかった。だから18世紀後半から農業を営む家族は19世紀前半に注目すべき変容を経験しなかった。かえって19世紀になっても家族による生産活動の存続を再確認する結果ともなった。したがって農村社会の下層の伝統的な価値・要求・規範という性格とその強さは共同体レベルでは第一次集団との結び付きを強調する⁽¹⁸⁾。カトリック住民は農業と手工業に自らの生活基盤をいわば「古い世界」においており、社会学的に述べれば地域・集団として住民の保守性を、新しいものへの消極性を強く有していたのである。

要するに国家が「世俗化」によって分割地を農民に提供したとしても、農民は国家よりもカトリック教会を精神的な支柱とし続けたのである⁽¹⁹⁾。またそれと同じくするように、バイエルンのカトリック教会の司祭は土地に根差した「愛国主義」とカトリシズムを基本とするザイラー・サークルの思想を主流としていた。実際に司祭の出身をさきのシェールの研究から判断すると、司教は手工業者、農民、旅館経営者といった社会的下層の「古い世界」からの出身者がほとんどであった⁽²⁰⁾。それは創始者であるザイラー自身を体現化したものである。ここにも社会的下層とカトリック司祭の精神的一致があった。

以上、官僚主導の国教化政策を中心に考察してきたが、国教化政策は三月前期に親カトリックのルートヴィヒ体制になっても堅持された。さらにモンジュラが育てた啓蒙官僚の反教権主義的な考え方は三月前期、一時的

に政治の表舞台から姿を消したように見えるが、19世紀後半のバイエルン自由主義政府の伝統となって存続するのである。またカトリック教会は三月前期に「王冠と祭壇」の同盟で国家との協力関係があったとはいえ、政府との関係では常にその権限では対立があった。ただ1848年三月革命後カトリシズムは新たな敵である自由主義ブルジョアジーとも闘わなければならない、ルッツ体制下でプロセイン・ドイツ以前にバイエルンの文化闘争を迎えなければならなくなる。教会を下から支えたのはアルト・バイエルンを中心とするカトリック農民であった。この農民層は19世紀後半から20世紀前半にかけてもバイエルン・カトリック教会（その独自のカトリック系政党）側を支持し、その保守的態度を貫くのである⁽²¹⁾。

前半内容をロツカン・モデルにそくして述べれば、国家建設・国民形成に際して、「国家と教会」の対立という宗教（と人々の価値体系の支配）をめぐる社会的亀裂の典型的な形をバイエルンの19世紀前半に観察できる。これは国民国家の完成途上において重要な核心をなす。

- (1) Kessler, R., *Heinrich Held als Parlamentarier. Eine Teilbiographie 1868-1924*, Berlin, 1971, S.81-82.
- (2) Hahn, *a.a.O.*, S.182.
- (3) Hausberger, *a.a.O.*, S.303.
- (4) Möckl, UB.11, S.44,S.46-47.
- (5) Gruner, *a.a.O.*, S.31.
- (6) Möckl, UB.11, S.43-44.
- (7) *ibid.*, S.46.
- (8) *ibid.*, S.47.
- (9) Bosl, K./Lenk, L., *Repräsentation und Parlamentarismus in Bayern von 13 bis zum 20. Jahrhundert*, Bd.I, München, 1974, S.1, S.3-4.
- (10) Schärli, W., *Die Zusammensetzung der bayerischen Beamtenschaft von 1806 bis 1918*, München, 1955, S.79, S.80.
- (11) *ibid.*, S.44, S.81.
- (12) 木谷勤『ドイツ第二帝制史研究』青木書店、1977年、35頁。

- (13) 例えば村瀬興雄『ドイツ現代史』東大出版会、第九版、1973年、87頁。飯田収治・中村幹雄・野田宣雄・望田幸男『ドイツ現代政治史』昭和41年、44-45頁。上山安敏「ドイツ第二帝政期の権力構造（三）」『法学論叢』第83巻第4号、37-38頁。
- (14) Schärli, *a.a.O.*, S.81.
- (15) 村岡範男「19世紀末ドイツ農村の状態と農村信用組合 —バイエルンを中心に—」『酪農学園大学紀要』第7巻第2号、昭和53年、377頁。
- (16) 村瀬、前掲書、94頁。
- (17) Blessing, Staat, S.83, S.118.
- (18) Lee, *op.cit.*, pp. 110-112.
- (19) モルザイ、前掲論文、425頁。Morsey, *a.a.O.*, S.382.
- (20) Schärli, *a.a.O.*, S.82. 社会が多元化することについては、Tornow, I., *DAS MÜNCHENER VEREINSWESEN IN DER ERSTEN HÄLFTE DES 19. JAHRHUNDERTS*, mit einem *Ausblick auf die zweite Jahrhundert hälte*, München, 1977参照。
- (21) ルッツ体制については、Grasser, W., *Johann Freiherr von Lutz (eine politische Biographie) 1826-1890*, München, 1967を参照。また19世紀半ばの事情については、Hofmann, R., *Max von Neumayr (1808-1881)*, München, 1974を参照。

第2部 19世紀後半から20世紀にかけての政治的カトリシズムの変容

第6章 19世紀後半のバイエルン社会

バイエルンは過去に遡れば地理的、歴史的にアルト・バイエルン (Altbayern) とノイ・バイエルン (Neubayern) とに分けることができる⁽¹⁾。両バイエルンの相違はバイエルン史を理解するうえで重要である。例えば一般にバイエルンは分権主義 (Partikularismus) の強い地方として有名であるが、ノイ・バイエルンにあってはライヒへの帰属意識もあり、その他の分野においてもバイエルン全県を一概に同一と論じることはできない⁽²⁾。19世紀初期ノイ・バイエルンのフランケン、シュヴァーベンという経済先進地帯を併合することで、伝統的に農業地帯であるアルト・バイエルンはバイエルン統一という国家的課題を背負うことになった。バイエ

ルン支配層は両バイエルン地域を統一するために、意識的にアルト・バイエルンを中心とする国家イデオロギー（Staatsideologie）というバイエルン愛国主義をノイ・バイエルンに吹き込んで近代国民国家を建設したのである⁽³⁾。だからバイエルン国家は地域的相克を最初から、そしてドイツ統一後の第二帝政にも抱えていたのである⁽⁴⁾。中心と周辺という問題をバイエルン内外に抱えていた。

バイエルンを取り巻く外的条件はドイツ統一以前、バイエルンはオーストリア、プロイセンに次ぐドイツの中規模国家（Mittelstaat）に位置していた。ただその第三の立場は両国に左右される弱い立場にあった⁽⁵⁾。バイエルンの反プロイセン的、親オーストリアの態度は1866年のオーストリアの敗北後、バイエルンはウィーンからある一定の距離を置くことになった。その後のバイエルンは小ドイツ連邦主義の理念のもとにプロイセン勢力圏に移行したのである⁽⁶⁾。

地誌的観点から見れば、アルト・バイエルンによるバイエルン統一過程とその精神であるバイエルン愛国主義、さらにバイエルン自身のプロイセン中心のライヒの一邦になるというドイツ・ナショナリズムという問題への反発が複雑に混ざり合っ、19世紀から20世紀のバイエルン政治に影響を与えたのである⁽⁷⁾。以下、アルト・バイエルンを中心にバイエルン人の精神構造の特質について述べておこう。

1. 社会構造

（1）分権主義

さきのに述べたようにその地理的条件から、バイエルン政治思想の決定的要因のひとつに分権主義を挙げることができる。それはバイエルンの現実上の自己保存意思（Selbsterhaltungswille）として作用する「信条（Glaubenssatz）なのである。その思想的根拠は次のようなバイエルン国民感情にあった⁽⁸⁾。それは①千年にも及び伝統意識、②国家意識の形成要

素としての国民性、③北ドイツに対するライヒ内部の立場を保証し、文化的同質性に固執するバイエルン国家の任務、からである⁽⁹⁾。このバイエルンの個別意識は1933年までバイエルン政治の基本路線をなし、ヴァイマル初期のライヒとバイエルンとの間の鋭い対立を生むことになる⁽¹⁰⁾。

(2) 保守的君主主義

バイエルンにとって君主主義は初めから下からの運動という形を採用しており、ヴァイマル時代後半になっても、他の君主主義が消滅したのちもバイエルンでは君主主義運動は最後まで存続するのである。その理由は第一に農業邦という体質がもつ保守性が背景にあり、さらに君主が国民と同じカトリックを信仰することにあつた。このバイエルン君主主義は分権主義と結びつき、プロテスタント的ホーエンツォレル家と対立する⁽¹¹⁾。

19世紀というイデオロギーの時代にバイエルンそのものというバイエルン主義に結び付いて、君主主義的保守主義に拡大、体制化していったのである。またカトリック教会が君主との結び付きを通じて君主に正統性を与え、軍隊がその主権の軍事的権力を代表し、さらに官僚が国家を効果的に統治したのである⁽¹²⁾。バイエルン君主主義の正統性は学校、軍隊、政府系の新聞によって社会化され、その結果アルト・バイエルンの地方住民の政治的態度と伝統的社会経済構造内部において、彼らの立場が心理的に結び付いたのである。逆にバイエルンにおける少数派のノイ・バイエルン住民はそのプロテスタント文化地理的理由によって、親ホーエンツォレルンの態度にあつた⁽¹³⁾。

ただアルト・バイエルンの地方住民は君主を頂点とする社会的上層との間に一体感を有したとはいえなかつた。ブルジョアジーを含む社会的上層は自由主義社会を志向しており、ビスマルクの国民国家に好意的であつた⁽¹⁴⁾。さらに1890年代には社会・経済の「近代化」の波は強力なライフ化現象を起こし、そのため次のような軋轢を生んだ。つまりそれはアルト・

バイエルンとノイ・バイエルン、カトリックとプロテスタントの対立である。時代の経過の中で次第に君主の直接の影響力は著しく減少し、君主はいわば名目的な意味のみにおいて存在した。君主制が1918年11月革命で崩壊する理由になるのであった⁽¹⁵⁾。もっとも「近代化」の波の影響に抵抗する農民の意識には、君主が「よこしまな政府」から自分たちを保護してくれる庇護者としての意識が長く残ったのである⁽¹⁶⁾。

(3) カトリシズム

バイエルン宗教構造はその歴史に由来する。1806年アルト・バイエルン住民はすべてカトリック教徒であったが、ノイ・バイエルン獲得後、バイエルン全土の平均ではカトリック教徒が70%になった⁽¹⁷⁾。この具体的地域差は表1のようになる。

第二次世界大戦以前のドイツ政治構造においては、ロッキン流に述べれば社会的亀裂に基づいた政党は特殊な利益保護を防衛する集団を形成していた。その際、決定的な要因は階級または宗教に根拠をおく⁽¹⁸⁾。バイエルンでは信仰は1866年以降、政治において決定的要因となっている。つまりカトリック信仰の優位はカトリック系政党候補者の選択基準となり、地域的観点からもアルト・バイエルンでは自由主義を完全に駆逐し、またノイ・バイエルンもカトリックという信仰によってカトリック系政党が浸透するのであった⁽¹⁹⁾。

カトリック社会理論は保守的な伝統思想であるが、社会主義に対抗するうえで資本主義の中であって社会問題の解決策を提供しようとした⁽²⁰⁾。そのためにカトリック教会は住民各層の社会的防衛機関の役割を担った⁽²¹⁾。だが反面、教会は貴族の利益を代表する面もあり、その意味で戦前の中央党は階級複合政党 (multi-class party) の性格を有していた⁽²²⁾。だからカトリック的環境にいる有権者は当然のごとくカトリック系政党である中央党を支持したのである⁽²³⁾。特に農民はカトリック司祭を介して子供の頃か

らその伝統的価値体系と司祭の権威による影響を受けることでほんやりとした感情ではあるが、多分に君主主義的な保守主義者に育っていくのである⁽²⁴⁾。もっとも注意すべきは長期的に考えるとカトリック教徒の宗派による政党支持が減少していくことである。脱カトリック化である。カトリック教徒とはいえ、政治、社会、経済等の各問題について異論を表明し、宗派以外の基準で政党支持を決定するようになるからであった。この傾向は19世紀末からすでに始まっており、1870年代の文化闘争時代にはカトリック教徒の80%は中央党に投票したが、これが次第に減少するのであった。バイエルンドイツの他地域に比べて実践のカトリック教徒の割合はそれほど多くないが、1924年にカトリック系政党に投票した実践のカトリック教徒の割合は他地域においては76%（中央党へ）であるのに対し、バイエルンでは56%（人民党へ）と減少しており、とりわけ減少傾向はその中心である南バイエルンでは顕著であり、フランケンのようにカトリック教の少数派地域であるがゆえに低下を防止できた地域もあった⁽²⁵⁾。

分権主義、保守的君主主義、カトリシズムは特にアルト・バイエルンの農民の精神構造において顕著に見られた。第一次世界大戦前のバイエルン社会では。このような価値体系が存在したのである。ではこの精神構造を強く持つ農民の置かれた社会とはいかなるものであったのであろうか。

バイエルンは19世紀後半に急速な人口増加を経験した。それは都市化が主な原因であった⁽²⁶⁾。1840年10万人以上の都市はバイエルンには存在しな

表1 バイエルン宗教構成（1910年%）

| | ニーダー ー・バイエ ルン | オーバー・バ イエルン | ウンタ ー・フラ ンケン | シュヴ アーベ ン | オーバ ー・バイ エルン | プファ ルト | オーバ ー・フラ ンケン | ミッテ ル・フラ ンケン | 全体 |
|---------|---------------------|----------------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------|--------------------|--------------------|-------|
| カトリック | 98.91 | 91.74 | 80.43 | 86.04 | 91.06 | 44.48 | 42.76 | 26.99 | 70.60 |
| プロテスタント | 0.97 | 7.90 | 17.74 | 13.32 | 7.47 | 54.07 | 56.65 | 70.88 | 28.20 |
| ユダヤ教 | 0.07 | 0.23 | 1.68 | 0.44 | 0.76 | 0.96 | 0.45 | 1.52 | 0.80 |
| 他 | 0.05 | 0.09 | 0.15 | 0.20 | 0.71 | 0.69 | 0.14 | 0.61 | 2.40 |

出典、Knapp,A.,*Das Zentrum in Bayern 1893-1912*,Diss.München,1973,S.5.

かった。時代を下るしたが、都市住民は増加し、1933年には四大都市（ミュンヘン、ニュルンベルク、アウグスベルク、ヴイルツブルク）の住民だけでバイエルン人口の19.9%を占めるまでに至っている。このことは必ずしも出生率増だけでなく、19世紀中葉以降、つまり住民の地域移動にともなう職業構造の長期的な再編成と関係し、したがって農業従事者が相対的に減少し、反対に手工業、工業、交通、家内工業の従事者の増加につながっている⁽²⁷⁾。

農業人口の減少はプファルツ、フランケン、つまり比較的農業経営が小規模の地域に見られた⁽²⁸⁾。だからバイエルン住民の地域移動の主たる理由は経済問題に由来する。農業に従事する住民数はある程度の継続性を保っておけばよいが、人口増加は結果的に農村地域に十分な就業機会を提供できないことを意味する。反対に都市は労働機会がある以上、小自治体から大都市へと人口が移動し、定住化傾向が生じるのである。それゆえバイエルン以外の土地への移動するケースは少なく、1900年調査によればバイエルン生まれの住民45%（240万人）がほとんどバイエルン内での移動で、その大部分が故郷の近郊に移り住んでいる⁽²⁹⁾。農業従事者は当然、職業・出生に関して根源を農村に持つことになる。また都市の商工業従事者もその94.4%が農村出身者であることはバイエルン住民が農村環境に影響を何らか受けていることを意味する⁽³⁰⁾。

以上から経済的に整理しておくと、オーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルン、ウンター・フランケンの農業的性格、これに対してプファルツ、ミッテル・フランケンの工業的性格と大ざっぱにまとめることができる⁽³¹⁾。すなわちオーバー・バイエルンの人口は相当部分がミュンヘンに集中しているためミュンヘン以外のオーバー・バイエルンは農業的性格が濃厚であったのである。

バイエルンの伝統的な農村社会構造は19世紀から20世紀の半ばまで変化していない。その特徴は農業の農民化（Verbäuerlichung）にある⁽³²⁾。す

なわち農民は大半が自営農民であった。19世紀後半から農業従事者は減少しているとはいえ⁽³³⁾、バイエルンの農業邦という性格は変化していない。当然バイエルン経済は大きく農業に依存しており、政治的にも重要な位置を占めている。農民は重要な職業上の位置をなしており、その土地所有から中間層農民が国家と社会の基礎をなしているとみなされていた。そのため農業は単なる経済的意義だけでなく、国民国家を支える政策的課題では無視できない存在であった。もっともこれはバイエルン農民にとって「血と土地」というイデオロギーとは無縁である⁽³⁴⁾。

ドイツでは当時農民が自立でいる経営規模は5ヘクタールと言われており、20以上50ヘクタールまでだと家族の労働力のみで経営することが可能であった。50ヘクタール以上だと雇用労働力が主となり、収入状態にもよるが経営者は直接労働に従事しなくてもよいとされていた⁽³⁵⁾。この基準にしたがってバイエルン農業規模を考えれば、バイエルン農民は中農以上が圧倒的に多く、主にその労働力は家族かそれに一、二名の農業労働者を加えたものであった。

具体的に経営規模を地域ごとに確認しておこう。バイエルン農業の性格はその3分の1を5から10ヘクタール規模という中程度の経営者で占めており、またその中規模経営者が全耕地面積の2分の1を所有していた。大規模経営はほとんど存在せず、反対に中小経営が相当存在し、全経営の5分の3と、耕作面積の5分の1を占めていた⁽³⁶⁾。

1882年調査によれば、1ヘクタール以下の経営はプファルツ、西ウンター・フランケン、北オーバー・フランケンに、1から10ヘクタールのそれは全邦に点在し、特に北シュヴァーベン、ウンター・フランケン、バンベルク周辺に、また10から100ヘクタールのそれはアルト・バイエルン、アルゴイ周辺、ミッテル・フランケン、オーバー・フランケンの一部に点在した⁽³⁷⁾。地域の経営規模から理解し得ることは小経営がノイ・バイエルンに偏っており、平均所有からいえばミッテル・フランケン、オーバー・フランケン

の5から6ヘクタール、ウンター・フランケンの4.65ヘクタール、プファルツの2.97ヘクタールという経営規模を示している。もちろん経営は土地の質、耕作内容、入植度合、相続などまで考量すべきかもしれない⁽³⁸⁾。ただここで注目すべきは農民が自営形態を採用していることである⁽³⁹⁾。

ではバイエルンにおける所有規模の相違はどのような形態であろうか。オーバー・バイエルン9.2ヘクタール、ニーダー・バイエルン8.1ヘクタール、ウンター・フランケン4.6ヘクタール、プファルツ2.87ヘクタールであった。アルト・バイエルンの平均所有規模がノイ・バイエルンのその二倍あるいは三倍になっている⁽⁴⁰⁾。

少し余談になるが、アルト・バイエルンとノイ・バイエルンの経営規模の相違について述べておこう。これは土地所有観、ひいては収入の低下をどのような形で補うかという問題でもある。ノイ・バイエルンのフランケン、プファルツの小規模農業構造の原因はその地域の相続方法に由来する。すなわちオーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルン、シュヴァーベン、オーバー・プファルツといったアルト・バイエルンを中心とする地域では遺産相続はひとりの相続人に土地を移転する方法を採用し、他の相続人には金銭などをもって解決する手段を講じていた。これに反してプファルツ、フランケンの大部分はナポレオン法の強制分割の影響を受け、相続人全員で土地分割を行う方法を採用していた⁽⁴¹⁾。だから土地所有においても、両バイエルンにおいて考え方に違いがあった。土地所有規模の相違を収入の面でカバーするには、ウンター・フランケンでは主に造園業という集約的な土地利用を採用しており、また工業地帯付近の農民は農業を副業として労働者としてそこから現金収入を得ていた⁽⁴²⁾。19世紀後半の社会の再編成化の動きは農業にも影響し、農業の専業化から副業の増加が見られ、農業人口の減少に拍車をかけたのである。つまり農業に従事していた使用人、日雇労働者が減るにしたがって、家族による農業従事の割合（1907年の家族のみの割合は4分の3）が増加するのであった。だから社会的に農民は

自営業に属するといっても、経済的には農業労働者とみなされたのである。さらに小経営においては主婦が農業経営を司り、主人が工場に働きに出るというパターンが定着していたのである。この形態はフランケン、プファルツに見られた⁽⁴³⁾。このような地域差は自己の生活を支える方法を農業のみという経済活動しか行わないアルト・バイエルンを中心とする地域と他に副業を持たざるを得ないノイ・バイエルンという地域との相違を明瞭にした。この地域差は有形無形で現れるのである。

次にバイエルン農業を取り巻く状況について考えておこう。19世紀後半の農業は資本主義経済に組み込まれており、その環境は厳しい状況にあった。この原因は農業政策の立ち遅れにあった。土地は政策的に高価格におかれ、それが負債を増し合理化を遅れさせることになる。政府指導による農作物の転換政策も融資と技術指導の欠如によって、結局失敗するのであった⁽⁴⁴⁾。1870年代以降、農産物輸入の増加、国内での労働賃金、社会福祉年金、増税によって、1890年代初頭の農業危機の頂点を迎え、農地地代の低下、土地使用料の下落が生じ、逆に土地に関する抵当と競売は増大したのであった。その結果19世紀末に農民が政治化していくのである。まずドイツ中央政府による関税引き下げと通商条約は農民の不安要因となり、下層農民のプロレタリア化を引き起こした⁽⁴⁵⁾。その緊張関係が1893年のラント議会選挙結果に現われたのである。ラント議会に新政党としてバイエルン農民同盟 (Bayerischer Bauernbunnd) と社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschland) が中央党と自由党の犠牲で登場したのである⁽⁴⁶⁾。この時期の農民運動は1893年の農業協同組合の結成、行政・立法機関への圧力をかける農民の動員、国家による農業保護を求める働きかけであった。これは自営農民が自己利益を擁護する要求であったことが伺われる⁽⁴⁷⁾。

大部分の農民は当時増える一方の負債を抱えており、その相続人もそれを受け継がせることにもなった。副業を得れるノイ・バイエルンは別に、アルト・バイエルンは農業しか自活の道がなく、経済的に困窮に直面した。

だから南バイエルンからの農業同盟の出現は既存の方法では対応しきれないバイエルン農業の構造的危機を表現したのである⁽⁴⁸⁾。

2. 政治構造

第二帝政期のバイエルン政治において、ラント議会は19世紀初期からの身分制議会に起源をもっていた⁽⁴⁹⁾。このラント議会の権限は制約を受けていた⁽⁵⁰⁾。

トレンハルトは政治構造をアルト・バイエルン—ノイ・バイエルン、宗教、大都市—農村という要素から四つのカテゴリー（ロツカン流には社会的亀裂構造）に分けた⁽⁵¹⁾。この政治構造は1868年ラント議会選挙にはつきりと現われ、その後の政党支持傾向を明確にしている⁽⁵²⁾。

①カトリック・アルト・バイエルン

1874年選挙以降、カトリック保守であるバイエルン中央党がこの地域で圧倒的な勢力を占めている。自由主義政党はこの地域では影響力はなく、農業同盟が農民利益を掲げて中央党と対立した。

②カトリック・ノイ・バイエルン

シュヴァーベン、ウンター・フランケン、西オーバー・フランケン、南ミッテル・フランケンから構成される。中央党が農村部で、自由主義政党が都市で支持を得て、1912年社民党が次第に影響力を増してきた。特に中央党は宗教構造からウンター・フランケンに強い支持を獲得していた。

③プロテスタント・フランケン

一般に19世紀における自由主義政党の選挙基盤であった。工業地帯では社民党は第一党に、次いで自由主義政党が続き、農村部ではプロテスタント牧師の助けを借りて保守党が浸透していた。またアルト・バイエルンと比較して宗教的相違は保守的推進力を押しとどめる面も持っており、プロテスタントイズムは自由主義政党と同一視される点もあった。

④都市－農村

第二帝政期のはじめに自由主義政党は都市を基盤とした。しかし工業化の進展は社民党にその基礎を奪われた。19世紀後半、大都市と地方との間にその支持傾向に根本的な相違が登場し、前者では社民党か自由主義政党、後者では中央党がその支持基盤としたのである。

トレンハルトの研究から社会的亀裂が政党支持に結合する分布が明確であることが明らかになる。1893年多党化現象を境にして、それ以前は自由主義政党がミッテル・フランケン、プファルツ、オーバー・フランケンを支持基盤とした。これに対して中央党はニーダー・バイエルン、オーバー・バイエルン、オーバー・プファルツというアルト・バイエルンを中心にその支持基盤となしていた。1893年以後、中央党はアルト・バイエルンに加えてカトリック・ノイ・バイエルンからも支持を得て、ラント議会での絶対多数を獲得したのである。その他の政党も特定地域からその支持を確保したのである。

では19世紀後半のバイエルン政治を政党の勢力変遷から簡単に説明しておくことにしたい。1868年から1893年までのラント議会選挙では、自由主義の進歩党（Fortschrittspartei）と愛国党（1887年にバイエルン中央党と改称）の二大政党制下、中央党の優位が続いた。1893年以降、第三の政党として社民党が加わり、多党化現象が始まった。同時に農民同盟の登場も二大政党制の分解を促進する⁽⁵³⁾。19世紀後半からの社会経済的な発展が政治的態度の分裂、有権者の組織化に影響を及ぼしたのである。ラント議会の多党化構造は政党間の同盟を必然的に招くことにもなった。

その開始が1899年反自由主義をスローガンに中央党と社民党による選挙同盟であった。両党は1905年から1912年まで決選投票協定（Stichwahl-Wahlpakete）を結び、両党による選挙改革は中央党と社民党の議席増加につながったのである。しかしその後中央党内の保守派の台頭とともに社民党との関係が切れ、逆に1912年自由主義政党、社民党、農民同盟がいわゆ

る左翼ブロック（Rotblock）を結成し、1912年ラント議会選挙の投票の半分を獲得するまでに至った。中央党の動向に関して注視すべきは文化闘争期の野党的態度から第一次世界大戦直前の立憲君主制への協力に至るまでの政治的变化である。

従来の中央党は君主自身には忠誠を誓うが、自由主義内閣とは対立していたのである⁽⁵⁴⁾。それが必ずしも議会多数党による政府でないが、中央党の政治家ヘルトリンクがバイエルン首相に就任するまでに体制化する。それでは議会から独立していたバイエルン統治体制はどのようなものであったのだろうか。その統治エリートを概観しておこう。

帝政期にはバイエルン特有の統治メカニズムが働いた。バイエルン立憲君主制は貴族的要素と民主的要素が並存し、君主は権力の担い手ではなく単なる国家の首長の位置するだけであった。実際の権力の担当者は自由主義官僚にあった。だからラント議会は官僚の統治に対するバイエルン人民の利益を代弁する機関であった。自由主義官僚は次第にその地位を拡大強化し、他の資本家、大地主、高位聖職者という社会的上層と利害の一致をみて、政治権力を手中にしていた⁽⁵⁵⁾。社会的上層は自由主義、保守主義、反動的イデオロギーなどと構成は複雑であったが、彼らの多元的利害の均衡はあったとはいえ、1893年以降のラント議会の多党化現象は統治エリートにも変化をもたらしたのである。すなわち政治の大衆化は政府による大衆への対応に現われた。それは政府立法による中下層の均等化・民主化過程が始まったのである⁽⁵⁶⁾。

バイエルンの19世紀後半から20世紀初めにかけての社会構造を簡単にまとめると次のようになる。

まず地理的にバイエルンはアルト・バイエルンとノイ・バイエルンとに区分され、アルト・バイエルンを中心にノイ・バイエルンの二県（オーバー・バイエルン、ミッテル・フランケン）を除いてほとんどの住民がカトリックを信仰している。さらに社会構成はアルト・バイエルンの中農層

を中心として、地域的に若干の相違が認められた。バイエルン住民の政治的態度は地域、宗教、社会階級によって特定化することが可能である。しかしカトリック教徒といえどもカトリック系政党支持者とは限らず、カトリック系政党の長期的凋落が生じてきた。また社会的上層が宗教を超えて、官僚を中心に形成されていた。だからカトリック高位聖職者も中央党内では貴族とともに保守派として社会エリートの一部を占めていたのである。反対に住民の大部分を占めた中小農民はカトリック保守的精神構造をもって、19世紀初期からアルト・バイエルンを中心に社会的上層とは対極の位置にあった。これを代表したのがバイエルン中央党内の農民派であった。

両者の緊張を抱えていたにもかかわらず、政治的安定が維持されたのはバイエルンには年収150万マルク、また200万人の納税能力を持つというある種の「健全さ」を持った中間層が多数存在したためと思われる⁽⁵⁷⁾。バイエルン住民は前資本主義的、前工業的な経済地域空間にいる農民によって構成されていた。彼らはカトリック信仰に熱心な中小規模の農民であった。それゆえにバイエルンの農民的性格は農村以外に農業イデオロギー (Agrarideologie) という影響を受けていた。これは重要である⁽⁵⁸⁾。

ところが時代の趨勢は農業邦といえども都市化、工業化などという社会変動と旧来の諸制度とのアンバランスをきたしたのである。その結果バイエルン内の利害均衡が保たれなくなり。政治への大衆参加を促進する土壌が形成されてくるのである⁽⁵⁹⁾。

- (1) アルト・バイエルンはオーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルンからなり、ノイ・バイエルンはシュヴァーベン、ミッテル・フランケン、オーバー・フランケン、ウンター・フランケン、プファルツ、オーバー・プファルツからなる。Vgl. Kolb, G., Strukturelle Wandlungen im Wirtschaftlichen und sozialen Gefüge der Bevölkerung Bayerns seit 1840, Nürnberg, 1966.
- (2) Fenske, H., *Konservatismus und Rechtsradikalismus in Bayern nach 1918*, Berlin/Zürich, 1969, S. 25-26. ヴァイマル時代にはバイエルンからプファルツ、

オーバー・プファルツの分離が主張されたことがあった。

- (3) バイエルン領土拡大は①ヴィテルスバハ家の本来の領土であるアルト・バイエルン、②バイエルン領フランケン、③バイエルン領シュヴェーベン、④バイエルン領オーバー・プファルツと展開した。それぞれ地域的に社会経済的な特徴を抱えており、複合的な構造があった。
- (4) ミュンヘン（アルト・バイエルンの代表的都市）とニュルンベルク（ノイ・バイエルンの代表的都市）の発展の相違は対照的な歴史を作り上げてきた。ミュンヘンはヴィッテルスバハ家の庇護もあって、知識人・芸術家などを集め文化都市として発展したのに対し、ニュルンベルクは工業都市として発展した（Bosl, K., *Franken und Altbayern - Nürnberg und München, Eine historische Bilanz*, ZBLG, 1970, S.4-5, S.14）。ミュンヘンについては、Schneider, L. M., *Die populäre Kritik an Staat und Gesellschaft in München (1886-1914). Ein Beitrag zur Vorgeschichte der München Revolution von 1918/19*, München, 1975を参照。
- (5) Schwend, K., *Bayern zwischen Monarchie und Diktatur. Beiträge zur Bayerischen Frage in der Zeit von 1918 bis 1933*, München, 1954(以下Schwend, Bayernと略す), S.2. Vgl. Leurheusser, U. und Rumschöttel, H. (Hrsg.) *Prinzregent Luitpold von Bayern. Ein Wittelsbacher zwischen Tradition und Moderne*, München, 2012. Vgl., Ecke, R., *FRANKEN 1866. Versuch eines politischen Psychogramms*, Nürnberg, 1972.
- (6) *ibid.*, S.14. Vgl. Stache, Ch., *Bürgerlicher Liberalismus und Katholischer Konservatismus in Bayern 1867-1871. Kulterkämpferische Auseinandersetzungen vor dem Hintergrund von nationaler Einigung und wirtschaftlich-sozialen Wandel*, Frankfurt am Main Bem, 1981. Vgl., Reiser, K., *Bayerische Gesandte bei deutschen und ausländischen Regierungen 1871-1918*, München, 1968.; Hofmann, R., *Max von Neumayer (1808-1881)*, München, 1974.
- (7) Thränhardt, a.a.O., S.46. 19世紀半ばのバイエルン社会については、Hesse, H., *Die sogenannte Sozialgesetzgebung Bayerns Ende der sechziger Jahre des 19. Jahrhunderts. Ein Beitrag zur Strukturanalyse der Bürgerlichen Gesellschaft*, München, 1971を参照。
- (8) Fenske, a.a.O., S.28. Albrecht
- (9) Menges, F., *Reichsreform und Finanzpolitik. Die Aushöhlung der Eigentumsstaatlichkeit Bayern auf finanzpolitischen Weg in Zeit der Weimarer Republik*, Berlin, 1971. S.70.

- (10) Fenske, *a.a.O.*, S.28.
- (11) Kaufmann, W. H., *Monarchism in the Weimar Republic*, New York, 1953, p.79.
- (12) Blessing, W. K., The Cult of Monarchy. Political Loyalty and the Workers' Movement in Imperial Germany, *Journal of Contemporary History*, 1978, p.360.
- (13) *ibid.*, pp.366-367.
- (14) Schwend, Bayern, S.11-12.
- (15) Blessing, *op.cit.*, pp.367-368.
- (16) プリダム、前掲書、139頁。
- (17) 同上、三頁。
- (18) Gordon, H., *Hitler and the Beer Hall Putsch*, New Jersey, 1972, p.8.
- (19) Thränhardt, *a.a.O.*, S.48.
- (20) Schnorbus, A., Wirtschaft und Gesellschaft in Bayern vor dem Ersten Weltkrieg (1890-1914), Bosl, K. (Hrsg.), *Bayern in Umbruch. die Revolution von 1918. ihre Voraussetzungen, ihre Verlauf und ihre Folgen*, Muenchen/Wien, 1969 (以下Bosl,と略す), S.151-152.
- (21) 西川、前掲書、39頁。
- (22) Knapp, A., *Das Zentrum in Bayern 1893-1912. Soziale,organisatorische und politische Struktur einer katholische-konservativen Partei*, Diss. Muenchen, 1973, S.4-5.
- (23) Gordon, *op.cit.*, pp.14-15.
- (24) プリダム、前掲書、39頁。
- (25) 同上、188-189頁。
- (26) Zorn, W., *Kleine Wirtschafts-und Sozialgeschichte Bayerns 1806-1933*, München, 1962, S.75. バイエルンの人口は1818年370万人、1852年459万人、1875年620万人、1900年620万人、1914年700万人、1933年768万人と増加している。
- (27) 農業人口は1852年69.9%、1882年57.7%、1907年40.1%である (Deuerlein, E., Der Freistaat Bayern zwischen Räteherrschaft und Hitlerputsch, *Das Parlament*, Bd.44. 28. 10, 1964, S.8-9.)。手工業者の環境変化については、Schwarz, G. "Nahrungsstand" und "erzwungener Gesellenstand". Mentalität und Strukturwandel des bayerischen Handwerks im Industrialisierungsprozess um 1860, Berlin, 1974を参照。
- (28) Schnorbus, A., Die ländlichen Untersichten in der bayerischen

- Gesellschaft am Ausgang des 19. Jahrhundert, *ZBLG*, 1967, S.832.
- (29) Schnorbus, Bosl., S.99-102.
- (30) Knapp, *a.a.O.*, S.11-13.
- (31) Schnorbus, Bosl, S.103.
- (32) Fried, P., Die Sozialentwicklung im Bauertum und Landvolk, Spindler, M.(Hrsg.), *Handbuch der Bayerischen Geschichte IV/2*, München, 1974 (HB, IV/2と略す), S.759.
- (33) Zorn, *a.a.O.*, S.76.
- (34) HB, IV/2, S.751-752.
- (35) 村瀬興雄「ナチズムの地方的特色」『季刊社会思想』213, 1972年、620頁。
- (36) Schnorbus, *ZBLG*, 1967, S.830.
- (37) HB, IV/2, S.758-759.
- (38) もちろん農地形態は一樣に述べることはできない。農地とは耕地、園地、根菜地、葡萄園、放牧地を含めたものを指す（三宅立「ガンドルファー兄弟事始め—第一次世界大戦前のバイエルンにおける国家と農民—」『駿河史学』第45号、31頁。ただし経営規模は引用する文献・資料によって異なっている。
- (39) Schnorbus, Bosl, S.108-109.
- (40) バイエルンでは全経営の3分の1が自営農民であり、全農地面積の95%を占めた。24%のみが小作農経営であった（Schnorbus, *ZBLG*, 1967, S.834）。
- (41) *ibid.*, S.831.
- (42) *ibid.*, S.830.
- (43) *ibid.*, S.832-834.
- (44) Farr, *op.cit.*, pp.147-148.
- (45) Schnorbus, Bosl, S.108-111.
- (46) Bosl, K., Heinrich Held, Jouranalist-Parteipolitiker-Staatsmann, *ZBLG*, 1968, S.749.
- (47) Schnorbus, Bosl, S.110-111.; Schnorbus, *ZBLG*, 1968, S.851.
- (48) Farr., *op.cit.*, p.142.
- (49) Deuerlein, E., Zehn Kabinette in fünfzehn Jahren, Bayerns parlamentarische Regierungen zwischen 1918 und 1933, *Unser Bayern*, 7, 1958, Nr.10, München, S.78.
- (50) Zorn, W., Parlament, Gesellschaft und Regierung in Bayern 1870-1918, Ritter, G.(Hrsg.), *Gesellschaft, Parlament und Regierung zur Geschichte des Parlamentarismus in Deutschland*, Düsseldorf, 1974 (以下Parlamentと略す), S.293-300.

- (51) Thränhardt, *a.a.O.*, S.55-70.
- (52) Albrecht, D., *Von der Reichsgründung bis zum Ende des Ersten Weltkrieges (1871-1918)*, HB. IV/1, S.302-303.
- (53) Thränhardt, *a.a.O.*, S.102-103.
- (54) Zorn, *Parlament*, S.303-304, S.310.
- (55) Möckl, K. *Gesellschaft und Politik während der Ära des Prinzregenten Luipold. Ein Beitrag zur Vorgeschichte der Revolution in Bayern*, Bosl, S.5-36.; Mennekes, F., *Die Republik und antidemokratischer Reaktion (1918-1925)*, Berlin, 1972, S.29-30.; Fenske, *a.a.O.*, S.29. プロテスタンティズムと自由主義はある程度一致する部分があるが、官僚層の宗教はカトリックが圧倒的に多い。1808年から1918年までの高級官僚はカトリック72.4%に対し、プロテスタントは27.6%であった。同期間の大臣の82.9%がカトリックに対し、それ以外17.1%がプロテスタントであった。だから人口からみた宗教分布に比べ、10%もカトリック系大臣が多いことがわかる。これはアルト・バイエルンのカトリックの優越性に起因する (Schärl, W., *Die Zusammensetzung der bayerischen Beamtenschaft von 1806 bis 1918*, München, 1955. S.40, S.50)。Möckl, Bosl, S.39.
- (56) Möckl, Bosl, S.21-22.; Mennekes, *a.a.O.*, S.30-31.
- (57) Schnorbus, Bosl, S.107-108. なお19世紀後半の工業化時代のバイエルン社会の分析については、Schmidt, J., *Bayern und das Zollparlament. Politik und Wirtschaft in den letzten Jahren vor der Reichsgründung (1866/67-1870) Zur Strukturanalyse im Industriezeitalter*, München, 1973を参照。
- (58) Mennekes, *a.a.O.*, S.36.; Schnorbus, Bosl, S.154.
- (59) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.748-749. 第一次世界大戦前の社会秩序については、Schnorbus, A., *Arbeit und Sozialordnung in Bayern vor dem Ersten Weltkrieg (1890-1914)*, München, 1969を参照。

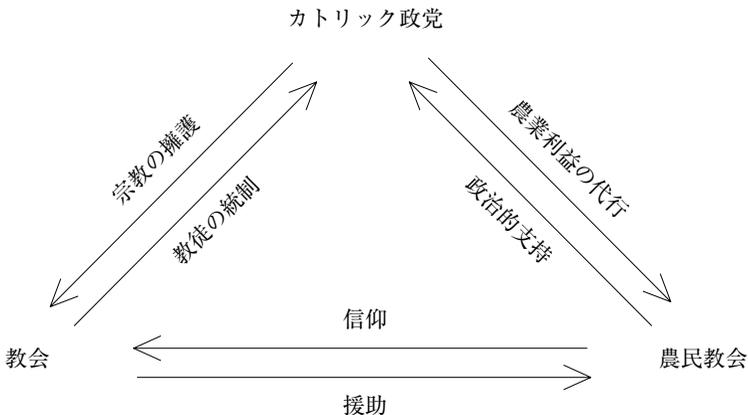
第7章 名望家政党から人民党へ

19世紀末から社会経済構造の変化は中央党にも影響し、党内の貴族・聖職者議員の減少、農民議員の増加の中で⁽¹⁾、人民党という大衆メンバーシップ政党へと変貌していく。1893年から第一次世界大戦前の名望家層中心の

中央党は大衆に基盤を持つ人民党への脱皮の過渡期でもある。そのことが第一次世界大戦後にバイエルン人民党となって結実する。中央党の農民的性格への変貌は二段階の過程を歩むことになる。すなわち第一段階は19世紀末期から大戦までの党内農民派の台頭である。これがヴァイマル時代になって第二段階において人民党を最終的に農民党的な性格を決定するのである。

組織的には愛国党、その後の後継政党であるバイエルン中央党⁽²⁾は組織的には結び付きの緩い政党であった。その党運営は議会外の党組織と宗教による大衆の動員にあった⁽³⁾。前者がキリスト教農民協会であり、後者はカトリック教会下層司祭であった。一般に利益集団はその持つ力によって、政党に対する規制的役割を果たすと言われる⁽⁴⁾。19世紀末次第に農民層は利益集団を通じて中央党内の立場を強化していく。そのため従来までの教会による中央党支配は変化をきたすのである。カトリックの強力な地域では教会が政党、労働団体等に影響力を行使し、それらの機能を代行することがある⁽⁵⁾。しかしこの教会支配と異なる現象がバイエルンには見られる。19世紀末からバイエルン中央党の構造はカトリック下位文化を維持する教

図1 政党・教会・農民協会の関係



会と同時に農民利益を代弁する農民協会という利益集団が独立し、党外組織として教会とともに協力したのである。そのためカトリック系政党は教会、並びに農民協会の政策決定機関となるのであった。この三つの組織関係（図1参照）を代表する人物がハイム（G. Heim）であった。ハイムは中央党内の高位聖職者、貴族に対する農民の反感のシymbol的存在であると同時に、農民運動を指導することで農民利益を政治的に擁護することに成功したのである⁽⁶⁾。

1. キリスト教農民協会

1848年三月革命によって農民は莊園制支配から解放され、1860年代までは農業は順調に進展した。けれども1860年代以降農業経済は悪化し、この時期農民運動が政治化する様相を呈してくる。キリスト教農民協会はそのための農民の利益防衛手段であった。1866年アルコ・ツムベルクとダラーらによって、チューネンハウゼンにバイエルン愛国農民協会が設立されたが、当初はカトリック系政治指導者が時事問題の話し合いをする場を使用する程度であった。農民協会が組織的に活動的になるのは19世紀末の農業危機を境にしてからである⁽⁷⁾。

農民協会は19世紀末の農業危機に際し、農民同盟⁽⁸⁾に対抗する形で農民的、民主的、分権主義的な組織に成長し⁽⁹⁾、中央党内にも影響力を増し、ハイム指導の農民派を形成した。そのことが党内の「民主化過程」⁽¹⁰⁾となり、のちの人民党の基礎となる。農民協会は主にアルト・バイエルンを中心に1913年には、その会員は15800人にまで達したと言われる⁽¹¹⁾。

農民教会を説明する前に、農民組織を比較するうえで、農民同盟を説明しておこう。農業危機の中で、政治的に覚醒した農民は「貴族、僧侶も博士あるいは教授も必要ない。ただ農民だけ」というスローガンを掲げて政治の舞台に登場してきた⁽¹²⁾。農民同盟は1893年ラント議会選挙に出現して以来、「経済保守主義、社会的平等主義、急進的政策、わずかだが反ユダ

ヤ主義」という後年に見られる中間層的な諸政策を盛り込んだ綱領をもって、農民、小商人にアピールしようとしたのである。この効力の混合的要素は、ファーの研究によれば、農民同盟は左翼・右翼というカテゴリーに分類されるのでなく、小農民人民主義（*peasant populism*）のスタイルを採用し、農民生活の中にまで広範囲に対応しようとするものであった⁽¹³⁾。農民同盟の成立は1890年代、経済困窮者と中央党に不満な住民が君主への忠誠、並びにカトリック信仰を持つ半面、社会民主党支持に至らなかった結果でもある。だから農民同盟はイデオロギーの多様性を必然的に抱え込んでいたのである⁽¹⁴⁾。当然、農民同盟内には成立当初から、党内左右両派の抗争が存在した。

農民同盟の動きを封じようとしたのがキリスト教農民協会であった。農民協会は中央党と協力しながら、アルト・バイエレンの農民が農民同盟支持に移行しないように歯止めの役割を担い⁽¹⁵⁾、そのことが中央党内の「民主化過程」を生じさせるのである。ただ農民協会は非農民である地方司祭、地主、貴族によっても支配されるところもあり、必ずしも組織的にみて民主的とは言えない構造も抱えていた。とはいえ農民協会も農民同盟と同様、農民的視点では同じ「根」を有していた。「キリスト教徒の家庭」の持つ美德が「人間社会の基礎」となること、さらにドイツ国家構造の分権化という⁽¹⁶⁾、一見して中央党と見誤る農民同盟の主張はそのまま農民協会に属する農民の要求にも当てはまる。それゆえ農民協会は中央党から農民同盟へのカトリック系農民支持が流出するのを防止する手段にも、自己の体質も含めて、人民主義的綱領を利用したのである。だから農民協会は農民保護制度を農民同盟と類似する政策を提案することによって中央党に政策立案に貢献するのである。やがて農民協会は中央党の急進派・民主派に味方しながら、自己の影響力を党内で発揮する立場となるのであった。農民協会のイデオロギーは、アルト・バイエレンの農民自身の性格もあって、反ユダヤ主義、反自由主義、人民主義と農民への制度的援助の混在を表現す

るようになった。もっとも農民協会は農民同盟と異なり、その指導には地方司祭が担うため急進化を抑制することが可能であった⁽¹⁷⁾。

この時代において農民協会、さらに中央党にとって極めて重要な指導者であるハイムを中心に農民協会の発展を確認しておこう。ハイムは本来、農民出身ではないが、教員生活の経験から農民の劣悪な生活を憂い、カトリック農民団体の設立、その発展に尽力した。彼の目標は農民自身が農民協会、さらにその下部組織である協同組合を通じて農民利益を自衛するが、並行して国家に農業保護を要請するところにあった⁽¹⁸⁾。ハイムらはこれらの組織を媒介に農民に専門知識、学校教育、自治精神の養成、ひいては強力な経済組織を創造したのである⁽¹⁹⁾。19世紀末農民協会の進展は目覚ましく、地域的大⁽²⁰⁾ はもちろんのこと、1893年貸与金庫協会、1894年販売協同組合の設立といった農民にとっての組織整備の充実を図るとともに、農民協会を近代化（機械化、人工肥料の使用等）にも向けられていた⁽²¹⁾。したがって、農民協会は農民の経済的自立を促進する機関であると同時に、政治的には農業（民）保護を要求する圧力団体の役割を担ったのである。その政治的代弁機関が中央党であり、農民協会と中央党を結ぶ代表的人物がハイムであったのである⁽²²⁾。

ハイムはその指導に地方司祭（Landpfarrer）、村助任司祭（Dofkaplän）からの協力も得ていた。このことは後述する中央党内の保守派、すなわち自由主義官僚との妥協によって権力の中枢に進出しようとするパッサウ司教座聖堂参事会員（Domkapitular）のピヒラーを中心とする高位聖職者がハイムを支持する下級聖職への締め付けを行うのである⁽²³⁾。

農民協会はカトリック教会に並ぶ平信徒団体（Laienvereinigung）であり、教会にその理念を依存しており、とりわけ地方聖職者の協力を欠かすことができなかった。当然、農民協会はカトリック信仰をもつ農民の居住地域に多数存在した⁽²⁴⁾。中央党内の保守派からの反発を招いたとはいえ、農民協会は中央党の選挙活動の中心的動員機関の役割として第一次世界大

戦まで組織力のない中央党にとって重要な下部・地方組織であった。中央党は従来のブルジョア農民の名士クラブ（bürgerlich-bäuerlich Hopnorationenverein）ではもはや維持できなくなっていたのである。そのことをハイムとその協力者シュリッテンバウアー⁽²⁵⁾は十分に認識していたのである⁽²⁶⁾。

ただ農民協会は「近代化」の波に応じようとしたけれども、その現実的政策は農民身分に基礎をおく前工業社会の観念に根ざすものであった。その身分的思想は社会現象としての階級的視点を拒否し、社会を諸身分で再構成しようとするステータス・ポリティクス（status politics）の域からは出られなかった。だから、経済政策は自由主義経済以前の経済秩序を追求するのである。この意味で農民協会は純粋な身分意識をもってことに当たろうとし、「良き農民の誇り、郷土愛、身分と職業への愛着、古い誠実さと忠誠等」を身につけており、これらの価値を崩壊させる近代的理念を拒絶する組織であったのである⁽²⁷⁾。そのうえで農民協会は自然・宗教・経済の融合を目指しており、だから教会と同様、中央党との結び付きには単なる利害関係だけでなく、宗教的動機にも基づいている。例えば農民は厳しい雷雨などのため、畏敬の念をもって天を仰ぐのである。農業に従事する人間はそのために神に祈らなければならない。それゆえ、農民はキリスト教的基礎のない組織に加わろうとしなかった。農民協会はカトリック信仰を精神的支柱にしたのである。だから実践的カトリック教徒か名目的カトリック教徒かがその相違であった⁽²⁸⁾。

それゆえ、中央党内での農民協会の影響力の増大はラント議会議員の社会的構成に反映し、聖職者・貴族などの旧身分に代わって農民議員の台頭を促したのである⁽²⁹⁾。そのことは他の農民団体に比べて、いかに中央党の得票が農民協会のメンバーの力に依存しているかを考えれば理解できるであろう⁽³⁰⁾。

2. カトリック教会

19世紀の政治的カトリシズムの成立は自由主義との対立に起因する。バイエルンにおける政治的カトリシズムは元々19世紀初頭の啓蒙官僚による「世俗化」に始まり、その流れを汲む自由主義政府からカトリック教徒の保護を目的とする愛国党の結成に至る過程を歩み、その目標はラント政府による自由主義的教育政策、並びに小ドイツ主義的思想へのカトリック側からの反発と抵抗にあった。そのことはラント議会を利用しつつ、自由主義と国教化に対抗する教会の重点政策（Gravaminapolitik）となった⁽³¹⁾。1870年代、80年代ルツ内閣による文化闘争がその反動として愛国党の教会擁護を促進するのである。このことはかえって支持層が各層に広がって画一化できなかったが、それを克服し⁽³²⁾、政府への反発がカトリック側の統合機能を促進する結果となった⁽³³⁾。

愛国党の後継政党であるバイエルン中央党と教会の関係は愛国党のそれほど明確ではないが、不可欠なものであった。そのことは党の自立性を主張するヘルトリックが選挙戦に関与する教会の姿勢を抑制することを提唱したことにうかがえる⁽³⁴⁾。もちろん聖職者はラント議会議員として政治指導も果たしていた。

教会内部に関して留意すべきは中央党内部において保守派と農民派が対立したように、教会内部でも高位聖職者と下級聖職者の間に上下の対立が存在したことである⁽³⁵⁾。当然、中央党と教会の関係では、一方において党内部の保守派－高位聖職者が、他方において農民派－下級聖職者というそれぞれの結合・協力関係があり、両派は世紀末には党内部において顕著な対立を表面化させる⁽³⁶⁾。

マイヤーによれば、教会による政治は二つの概念に区別して考えることができる」と説明する。第一は政治的カトリシズム（politische Katholizismus）であり、第二はカトリック政治（katholische Politik）である。前者はカトリック側からの政治的公権力による理念への干渉を排除、防衛する必要上

教会の権利・自由を目標とするが、直接新たな政治形態までを要求するものではない。後者は前者よりもっと積極的な性格を持っており、歴史的状況の具体的形態を関係し、決定形態（つまり国家形態）まで合法的な形で要求するのである⁽³⁷⁾。それは必ずしも政教不分離だけを要求するのではなくカトリック側利益政治のそれでもあることに注意を要する。

バイエルンのカトリシズムはその軌跡を振り返ると、帝政前半には教会利益を防衛する立場から政治的カトリシズムとして愛国党は結成されたが、カトリシズムの擁護を超えたより大衆的な護民官的な政党へと次第にカトリック政治に変貌するである。自由主義化した社会に同化しようとする教会上層部は、自由主義社会に抗議する社会的カトリシズムによって中央党内部に影響力を以前のように行使できなくなった。この傾向の意味するのは政党と教会の立場が農民協会＝農民派の勃興を通じて従来の教会支配の政党から政党と教会の立場が並存あるいは対等な関係となり、具体的争点では党が教会に優位に立つ場面も多くなり、次第に両者の関係を変えることになった。その象徴的な事例が1907年ラント議会選挙での中央党と社民党の間に成立した選挙提携であった。ミュンヘン大司教がその選挙協力を認めなかったにもかかわらず、ハイムの主導のもとに両党には選挙同盟が成立した⁽³⁸⁾。この異例な出来事は政治の次元では宗教的価値観よりも利害関係での政策レベルの争点を扱うようになったことを示している。このことだけでその時点では、党内のどの勢力が決定的に優位になるかどうかはまだはっきりせず、保守派と農民派の党内での拮抗状態が続くのであった⁽³⁹⁾。

もちろん教会は農民協会と並んで中央党を補完する働きをなす。バイエルン住民にカトリック信仰と関わるしっかりした下位文化体系が根ざしていることは選挙では計り知れない意味があった⁽⁴⁰⁾。だから司祭そのものが通常、社会的な指導者でもあり、場合によっては政治的なプロパガンダでもあったのである。まさに司祭はカトリック大衆には精神的権威であり、またそれが中央党支持に結びついていた。教会は弱体な党組織を農民協会

とともに支え、選挙に際して運動組織そのものに変身できたのである。特に教会は農村部では絶大な影響力を発揮した⁽⁴¹⁾。他面、政治の「民主化」の流れの中では、司祭グループが教会利益の擁護と同時に、彼らを支持する農民利益も代弁した⁽⁴²⁾。なぜなら中央党の選挙人は一般に農村部における経済的進歩以上に、自己利益の理由から「伝統的な環境」を教会と結びつけて考えたのである⁽⁴³⁾。

ところが時代の趨勢は宗教という結合部分だけでは簡単に維持できなくなった。そのことは中央党ラント議会議員に占める司祭議員数の低下に現われた⁽⁴⁴⁾。反対に農民利益を標榜するハイムを中心とする農民派は農民協会の背景に1890年代から党内において農民議員数を増やし、その勢力を拡大するのである。

3. 支持基盤と議員

クナップは19世紀末から第一次世界大戦までのバイエルン中央党支持の高い地域の五県（ニーダー・バイエルン、オーバー・バイエルン、シュヴァーベン、オーバー・プファルツ、ウンター・フランケン）について中央党と社会構造との関係を選挙人とラント議会議員を対象に社会学的に考察している。ここではクナップの研究にしたがって、バイエルン中央党の支持と代表を考えてみたい。なお戦前の20年間は戦後の人民党の歴史に密接につながっている。

（1）中央党選挙人

①宗教

五県の類似性はまずその住民のカトリック信仰の熱心さである。1910年調査によると、ニーダー・バイエルン、オーバー・バイエルン、オーバー・プファルツの各県ではその住民中カトリック教徒は90%以上、またウンター・フランケンは80.43%、シュヴァーベンは86.04%であり、オーバー・フラン

ケン⁴⁵は42.76%と対照をなしている。五県中、アウグスブルク、ヴェルツブルク、シュヴァインフィルトの各都市がカトリック教徒の比率が低いためウンター・フランケン、シュヴァーベン⁴⁵の平均値を下げていることにも注意を要する⁽⁴⁵⁾。

②職業構成

五県の農業従事者の比率の高さは1907年調査の平均（45.6%）を超えている。ニーダー・バイエルンは60.3%、オーバー・プファルツは57.4%、ウンター・フランケン⁴⁶は54.1%、シュヴァーベンは48.2%、さらにオーバー・バイエルンからミュンヘンを除くと50%以上になり、農業従事者の比率の高さを示す農業構造が見られる⁽⁴⁶⁾。

③人口分布

人口密度（平方キロメートル当たり）は一般にウンター・フランケン⁴⁷は68人を除いて、ニーダー・バイエルンは61.54人、シュヴァーベンは59人とラント平均67人に比べて少なく、人口の3分の1を有するミュンヘンを抱えるオーバー・バイエルンは農村部においては低い傾向を示している。またニーダー・バイエルン、オーバー・バイエルン、ウンター・フランケン、シュヴァーベンは2000人以下の自治体に居住する比率の高さを示している⁽⁴⁷⁾。

④社会層

五県の社会層の特徴は圧倒的に農業従事者数で示されている。バイエルンの都市（ミュンヘン、ニュルンベルクを除いて）の社会構成は自営業20.7%、下男・下女7.8%、サラリーマン8.5%、労働者63.0%であるのに対し、2000人以下の自治体では逆の傾向を示している。すなわち自営26.7%、下男・下女43.1%、サラリーマン0.9%、労働者29.4%となっている。この数字の意味することは農村部で69.7%が家族構成員で農業に従事しており、言い換えれば前資本主義的生産工程に住民の3分の2が従事していたのである⁽⁴⁸⁾。

⑤年齢構造

商工業の発展は人口移動を引き起こす。生産過程に重要な20歳から40歳代は五県では低くなっており、農村地域での高齢化がわずかであるが確認される。ラントの平均（29.5%）に比べて、ニーダー・バイエルン、オーバー・プファルツ、ウンター・フランケン、シュヴァーベンは平均かそれともそれ以下であり、60歳以上は平均以上をなしている。離村問題は工業の発展にともなって増加するが、五県は一般的傾向としては消極的である⁽⁴⁹⁾。

⑥出生率

五県は高出生率を示している。とりわけニーダー・バイエルン、オーバー・プファルツ、シュヴァーベンでラントの平均以上で、ウンター・フランケンではラントの平均値と同じである。この高出生率は農村構造の家族像と関係しており、つまり子供は家族経営において労働力の一員をなすと考えられる⁽⁵⁰⁾。

以上から中央党の支持の強い五県をいくつかの要因からまとめると、次のような中央党支持者像が浮かび上がってくる。つまり中央党選挙人はカトリックを信仰し、小自治体に居住する農民で、共同体的価値観を持つ住民であった、と理解してよいだろう。次に中央党ラント議会議員の属性を見ておこう。

(2) 中央党ラント議会議員（1887年－1912年）

①宗教

ラント議会議員の重要な共通性はやはりカトリック信者であることで、程度の差を別にして、「カトリック住民」の代表として行動を採用する。「議員は（議員団ないし本会議の）席に現われたとき、あたかも教会に出席するようだ」というダラーの言葉はカトリック議員を象徴的に言い表している⁽⁵¹⁾。

②職業構成

3つのグループ（農民、官吏、司祭）に区分される。1887年から1912年まで中央党ラント議会議員は営農家（Landwirte）が36.7%、官吏が23.3%、司祭が18%で、党内の議員の大部分を占める。農民出身議員は1899年から低下するが、それでもいわゆる地主層が増加しており（例、1912年16%）、中小農民と大農民の相違は別にしても農民出身議員の比率は高い⁽⁵²⁾。官吏は分類上であって、必ずしも一律的なものではなく、具体的には国民学校教師、ギムナジウム教師、裁判官、行政官吏といった構成からなる。官吏層の増加は司祭出身者の減少と関係する。この交替を示す傾向は国家と教会上層部にある官吏と司祭のそれぞれの能力に関係する。議会活動がますます専門家を必要とし、行政経験のある者を要すれば、ますます官吏は増加する⁽⁵³⁾。

労働者出身議員は1899年1議席（全議員の1.2%）、1905年4議員（4.1%）、1912年3議員（3.4%）と、1887年から1912年までの平均が2.3%と少ないのが特徴であった。議員の職業構成では、農民議員41.5%は農業従事者と一致する。しかし労働者は低い評価であることに注意を要する⁽⁵⁴⁾。

③住居と出生地の同一性

1899年から1912年までの議員の52%はその居住付近で生まれ、そこにおいて生活をする議員は41%であり、わずか5.7%のみが同県か近隣県で居住するように水平的移動の低さを示している。ただ司祭と官吏は例外でその職業上移動がある。

議員の居住地域の規模は7500人以下の自治体で、地域的な結びつきは議員に共同体的生活という社会文化的環境に強く影響している⁽⁵⁵⁾。

④垂直的移動

大部分の中央党議員はその社会的出自を父親と同じものである場合がほとんどで、例外は司祭だけで、その職業上父親以上に社会的に高い地位に達することができたのである。一般的に中央党議員は際立った垂直的移動

の不在を確認できる⁽⁵⁶⁾。

支持者と議員の社会学的比較を試みたが、そこから得られる結論は次のようなことであろう。中央党の選挙人と議員とは社会構成上において注目すべき一致が存在する。農業中心の職業構造は党議員を相対的に増やした。このことは中央党とその支持者との生活空間が大都市でなく、地方自治体にあるということである。それゆえ中央党の選挙人とラント議会議員は社会経済的ダイナミズムの乏しい地域に居住する人々であった。そのことは社会的移動からも推測できる。

だからこそと述べるべきかどうか、労働者に対する過小評価は中央党の前資本主義的社会を代表するグループに結びついている。1877年から1912年までの社会構造は都市の労働者数を増加させたにもかかわらず、労働者出身の議員は伸び悩んでいる。この理由は農民利害が強力であったからである⁽⁵⁷⁾。つまりバイエルン中央党の性格が地方の共同体を代表する社会構造に対応した結果であったためである⁽⁵⁸⁾。その農民的性格はのちのバイエルン人民党に受け継がれるのであった。帝政期後半のバイエルン中央党はその支持者とその社会構成の反映である議員において、すでに人民党の原型をなしていた。「人民党 (Volkspartei)」を名乗ってはいなかったが、党組織を内容的に見れば中央党支持者はそのまま人民党のそれである。それは現代政治学の用語では「包括政党 (catch-all party)」である。

もちろん「人民党」という看板を掲げたからと言っても、全階層から支持を得たかと述べれば疑問は残っている。確かにシュノルプスの主張する国民階層を代表し社会構造を反映して、農民、都市中間層、わずかであるが都市のインテリと企業家から支持を獲得できた⁽⁵⁹⁾。他政党と比較するならば、社民党は営農家から支持を得られず、自由主義政党は労働者から支持を獲得していない。その限りでは中央党は「人民党」という特徴を有していたと言えるかもしれない⁽⁶⁰⁾。バイエルンのカトリック系政党はひとつの階級・階層の利益を主張するのではなく、全身分 (alle Stände) を代表す

ることを欲してはいた。

しかしクナップによれば、バイエルンのカトリック系政党は支持者の社会層の数量によって諸「身分」の代表と見なされていた。だから当然、バイエルン中央党（バイエルン人民党）は農民中間層に重点をおいている。それゆえ中央党は労働者を過小評価していたのである。その時代の重要性を表現するという意味で述べるなら、バイエルンのカトリック系政党は「人民の政党」と言えるかどうか⁽⁶¹⁾。したがってエヴァンズの「バイエルン人民党はバイエルン社会の小宇宙ではない⁽⁶²⁾」という言葉は傾聴に値する。

1918年までのバイエルン中央党は支持者と議員から考えれば、「人民党」的な政党への第一段階であった。このことは長期を経て第二次世界大戦後、キリスト教社会同盟（CSU）に結実する⁽⁶³⁾。ともかく1918年以前には中央党は正式に人民党になってはいない。そのためにはバイエルン・カトリック系政党指導部の党内抗争を検証しておく必要がある。次章において、中央党内で影響力を増してきた農民派の活動を人民党結成までの経緯を考察しておこう。

(1) Thränhardt, *a.a.O.*, S.82-83.

(2) 愛国党がライヒ中央党に加わったのは、1887年陸軍増強計画に反対し共闘したことに由来する。1893年再度陸軍増強計画が提出されたとき、ライヒ中央党が政府案を支持するなら愛国党はライヒ中央党から分離することを計画していた（西川、前掲書、119頁）。

(3) Zorn, *Parlament*, S.306.

(4) 間場寿一「政治組織と政治運動」福武・綿貫編『社会学講座7 政治社会学』弘文堂、1973年、65頁。

(5) 同上書、66頁。

(6) Farr, *op.cit.*, p.151.

(7) HB. IV/1, S.315.; Lenk, L., George Heim. *Kindheit, Jugend und Studien, Frankische Lebensbilder N.F. der Lebensläufe aus Franken*, Bd.3, Würzburg, 1969, S.356.

- (8) 農民同盟については、Gottwald, H./ Frisch, W., Bayerischer Bauernbund(BB) 1895-1933, Fricke, D.(Hrsg.), *Die bürgerlichen Partei in Deutschland*, Bd.I., Leipzig, 1968, S.66-78.; Haushofer, H., Fer Bayerische Bauernbund(1893-1933), Gollwitzer, H.(Hrsg.), *Europäische Bauernpartei im 20. Jahrhundert*, Stuttgart, 1977, S.562-586.
- (9) HB.IV/1, S.306.; Vgl. Ratjem, W., *Die bayerischen Bauernkammern von 1920 bis 1933*, München, 1981.
- (10) 西川、前掲書、119頁。
- (11) HB. IV/1, S.315. 農民団体の発祥は1860年代後半、ヨーロッパ鉄道網の拡張にともない国外の農産物が流入し、国内の農産物の保護に起源がある。1878年、1879年ビスマルクの自由主義貿易から保護主義貿易への転換は、以後10年間農民団体の活動を低下させた。ただ農業危機に端を発し、カプリヴィの通商条約によって農業問題は重要な政治問題となり、ここに農民協会の発展が見られる (Lenk, *a.a.O.*, S.358-359)。なお農民協会は1933年6月ナチスによって解散させられた。
- (12) 西川、前掲書、118頁。Thranhardt, *a.a.O.*, S.83.; HB.IV/1, S.312ff.
- (13) Farr, *op.cit.*, pp.149-151.
- (14) Fenske, *a.a.O.*, S.33.; Farr, *op.cit.*, p.146.
- (15) Gottwald/Firsch, *a.a.O.*, S.71.
- (16) プリダム、前掲書、83-84頁。
- (17) Farr, *op.cit.*, pp.149-150.
- (18) Lenk, *a.a.O.*, S.359.
- (19) Georg Heim (1865.4.24-1938.8.18) アシャフェンベルクの裕福な家庭に生まれ、ギムナジウム卒業後、ヴェルツブルク大学で近代言語学、国民経済学を専攻、卒業後、実業学校の教師となったが、新聞等で評論活動を行い、そのため上司と衝突、配置転換を命じられ、フィヒテル山脈のヴァンゼデルへ移動。ここがハイムの人生の転機となり、農民運動に関わり、議員(ラント議会1871-1911年、ライヒ議会1898年)に選出される。ハイムの雄弁、活動力、ユーモア、組織能力は傑出した農民の代表となった。またバイエルンでは著名な政治家ともなった、1898年各地の農民団体をキリスト教農民協会にまとめることに成功し、その理事(1910-1914)になる。第一次世界大戦後バイエルン・ラント農民会議所の議長になる。協同組合機構を通じて農民の自立経営を推進し、貸与金庫協会、販売協同組合を設立、その後農産物と農業用品を一括する流通組織を結成し、農民の経済的困窮の克服に努力した。1907年公務を辞し、若い農民のための講習会を開催し、6つの冬季学校、農業専門学校、

- また当時珍しい女子を対象とした家政学校を設立。また慈善活動にも尽力し、病院・保健所を協同組合の財源で設立したりもした。政治家、経済政策家、政治家、農民指導者として活躍した。晩年は寂しく、ナチス政権下、ハイムは諸活動を禁止され、ヴェルツブルクに引退、数年間孤独であった。1938年73歳で死去。葬儀の参列者はわずかの旧友だけであったと言われる (Schlögel, A., George Heim, *Aschffenberger Jahrbuch*, 1956, S.416-418)。ハイムについては、Renner, H., *Georg Heim. Der Bauerndoktor*, München, 1960を参照。
- (20) 農民協会は1893年ニーダー・バイエルン、ウンター・バイエルン、ウンター・フランケン、シュヴァーベン、1894年オーバー・バイエルン、1895年オーバー・プファルツ、1897年ミッテル・フランケン、オーバー・バイエルンに設立され、1898年10月にインゴルシュタットにおいて統合された。その機関誌には『バイエルン農民』『協同組合』があった。会員数は1898年4万人、1906年10万人、後年最高数は14万人 (Lenk, *a.a.O.*, S.360)。フントハマーによれば1918年15万人 (Thränhardt, *a.a.O.*, S.84) の会員を有した。
- (21) Lenk, *a.a.O.*, S.358.
- (22) HB. IV/1, S.315.
- (23) Möckl, Bosl, S.535ff.
- (24) Thränhardt, *a.a.O.*, S.84.
- (25) Sebastin Schlittenbauer (1874-1936) ヴィルツァッハ生まれ。高等学校校長、農民協会総書記長。1912年からラント議会議長。1916-1920年まで農業協同組合理事。
- (26) Schönhoven, K., *Die Bayerische Volkspartei 1924-1932*, Düsseldorf, 1972, S.53.
- (27) Knapp, *a.a.O.*, S.301-304.
- (28) *ibid.*, S.311.
- (29) Thränhardt, *a.a.O.*, S.82-83. 1912年ラント議会議員団の構成は営農家34人、聖職者9人、官吏11人、自由業11人、貴族1人であった。
- (30) HB. IV/1, S.301. 中央党票の3分の2は農民からのものと仮定されるが、その内農民協会会員票は1907年約25%、1912年約50%、これに対し農民同盟は1912年約15%が党員票であった (Thränhardt, *a.a.O.*, S.97)。
- (31) Körner, M., *Staat und Kirch in Bayern 1885-1918*, Mainz, 1977, S.19.
- (32) Möckl, K., *Die Prinzregentzeit, Gesellschaft und Politik während der Ära des Prinzregenten Luipold in Bayern*, München, 1972, S.221-222, Amn.173.
- (33) Körner, *a.a.O.*, S.20-21.
- (34) Thränhardt, *a.a.O.*, S.82.

- (35) 1891年バイエルン労働協会の庇護団体として結成され、国民教会と宗教教会により組織された労働団体。当初、指導は聖職者が担当したが、次第に労働者自身による労働組合的性格を強める。
- (36) Zorn, *Parlament*, S.305.
- (37) Mennekes, *a.a.O.*, S.40.
- (38) Thränhardt, *a.a.O.*, S.81-82.
- (39) Körner, *a.a.O.*, S.306-307.
- (40) Farr, *op.cit.*, p.151.
- (41) Knapp, *a.a.O.*, S.306-307.
- (42) *ibid.*, S.308
- (43) *ibid.*, S.309.
- (44) Thränhardt, *a.a.O.*, S.80-81.
- (45) Knapp, *a.a.O.*, S.15.
- (46) *ibid.*, S.6.
- (47) *ibid.*, S.8.
- (48) *ibid.*, S.9-10. 他地域の農業従事者はミッテル・フランケン26.3%、プファルツ24.1%であった。工業労働者は5県ではラント平均27.4%以下で、ニーダー・バイエルン15.3%、オーバー・プファルツ20.1%、ウンター・フランケン21.0%、シュヴァーベン25.1%、反対にプファルツ38.9%、ミッテル・フランケン36.4%と高比率を示していた (*ibid.*, S.6)。
- (49) *ibid.*, S.15-16.
- (50) *ibid.*, S.17-18.
- (51) *ibid.*, S.22-23.
- (52) *ibid.*, S.24-25.
- (53) *ibid.*, S.24-25. バイエルン中央党のリーダーシップは司祭、教授、貴族、農民といった奇妙な混合形態であった。プロイセン中央党のそれは法律家、官吏であることと対照的であった。バイエルンではカトリックで法律家、官吏はラント政府と同じ自由主義者と同一視された (Evans, E. L., *The Germany Center Party 1870-1933. A Study in Political Catholicism*, Carbondale/Edwardsville, 1981, p.98)。
- (54) *ibid.*, S.26,S.27.
- (55) *ibid.*, S.31-32.
- (56) *ibid.*, S.35.
- (57) *ibid.*, S.36,S.36-37.
- (58) Thränhardt, *a.a.O.*, S.83.

- (59) Schnorbus, Bosl, S.151.
- (60) Knapp, *a.a.O.*, S.36.
- (61) *ibid.*, S.57.
- (62) Evans, *op.cit.*, p.261.
- (63) 第二次世界大戦後バイエルン住民の意識は相当世俗化したとはいえ、宗教の持つ意味はまだ根強い。最近の選挙でもそのことは証明されている (Rotte, R., Steininger, M., *Wahlergebnisse im Freistaat Bayern. Die strukturellen Einflussfaktoren seit 2002*, Münster, 2012, S.15-16.)。

第 8 章 バイエルン人民党の結成

1. 保守派對農民派

愛国党の結成はカトリック教会の利益を政治的に代弁するためであった⁽¹⁾。しかし愛国党はそのラント議会議員において、当初バイエルンの社会構成を反映しておらず、党指導はラント議会議員か有力者かであった。党幹部がブルジョアジー、貴族、僧侶によって独占されたとしても、彼らは農村住民との関係はいろいろな形でつながりはあった⁽²⁾。これらは一方において貴族－親ライヒ－保守派の流れを形成し、その代表的な人物はアルコ・ツンネベルク、プライリンク、のちにヘルトリンク⁽³⁾、ピヒラー⁽⁴⁾であり、司教職 (Episkopat)、貴族、大ブルジョアジーの大部分から支援を受けていた⁽⁵⁾。これに対して他方、農民－連邦主義－農民派があり、その代表的な人物はイエルク、のちにはハイム、ヘルト⁽⁶⁾であり、農民、下級司祭、労働者の一部から支援を受けていた。農民派は「教権的民主主義 (klerikale Demokratie)」を主張し、後年人民党を結成する動きになって現われる⁽⁷⁾。

1880年代ルツツ体制の自由主義的文化政策のため、カトリック系政党はその共通する信仰のもとに異質な社会集団をまとめることが可能であった。そのため党内抗争は目立った形で生じなかった⁽⁸⁾。1890年代の農業危機が

引き金となり、党内農民派はライヒ中央党からの分離を、さらには人民党の結成までを主張するのであった⁽⁹⁾。これに対して保守派はその名望家的態度を変えようとはしなかった。両派は具体的政策において接点を見いだせず、最終的に1918年の農民派が主導権を握り、新党結成という結果となるのである。1890年代の社会経済状況は下は農民から、上はブルジョアジー、貴族まで含めた中央党全体の問題であった。ただ各自の立場は対応する手段の相違を見せた。農民派と保守派の相違は、一言で述べれば、議会化（Parlamentarisierung）をどう考えるかということにある⁽¹⁰⁾。ハイムはすでに大衆化をいち早く認識し、議会化を予測し、それに応じるには党の政治的基盤を個々の国民から基礎づけなければならないと考えていた。この見解は党内において広範な賛同を得ることができた。

反対に保守派の領袖であるヘルトリンクは1つの層（Einzelschicht）の一面性（この場合、農民派）を避け、宗教的目標の実現のため各層の利害を克服することが必要であると主張した⁽¹¹⁾。政治の大衆化の波は否応なく押し寄せ、バイエルン中央党は1890年代以降、名望家政党から大衆メンバーシップ政党への転換を余儀なくされた。それゆえハイムらは組織管理能力を必要とする近代的政党を目指さなければならなくなる。さらにハイムの政治的柔軟性はカトリック労働者の代表的人物であるシルマーらの協力を得ることが可能となった。その結果、1899年、1905年に社民党との選挙協力を成立させることができ、その成果として選挙改革を実現した⁽¹²⁾。

しかし保守派の巻き返しもあり、ハイムの党改革は一時的に頓挫する。20世紀初め両派の対立は深刻な事態になり、両派から同選挙区にそれぞれ立候補者を出すという事態にまで至る⁽¹³⁾。1907年ラント議会選挙での保守派の巻き返しにより農民派は党内少数派に転落し、その結果ハイムは党幹部職を辞さなければならなくなる⁽¹⁴⁾。当時保守派は農民派と異なる方法で政治権力に接近しようとした。それは摂政内閣に協力しつつ、中央党を参内資格ある地位まで昇格させることを計画した⁽¹⁵⁾。その実行には農民議員

と下級司祭が障害であった⁽¹⁶⁾。保守派による党内主導権の確保、並びに権力機関への参加の結果がヘルトリンク内閣の誕生となるのであった。もっともこの内閣は摂政からヘルトリンク個人への指名で成立したものであり、中央党と一応協力した形だけしか取れていない。だから保守派は農民派を切り捨てることによって政権を獲得した。ただしヘルトリンク内閣はラント議会に立脚する政権ではなかった⁽¹⁷⁾。そのためヘルトリンク政府の保守的態度は社会的現実と、それに見合った権力の配分の矛盾を拡大することにもなる。この政府は官僚政治のもとに、社会的上層の利益の均衡、バイエルンのライヒへの参画の安定を増すことになる⁽¹⁸⁾。それゆえ政治的支配層が政治構造においてのズレをますます助長することを認識できなかった。それは第一次世界大戦の危機が明白になったときに理解される。政治的支配層の対応の立ち遅れが1918年バイエルン革命を可能にしたのであった⁽¹⁹⁾。

中央党内の宗教などでは、個々の意見において一致をみることができるとは、社会・経済の問題では意見が分かれており、必ずしも中央党として一貫した政策は常に保持することがなかった。結局、中央党幹部は1912年から1916年にかけて指導者の世代交代のために両派の対立の激しさを失っていく。その後のドイツの敗北、革命の中で農民派を中心とするバイエルン人民党が保守派を抑制しながら、その影響力を盛り返すのである⁽²⁰⁾。

ところで農民派と称される人々はいかなる思想的な背景をもって行動したのであろうか。少し戦争直前の農民派の時代認識からそれを確認しておきたい。1906年ラント議会選挙法は農村—小都市の選挙人に大都市の選挙人以上にその価値を置いていた。当然農民層の中央党支持は農民利益の擁護がある限り、一票の重みの大きい農民票を持つ中央党は議席数を増すのである⁽²¹⁾。言い換えれば、そのような農村に有利にしなければならない選挙制度はバイエルンの社会構成から考えて農民の社会的地位の低下を意味し、中央党の支持基盤である農村地域の都市への抵抗と考えることはあながち穿ったことではない。つまりそれは農民の置かれた環境の中で都市と

対比しながら農村社会の健全さを主張しようとする考えが背後に存在する。「大都市のアスファルトは生活を墮落させ、ところが農民の畑は墮落した生活を改善する」⁽²²⁾ という表現はカトリック農民の都市観を言い表している。ここには農村のイデオロギー的基礎、すなわち農本主義が農民の心理状況に根強くあることを示している⁽²³⁾。

この志向を持つ農民派は、党内で増加してきた都市に象徴される労働者をどのように見ていたのであろうか。これは農民の工業化への見解でもある。農民は労働者を土地から切り離された存在と考え、カトリック流の社会になんとか組み込もうとしたのである⁽²⁴⁾。農民は土地という枠組みから社会生活を規定し、農民という身分が「国家の核心 (Mark des Staates)」という観念を持つ以上、党指導者からの要求にもそれに見合った形でしか応じなかった⁽²⁵⁾。

さらに農民議員の反資本主義的態度は単に階級的性格でなく、工業化に反対するために農民を動員するねらいがあった。前工業的社会構造に根差すイデオロギーは農民と労働者の間の公平な提携をもたらすはずはなかった⁽²⁶⁾。農民はその理想とはかけ離れて時代に取り残される。これに対する反動は党内に出現する。だから農民派の主張する社会経済的利益はイデオロギーに動機づけられた有機的社会観に裏打ちされた反個人主義的な志向であった⁽²⁷⁾。それは当然農業政策の指導像に立ち戻るのである。バイエルンのカトリック保守主義は農村共同体を理想とするが、「近代化」のため農民共同体の維持には組織整備が必要であった。それゆえバイエルン・カトリズムに役割分担があったと考えられる。すなわち教会が共同体の価値観の維持を、農民協会が資本主義の中での農民利益を、そして両者を現実の政治において維持、安定するために保守派でなく農民派が主導権を持つ「人民党 (Volkspartei)」を必要とするのであった。とはいえ農民派の思惑通り進展しなかったのが人民党以前の中央党の状況であった⁽²⁸⁾。

中央党と選挙人の関係は教会と農民協会の支援に依存していた。議員と

選挙人はそれらへの所属に応じていたことになり、そのことが党内に結果として「民主化」を生むのである⁽²⁹⁾。だからこそ農民派と保守派の対立原因が生じるのである。特に農民協会とそれに関係する選挙人は強く一体感を持つとした。当然中央党は農民、それも中農層を中心とした利益を追求しようとする⁽³⁰⁾。ところが社会全体から考えれば、近代化に伴って社会は分極化を迎えるのである⁽³¹⁾。このアンバランスな政治現象は1912年の左翼ブロック対保守ブロックの対決となるのであった。そこには中央党は名望家政党から、第一次世界大戦後の人民党へと繋がる過渡期にあったのである。

第一次世界大戦後との関係で付記することが二つある。第一は中央党が第一次世界大戦まで、ヘルトリンク内閣が存在したにもかかわらず、最大野党でありながら官僚政治に慣れ切ってしまい、政党政府の経験を持つとしなかったことである⁽³²⁾。第二は戦争直前、党内少数派に転じたとはいえ、分権主義的な農民派が党指導の準備したことである⁽³³⁾。この二つの事柄は戦後の混乱期に露呈する。

2. バイエルン人民党創立事情

バイエルン人民党の創立契機は戦時中から戦後の革命の時期にあった。戦争直前、党内少数派に転じていた農民派は1915年以降息を吹き返し、党内でヘルトリンク、ピヒラーらの保守派も阻止することができない程の勢力となっていた⁽³⁴⁾。ハイムは戦争がもたらした農民の不満を察知し、ドイツ敗北後もバイエルンにとって戦前の状態を確保しておかなければならないし、また革命でも起これば農民に悪影響を及ぼすと考え対処を求めていた⁽³⁵⁾。実際、農民は戦争によって急進的傾向が進展したのである。それは経済統制によるものであった⁽³⁶⁾。戦争中バイエルンは人的犠牲という被害、それに自治権の喪失があった。ベルリン中央政府は農産物の価格・分担の統制を一方的に実施し、1917年半ばまでに行政全般にまで中央集権下にお

いた⁽³⁷⁾。このことはバイエルン農民の不満の対象となって現われ、バイエルン中央党は反プロイセン的分権主義の復活を⁽³⁸⁾、また農民同盟左派は革命参加という形で表現したのである⁽³⁹⁾。

したがってバイエルン住民全体に共通する不平・不満の矛先は単にベルリン、プロイセン、ライヒに向けられただけでなく、ヴィテルスバハ家、特にラント内閣にも向けられることにもなった。それゆえ1919年11月8日アイスナー⁽⁴⁰⁾ら独立社会民主党を中心とした革命が成功したのである。ただし住民は必ずしもアイスナーの言う「民主化」を認めなかった⁽⁴¹⁾。そうではなくバイエルンが当時、ドイツ政治構造上での統一性の弱さを示したから成功したのである⁽⁴²⁾。

バイエルン中央党内の対立はライヒ中央党からの分離という具体的な形で農民派の勝利に終わり、以降のヴァイマル時代のバイエルン政治、さらにドイツ政治を直接的、間接的に影響することになる⁽⁴³⁾。

それではバイエルン人民党はどのような事情のもとに結成されたのだろうか。戦争直前の党内でハイムの一時的な失脚後、保守派指導者ダラー、シュートラー、オルテラーらが死去し、空白となった党内指導部に農民派が入ることでその影響力を盛り返すことになった⁽⁴⁴⁾。

戦前からハイム、シュッテンバウアーによって準備された新党結成（つまりライヒ中央党からの分離）は戦争後半のエルツベルガーの和平決議⁽⁴⁵⁾において活性化する⁽⁴⁶⁾。ここでハイム、シュッテンバウアーら農民派は1918年11月12日レーゲンスブルクにキリスト教農民協会を中心としたバイエルン人民党の結成委員会という既成事実を設けることに成功したのである。11月15日その新委員会は暫定的なレーゲンスブルク綱領を発表するまで進展した⁽⁴⁷⁾。農民派の目標は正当なバイエルン精神を担う人民のあらゆる層を包括しようとするもので、これは意識的に旧バイエルン中央党からの後継政党を拒否し、当時バイエルン革命の中心となった社会主義勢力に対抗するものでもあった⁽⁴⁸⁾。つまりハイム、ヘルトラは人民党を保守的連邦主義

諸勢力の「溜池」にしようとしたのである⁽⁴⁹⁾。当然人民党は農村部に党組織を設置することから⁽⁵⁰⁾、戦前の中央党内農民派という性格は明らかとなった⁽⁵¹⁾。

農民派の戦後の素早い動きは旧バイエルン中央党指導者に戸惑いを覚えさせたが、彼らのおかれた立場はその事実を承認するしかなかった⁽⁵²⁾。さらに戦前不当に低く評価されていた労働者代表者は農民派と交渉する中で、党議長をスベック⁽⁵³⁾に据えることを条件に協力を約束し（もっともすぐに対立することになるが、）党結成に参画するのである⁽⁵⁴⁾。農民派の主導権確保は戦前の党体質を伝統的な名望家政党から脱皮する第一段階から第二段階への移行を意味した⁽⁵⁵⁾。しかしまだこの時点では、バイエルン人民党とライヒ中央党との関係は完全に解消されておらず、人民党は「最も影響力ないグループ」（エルツベルガー）であったため、依然として両党のライヒ議会議員の協力は存在したのである。だからライヒ中央党から人民党の分離はライヒ議会の議員レベルの協力の解消をもって成立する⁽⁵⁶⁾。したがって人民党の成立はまだバイエルンの分離主義、あるいは分離主義的傾向をを復活させたにすぎなかったのである⁽⁵⁷⁾。

3. 中央党からの分離

人民党の中央党からの分離は愛国党以来の分権主義的な感情によるものであった。中央党の連邦主義的政策の放棄はバイエルンの分離主義に大きく刺激を与えることになった⁽⁵⁸⁾。元々両党の支持の相違が底流をなしている⁽⁵⁹⁾。中央党はライン、ルール、シュレージーンのキリスト教労働者からも支持を得たのに対し、人民党のそれはブルジョア、農民層からによるものであった⁽⁶⁰⁾。人民党の支持層がもつ保守性は反社会主義的であり、中央政府での中央党と社会民主党との連合政権はこの場面では受け入れられなかった⁽⁶¹⁾。

人民党創立時には、党内農民派の優位は絶対的でなく、保守派、労働者

代表に対して相対的なものでしかなかった。しかし1919年6月12日ヴァイマル憲法の承認をめぐる農民派が完全に指導権を掌握するきっかけとなる⁽⁶²⁾。

まず人民党内のライヒ議会議員の中でハイムだけがヴァイマル憲法にライヒ議会で反対を表明した。この頃農民派は人民党ライヒ議会議員まで影響力を浸透させておらず、バンベルクの高位聖職者ライヒト⁽⁶³⁾を中心とした議員がヴァイマル憲法承認、ライヒ議会においての中央党との協力関係の維持を訴えていた。これに追加する形で、1919年7月21日エルツベルガーによる財政の中央集権化案の発表があった。これはわずかに人民党が中央政府に期待した連邦主義的要素の存続が不可能であることを意識させる契機となる⁽⁶⁴⁾。エルツベルガーが統合を主張すればするほど⁽⁶⁵⁾、反対に人民党内でハイムへの支持が増し、農民派の主張する中央党との提携解消が推し進められるのである⁽⁶⁶⁾。もっともライヒトらは人民党に中央党への復帰を強く求めることもなく、ベルリンとミュンヘンを橋渡ししようとする程度であった⁽⁶⁷⁾。そして中央党からの分離は1920年1月8日人民党大会において決定され、それは党内の農民派の立場を強力なものにしたのである。その事情に関して、ハイムの離れ業のような党を完全に掌握する「農民党」結成計画という策略を述べておいたほうがよいであろう。

1919年11月以降ハイムは農民同盟右派のアイゼンベルガー、ディルとともに「農民党」という形で両党の統一について交渉中であった。この事情について3人の研究者の見解から説明しておこう。

まずシェーンホーフエンによれば、ハイムは人民党から農民協会を脱退させ、農民同盟と合同させようとし、この危険な賭けとも言える行動は人民党内に残存する反農民派（ライヒ中央党提携志向者）を抑え込む戦術であった⁽⁶⁸⁾。

これに対して第二の見解は人民党内の主導権を握ろうとするハイムの戦術という側面もあるが、もう少し内容のあるものであると説明する。両者

は経済的に農民協会と農民同盟は同質であるが、政治的に異質な組織であるので、農民を基礎に新しい中間層身分的な政党を創設することで、同一行動を実行しようとしたのである。ただし1920年1月に予定されていた人民党党大会に圧力をかけて、ハイム案を強行しようとした感も強いというシュヴェントの主張がある⁽⁶⁹⁾。

第三のレンクによる見解はハイムに好意的で、農民の政治組織の統一計画は19世紀末の農民運動に遡る源流があると述べる。そのことは1906年にハイムは政治経済の目標を達成するために農民同盟も含めた統一戦線の「噂」を意識的に流布していることに見受けられる。実際に戦争中に農民協会と農民同盟の両指導者は様々な場面で交渉していた。戦後の革命騒ぎに大部分の農民同盟支持者は農民同盟左派の指導に同調せずに急進的な進展には同調しなかったため、農民党の統一が具体化しかけた。だから単にハイムは個人プレーで農民政党を追求したのではない。農民党結成の失敗は農民同盟が自由主義政党、社会主義政党寄りになったこと、さらに農民党党内での両党利害が強くなったことに原因があったと言う⁽⁷⁰⁾。

結果的には「農民党」構想は失敗に終わったが、すでに利益団体である農民協会と農民同盟とが統一する可能性があったのである。直接の「農民党」の失敗の原因は両党の内部事情によるものであった⁽⁷¹⁾。ハイムは人民党結成1年以内に農民派の発言力をさらに強めたのである。つまり農民身分の共同戦線の構築によって、バイエルン政治の背骨を補強しよう、とハイムは考えたのである⁽⁷²⁾。結局農民同盟執行部が党内左派との対決を回避したので⁽⁷³⁾、「農民党」は流産に終わったが、少なくとも人民党内において農民派が主導権を握ればハイムにはそれでもよかったのである⁽⁷⁴⁾。

1920年1月党内での立場を盤石にしたハイムはライヒ統一を促進するエルツベルガーにライヒ中央党からの完全な分離を党大会において決定した。ラント議会議員団長ヘルト⁽⁷⁵⁾はこの行動を側面から援助し、人民党のその後の方針を決定することになる。ヘルトは熱心な分権主義者であったので、

一連のエルトベルガーの発言には不満であり、人民党の結束を擁護する立場にあった⁽⁷⁶⁾。この時点で中央党との議員間の協力は消滅した⁽⁷⁷⁾。だから1920年1月8、9日人民党大会はその進路に重大な決定をなしたのである⁽⁷⁸⁾。つまりハイム-ヘルト体制が確立し⁽⁷⁹⁾、ハイムは戦前の党内のアウトサイダーから戦後のいわゆる「無冠の王」となったのである。

人民党のライヒ中央党からの分離は両党にどのような影響を与えたであろうか。パッヘムによれば中央党にはまったく影響がなかったと説明される。反対に人民党こそライヒ議会において惨めな立場に転じることになったと述べる⁽⁸⁰⁾。だから人民党はヴァイマルの政党システムにおいて「特別な立場⁽⁸¹⁾」にあることになった⁽⁸²⁾。分離はドイツ政治の観点からすれば⁽⁸³⁾、明らかにライヒ議会の衰弱の一端を担うことになる⁽⁸⁴⁾。分離後、ヘルトの「我々がバイエルンで秩序を維持するなら、ライヒ政治で決定的影響力を行使するだろう」という言葉はバイエルン政治の目標となるのである。人民党は中央党やベルリン中央政府から独立したバイエルンのみに視点をおく反左翼的な「秩序細胞」を形成し、ベルリンのヴァイマル連合政府に対決する姿勢を貫こうとするのであった⁽⁸⁵⁾。

(1) HB. IV/1, S.299-300.

(2) *ibid.*, S.301-302.

(3) Georg Hertling (1843-1919) ダムルシュタット生まれ。哲学教授。1875年ライヒ議会中央党議員。1891年連邦参議院議員。1909年ライヒ議会中央党議員団長。1912年から1917年バイエルン首相。1917年ライヒ首相。1918年引退。

(4) Franz Seraph von Pichler (1852-1927) アゼンバム生まれ。パッサウ司教座聖堂司祭長。1893年から1919年までライヒ議会・ラント議会議員。

(5) HB. IV/1, S.302. イエルクの党指導辞任後バイエルン中央党の主な指導者はグラー(教会高位聖職者、大学教授、1914年まで党幹部)、オルテラー(ギムナジウム教師)、シュトラー(司祭教師)、ハイム(農民協会幹部)であった(Evans, *op.cite.*, p.98)。

(6) Heinrich Held (1868-1938) ヘッセン、エウバハ生まれ。父親は楽団指揮者。ストラウスブルク大学において法律・歴史・国民経済学を専攻。1899年ハイ

デルベルク中央党機関紙に2年間勤務。1900年『レーゲンスブルク・アンツザイガー』編集長。1906年から共同経営者。1907年から1933年までラント議会議員。中央党内でハイムに協力する。1918年バイエルン人民党結成に参加。1919年人民党議員団議長。1924年バイエルン首相。1925年バイエルンとローマ法王庁との間に政教条約を締結。対ライヒ政策において連邦主義的態度で臨み、熱心な君主主義者であった。1933年ナチス政権後レーゲンスブルクに引退。

- (7) 西川、前掲書、58頁。
- (8) HB. IV/1, S.304-306.
- (9) Bosl, *ZBLG*, S.749.
- (10) HB. IV/1, S.306.
- (11) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.751.
- (12) *ibid.*, S.749-750.
- (13) *ibid.*, S.757.
- (14) Möckl, *a.a.O.*, S.538ff. そのためハイムは1906年4月年金を申請しており、1907年6月年金生活に入っている (Lenk, *a.a.O.*, S.356)。
- (15) Möckl, Bosl, S.27-28.
- (16) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.751.
- (17) Evans, *op.cit.*, pp.170-171.
- (18) ボーゾルの保守派によるバイエルン社会的上層への同化という見解に対して、フrootリヒは中央党の多数をもって政治権力の継承と自由主義官僚政府の中央党化 (Einschwärzung) しようとする見解を述べている (Friedrich, M., *Die Parteitag des Zentrum in Bayern*, *ZBLG*, 1973, S.875)。
- (19) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.751-752.
- (20) *ibid.*, S.758-760.
- (21) Knapp, *op.cit.*, pp.170-171.
- (22) *ibid.*, S.297. この発言は党大会におけるハイムの演説の一部である。
- (23) *ibid.*, S.297-298.
- (24) *ibid.*, S.297-298.
- (25) *ibid.*, S.305-306.
- (26) *ibid.*, S.319-320.
- (27) *ibid.*, S.304-305.
- (28) HB. IV/1, S.291-292.
- (29) Knapp, *a.a.O.*, S.319.
- (30) *ibid.*, S.312-313.

- (31) *ibid.*, S.316-320.
- (32) Fenske, *a.a.O.*, S.31.
- (33) Thränhardt, *a.a.O.*, S.83-84.
- (34) Bosl, *ZBLG.* 1968, S.761.
- (35) Deuerlein, E., Freistaat Bayern zwischen Räteherrschaft und Hitler-Putsch, *Das Parlament*, (以下Freistaatと略す) Bd.44, 1964, S.10.
- (36) Fenske, *a.a.O.*, S.36.; Deuerlein, Freistaat, S.10-11.
- (37) Mitchell, A., *Revolution in Bavaria, 1918-1919. The Eisner Regime and the Soviet Republic*, New Jersey, 1965, pp.21-22.
- (38) *ibid.*, S.24.
- (39) Wirth, G./Weissbecker, M., Bayerische Volkspartei (BVP) 918-1933, Fricke, *a.a.O.*, S.72.
- (40) Kurt Eisner (1867-1919) ベルリン生まれ。1892年から1983年まで『フランクフルター・ツァイツク』編集者。1898年から1905年まで『ノイエ・フェアヴェルツ』、1907年から1910年まで『フランケン日刊紙』の編集者。戦時中社民党から独立社民党に移る。バイエルン革命によって1918年11月から1919年2月に暗殺されるまでバイエルン首相・外務大臣。
- (41) Deuerlein, Freistaat, S.11.
- (42) Fenske, *a.a.O.*, S.28.
- (43) バイエルンのカトリック系政党はその由来・構造・指導から見て、ライヒ中央党バイエルン支部でないことは明白である (Schönhoven, *a.a.O.*, S.17.; Körner, *a.a.O.*, S.18-19)。1918年までのバイエルン中央党史をプロイセン側から考察したのは、Bachem, K., *Vorgeschichte, Geschichte und Politik der Deutschen Zentrumspartei*, VIII(Neudruck), Aalen, 1967/68, S.1-56.がある。
- (44) Schönhoven, *a.a.O.*, S.17-18.
- (45) エルツベルガーの方針は中央集権化であり、プロイセンからの統制はバイエルン分権主義とは相容れなかった (HB. IV/1, S.410)。
- (46) Schmacher, M., *Land und Politik. Eine Untersuchung Über politischen Parteien und agrarische Interessen 1914-1923*, Düesseldorf, 1978, S.428-429.
- (47) Fenske, *a.a.O.*, S.65.
- (48) Schönhoven, *a.a.O.*, S.20-22. Vgl., Hattenkofer, *Regierende und Regierte Wähler und Gewählte in der Oberpfalz 1870-1914*, München, 1979.
- (49) Lenk, *a.a.O.*, S.372-373.
- (50) 当時の農民協会会員数は論者によって異なる。スペックナーは170000人 (Speckner, *a.a.O.*, S.13)。レンナーは140000人、フントハマーは120000人と

記述する。ショーンホーフエンはフントハマーの数字を引用している。フントハマーは農民協会の99%が人民党支持者であったと述べる。このことからハイムの持つ影響力がいかなるものであるかを想像できる (Schönhoven, *a.a.O.*, S.21)。

- (51) Schäffer, F., Bayerische Volkspartei(BVP), *Politische Studien*, 1974, S.617-618.
- (52) Schönhoven, *a.a.O.*, S.21-22.
- (53) Karl Friedrich Speckner (1862-1942) スパイヤー生まれ。1898年から1914年まで中央党のライヒ議会議員。1905年以降ラント議会予算委員会委員長。1919年から1920年までバイエルン大蔵大臣、1920年から1927年までラント財務局議長。1920年人民党ラント議会議員。1918年から1922年まで人民党議長。1929年ヴィルツブルク財務議長。
- (54) HB.IV/1.S.411.
- (55) Schönhoven, *a.a.O.*, S.53.
- (56) *ibid.*, S.28-29.; Bachem, VII, S.407.
- (57) Evans, *op.cit.*, p.222.
- (58) Bachem, VII, S.412-413.
- (59) Wirth/Weissbecker, *a.a.O.*, S.82.
- (60) Schwend, Bayern, S.126.
- (61) Schönhoven, *a.a.O.*, S.282-283. ただし人民党は社会民主党首班のホフマン第二次内閣に参画した。これは人民党の主張する反社会主義的性格が薄れたからでなく、レーテ共和国への恐怖心からそれを防止するためである。
- (62) バイエルン出身のライヒ議会議員で1919年6月12日ヴァイマル憲法に反対したのはハイムと農民同盟の4議員であった。人民党ライヒ議員18人中16人は賛成、1人は棄権した (Schönhoven, *a.a.O.*, S.31)。なおヴァイマル憲法に賛成した16議員はバイエルンにおいて厳しい非難を浴びることとなった (Schwend, Bayern, S.127)。
- (63) Johann Leicht (1868-1940) ピシェベルク生まれ。高位聖職者。バムベルク大司教首席司祭。1913年から1918年までライヒ議会議員。1919年ライヒ議会議員、1920年から1933年までライヒ議会人民党議員団長。
- (64) Schwend, Bayern, S.126-127. ハイムのライヒ中央党からの分離への執念は凄まじく、ポーゾルは「人民党の結成はハイムの仇敵への報復」と述べている (Bosl, *ZBLG*, 1968, 758.; Schönhoven, *a.a.O.*, S.35)。人民党のヴァイマル憲法への失望は大きく、ヘルトは「ドイツ・ライヒの憲法発布以来、バイエルンはライヒ内で従来の意味での独立国家であることを中止した。他の連邦国家と同様、事実上地域内で単なる自治権を持つラントの地位に成り下がった」

- と述べている (Schönhoven, *a.a.O.*, S.31)。
- (65) バイエレンでの戦前のエルツベルガーへの高い評価は戦中と戦後にはまったく逆の評価に変わっている (Evans, *op.cit.*, p.268)。
- (66) Schönhoven, *a.a.O.*, S.32-33; Evans, *op.cit.*, pp.268-269.
- (67) Schönhoven, *a.a.O.*, S.34-35; Evans, *op.cit.*, pp.270-271.
- (68) *ibid.*, S.33-34.
- (69) Schwend, Bayern, S.128.
- (70) Lenk, *a.a.O.*, S.374-375.
- (71) Thränhardt, *a.a.O.*, S.144.
- (72) Schwend, Bayern, S.128.
- (73) 黒川康「ドイツ革命とバイエルン農民」『西洋史学』1976年、31頁。農民同盟の左派と反教権的な教師が農民協会との合併案に反対した。同協会が人民党との関係を解消しないことが明白だった以上、農民同盟は人民党に吸収される形になり、そのため人民党は農民同盟からの同意を取り付けることはできなかった (Gottwald/Frisch, *a.a.O.*, S.73)。
- (74) 1920年2月4日『ミュンヘン・ノイエリヒ・ナハリヒテン』誌上において、ハイムは次のように述べている。「人民党が党としての原則を代表する限り、我々は人民党から脱退しないであろう」。旧東ドイツの政治学者は人民党の反動勢力がこの時点で、後年のバイエルン政治の右傾化を創り出したと主張する (Gottwald/Frisch, *a.a.O.*, S.73; Wirt/Weissbecker, *a.a.O.*, S.88)。
- (75) ボーズルによればヘルトの政治家としての期間は三期に分かれる。この時期は第二期に当たり、第一期のハイム寄りの立場から戦争直前の第二期の保守派とのある程度の妥協によってハイムの失脚後もラント議会議員団長として中間的な立場にいた。なお第三期は1924年にバイエルン首相になってからである。
- (76) Schwend, Bayern, S.30.
- (77) Bachem, VII, S.407.
- (78) Schönhoven, *a.a.O.*, S.36-37.
- (79) HB. IV/1, S.47. なおMorsey, R., *Die Deutsche Zentrumspartei 1917-1923*, Düsseldorf, 1966, S.280-285.を参照。
- (80) Bachem, VII, S.405.
- (81) Schmacher, *a.a.O.*, S.430-431.
- (82) Schwend, K., *Die Bayerische Volkspartei*, Mathias, E./Morsey, R.(Hrsg.), *Das Ende der Parteien 1933*, Düsseldorf, 1979, S.457.
- (83) 1925年ライヒ大統領選挙においてライヒ中央党はマルクスを支持したが、人

民党はプロテスタントのヒンデンブルク支持に回った。人民党はライヒ中央党の社会民主党、民主党の連合政権に繋がるマルクス候補を拒否した (Schwend, Bayern, S.309-310)。1925年ライヒ大統領については、Zeender, J. K., The German Catholic and the Presidential Election of 1925, *Journal of Modern History*, pp.366-381.

(84) Schwend, Bayern, S.31.

(85) Schönhoven, *a.a.O.*, S.39-40.

第9章 組織構造

1. 党組織

バイエルン人民党の組織理念は、①党に属するメンバーに応じてその各組織リーダーを配分すること、②登録された党員の職業に応じて議員の選出を考慮していた。だから従来の労働者の立場は改善された。それでも党内の農民協会の優位さは変化しなかった⁽¹⁾。もう少し人民党の組織を観察しておこう。

人民党の組織は最小単位に町村協会 (Ortverein)、次に地区連合 (Bizirksverband)、さらに最大単位の管区連合会 (Kreisverband) をもって構成される。管区連合会は行政上8県とミュンヘン、アウグスブルク、ニュルンベルクの大都市から各一団体と計11組織があった。ラント幹部会 (Landesvorstand) はそれらの上部組織であった⁽²⁾。

党中央機関は事実上の最高機関にラント幹部会、次にラント会議 (Landesversammlung)、ラント委員会 (Landesausschuss) から構成されていた。

まずラント幹部会は40名のメンバーからなり、その内訳は議長3名、書記2名、会計2名、ラント議会議員団長、ライヒ議会議員団代表の各1名の計9名に、職能団体 (農民協会、労働者、サラリーマンのグループ、官吏・教員団体、婦人団体) から各代表5名に党関係の新聞代表1名、最

後の5名のみ選挙で代表者を決定する。ラント幹部会はラント委員会と協力しながら党方針を計画し、その実行において管区・地区・町村の各組織で監視し、党財政も担当した⁽³⁾。次にラント委員会はラント幹部会、管区委員会から各3名の代表者、ライヒ・ラント議会議員から各1名の代表者から構成されていた。ラント委員会の役割は党指導、管区委員会のコントロール、両議会議員と協議しながら、選挙の際の活動方針・候補者指名にあった⁽⁴⁾。ラント会議はラント委員会全員、ライヒ・ラント議会議員、管区連合会の各10名の代表者からなり、その職務は年次総会の開催、ラント幹部会・両議会議員団報告の採択、政党政治の問題、党規則の変更決定、幹部の解職等にあった⁽⁵⁾。けれども実際には、この会議の権限は弱く、次第に形式的な組織になった⁽⁶⁾。

人民党の最高決定機関が党中央組織に3つあったとはいえ、事実上ラント幹部会には影響力ある政治家が属しており、人民党の執務においてラント委員会と協調して指導すべきことになっていたが、ラント幹部会が人民党の決定機関となっていた。さらにこのことは党内の代表集団（農民派）がその利益の保護に強く発言権を確保していた⁽⁷⁾。またラント委員会が決定権を持つことは不可能で、総括的な党指導はラント幹部会に委託されていたのである⁽⁸⁾。

具体的に中央機関の手足となる党機構について、総書記局、下部組織、職能身分顧問について検討しておこう。

総書記局は党指導の政治局も兼ね、管区連合会の中央情報機関でもあった。その職務は組織・管理の活動と並行して選挙戦の準備、宣伝活動にあった。さらに党財政を管理し、予算計画・準備・実行などの業務もあった⁽⁹⁾。次に下部組織はすでにふれた11管区連合会で、党幹部の行動であり、それらは8管区に書記局、1地区に書記局を配置し、また管区連合会によっては事務所を設けるまで組織を整備した。それは人民党支持の強さと関係し、アルト・バイエルンの組織は充実するが、大都市、ノイ・バイエルンは党

組織は弱かった⁽¹⁰⁾。職能身分による集団加入については1920年9月に人民党は党員を団体加入から個人加入制に変更したため、新たな職業別委員会が必要となった。そのため各職業を代表する人物が党顧問として政策決定に関与することになる。それらの代表的存在が経済顧問団である。

またそれは農業、工業、商業、銀行、自由業等の下部組織を抱えて、これらの職業別組織を経済顧問団が党内において代表した。その指導者は第一議長にドルン（卸売商使用者団体会長）、第二議長にランク（農民協会）、第三議長にイムラー（労働組合書記）が担当した。彼らの考えにはキリスト教連帯思想が共通点としてあり、資本主義や社会主義を拒否しながら、家族と職能身分に基礎を置く有機的統一理念が見られたのである⁽¹¹⁾。それは人民党の強調する全身分の利益均衡という考えにそうものである⁽¹²⁾。実際の経済顧問団の仕事は経済問題の討議、それにともなう法案準備、特に経済要望を党に代わってその趣旨をまとめることにある。ただし次第に経済顧問団は工業・卸売業の利益に中心を置くようになったが、即ブルジョアジーの利益が表面に現れるまでには至るわけではない⁽¹³⁾。もっとも経済顧問団と党指導者の癒着は見られた。しかしヘルトのような経済顧問団自身に批判的な人物もいる⁽¹⁴⁾。とはいえ経済顧問団の設置は戦後政権を担当するまでになった人民党に従来不足したブルジョアジーを積極的に登用することで、農民派が人民党を全身分層への配慮を目指そうとした。

人民党組織の特徴は個々の党員からの意見は末端で留まっており、ラント幹部会までには達していなかった。つまり人民党は組織を寡頭制的な構造になっており、そのため個々の指導機関はその規定にあるように、上級機関によって各委員メンバーを決定できたからである。だから党内の意思決定は上から下へと、常に上位下達の指導を準備しており、さらに寡頭制を助長する⁽¹⁵⁾。これは人民党が戦前の統制的、権威主義的性格をそのまま性格を保有したことによる⁽¹⁶⁾。

2. 議員構成と党支持

人民党の議員候補者は党支持層の社会構成と職業集団の党内における関係で決定された⁽¹⁷⁾。戦後人民党内部において、主にフランケンを中心に支持を得た労働者代表の台頭はそのリーダーであるシマーが第三議長に選出されたことに現われている⁽¹⁸⁾。まずライヒ議会議員の社会構成からみておこう。

人民党のライヒ議会議員はヴァイマル時代を通じて16から20名で、その社会構成は雑多であり、選挙ごとに変化した⁽¹⁹⁾。1919年ライヒ議会選挙に選出された議員は18名で、うち1918年以前からの議員は9名で、農民派はハイムとシュタファーのみであった。ところが1920年6月選挙で21名中12名以上が新議員で、うち8名を農民派議員で占められた⁽²⁰⁾。これは農民協会とハイムの手にある委員会を通じて候補者を農民派に絞ったことによる。ライヒトを中心にライヒ中央党との分離に不満があり、バイエルン政治に批判的な議員はライヒ議員に多かった。彼はハイムに掌握された下部組織の支援を欠いていたとはいえ、ベルリンにいるために直接影響を被ることはなかった。といえ党指導部とライヒ議員の対立を政治家個人のレベルでは克服できるはずがなく、次第に党指導部はバイエルン利益を望む選挙民の意向を反映させようとしたのである⁽²¹⁾。党指導部とライヒ議員の意見の不一致は1923年まで続き、ヘルト、シェーファー⁽²²⁾の時代にやっとミュンヘンからの方針を徹底することができた⁽²³⁾。

ラント議会議員はライヒ議会議員のそれ以上に支持者の社会構成を表している。それは4つの代表的な身分である司祭、農民、労働者、官吏である⁽²⁴⁾。その中でも農民と官吏はその支持が強力で党内での立場も高く、反対に貴族、司祭の影響力が低下することが特徴である。ある程度広がりもつ社会構成の分布があるが、社会民主党からの非難にあるように人民党は「人民党（国民政党）」でなく、官吏と農民の政党になっていて、現実に両階層を助長するところもある。逆に述べれば、人民党は農民と官吏に支

持を負っていることになる。⁽²⁵⁾このことは単純な図式で考えれば、農民と官吏の出身議員が人民党議員団を握り、さらにラント議会第一党として議会議長リーダーシップを強力に行使しえたのである⁽²⁶⁾。

確かにシュマッハーの説明するように、戦後の組織労働者の人民党内での地位向上は人民党への個人加入と経済顧問団の参入と相まって、党内の農民協会の優位に制約を加え、農民協会の党指導が第二番目の役割になったという主張は、表面的には農民協会議長ランク⁽²⁷⁾を人民党第二議長になっていることを考えれば、確かに正鵠を射ているようであろう⁽²⁸⁾。しかしこの理由から農民派＝農民協会が少数派に転じたと考えるのは早計すぎるであろう。なぜならその根拠は第一に議員の社会構成で説明できるからである。官吏というカテゴリーは高級・中級官吏、国民学校から大学までの教員という多様性があり、公務員という点以外は必ずしも一元的でなく、あくまでも便宜的なカテゴリーだということである。このことを考慮に入れば、農民派の社会構成に占める割合は相当大きいと言える⁽²⁹⁾。根拠の第二は党指導者と議員の関係である。人民党は戦前の名望家政党から脱却し議員を支配する大衆メンバーシップ政党になっており、その結成の担い手である農民協会＝農民派が指導権を掌握していた。だから議員の社会的公正において、人民党内の農民層がたとえ少数勢力に転じたとしてもその主張を実行できたのである。また党議長にスペックを配したのは彼の穏健な性格に由来し、そのうえ党の組織的建設の困難な時期だけに党内の意見の相違・対立を回避するための処置であった。スペック自身は個人的な影響力を持たず、自らリーダーシップを行使できなかった⁽³⁰⁾。それゆえ第二議長であるランク（農民協会議長）の立場は重要である。さらに名目的議長スペックを背後から操作したのは、やはりハイムとヘルトであった⁽³¹⁾。

人民党の両議会議員は戦前のバイエル中央党議員を経験している者も多く、たとえ組織的な意味で大衆政党の形態を採用しても、戦前の土着的、身分的、中農的な体質から脱することができず、保守的な伝統をもって指

導したので、このことは人民党方針によく現われている⁽³²⁾。

3. バイエルン「国民」の選挙動向と人民党支持の問題性

人民党支持の研究において、クナップのように戦前の社会構造と選挙との関係から社会的に考察した研究はまだ少ない。ただ戦後のそれはトレンハルトによる選挙分析、他の研究にある分析から人民党支持を確認するほかない。ここでは戦前の中央党支持者と戦後の人民党のその継続性があったか、変化したのかを確認することにある。ヴァイマル初期の投票行動は社会的亀裂に基づくとともに、戦後の混乱でその時々の争点の観点からも判断されるべきであり、有権者がどのような政治的態度を採用するかは時代の政治状況とも密接に関連するので、その点も考慮する必要がある。

ミュンヘンを中心としたバイエルン革命は戦後の混乱の中で一時的に成功したとはいえ、必ずしも保守的な住民からの支援を受けず、さらに第二革命ともいふべき1919年レーテ共和国は断固たる拒絶に会う。革命の前後に1919年1月12日ラント議会選挙、それに6月15日自治体選挙を比較すると、バイエルン政治構造を確認することができる⁽³³⁾。1919年12月選挙法改革は婦人参政権、選挙年齢の引き下げを盛り込んでおり、1912年ラント議会選挙に比べて人口中有権者が17.2%から57.2%にまで増加した⁽³⁴⁾。ではこれらの有権者は戦争、革命の影響を受けてその支持を変更したのであろうか。

1919年1月ラント議会選挙はバイエルン社会構造を再確認することになる。すなわち革命政府を支援する政党（独立社会民主党、社会民主党、農民同盟）は180議席中80議席（45%）であったのに対し、野党（人民党、バイエルン中産党⁽³⁵⁾、ドイツ国民党⁽³⁶⁾）は100議席（55%）であった⁽³⁷⁾。結果、人民党は議会の最大政党となり、そのことはいわば有権者が革命政府そのものを拒絶したことを意味する⁽³⁸⁾。ただ選挙後、ドイツ国民党はその自由主義的伝統から人民党を嫌い、社会化の制限を条件⁽³⁹⁾に社会民主党、農

民同盟との連合政府を形成しようとした。そのため人民党は議会最大政党にもかかわらず、与党になることはできなかった。そのうえ1919年アイスナー暗殺を境にバイエルン政治状況は議会主義と共産主義との間で激しい対立が生じ、共産党、独立社民党を中心としたレーテ共和国政府が成立したのである⁽⁴⁰⁾。

レーテ共和国においては6月バイエルン自治体選挙が開催される。この選挙はバイエルン政治の転換をもたらした。ここで革命に関わった諸政党の支持に変更が現われた⁽⁴¹⁾。社民党は著しい低下し、安寧秩序を求める人民党に支持が回り⁽⁴²⁾、反面社民党がブルジョア政党と協力したことによって独立社民党への支持への流れをもたらした。結局、この6月の自治体選挙は政治的に両極化を引き起こすのである⁽⁴³⁾。同年5月に成立した社民党を中心とする第二次ホフマン政府は自治体選挙で敗北の結果に直面するのである。この選挙は人民党支持層の限界を示すと同時に、文化闘争からカトリック系政党への支持の長期的凋落現象を変更できなかった⁽⁴⁴⁾。だから1920年ラント議会選挙結果はバイエルン政治に関して次の二つの相違を示した。

それは第一に自由主義勢力が有権者から支持を失ったこと、第二に穏健な多数派社民党がその左翼的立場を独立社民党、共産党に譲らなければならなくなったことである。またそのことは一方において保守-ナショナルな集団、他方に共和主義-社会主義集団の両極化を次第に顕在化させ、議会に基づく政党政治が開始したばかりだが、左右の急進的なイデオロギーを育成させることになる⁽⁴⁵⁾。革命から1920年までのバイエルン政治は保守的な諸政党の存在を隠すという意味では、ブルジョアジーには不満はなかった。いわばその経過は、人民党からすればハイムの政治的な意図の発酵過程を用意する⁽⁴⁶⁾。だから政治構造の変化にもかかわらず、人民党支持層は依然として戦前のままである。つまり政治・社会変動があったものにもかかわらず、農民層は基本的その政治的態度を変更することはなかった。

戦前のバイエルン中央党支持基盤はオーバー・バイエルン、ニーダー・バイエルン、オーバー・プファルツ、ウンター・フランケン、シュヴァーベンであった。これらの地域は人民党時代になっても、安定した支持を提供している。ただ注意すべきはカトリック系政党の長期的凋落が革命を介しても引き続いたことである。特にニーダー・バイエルン、シュヴァーベンが顕著であり、そこには農民同盟と並び社会民主党の進出が見られた。シュヴァーベンについては、人民党への投票は戦前に比べその支持を5分の1から2減少しており、農民同盟の追い上げもあって1928年には人民党から第一党を奪っている。シュヴァーベンの変化は多数のカトリック農民が存在するにもかかわらず、社会経済状況が原因となっている。またシュヴァーベンの各都市は社民党、国民党が人民党に代わって支持を増加させている。1920年ラント議会選挙において人民党は多少支持を回復したとはいえ、戦前の状態にまで回復することはできなかった。

全般的には人民党の相対的優位さは戦前から継続していた。特に農村部においては相変わらず強力な支持層があった。だから人民党はその牙城のアルト・バイエルンにおいて、戦前と同様なカトリック系政党にあった社会構造に適合している⁽⁴⁷⁾。プリダムが指摘するように、制度化した教会がカトリック信者を人民党支持に向けさせていた。もっともカトリック有権者の半分しか人民党を支持しなくなったことも事実である。だから残りのカトリック有権者は二種類に分かれる。

一方では南バイエルンの農民は農民同盟を支持するか、他方では名目的カトリック信者は棄権するか人民党に対立する政党かを選択したのである。人民党支持者は熱心なカトリック信者と推定されるわけであるが、この実践的なカトリック教徒は減少傾向にあった。それは人民党支持者の減少でもある。カトリック団体とカトリック教会の支持を持つ人民党はアルト・バイエルンにおいて強力な立場にあった。だからフランケンにはカトリック系政党とその利益が郷土愛と結びついていない⁽⁴⁸⁾。同地域は人民党の戦

前からの伝統を引きずってはいるわけではない。それゆえカトリック系政党の長期的な下落は戦前の選挙制度が議席と票のアンバランスを隠ぺいしたという見解⁽⁴⁹⁾は適切な説明ではない。当然人民党の1912年に比べて1919年の得票の6%弱の損失は比例代表制の結果であり、バイエルン中央党の議席配分53.3%（選挙得票40.8%）から人民党の36.6%（選挙得票35%）はありのままの姿を表したにすぎない⁽⁵⁰⁾。

そのため戦後にカトリック信仰と社会主義への投票は両立しないとしても、宗教的な紐帯はもはや克服できない障壁ではなくなったのである⁽⁵¹⁾。すでに社民党はニーダー・バイエルン、オーバー・プファルツでは4人にひとりの支持を獲得するまでになっている⁽⁵²⁾。要するに選挙制度によって人民党は議席を減らしたが、社会変動ではその支持層は相変わらず固定的であった⁽⁵³⁾。これは社会的亀裂＝政党のモデルを表現している。もっとも人民党はその拡大する可能性には限界があることを示している⁽⁵⁴⁾。

(1) Schönhoven, *a.a.O.*, S.53-54.

(2) *ibid.*, S.54-55.

(3) *ibid.*, S.55-56.

(4) ラント会議は1930年まで議員数が650人であった。人民党結成後ラント会議は年次報告を含めて初めの2年間を党最高決定機関として機能しており、少なくとも形式的には最終決定を行っていた。例えば1919年10月社民党との連合問題の審議を開催している。しかしその後次第に形骸化した (*ibid.*, S.58-59)。

(5) *ibid.*, S.59.

(6) *ibid.*, S.56-57.

(7) *ibid.*, S.56.

(8) *ibid.*, S.57.

(9) *ibid.*, S.62-83.

(10) *ibid.*, S.63-65.

(11) *ibid.*, S.66-67.

(12) Wirth/Weissbecker, *a.a.O.*, S.85-86.; Schönhoven, *a.a.O.*, S.73-74.

(13) Schönhoven, *a.a.O.*, S.67-69.

- (14) *ibid.*, S.69.
- (15) *ibid.*, S.56, S.76-77.
- (16) Evans, *op.cit.*, p.260-261.
- (17) Schönhoven, *a.a.O.*, S.73-74.
- (18) *ibid.*, S.76-77.
- (19) *ibid.*, S.75.
- (20) Speckner, *a.a.O.*, S.27.
- (21) *ibid.*, S.78-80.
- (22) Fritz Schäffer (1888-1967) ミュンヘン生まれ。1920年から1933年まで人民党ラント議会議員。1920年文部省勤務。1929年人民党議長。1931年ヘルト内閣大蔵大臣。1945年バイエルン首相。1949年連邦共和国大蔵大臣。1961年議員辞職。1967年までキリスト教社会同盟委員会委員。
- (23) Schönhoven, *a.a.O.*, S.281-282.
- (24) *ibid.*, S.80.
- (25) *ibid.*, S.81-82. 1919年1月ラント議会で選出された人民党議員はカトリック司祭3名、プロテスタント代表3名、高級官吏6名、中級官吏6名、大学教授3名、中学教員3名、国民学校教員2名、労働者・労働組合員3名、地主4名、営農家11名、自由業2名、工場経営者2名、商人2名、商工業・旅館経営者4名、編集者2名の計66名であった (Speckner, *a.a.O.*, S.27)。若干分類でシェーンホーフエンのそれと異なる。ただ労働者は1919年だけ多く、のちに数が減少する。
- (26) Evans, *op.cit.*, pp.261-262.
- (27) Franz Xaver Lang (1867-1936) ハウゼン生まれ。1920年農民協会議長。1907年から1918年までラント議会議員。1920年から1932年まで人民党ラント議会議員。
- (28) Schönhoven, *a.a.O.*, S.430.
- (29) Wirth/Weissbecker, *a.a.O.*, S.85.
- (30) Schönhoven, *a.a.O.*, S.60.
- (31) Evans, *op.cit.*, pp.268-269.
- (32) Schönhoven, *a.a.O.*, S.284.ただしシェーファーは第二次世界大戦後、政治活動を再開する。
- (33) Kalmer, G., Die Massen in der Revolution 1918/19. Die Unterschichten als Problem der bayerischen Revolutionsforschung, *ZBLG*, 1971, S.329-331.
- (34) Mitchell, *op.cit.*, p.214.; Kalmer, *a.a.O.*, S.334.
- (35) バイエルン中産党 (Bayerische Mittelstandspartei) は1918年11月ニュルンベ

ルクでヒルバートらによって結成された保守主義政党。ドイツ国家人民党のバイエルン支部。もっともバイエルンの地域性を反映している。その支持は農業者同盟などの保守的なプロテスタント系フランケン地方にあった。そのメンバーは中間層、農民、商工業者、元将校であった。人民党よりも右に位置して反ユダヤ主義、民族主義を鮮明に主張し、1920年以降のバイエルン連合政府の動向の「カギ」を握った。

- (36) ドイツ国民党 (Deutsche Volkspartei) は民主党が最初バイエルン・ドイツ国民党と名乗ったバイエルン支部である。その支持はミュンヘンの自由連合協会、旧進歩党、ドイツ農民同盟から受けていた。
- (37) Kritzer, P., *Die bayerische Sozialdemokratie und bayerische Politik in der Jahren 1918 bis 1923*, München, 1969, S.65. 1919年ラント議会選挙結果は人民党66議席 (35%)、中産党9議席 (5.8%)、国民党25議席 (14%)、農民同盟16議席 (9.1%)、社民党61議席 (33%)、独立社民党3議席 (2.5%) であった。
- (38) Franz-Willing, G., *Ursprung der Hitlerbewegung 1919-1920*, Oldendorf, 1974, S.75.
- (39) Speckner, *a.a.O.*, S.26.
- (40) Mitchell, *op.cit.*, p.177, p.221.
- (41) Kalmer, *a.a.O.*, S.335-336.
- (42) Kitzer, *a.a.O.*, S.140-144.
- (43) Kalmer, *a.a.O.*, S.336-337.
- (44) Thränhardt, *a.a.O.*, S.163-164.
- (45) Schönhoven, *a.a.O.*, S.39.
- (46) *ibid.*, S.39.
- (47) Thränhardt, *a.a.O.*, S.167, S.170, S.174-176.
- (48) プリダム、前掲書、79頁、215-216頁、371頁。
- (49) Deuerlein, *Freistaat*, S.12. 戦前のラント議会選挙は間接選挙でその選挙人の資格は満25歳以上、憲法への宣誓、直接税納付等の義務があった (Möckl, *a.a.O.*, S.492-493)。1868年関税議会選挙と1871年ライヒ議会選挙から直接秘密投票制が実施された。1848年選挙法による選挙区は31500人に1名の議員を選出する制度で、都市と農村の併合または分離するという選挙区の操作によって政府が有利になるように主導していた (HB, IV/1, S.318; Thränhardt, *a.a.O.*, S.113-114)。もっとも都市住民の増加でバランスが取れず、例えば1893年ラント議会選挙ではクリムパハ選挙区では27650人に1議員が選出されるのに対して、ミュンヘン第2選挙区では72400人に1議員という格差が生じた (Zorn, *Parlament*, S.301)。この選挙法はホーエンローエ政府が進歩党議席を増加さ

せるため意図的に選挙区分割を行ったからである。1875年選挙に際して自由主義政党は1967000票で76議席に対して、愛国党は2800000票で79議席という不公平な選挙制度であった。ところが都市化現象は次第に農村部に基盤がある中央党に有利に働き、中央党と社民党の選挙改革同盟も比例代表制度まで進展しなかった（HB. IV/1. S.318-320）。だから選挙人の政党支持が議席配分に正確に反映せず、中央党に有利に、他政党には不利に働いた。

- (50) Kalmer, *a.a.O.*, S.334.
- (51) Mitchell, *op.cit.*, p.215.
- (52) Kalmer, *a.a.O.*, S.335.
- (53) Fenske, *a.a.O.*, S.34.
- (54) Schönhoven, *a.a.O.*, S.279.

第10章 指導原理

人民党の指導原理は1918年11月創立暫定綱領、さらに1920年6月人民党精神労働者水曜会（Mittwoch-Vereinigung der Geistearbeiter der BVP）の答申を基にした1920年10月バンベルク綱領において理解できる⁽¹⁾。以下、両綱領から人民党の指導原理に触れておきたい。

1. バンベルク人民党綱領

暫定綱領は7条からなり、第1条から第3条までを国法秩序を指摘している。革命直後に人民党は創設されたためかその状況が反映している。つまり人民党は権利と法の遵守をもって、国家の形態を決定することを要求し、バイエルン以外の政治勢力に左右されるものではないことをまず確認している（第1条）。人民党は革命政府に干渉されない議会制政府の決定を、またラント憲法も人民投票による決定を主張したのである（第2, 3条⁽²⁾）。

暫定綱領第4条はキリスト教世界観に立脚して、信仰の自由、婚姻と家族の保護、宗教道徳教育の保証を述べている。これは19世紀以来のカトリック信者への抑圧、さらに革命に際して反キリスト教的言動、公序良俗を乱

す道徳的大敗への危惧を強く感じたことからその主張を前面に表したのである⁽³⁾。

第5、6条は経済政策を扱っており、租税の公正、あらゆる身分の利益の公平化を述べ、所有権・相続権の保護、維持を求める一方で、弊害をもたらす資本主義への制約、対応、保護を主張する。この異質な内容を持ちながら、人民党は自己の構想と支持者からの要求に応じようとした⁽⁴⁾。

最後の第7条は人民党の固有の連邦主義や分権主義を規定している。プロイセンによるヘゲモニーを拒否し、連邦主義や分権主義に基づく諸ラントの連合体としてのドイツ国家像を想定している⁽⁵⁾。

要するに人民党は原則的ではないが、カトリック的性格を薄めながら、ブルジョア結集政党（bürgerlichen Sammelpartei）への転換を目指しつつ、他方に従来からのキリスト教的基礎から成立する連邦主義や分権主義がその根底にあった⁽⁶⁾。当然連邦主義を基礎にドイツ国家の再編を希望している⁽⁷⁾。もっともこの暫定綱領がそのまま人民党の全党員に浸透しているとは言い難く、例えばシュヴェントが説明するように、歴史的なバイエルン「国民国家」意識はこの綱領には明記されていないヴィテルスバハ王家への忠誠心を延命させていた⁽⁸⁾。またフェンスケも述べるように、暫定綱領第2、3条に規定される代表制民主主義は人民党内にはそれ程現実性がなかった⁽⁹⁾。そのことはのちの歴史を見れば明白である⁽¹⁰⁾。

人民党は1919年ヴァイマル憲法の発布により、連邦主義・分権主義の内容に影響を受けることになる。革命政府の首相アイスナーもヴァイマル憲法案に強く反対しており、連邦主義・分権主義はその各自の立場を別にして、バイエルンでは考慮に入れなければならない、重要なテーマであった⁽¹¹⁾。ヴァイマル憲法は各構成する「国家」に特権を付与するという例外措置を認めなかった⁽¹²⁾。つまりライヒ中央政府という上から各ラントへの統一支配を意味する⁽¹³⁾。これに対して1920年6月9日「水曜会」は『連邦主義的意味におけるライヒ憲法改定に関する覚書』をもって抗議を表明した⁽¹⁴⁾。

この『覚書』の内容は中央集権制に反発し、バイエルンから警告を発するもので、ある程度従来の留保権を断念するものの、ヴァイマル憲法の修正を求める内容である⁽¹⁵⁾。

ただここでの問題はその『覚書』の内容よりもその達成方法にある。第一にライヒ議会において憲法修正という純粋に法律上の問題であったが、第二はバイエルンが1923年まで示す、力による解決手段であった。1920年「水曜会」の『覚書』は党大会で承認された⁽¹⁶⁾。ところが『覚書』の履行はライヒ中央党と関係を途絶しては実効性が乏しく、また他政党からの協力を求めることも不可能である点からも現実味がなかった⁽¹⁷⁾。なお、『覚書』は1919年11月暫定綱領第7条を具体化した形で1922年10月にバンベルク綱領に継承されるのである⁽¹⁸⁾。

1922年10月人民党は15条にわたりバイエルン連邦主義の原則とそれにもなう個別要求を確認している。バンベルク綱領は一言で述べれば、ビスマルク憲法への回帰を目指す連邦主義を前提とする内容としていた⁽¹⁹⁾。具体的には同綱領は二つの部分から構成され、前半（第1から6条まで）は憲法修正を前提とし、後半（第7条から15条まで）は人民党の主張する連邦主義のプログラムである。その効果はあまり期待できなかったが、同綱領は対外的に連邦主義を主張し、1933年まで人民党の基本路線をなすのである⁽²⁰⁾。そのためばバンベルク綱領は人民党内にあるヴァイマル体制への参加を求める声を抑圧する効果となるのである。

2. 指導理念

人民党は保守主義的であるが、ドイツ国家人民党（DNVP）のようなタイプではなく、反ヴァイマルといってもナチスのような急進主義的性格を帯びるわけではない。この点を掲げた理念が時代状況において、どのような行動をもたらすのかを考察しておく必要がある⁽²¹⁾。

(1) 議会主義・反議会主義

ライヒ中央党は「憲法政党 (Verfassungspartei)」と自己規定し、当時の政治体制を承認しその立場から行動するのであった⁽²²⁾。人民党もその暫定綱領第2条に自らを憲法政党と規定する。両党の相違は暫定綱領第1条に記されるように、人民党が革命という事実を認めないことにある。もちろん人民党も時代を無視するわけにはいかない。人民党は「基本的に引き起された方向と調和しない」が、「誰も我々が昨日まで尊敬していたことを今日振り返ることを要求することはできない」というように、党方針は「国民国家」の問題をまだ明確にはしなかった。

ハイムは言う、「君主主義は民主主義概念を否定しない…もちろん旧形態や権力の完全さにおいて、君主主義制の復活は問題外であろう。しかしルートヴィヒ三世は専制君主ではない…もし彼をバイエルン人民の世論が呼び戻そうとしないなら、再度王位を回復するつもりは決してないだろう…ここで党は決定しない。人民多数が決定する」⁽²³⁾と。つまり現国家を一時的に承認するが、おそらくハイムの述べる人民は共和国をドイツとは認めたくなかったのであろう。人民党は暫定綱領に議会制による政治形態を求めたとしても、議会制民主主義を遵守する気があったかどうかは疑わしい⁽²⁴⁾。だから人民党の言う「憲法政党」は単なるリップサービスといえは酷な表現だが、人民党流の都合の良い意味で「憲法政党」という言葉を使用していると考えられる。それゆえ人民党が権利と法の手段で秩序を求めることはバイエルン政治秩序が維持されているかぎりのことであり、内外の事情が変化すれば人民党も態度を変更するのである。そのため「憲法政党」と規定する人民党はヴァイマル憲法の中央集権化、ライヒ外交政策などの問題ではベルリン中央政府と激しく対立し、人民党は「憲法政党」から懸け離れた方法を採用するのである⁽²⁵⁾。とはいえ人民党が議会を完全に無視するかと言えばそうではない。政治秩序が保たれていれば憲法を否定してまで要求を通そうとはせず、手段を代えて議会を利用しつつ議会の多

数をもって人民党の政策を実現するのである。その最初の事例が1920年カールの首相就任であった⁽²⁶⁾。

では人民党が理想とする国民国家形態とはどのようなものであるのか。「政治的に成熟した諸民族は最終的に常時二つの大政党が存在する。そのうちのひとつの政党が政権を継承し、その際もうひとつが野党になる。その制度に均整のとれた進歩が存在する」と人民党は主張するのであった。そのため人民党は保守的な伝統的な政党として議会主義と結合して、諸政党との関係において政治的意思を形成しようとした⁽²⁷⁾。この意味では人民党は反議会主義の立場を取ってはいない。その点にハイムとシュリッテンパウアーらは自らの見解と戦後の現実を妥協させる努力を試みたのである。戦後にも君主主義から脱却できない人民党は立憲君主制に代わる元首制を設けることで議会だけでなく、人民党の支持者の希望を盛り込もうとした。ただ人民党にもバイエルンにも不幸なことは戦争直後の混乱期に政治的秩序を求めるあまりに議会主義を徹底できず、人民党が右翼団体を利用して安易に議会外勢力をもってバイエルンの政治的秩序の回復を武力手段で解決しようとしたことにあった⁽²⁸⁾。それゆえバイエルンにおいては1924年まで議会が政治の中心となれなかった。だからバイエルンはライヒ以上に軍事勢力によって掻き乱された⁽²⁹⁾のである。

(2) キリスト教理念

人民党指導者は「人民党」の精神的中核にキリスト教を基本とする家庭生活、婚姻関係、宗教教育などの行使の生活に適用を徹底することを基本理念として構想している。一般にドイツのカトリックはナショナリズムに弱い精神構造を持つと言われる⁽³⁰⁾。バイエルンにおいてはブッフハイムの言葉がその点を述べている。すなわち人民党は「いかなる階級的性格を排除し、キリスト教徒の国家観に基づきあらゆる階層のバイエルン人からなる。さらにオーストリア領ドイツ人を我々の兄弟なる同胞として迎え入れ

ることにより、祖国意識を高め、連邦主義の原則に従ってドイツ国家のドイツ人の性格の中にもろもろの力の源泉を甦らせ、かつ同等の復活をもたらす」⁽³¹⁾ のであった。その主張するところはキリスト教倫理の上にバイエルン連邦主義を盛り込む大ドイツ主義である。確かにプロイセン流のナショナリズムとは異なるが、それはヴァイマル時代に成立するのではなく⁽³²⁾、すでに帝政期からバイエルン・カトリック系政党にある考えを暫定綱領第4条に明文化したものである。ただ教会と人民党との関係は信仰擁護のために人民党が存在するのではなくなっている。この点を次の事例で説明しておこう。

1922年ドイツ・カトリシズムがドイツ共和国をどのように考えるべきかという問題でミュンヘン大司教のファウルハーバー枢機卿とケルン市長のアデナウアーとの間に論争があった。前者は有名な君主主義者でカトリックのヴィテルスバハ家の代弁者として、ヴァイマル共和国を不法国家と定義したのに対して、後者は新国家への義務と忠誠を求めたのである。両者の対立はバイエルンと非バイエルンとの違いを表すことでもあり、そのことは君主主義者と共和主義者、人民党とライヒ中央党との各支持者間の架橋を不可能にしたと言われる⁽³³⁾。これに対して人民党はファウルハーバーのもとにあって、教会擁護のためにのみ従事したのであろうか。確かにハイムの見解にはカトリック・ライヒ構想とカトリック・ヨーロッパ思想にキリスト教西ヨーロッパをボルシェヴィズムからの救済が見られ、人民党の基本方針とも重なる。反ボルシェヴィズムとカトリシズムという両思想は人民党の政治方針を支えた⁽³⁴⁾。しかし政治の関係においてハイムは教会を右翼運動と同じ同盟者と見なしたのである⁽³⁵⁾。それゆえ人民党がその暫定綱領第4条にカトリックと明記せずキリスト教という文字を用いたことは、キリスト教徒と非キリスト教という統一によってカトリック信者を超えてより広範な支持者を集めようとする結集政党への姿勢がある。だからカトリックという信仰は深い動機であったとしても、社会学的に考察され

た農民、旧中間層、貴族、僧侶の出身であるカトリシズムの世界そのものが持つ「保守的身分思想」が重視されるべきであったのである⁽³⁶⁾。バイエルン・カトリック愛国主義の独自の立場は教会にとっても好ましい存在であったし、両者の言動は1925年政教条約に結実する⁽³⁷⁾。

(3) 反社会主義

反社会主義的傾向は戦前からバイエルン住民一般の意識にあった。バイエルン革命がより反社会主義的傾向を促進したので述べておく必要がある⁽³⁸⁾。1918年11月8日アイズナーを中心とする独立社民党が革命を起こし、社会民主党、農民同盟が加わり革命政府を樹立したが、革命への住民からの支持はなく、ベルリンに対する反感、旧バイエルン政府の権威喪失などによるものが政治的効果を創り出したために革命は成功したが、結果において住民からの革命の承認はついに得られなかった⁽³⁹⁾。1919年2月21日アイズナー暗殺後、最も左翼急進主義的な共産党、独立社民党左派を中心としたレーテ共和国はさらに住民からの反発を招いたのである。レーテ共和国時代は左右の分裂を来し、市民間のボルシェヴィズム、マルクス主義への恐怖はヒステリー気味にまでなった。そのため社会主義、民主主義、平和主義、共和主義といった言葉はボルシェヴィズムと同義語と理解されるまでになったのである⁽⁴⁰⁾。

バイエルン利益を優先する人民党は革命を国民生活の破壊と考え、その責任を共産党だけでなく社会民主党にまであると考えた⁽⁴¹⁾。その結果人民党は左翼に対抗する祖国主義という運動を育成する場を提供するのである⁽⁴²⁾。この反社会主義は人民党の連邦主義・分権主義とも結びつき⁽⁴³⁾、カトリック・ブロックが形成される⁽⁴⁴⁾。だからレーテ共和国の軍事的敗北後もバイエルン政治は武装集団に寄り掛かった政府しか成立しなかった⁽⁴⁵⁾。そのため革命という衝撃は住民に旧体制との断絶をはっきり認識させた⁽⁴⁶⁾。そこから「マルクス主義の北ドイツ」を牽制する勢力として、バイエルン指

導層（もちろん人民党も含めて）は新しい役割を考えなければならなかった。それがいわゆる「秩序細胞（Ordnungszelle）」とされる政策である⁽⁴⁷⁾。

（４）君主主義

君主主義という内容は暫定綱領に記載されていない。人民党は議会制民主主義の導入を述べるが、一般的雰囲気としては党内に君主主義的な考えは存在する。ただ君主制の復活は反時代的であるとの認識はあった⁽⁴⁸⁾。では戦後の人民党の君主主義とはどのようなものであるのか。人民党はヴィテルスバハ家を中心に君主主義をプロテスタントにまで拡大しようとした⁽⁴⁹⁾。

このことは暫定綱領において規程された、全社会層からの結集政党（第2条）、並びにキリスト教の基礎（第4条）から読み取れる⁽⁵⁰⁾。だからこのバイエルン君主主義は反共和的だけでなく、ホーエンツォレルン家を中心とした君主主義とは一線を画するのである。それゆえバイエルンがドイツから分離を論議するときには必ずといってよいほど君主主義の復活が叫ばれる⁽⁵¹⁾。

（５）連邦主義・分権主義⁽⁵²⁾

バイエルンの連邦主義はあくまでもドイツ国内にあって内政自治を求めた運動であった。そのため連邦主義は分離主義とは異なる。もっとも分離主義から派生したバイエルンの連邦主義や分権主義は事柄によって分離主義にも転化する契機がある。

バイエルン連邦主義者は新生ドイツ国家建設に際して、連邦主義の原則が設けられることによってプロイセン中心のドイツを排除することが可能であると考えられた。しかしヴァイマル憲法による政治体制はバイエルンに混乱をもたらすのであった⁽⁵³⁾。人民党の連邦主義をハイムの構想から検討しておこう。

ハイムはその構想を1918年11月30日、12月1日に『バイエルン速報

(Bayerischer Kurier)』に掲載した論説「アイスナーの誤りとバイエルンの将来」において解説している。

彼はバイエルンには二つの選択があると主張する。ひとつは従来のように国家連合 (Staatenbund) としてドイツに残るという選択である。もうひとつはドイツかオーストリアのいずれか統合するか、またはドイツとオーストリアの一部と統合するというものであった⁽⁵⁴⁾。ハイムは後者を選択するべきと主張した⁽⁵⁵⁾。彼は文化的同質性というだけでなく、バイエルンの政治・経済の立場も考慮している。まず政治的配慮は北ドイツの社会主義者による国家統一を回避することでベルリンの影響力を極力抑制すること、さらに国境を越えてオーストリアも含めて「秩序細胞」を形成しようとする事である⁽⁵⁶⁾。経済的配慮はバイエルンが交通手段、あるいは石炭を確保できるように南ドイツ連邦の結成をもって経済的安定を担保しようとしたことにあった⁽⁵⁷⁾。けれどもヴァイマル憲法の可決、当時の国際状況によって、ハイムの構想は変更を余儀なくされ⁽⁵⁸⁾、国家連合案を人民党方針としなければならなかった (第7条)⁽⁵⁹⁾。

結局、人民党の表向きの連邦主義はビスマルク憲法で保証された内容を意味していたのである。それは連邦国家 (Bundesstaat) でなく国家連合 (Staatenbund) を前提としていた。さらに人民党は将来にはドイツ国家連合に構成国家 (Gliederstaat) としてオーストリアの参加を考えていた⁽⁶⁰⁾。けれどもヴァイマル憲法が予定するドイツは1871年の各邦の君主間の協定でなく、ドイツ国民の自由意思に基づく以上、戦前のバイエルンの留保権は維持できそうになかった⁽⁶¹⁾。当然、バイエルンはドイツの一地方のラントになったのである⁽⁶²⁾。ドイヤーラインの言葉を借りれば、バイエルンに残ったのは国家主権の体裁のみであった⁽⁶³⁾。したがって、その反発からバイエルンはバイエルン人によってのみ統治されるべきだという風潮は根強く残存した⁽⁶⁴⁾。「水曜会」は戦前バイエルンが持ちえた諸権利⁽⁶⁵⁾ (連邦参議院、各邦への法執行権委託、外交官派遣) の回復を要求するのである⁽⁶⁶⁾。

しかしこの連邦主義はその支持者にしか有効性を見いだせず⁽⁶⁷⁾、バイエルンの「神聖な国家主義」を支持する人々だけが熱心に主張するのであった⁽⁶⁸⁾。

バイエルン連邦主義構想はその意識と連邦国家において実現する意味においてはドイツ統一に賛成はするが、そうでなければ極端な分離主義を登場させることになる。だからベルリンで失敗したカップー揆は、バイエルンではかえってその分離主義に助けられて急進右翼を進出させる土壌を形成させるのである⁽⁶⁹⁾。

- (1) 1918年創立暫定綱領、1920年バンベルク綱領については、Mommsen, W., *Deutsche Parteiprogramme*, München, 1960, S.502-507を参照。「水曜会」の『覚書』についてはSchwend, Bayern, S.135-136を参照。またSpeckner, *a.a.O.*, S.150-151も参照。
- (2) Schönhoven, *a.a.O.*, S.32-33.
- (3) *ibid.*, S.35.
- (4) *ibid.*, S.26.
- (5) *ibid.*, S.26-27.
- (6) Schwend, Bayern, S.58-59.
- (7) *ibid.*, S.59-60.
- (8) *ibid.*, S.60.
- (9) Fenske, *a.a.O.*, S.66-67.
- (10) 旧東ドイツの政治学者によれば、人民党綱領は反革命的性格であると強調する。それは安寧秩序と社会政策への考慮は革命の拡大かを防止するからである。中間層利益を取り上げ、小ブルジョアジーの支持を目論むのであると述べる (Wirth/Weissbecker, *a.a.O.*, 82-83)。
- (11) Schwend, Bayern, S.172. アイスナーの連邦主義についてはSchmelze, G., Kurt Eisners Föderalismus, *Politische Studien*, 1968, S.46-60を参照。右翼政党である中産党は分権主義の土地柄を配慮していた (Harzmann, L., *DNVP. Right-Wing Opposition in the Weimar Republic, 1918-1924*, Lincoln, 1963, pp.58-60)。
- (12) ビスマルク憲法のもとでのバイエルンの地位については、HB. IV/1, S.284-290を参照。
- (13) Deuerlein, *Freistaat*, S.14.

- (14) Schönhoven, *a.a.O.*, S.43.
- (15) Schwend, Bayern, S.132-133.
- (16) *ibid.*, S.132-135.
- (17) Schönhoven, *a.a.O.*, S.46-48.
- (18) シェーファーは1920年10月バンベルク綱領の大部分が第二次世界大戦後、連邦共和国基本法において実現されていると述べている (Schäffer, *a.a.O.*, S.284)。
- (19) HB. IV/1, S.470.
- (20) Schönhoven, *a.a.O.*, S.49.
- (21) *ibid.*, S.50.
- (22) 西川知一「ナチズムの権力獲得とカトリシズム—その研究動向」『神戸法学雑誌』第30巻第23号、204頁。
- (23) Mitchell, *op.cit.*, pp.189-190.
- (24) Schönhoven, *a.a.O.*, S.284.
- (25) Fenske, *a.a.O.*, S.306-307.
- (26) *ibid.*, S.308.
- (27) *ibid.*, S.309.
- (28) Gordon, *op.cit.*, p.31.
- (29) *ibid.*, p.32.
- (30) 西川、前掲論文、202頁。
- (31) Buchheim, K., *Geschichte der christlichen Parteien in Deutschland*, München, 1953, S.348.
- (32) Bachem, VIII, S.404.
- (33) HB. IV/1, S.469.
- (34) 宗潔『宗教政党と政治改革』早稲田大学出版部、1977年、第2章参照。
- (35) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.73-74.
- (36) 西川、前掲論文、208-209頁。
- (37) Evans, *op.cit.*, p.316. プリダム、前掲書、81頁。
- (38) バイエレン革命について邦語文献では、西尾孝明「ミュンヘンに於ける労兵農協議会の樹立」『政経論叢』第27巻第6号、黒川康「ミュンヘン革命における諸階層とレーテ運動」『史学雑誌』第88編第22号、同「ミュンヘン革命とクルト・アイスナー」柴田・成田編『近代史における政治と思想』山川出版、1980年、同「ミュンヘン革命とドイツ・ファシズムの発生」『支淵』104号、同「ドイツ革命とバイエルン農民」『西洋史学』1976年、古田雅雄「アイスナー政権の挫折 —バイエルン革命のにおけるアイスナー政権の紹介—」『法学会誌』第23号、1978年を参照。

- (39) Menges, F., *Reichsreform und Finanzpolitik. Die Aushöhlung der Eigenstaatlichkeit Bayerns auf finanzpolitischem Weg in Zeit der Weimarer Republik*, Berlin, 1971, S.32.; Kalmer, Bosl, S.220f, S.301-309.
- (40) Fenske, *a.a.O.*, S.62.
- (41) *ibid.*, S.308-309.
- (42) *ibid.*, S.3110-312.
- (43) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.74-75.
- (44) Franz, G., Munich: Birthplace and Center of the National Socialist German Workers' Party, *Journal of Modern History*, 1957, p.331.
- (45) 黒川康「ミュンヘン革命とドイツ・ファシズム」『支淵』102号、603頁。ミッチェルの研究ではレーテ共和国鎮圧後、共産党の影響力はなくなった (Mitchell, *op.cit.*, p.330)。
- (46) 黒川、前掲論文、614-615頁。
- (47) プリダム、前掲書、8頁。
- (48) Schönhoven, *a.a.O.*, S.23. 人民党の君主主義への消極的態度はその機関誌に説明されている。それによれば立憲君主制は進歩でなく、退歩であり、議会主義的方法を超えた国民投票は悪い結果を生じると論じている (Franz-Willing, *a.a.O.*, S.82)。この主張は当時機関誌編集に携わっていたシュヴェントの発言と思われる。
- (49) Kaufmann, *op.cit.*, p.80.
- (50) 当時の君主主義運動はヴィテルスバハ家を中心とするものとホーエンツォレルン家のそれに分けられる。それらはバイエルン分権主義とドイツ・ナショナリズムにそれぞれ結びついており、君主主義が分裂している。これは君主主義運動の弱点でもある。なおヴァイマル時代には君主主義運動は二つの期間に分けられ、1923年までは激しい反共和主義運動であったが、それ以降1933年まではより穏健な形を採用した。君主主義運動は1928年以降、ヴィテルスバハ家のそれしか残っておらず、ヴァイマル末期の1933年にハイムは危機回避策として独断で君主主義制の復活を求めたことがある (Kaufmann, *op.cit.*, p.7, p.84, p.204.; Aretin, *a.a.O.*, S.694)。しかしこの時には人民党内に反対があり、それは取りやめになった (Lenk, *a.a.O.*, S.694)。その一年後シェーファーを中心とした人民党指導者は真剣にバイエルン総監にヴィテルスバハ家のルプレヒト就任を論議した。
- (51) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.80-81.
- (52) 人民党の連邦主義の根拠を書記プファイファーは8項目を掲げている。①ビスマルクが保証したバイエルンの権利への使命、②ドイツの地理的、経済的、

- 特に民族的な区分に関連、③中央集権的ライプのドイツ周辺の経済的貧困化への危険、④バイエルン左翼政府と同様、ライヒ中央政府の権力集中の防止、⑤諸ラントの調和と維持が全体に奉仕する、⑥性質を異にする北ドイツ・プロイセンに対する反発、⑦大ドイツ思想とオーストリア・バイエルン近隣諸国の併合、⑧財政的、経済的、文化的の性質の基礎 (Menges, *a.a.O.*, S.71) である。
- (53) Deuerlein, E., *Förderismus*, Göttingen, 1973, S.171-172.
- (54) ハイムの企図した中に当時「赤化」したウィーンは含まれていない (Speckner, *a.a.O.*, S. 393-39)。
- (55) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.76; Mitchell, *op.cit.*, pp.190-191.
- (56) Fenske, *a.a.O.*, S.113-116.
- (57) Wirth/Weissbecker, *a.a.O.*, S.27.
- (58) Gordon, *op.cit.*, pp.29-30.
- (59) Schönhoven, *a.a.O.*, S.27. ハイム案は人民党内では受け入れられなかった。
- (60) HB, IV/1, S.411.
- (61) *ibid.*, S.438.
- (62) *ibid.*, S.441.
- (63) Deuerlein, *Freistaat*, S.14.
- (64) Speckner, *a.a.O.*, S.25.
- (65) Schwend, *Bayern*, S.125; Buchheim, *a.a.O.*, S.351. 連邦主義への対応については、ライヒ中央党と人民党との相違はうまく言い表している。ライヒ中央党にとって連邦主義は本来の意味において原則ではない。22の君主制が消滅したのちでは連邦主義の問題は流動的になり、今や便宜上の問題となったと考える。これに対してシュヴェントはこのバッヘムの発言をライヒ中央党のこれまでの精神の否定であり、国家哲学的基礎の誤解であると批判する。またシュヴェントは連邦主義のライヒ統一による正当化されたものと主張した。
- (66) Buchheim, *a.a.O.*, S.365. ヴァイマル憲法は連邦主義的要素を若干堅持した。これは人民党の抗議によってでなく、南ドイツ各邦の社会民主党の共同抗議の成果であった (Schönhoven, *a.a.O.*, S.31)。
- (67) プリダム、前掲書、82頁。
- (68) Menges, *a.a.O.*, S.70-71.
- (69) Deuerlein, *a.a.O.*, S.178.

第11章 政治的カトリシズムとバイエルン政治の帰結

人民党の政策はライヒ内で連邦主義の立場からベルリン中央政府の支配から脱しようとする分離主義へと揺れ動く中で、一貫してバイエルン内政自治に主眼を置いている。革命後バイエルン内政自治問題はラント議会内外において新たな政治状況を展開する。まず議会外においては、革命鎮圧に従事した防衛志願兵部隊（Einwohnerwehr）はバイエルンの保守主義と分権主義を利用しながら、その勢力を増大させようと図る極右翼の全ドイツ派⁽¹⁾ というべき、激しい右翼急進主義運動を展開する。それに議会内では人民党を中心とする官僚内閣が1924年まで右翼政権を樹立し、議会外の勢力と提携しながらバイエルン内政自治の確保を追求するのであった。

バイエルンは敗戦、革命を通じて社会構造の変動を経験した。もとより敗戦と革命が社会構造を変更させる直接的原因ではなく、バイエルン史の帰結とも言うべきものと考えられる。戦後バイエルンは自治問題を中心に新たな社会構造を求める各集団からのアプローチを受け入れるのである。革命後からヒトラーの反乱までのバイエルン政治過程を言及する前に革命後のバイエルン社会の状況を把握しておこう。

1. 革命後の状況

1919年5月革命鎮圧後、バイエルン住民の精神的不安は悪化する経済状態によって拍車がかかった。生活物資の欠乏とインフレは異常であり、特に都市中間層の不満は激しくなる一方であった。経済破綻は1923年に頂点を迎える。食料問題は最も緊急課題であった⁽²⁾。インフレをまともに受けたのは労働者、官吏、サラリーマンなどであった⁽³⁾。この経済不安定さは政治的には1920年ラント議会選挙の左右両陣営の急進化に見られた。経済不安は左翼急進主義勢力に有利に展開するけれども、ブルジョア側に不満を増大させ、革命直後だけに一般的に市民を右翼の方向に向かわした⁽⁴⁾。

ただ全住民がインフレの影響を受ける中である程度の生活防衛が可能な社会層もある。通貨改革は農民と企業を救済する結果となり、また労働者は労働組合を通じて名目賃金の昇給を得ることができた。反対にインフレの影響をまともに受けた商人などは不当利益制限のため価値の下がったマルク紙幣で販売を強いられた、それに伝統的に貯蓄をおこなうホワイトカラーなどは防衛手段を持たず、これら新旧中間層はインフレの被害を最も受けたのである⁽⁵⁾。

もう少し農民層の置かれた経済状態を考えておこう。インフレは必ずしも農民にとって不利益なこととは言えず、そのことでは農産物価格は相当上昇した⁽⁶⁾。バイエルンではその大部分が市場供給性の強い小麦を生産しており、その点では他地域に比べて有利であった⁽⁷⁾。また少し時期はズレるが1924年、1925年の調査によるとバイエルンの典型である5から20ヘクタールを所有する中農層は、当時のドイツ穀物経営においても高収入を確保していた。しかし前世紀から始まる農業経営の合理化は相応の支出を必要とし、収益上で必要経費でもあったとしても、それに伴う利子、租税負担は農業経営にとっては「不必要な支出と負担」であった。農業上の投資は収益向上のために高利子率を生じさせるとはいえ、利益が悪化すれば、負担が累積的に増していくのである⁽⁸⁾。結局、収益を維持できないからと言ってもインフレによる負担は増加し、農民の生活は経済的に厳しさを増した⁽⁹⁾。

さらに南ドイツではユダヤ人が農業ブローカーに従事している場合があるので、インフレに打撃を受けた社会各層の中でユダヤ人と経済的に競合関係にあった人々はこの時期にその意識の中にあつた反ユダヤ主義感情が人種的な敵意に変化している⁽¹⁰⁾。経済的なレベルの反ユダヤ主義が反ユダヤ主義の宣伝に用いられ始めたのもこの時期でからである⁽¹¹⁾。12月8日『バイエルン速報』にあるように、人民党は正直なユダヤ人を尊敬するが、国際的ユダヤ人社会の無神論を攻撃した記事が掲載されることになる。こ

の時点でカトリック農民が素朴な反ユダヤ主義から一步踏み出す感情を持ったかどうかは不明であるが、農民が社会的な反ユダヤ主義という思想を身につける契機は存在した。

革命後バイエルン政治はドイツの他地域にはない右翼的傾向が見られる⁽¹²⁾。その急進的右翼運動に共通する理念はナショナリズムかパトリオティズムであった⁽¹³⁾。当時の急進主義運動を整理すると、2つの陣営がある。一方ではナチスに代表される極端に国粹主義的なドイツ・ナショナリズムを目指す全ドイツ派勢力、他方ではバイエル内国主義を推進する王党派勢力が存在した⁽¹⁴⁾。両派は一時的に利害の一致のため、すなわち左翼陣営と対立するため協力関係を結ぶが、それは相互不信のうえでの関係であった⁽¹⁵⁾。善ドイツ派はバイエルンの特殊事情を利用し、自己の勢力を拡大する意図があった⁽¹⁶⁾。だからバイエルンの反動状態は単なる偶然ではなかった⁽¹⁷⁾。

とはいえ戦前からの自営農を中心とする中間層運動、カトリック保守主義、伝統的分権主義、よそ者を排除する雰囲気などは革命騒動によって強まりはしたが、直接にはナチス支持に結びつくものではない。この時期、ナチス運動はまだ反革命勢力のごく一部でしかなかったのである⁽¹⁸⁾。ただ一般化して述べられることは、右翼運動が一部の保守的な社会層に浸透するのであった⁽¹⁹⁾。けれども大部分の農民は従来と同様な理念からでなく、共和主義的、プロイセン的だから左翼に敵意を抱き、ヴィテルスバハ家に「古き良き時代」のシンボルを見て取ろうとする伝統的思考様式からは出てはいなかった⁽²⁰⁾。それゆえ議会内の社民党を首班とするホフマン第二次内閣は政治状況からすれば、その政権自体の存在は矛盾していたのである。つまりホフマン連立政権は農民層を代表とする人民党の保守的態度に阻止された⁽²¹⁾。だからホフマン内閣は指導力を発揮できず⁽²²⁾、かろうじて政権を維持するだけであった⁽²³⁾。けれども人民党としてもラント議会解散による混乱を恐れたため⁽²⁴⁾、人民党が多数政党にもかかわらず連合内閣に加わるだけで、社民党の首相に政治的責任を押し付けようとするだけであった⁽²⁵⁾。

ホフマン連立内閣内では、1919年6月自治体選挙において人民党の勢力回復後、社民党と人民党は対立を深めていくことになった⁽²⁶⁾。そのきっかけは人民党は議会議席に応じた大臣数を要求する戦術に出たからである。しかし1920年という困難な時点で人民党は内閣を引き受けようとはしなかった⁽²⁷⁾。

ここで予想外の事件が起こった。それは1920年3月ベルリンでのカップ一揆である⁽²⁸⁾。この反乱はベルリンでは失敗したが、反乱の余波で一時的に執行権を委託されたバイエルン国防軍指揮者メールはホフマン政権を崩壊させ⁽²⁹⁾、反動的な政治家カール⁽³⁰⁾を首相に就かせたのである⁽³¹⁾。その後、左翼政権はありえなかった⁽³²⁾。その結果政治危機の解決策をブルジョアが担当しなければならなくなり⁽³³⁾、少なくとも議会内での左翼政党の活動余地はなくなってしまった⁽³⁴⁾。人民党から指名を受けたオーバー・バイエルン知事カールが表舞台に登場するのであった。その際人民党が初めて政権担当政党となり、バイエルン政治に「秩序細胞」政策を具現化するのである。

2. 「秩序細胞」政策

ホフマン内閣崩壊後、カールからクリニクまでを首相とした保守的な官僚内閣は議会外での雑多な半軍事団体（*halbmilitärische Verband*）に支えられた「連合政府」であった。その背後には人民党が存在した。カトリック農民はイデオロギー上、有機的社会観から人民党の指導理念を反映させたかった。したがって人民党はキリスト教国家観に基づき分権主義を強く主張する。戦前の農民派は農村共同体の社会関係を維持するため組織整備に着手した。戦後それが結実した形で人民党が成立した。そして人民党は政権を担当する中心イデオロギーに農民的共同体観を設定した。そのため人民党は具体的には「秩序細胞」がもつカトリック理論にあるコーポラチズム（*Korporatismus*）を思想的な中核としながら、さらにバイエル

ンの分権主義を連邦主義から分離主義の方向に煽り始めた。だからその思考様式には反社会主義という考えがあると同時に根底には中世からある身分的な志向が存在したのである。この秩序維持の点では、人民党の政治はブルジョアジーからの支持も得られたのである⁽³⁵⁾。

バイエルンでのコーポラチズムについての説明を要する。それは身分制秩序を持つ有機的社会観を農民・農業利益の擁護のために19世紀末にキリスト農民協会を中心に主張されたイデオロギーである⁽³⁶⁾。この意味で農民派の全盛期以来のイデオロギーである。だからコーポラチズムはドイツ・カトリックの間では現実的効果はないのとは対照的にバイエルンでは有効性があった。社会カトリシズムが資本主義の弊害に対してカトリック側からの対案として提出した考え方、それがバイエルン流コーポラチズムである。

コーポラチズムは経済分野において資本主義、社会主義を回避しようとするし⁽³⁷⁾、政治分野においては議会制民主主義を否定していた。けれども身分制理念から職能代表制はその身分を代表するという「民主制」を堅持しようとしていたのである⁽³⁸⁾。ここにコーポラチズムが労働者より農民層に浸透した理由がある⁽³⁹⁾。このイデオロギーは各身分の有機的配置によって社会を統合しようとし、その組織の最小単位に家族と職能身分を置いていた。つまり家族が国家と有機的に繋がっている⁽⁴⁰⁾。この考えが発展すると、諸邦が集い、国家がある上位単位となり、集権国家が構成し、つまり同等の権利を持つ諸国家組織が連邦主義を構成することになる。もっと簡単な述べれば連邦主義は個人から家族を介して社会を形成し、最終的にラントの中の諸ラントの結合となるのである⁽⁴¹⁾。コーポラチズムが「秩序細胞」政策のイデオロギー的前提となるはずである。

「秩序細胞」の考え方は明確な概念があるわけではなく、ある種のバイエルンの風土から派生した構想と言ってよいであろう。本来バイエルンの右翼的傾向は保守的なものであった。ところが戦後のバイエルン社会は革命

への嫌悪によって急進右翼運動に好意的な姿勢を示した⁽⁴²⁾。1918年以降その伝統的反プロイセン的体質はベルリン中央政府が左翼政党に支配されたこともあって戦前以上に強まった⁽⁴³⁾。そのためバイエルンの政治文化は保守的なものから戦後のもっと右翼的な傾向を示すようになっていくのである⁽⁴⁴⁾。特に中間層は革命を通じていっそう反共和主義の道を歩むのである⁽⁴⁵⁾。だから「秩序細胞」の最初の徴候がボルシェヴィキから郷土を護ろうとする「バイエルン秩序ブロック (Bayerische Ordnungsblock)」の結成である⁽⁴⁶⁾。このブロックは諸勢力の超党派的組織を目指すもので⁽⁴⁷⁾、1920年3月に成立したカール第一次内閣の支援組織となった⁽⁴⁸⁾。そこにはバイエルン「国家」建設と「国民」形成の構成要素としての連邦主義⁽⁴⁹⁾、さらにキリスト教精神に反する社会主義を拒否する姿勢が顕著に見られる⁽⁵⁰⁾。

1920年後半バイエルンの保守的指導層は「秩序細胞」をもっと積極的に推進し、このイデオロギーを「マルクス主義者の北ドイツ」を牽制するために、将来バイエルン軍のベルリン進撃により権威主義体制を確立する意図があった。だから当面、少なくともバイエルンの内政自治を死守することは最低条件であった⁽⁵¹⁾。人民党は「秩序細胞」の現実性は別にして、その綱領に規定される指導理念の実現を真面目に検討した⁽⁵²⁾。そのためにも人民党の強調する「権利と法」による支配、言い換えれば国家権威の回復するためにはベルリンの社会主義政府に対抗した郷土防衛志願兵を使用することを辞さなかった⁽⁵³⁾。また人民党は分離主義を暴力手段を使ってでも実行しようとしたのである。これはバンベルク綱領と字句を同じくするし、ハイムの強調する大ドイツ主義とも一致する内容である⁽⁵⁴⁾。それゆえ人民党はバイエルンの平穏、安寧、秩序、治安などの目的を政治の右傾化に解決を求めた⁽⁵⁵⁾。だからこそ人民党は非法的な「秩序細胞」政策を採用し、決して議会という合法手段だけに解決を求めようとしなかった。その結果バイエルンには当時、極右団体、反軍事組織、武装集団が無数に存在し、流入し、人民党は反動的な政策を採用することでますます後年のヒトラー

運動に利される全極右勢力の避難所となったのである⁽⁵⁶⁾。その点で人民党はナチスに対して致命的な失策を犯す最初の保守政党になったのである⁽⁵⁷⁾。まさにその意味でも「秩序細胞バイエルン (Ordnungszelle Bayern)」は極めて危険なスローガンであった⁽⁵⁸⁾。

「秩序細胞」の発想はカトリック保守主義に由来し、それが反動の域にまで達したため、反マルクス主義を超えて自由主義にまで対決姿勢を示すことになる⁽⁵⁹⁾。だからバイエルン連邦主義はベルリン中央集権主義とは異なったナショナルな立場を代表しようとする⁽⁶⁰⁾。すなわち「秩序細胞」は「新生ヴァイマルの腐敗細胞」であるベルリンに対抗しつつ、南ドイツから人民党の主張するライヒ思想を一時的に擁護するためにもバイエルンの分離を考慮した結果なのである⁽⁶¹⁾。とはいえ軍事的に見て「秩序細胞」は実際に維持したのは郷土防衛志願兵部隊である。その動向が中央政府との対決をいっそう倍加することになる。

3. 民間防衛団体

郷土防衛志願兵部隊は1918年から翌年にかけて、当時レーテ支配に対抗する必要上、軍隊から民兵に移行し、この基礎に人民軍 (Volkswehr) の制度を創立することを論議したことに起源がある。しかし実際の志願兵部隊は革命中、社民党アウアーによって市民軍 (Bürgerwehr) が結成されそれが軍事組織に発展させたもので⁽⁶²⁾、これらの束ねた連合組織を基礎に成立し、次第に極右寄りの集団が優位を占めその性格を決定した⁽⁶³⁾。志願兵部隊の現実には社会主義勢力と対決する反革命集団にすぎず、各地からの臨時志願兵から構成されていた。1919年そのメンバーは約40万人にも達してと言われる。その事実上の創始者はエシャーリヒ、カールなどの保守主義者たちであった。ヴェルサイユ条約の制約のため郷土防衛志願兵は表向きは民間団体を装いながら、軍部や国家からの統制を受けない組織であった。もちろん緊急時には軍・政府に従った。

この超党派的郷土防衛団体はその基本精神には広範な大衆的な基盤に依拠し、強力な国家的権威を再建するが具体的な目的とした。けれども保守主義者と関わりあう以上、志願兵部隊は人民党の政治運動に巻き込まれて右翼政治行動団体に変質する⁽⁶⁴⁾。このように志願兵部隊は議會制民主主義に適する制度ではなかった。ところが1918年革命はそれを正当化する絶好の機会となった。すなわち志願兵部隊は住民間の広範な代表組織であり、その住民との政治的態度と一致する意味で最小限の「悪」を許容される存在でもあった⁽⁶⁵⁾。

当時を回顧してシェーファーが述べるように、バイエルンの「平静さ」は志願兵部隊の存在で維持された面がある⁽⁶⁶⁾。そのメンバーは農業経営者かその後継者、また都市の中間層からなり、戦争中兵隊を経験した中年層が多数を占めていた。そのため政治的に人民党支持者が相当存在した。もともと人民党は志願兵部隊をバイエルンの秩序回復手段だけにしか考えなかったところもある⁽⁶⁷⁾。ところが次第に志願兵部隊は独立した機関と極右政治団体の様相に発展し、単なる政府や政党に命令される武装集団の域を超え、さらに政府機関の決定にまで関与しようとする⁽⁶⁸⁾。志願兵部隊は当初の秘密軍事組織であったが、民間武装集団に衣替えし⁽⁶⁹⁾、さらに組織を拡大し国境を越えてオーストリアのオルカ（Orka）という同様な組織とも密接な結びつきを示すようになる⁽⁷⁰⁾。これにも「秩序細胞」の考え方が背景にあると思われる。結局、志願兵部隊の強化策はその信頼できる武装手段を保持しない政府与党の立場の弱さと秩序維持を暴力手段に依存する姿勢に原因があり⁽⁷¹⁾、人民党は「ブルジョア民主主義」を武装した権力のみで達成したのである⁽⁷²⁾。それゆえ志願兵部隊の創始者のひとりであるカールがバイエルン首相に選出されたことはあまり奇異に感じることはなかった⁽⁷³⁾。ただ1920年7月バイエルに政府は連合国と中央政府から民間武装団体の解散を求められ、そのため志願兵部隊を存続させることができなくなる。

民間武装団体の存在はカール内閣を維持するための、いわば「生命線」

であり、その解散はカールの足場を失うことにもなるし⁽⁷⁴⁾、レーテ政権後の残存する「マルクス主義」の脅威を勘案すれば解散は極力回避したかった⁽⁷⁵⁾。結局、1921年月バイエルン政府はベルリン中央政府に抗しきれずに、表面上、志願兵部隊の解散を命じた。このことは民間人の武装解除という問題だけではなく、背後にバイエルン政府とベルリン中央政府との確執、さらには共和国の存在を承認するか否かまでの対立までに発展する⁽⁷⁶⁾。

ところが志願兵部隊の解散は別の形で大きな問題となる。志願兵部隊はある意味で過激な種々の運動を拡散させない組織でもあったが、その解散はそのメンバーの運動の場を喪失させ、より急進的な極右団体に移行させる結果となる⁽⁷⁷⁾。だからこの解散はバイエルンでの右翼民間防衛団体の色分けを鮮明にした。それはまずバイエルン派 (Weissblaue Richtung)、次に全ドイツ派 (Schwarz-Weiss-Rote Richtung) の二つである。前者は志願兵部隊の後継団体である「バイエルンとライヒ団 (Bund Bayern und Reich)」というバイエルン本来の保守勢力の一部である⁽⁷⁸⁾。後者は解散後に「祖国同盟 (Vaterländischen Verband)」を結成し、政党政治に飽き足らない急進的極右勢力が国家主義的組織をもって自らの目標を推進し、後年のヒトラー運動に貢献する団体となった⁽⁷⁹⁾。祖国同盟は人民党に批判的な態度を取った。人民党の「秩序細胞」政策はバイエルンを極右勢力の混合状態を招き、不安定であるが協力関係を維持させる働きをなすのである⁽⁸⁰⁾。

4. 官僚政治と政治過程

(1) カール体制

1920年から1923年までカール、レルフェンフェルト⁽⁸¹⁾、クリニク⁽⁸²⁾を首相とするバイエルン政府は内政自治を主眼とし⁽⁸³⁾、「秩序細胞」政策をもって極右急進主義運動を温存する方針を採用した。それが極右勢力のさらなる急進的要求を招き、反対に人民党はその保守的立場を護るために右翼全体を抑制する総監制 (Generalstaatsriat) を設置しなければならな

くなる。また人民党は党代表を首相にしなかったため、つまり傀儡政権を採用しようとしたため首相と人民党との関係では方針での完全な一致を保つことができなかった。

ホフマン政権崩壊後、人民党、郷土防衛志願兵部隊、国防軍の希望で、カールが首相に就任した⁽⁸⁴⁾。極右勢力が影響力を増す政治状況がカールを首相職に就かせたとも言える⁽⁸⁵⁾。カールの目標は第一に革命の完全な一掃であり、バイエルンを反革命的、反社会主義的な進路に向かわせることであった。彼は1920年ラント議会選挙での保守・右翼政党の勝利を背景に内閣改造を行い、カール体制を強固にした⁽⁸⁶⁾。また彼はラント政治の安定のために自己を支援する議会外勢力を強化することに努めたのである。特にカール第二次内閣は1933年までのバイエルン政治の政党分布を確立し、人民党が中心的役割を担当することになる⁽⁸⁷⁾。

カールの反左翼的政策はその保守思想にあり、ボルシェヴィズムと国際的資本主義を同時に「民族」の敵とみなす程度の狭量さしかなかった。だから彼の政策には人民党にそった①バイエルン愛国主義の徹底、②「法の支配」の強化、③バイエルン大統領制の樹立、④職業身分制の設置などしかなかった⁽⁸⁸⁾。

要するにカールは連邦主義的国家の形成から戦前の君主制の復活を希望する点では復古主義的な伝統的な考え方しか持たなかった⁽⁸⁹⁾。そのためには議会の信任を当てにするが、議会からは常に独立しており、自己の信頼する政治勢力の手を借りて有利な政治関係を創り出そうとした⁽⁹⁰⁾。したがって彼は現在のライヒ内において内政自治の強化ではなく、バイエルン側からの統一国家の実現を考えたのである⁽⁹¹⁾。もちろんカールにしても人民党にしてもバイエルンが孤立する危険性を理解してたし⁽⁹²⁾、そのことを覚悟していた。ただ彼らにはこの一時的分離の手段がバイエルンの主張を実行できる唯一の可能性としか考えようとしなかった⁽⁹³⁾。それゆえカール政府は雑多な右翼の集まりであったとしても⁽⁹⁴⁾、その中心は人民党にあった。

その主張は1918年9月人民党「水曜会」の『覚書』骨子を反映した内容である⁽⁹⁵⁾。だから「ヘルトがバイエルン政府を指導し、カールが監督して」おり、人民党の「秩序細胞」政策のためにカールを活用することが可能であった⁽⁹⁶⁾。人民党が操作しえる範囲ではカールを首相にしておくが、彼が人民党にとって未知の思想を持った、議会外の極右急進勢力に接近し⁽⁹⁷⁾、ベルリン中央政府と取り返しのつかない摩擦を起こすならば、人民党はカールを首相の地位から引きずり降ろすのである⁽⁹⁸⁾。

結果的にはカール体制はベルリン中央政府とのさらなる軋轢を生み、さきに述べた1921年2月郷土防衛志願兵部隊をめぐる対立、その後1921年8月ライヒ非常事態令（Reichsausnahmeordnung）に関する紛争において頂点に達する⁽⁹⁹⁾。また1921年8月エルツベルガー暗殺は8月ライヒ大統領による緊急令（Notverordnung）を布告させる契機となった。これに対抗する形で内政自治に固執するバイエルン政府は社会主義勢力への抑圧に用いた非常事態令（Ausnahmeverordnung）をもってライヒ中央政府の介入を拒否した。もちろんこの措置はカール政府の司法相ロート、ミュンヘン警察署長ベートナー⁽¹⁰⁰⁾の支援を受けてのことであった。ただしこの二つの問題で内政自治を失いたくない人民党指導部は、ある程度ライヒ中央政府との交渉で譲歩しようとする⁽¹⁰¹⁾が、右翼急進主義の側にあったカールは人民党の方針と相容れなかった。結果、人民党はカールとの関係を断ち、9月にカールの首相退陣を要求したのである⁽¹⁰²⁾。つまり人民党は従来通り内政自治を擁護すべく諸勢力を利用するが、そのことによって内政自治を危険に晒すことを回避しようとする。そのため人民党はその方針に合致する人物を再度首相に選ぶのである。カール政府の強引な措置は人民党に躊躇させる結果となり、その後任となるレルフェンフェルトである⁽¹⁰³⁾。当分の間、人民党はライヒ中央政府との不和を調停するために努力しなければならなくなった⁽¹⁰⁴⁾。

(2) レルヘンフェルト内閣

レルフェンフェルトは新生ドイツ・デモクラシーの可能性を信じ、左翼とは一線を画するが、左翼勢力に偏見を持たず、かえって極右勢力をデモクラシーにとって障害となる存在を当初拒絶していた。それゆえ彼はレルヘンフェルト第一次内閣⁽¹⁰⁵⁾に中産党を連合政府に加えようとはしなかった⁽¹⁰⁶⁾。

もっともこの政治姿勢は長く続けることはできなかった。1920年から1922年までのバイエルン社会は亀裂をますます深めており⁽¹⁰⁷⁾、政権を担当して半年後の1922年4月にはレルヘンフェルトはライヒ中央政府との交渉に変化をきたすようになる。彼はより連邦主義原則を主張し出したのである。それは1922年6月ラーテナウ暗殺に端を発した内政干渉を目的とする共和国保護令(Verordnung zum Schutze der Republik)に対抗するバイエルン緊急令(Notverordnung)を布告するに至った⁽¹⁰⁸⁾。またしてもバイエルンとライヒの間にカール政権当時と同様の鋭い衝突が生じたのである⁽¹⁰⁹⁾。もっとも今回はバイエルンの立場を合法手段で防衛することを了解し、両政府間に交渉が成立し、いわゆる1922年8月ベルリン議定書(Berliner Protokoll)が締結されたのである。これはバイエルン連邦主義にはマイナスとならず、ある程度バイエルン側の利害にかなった⁽¹¹⁰⁾。

もちろん共和国保護令問題ではバイエルン政府はライヒ中央政府との関係で政治的に右傾化の立場を堅持する。それがレルヘンフェルト第二次内閣⁽¹¹¹⁾であった。商業相ハム(国民党)が離脱し、司法相にグルトナー⁽¹¹²⁾

(中産党)が就任することによって、ヴァイマル末期まで続くブルジョア右翼内閣が完成するのである。中産党の政権参加は議会上の多数政権の成立に不可欠であるし、人民党がより右翼的な政党に好意を示してきた証左でもある⁽¹¹³⁾。レルヘンフェルト第二次内閣は人民党を中心とする組閣であったとしても、レルヘンフェルト自身は必ずしもグルトナーのような人物に好意的ではない。そのため彼は人民党、中産党から急進分子を排除するた

め、かえって極右団体に接近していくのである⁽¹¹⁴⁾。こうなると人民党はベルリン中央政府との妥協に一応満足しており、半軍事的組織である極右勢力と結びつくレルヘンフェルトを邪魔な存在と見なすようになる⁽¹¹⁵⁾。結局、レルヘンフェルト内閣は1922年11月に瓦解した。こうした人民党の場当たり的措置は、一方でレルヘンフェルト失脚を画策しながら、矛盾するようだがその保守的態度から逸脱し、さらに右傾化するのであった⁽¹¹⁶⁾。

1922年11月レルヘンフェルトの首相辞任の時期は経済が著しく悪化しており、政治状況をいっそう厳しくした。この時期に首相に就任したのがクリニク⁽¹¹⁷⁾であった。まず彼に与えられた課題は低下した政府の権威と法的権力の確保であった。彼はそれを果たしうるのにはもはや民主的手段では困難と判断していた⁽¹¹⁸⁾。そのためクリニクはレルヘンフェルトよりもっと右翼急進主義勢力を受け入れた⁽¹¹⁹⁾。それには限度がなく、クリニクの姿勢はナチス運動を刺激したのである⁽¹²⁰⁾。また彼は意識的に連邦主義的バイエルンの目標（föderalistisch-bayerischer Zielsetzung）と民族主義的復古的目標（nationalistisch-restaurativen Zielsetzung）を融合させようとした。ところが人民党が期待した保守的な政治路線から程遠く、まったく反対の左右の急進主義勢力の衝突が続いた⁽¹²¹⁾。その状況下は人民党が期待した内外の均衡を保ちながら、人民党主導の政策を実現することができずにかえってナショナルな意識がさらなる刺激を創り出すのであった。

1923年9月クリニクはカールを総監としてバイエルンの執行権を彼に委託することで強引に決着をつけようとした。この措置が事態を冷却化させるはずがなく、ベルリン中央政府への抵抗を増幅させる結果となるのである⁽¹²²⁾。カールを首相に就任させた状況とは異なっていたとしても⁽¹²³⁾、人民党はまったくその考え方を変更しないカールをまたもや応急処置に利用したのである⁽¹²⁴⁾。カールは首相辞任後、元のオーバー・バイエルン知事に戻って反共和国宣伝に従事し、「バイエルンとライヒ団」に深く関わっていた⁽¹²⁵⁾。

(3) 三頭政治

カールへの期待は祖国同盟との関係から事態の鎮静化にあり⁽¹²⁶⁾、総監にあることで急進的右翼への予防措置を期待してもことであった。けれどもカールは相変わらず急進的右翼団体に権力基盤を求めようとした⁽¹²⁷⁾。実際1923年秋、バイエルンの政治権力はカール（総監）、ロッソー（バイエルン国防軍指揮官）、ザイサー（ラント警察長官）の三人に握られており、いわゆる三頭政治と称されていた。もっともカールが極右団体を温存したとはいえず、ナチスに代表される極右全ドイツ派と考えが一致するわけではない⁽¹²⁸⁾。もっとも共通点はヴァイマル共和国の打倒であり⁽¹²⁹⁾、ヒトラーとは違った観点から「大ドイツ主義」を主張し行動を準備していた。

カールはバイエルンの「秩序細胞」をドイツ全土に拡大し、帝政期のドイツの復活を企図した⁽¹³⁰⁾。しかしカールの主張するベルリン進軍計画はベルリンにその協力者があって成功する可能性があるのである⁽¹³¹⁾。だからカールらはためらいがあったのである⁽¹³²⁾。

総監制設置は人民党のヘルトが急進的右翼を抑制するために承認したが、必ずしも人民党全体の同意あつてのことではない⁽¹³³⁾。カールが総監という立場を利用して一種の独裁を執るのではないかという危惧もあり、一時的に内政を「安定化」するかもしれないが、彼の反動思想からすればかえって内政自治を不安定にすることになりかねないという声も聞かれた。人民党内のカール評で意見が分かれ、当然人民党とカールの間に溝ができたのである⁽¹³⁴⁾。

極右全ドイツ派の中でヒトラーらは漠然たる反ヴァイマル諸団体からより明確なドイツ闘争同盟（Deutschen Kampfband）を結成し、カールより積極的にベルリン進軍を実行しようとした⁽¹³⁵⁾。1923年秋のバイエルン政治状況は政府をカール体制が、保守陣営を人民党が、さらに急進右翼陣営を闘争同盟が代表する構図を示した。この三者の関係はすでに調整が可能な点まで進んでおり、最終的に11月23日ヒトラー一揆の失敗がバイエル

ンの危機を一応終了させたのである⁽¹³⁶⁾。

戦後人民党の基本方針は内政自治を主張し、その具体策が「秩序細胞」であった。1924年までの人民党の政治を整理しておく以下のように説明できる。

人民党は議会において単独で政権を獲得できなかったため、連合政権を選択しなければならなかった。人民党は政権を担当しても、その党員であるが官僚を首相に就かせ、いわゆる人民党的な人物を首相に指名しなかった。そして人民党を首班とする官僚政府は内政自治を擁護するあまり、議会を軽視し、急進的右翼を温存する失政を犯してしまった。

ではこれらの政策は特に人民党幹部（農民派）の誤りであったのであろうか。この点を連合政権のパートナーであった中産党、官僚政府から人民党の政治を考えておきたい。

（４）連合パートナーとしても中産党と官僚政治

人民党はヴァイマル時代を通じて中産党を政権を維持するため有力なパートナーと考えた。中産党はドイツ国家民族党に関係する政党であり、バイエルンでは主にプロテスタント系の都市中間層や農民層から支持を得ていた。中産党は君主主義的な反議会主義政党であり、ドイツ国家民族党とは称さず、バイエルン中産党と名乗るようにバイエルンの利益を主張する点があった⁽¹³⁷⁾。人民党は反左翼を鮮明にする以上、連合政権の相手を反革命的な中産党に求めたのは当然であった。そのうえ中産党の選挙基盤がフランケン、プファルツにあることは人民党とは競合せず、中産党のイデオロギーがカトリックでないにしてもその右寄りの保守性という点では人民党と類似していた。だから中産党は人民党にとって欠かせない連立政党であった⁽¹³⁸⁾。したがって人民党は中産党を「秩序細胞」の同志と評価していた⁽¹³⁹⁾。そのため政権にあって司法相（ロート、グルトナー）を中産党が占めたのは大きな政治的効果をもたらした。つまり司法判断は常に「右」に甘く、

「左」に厳しかった。それゆえ中産党との連立政権は人民党の無策というシュヴェントの見解⁽¹⁴⁰⁾はまさに逆であり、中産党は人民党には議席、方針、目的でも不可欠なパートナーであった。

1920年からの官僚政府はベルリン中央政府と常に対立状態を創造した⁽¹⁴¹⁾。そのうえ人民党と官僚政府も両者の見解において必ずしも一致せず、人民党自身がその相違に当惑したはずである。なぜ1920年に社民党を中心とする左翼政権崩壊後、人民党内に絶大な影響力を持つ、例えばハイムのような人物が首相にならなかったのか。人民党政治家が首相就任しない理由がある。それは官僚出身の政治家が首相指名を受ける理由があるのではないだろうか。各研究者の見解から考えておこう。

レンクによれば、ハイムが1920年政治権力をほぼ主張にしたにもかかわらず、首相に就かなかつた理由は最終的に責任を取ることをハイムの性格の弱さにあるとし、1922年から1925年まで病気のためもあって首相就任は不可能であった、と説明される⁽¹⁴²⁾。同様にシュヴェントもハイム個人の政治資質に疑問を呈し、ハイム自身も自分の政治的責任の欠如を認め、カールを責任ある地位につけようとしたと根拠づける⁽¹⁴³⁾。さらにシュヴェントは人民党にとってカール選出は意外であったが、政府の指導を超党派的な官僚に委ねるとする人民党の古い思考様式にそつたものだとも指摘する⁽¹⁴⁴⁾。またシュヴァルツは、当時の状況から議会外勢力である郷土防衛志願兵部隊のまとめ役として首相にカールを人民党が選択したと主張する。それにシュヴァルツはカールの政治的な平衡感覚の欠乏を見抜けなかつたのはハイムの誤りだとも述べる⁽¹⁴⁵⁾。スペックナーによれば、ハイムは急進的右翼からの反対があつたため首相を断念しなければならなくなり、だからカールが選ばれたと説明される⁽¹⁴⁶⁾。

確かに各研究者の説明は妥当性があり、ある部分には説得力がある。しかしそれぞれ人民党という政党からの説明が欠けており、その説明が必要である。ハイムやヘルトは最初から首相就任の意思はなく、君主主義的な

官僚に首相就任を依頼したのである⁽¹⁴⁷⁾。1920年から1923年までの時期に、人民党は首相職に人民党的でない次善の策としか考えようのない官僚出身者を首相にした思惑がある。人民党にとってはカール、レルヘンフェルト、クリンクという最高行政官は常に「スケープゴーツ (Südenbock)」であり、官僚首相は人民党の都合ですげ替え可能な人物であったと言える⁽¹⁴⁸⁾。それに人民党結成に際して、農民派が非農民派を排除したため人民党内に指導者が不足したことも一因であった⁽¹⁴⁹⁾。また官僚による統治は戦前からの伝統からとも考えられる。戦後も戦前からの伝統で訓練された官吏が混乱した時期に秩序だった組織力を示した⁽¹⁵⁰⁾。だからシェーンホーフエンが指摘する「便宜上の取り換え可能な首相制度 (System der bequamen Wechselbaren Ministerpräsidenten)」が人民党の1924年までの組閣方針であった⁽¹⁵¹⁾。つまりそこには非民主的な官僚が首相に就任するケースが当然であった⁽¹⁵²⁾。これは人民党だけでなく、バイエルン政治文化の問題点でもある。

バイエルンは断片化した下位文化から成立する政治構造を有するためにその各社会階層の利益表出は調整、対立、葛藤のゆえに人民党という政党ではなく、行政官僚が政治指導の地位に就かなければならなかった。戦後の混乱期の政治課題は内政自治に関連しながら、社会的利益配分をいかに秩序付けるかであった。これは当時のラント議会では容易なことではなかった。右翼諸集団と行政機関とが結び付きが生まれる。それゆえ人民党は官僚を首相に起てたほうがよかったのである⁽¹⁵³⁾。そのためにも人民党が操縦できる官僚を選択したのである。政府内では人民党はレルヘンフェルト、クリンクの各内閣の内相にシュヴァイアー⁽¹⁵⁴⁾を就けている。彼は内相という地位を利用しながら、警察組織を通じて人民党による内閣の監視を可能にした⁽¹⁵⁵⁾。また彼は人民党の方針に沿った形でベルリン中央政府との交渉も指揮する立場にあった⁽¹⁵⁶⁾。けれども人民党の官僚内閣を通じての操作はヒトラー一揆後どうにもならなくなり⁽¹⁵⁷⁾、1924年人民党幹部であるヘルトが組閣に着手しなければならなくなった⁽¹⁵⁸⁾。

- (1) 極右全ドイツ派はあくまでも便宜上の用語であり、戦後バイエルン右翼運動はバイエルン愛国主義運動とドイツ・ナショナリズム運動という二つの流れである。全ドイツ・ナショナリズムを主張する諸団体の総称である（村瀬興雄『ナチズム —ドイツ保守主義の系譜—』中公新書、昭和50年、89-92頁。
- (2) 黒川、前掲論文、60頁。Krohn, C.-D., *Die Grosse Inflation in Deutschland 1918-1923*, Köln, 1977, S.36.
- (3) HB. IV/1, S.459-460.
- (4) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.85.
- (5) Laudauer, C., The Bavarian Problem in the Weimar Republic, 1918-1923, *Journal of Modern History*, 1944, pp.106-107.
- (6) プリダム、前掲書、84-85頁。
- (7) 古内博行「ワイマール期ドイツ農業の構造と経営危機」『土地制度史学』第89号、48頁、50-51頁。ただし1ヘクタール当たりの収入は西南部・ドイツの平均。
- (8) 同上、54頁。
- (9) Fenske, *a.a.O.*, S.36.
- (10) Laudaner, *op.cit.*, p.107.
- (11) Phelps, R., Hitler and Deutsche Arbeiterpartei, *American Historical Review*, 1963, pp.978-979.
- (12) Carsten, F. L., *Revolution in Central Europe 1918-1919*, Berkly/Los Angeles, 1972, pp.257-258.
- (13) Gordon, *op.cit.*, p.19.
- (14) Landauer, *op.cit.*, pp.110-111.
- (15) Franz, *op.cit.*, p.331.
- (16) Schwend, Bayern, S.211-212.
- (17) Grunberger, R., *Red Rising in Bavaria*. London, 1973, pp.155-156.
- (18) Franz, *op.cit.*, p.320.
- (19) Fenske, *a.a.O.*, S.9.
- (20) Laudauer, *op.cit.*, p.104.
- (21) Schwend, Bayern, S.143.
- (22) Deuerlein, Freistaat, S.143.
- (23) HB. IV/1, S.449.; Kritzer, *a.a.O.*, S.146.
- (24) Wirth/Weissbecker, *a.a.O.* S.87.レーテ共和国を鎮圧した軍指揮者メールはその報告書に新たな選挙は集会禁止の解除を意味し、このことは新たな「騒

- 動」が懸念され、国防軍は秩序維持に責任を持ってないと述べている (Speckner, *a.a.O.*, S.78)。
- (25) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.83-84.
- (26) Wirth/Weissbecker, *a.a.O.*, S.88; HB. IV/1, S.451.
- (27) Kritzer, *a.a.O.*, S.143.
- (28) Schwend, Bayern, S.144.
- (29) HB. IV/1, S.454-455.
- (30) Gustav von Kahr (1862-1934) ヴァイセンベルク生まれ。父親は法律家。1917年オーバー・バイエルン知事、1920年から1921年までバイエルン首相。1923年総監。1924年から1930年までバイエルン行政裁判所長官。1934年レーム肅清に際してナチスに殺害される。
- (31) Grunberger, *op.cit.*, pp.153-154.
- (32) Schwend, Bayern, S.148.
- (33) Schäffer, *a.a.O.*, S.620.
- (34) Kritzer, *a.a.O.*, S.142.
- (35) Thränhardt, *a.a.O.*, S.127-128. 戦後の社会保守主義の立場から社会像をコーポラチズムから説明したものには、Lebovics, H., *Social Conservatism and the Middle Classes in Germany, 1914-1933*, Princeton, 1969, p.109以下を参照。
- (36) 西川、前掲書、165頁。
- (37) Evans, *op.cit.*, pp.190-191.
- (38) *ibid.*, p.184.
- (39) *ibid.*, p.198.
- (40) Schönhoven, *a.a.O.*, S.67.コーポラチストは職能集団という点でまったく異なる意図から提出された革命中の経営レーテに関心を示した (Evans, *op.cit.*, p.233)。
- (41) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.764.
- (42) プリダム、前掲書、6頁。
- (43) Gordon, *op.cit.*, pp.177-178.
- (44) Nicholls, A., Hitler and the Bavarian Background to National Socialism, Nicholls, A./ Mathas, E.(eds.), *German Democracy and the Triumph of Hitler*, Edinburgh, 1971, p.103.
- (45) プリダム、前掲書、第1章参照。
- (46) Landauer, *op.cit.*, p.103.
- (47) Speckner, *a.a.O.*, S.137.
- (48) Wirth/Weisser, *a.a.O.*, S.88.

- (49) Fenske, *a.a.O.*, S.28.
- (50) Speckner, *a.a.O.*, S.138.
- (51) Landauer, *op.cit.*, p.110. プリダム、前掲書、8頁。
- (52) Speckner, *a.a.O.*, S.149.
- (53) *ibid.*, S.139.
- (54) 1920年カールは最悪の場合に備えて南ドイツ憲法の準備を命じている。
- (55) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.763.
- (56) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.80.ニコルスは「秩序細胞」政策なしにヒトラー運動の成立は考えられないと述べている (Nicholls, *op.cit.*, p.101)。
- (57) Landauer, *op.cit.*, p.108.
- (58) Schwend, Bayern, S.150.
- (59) Deuerlein, Freistaat, S.16.
- (60) Fenske, *a.a.O.*, S.315-316.
- (61) *ibid.*, S.66, S.316-317.
- (62) *ibid.*, S.78.
- (63) Deuerlein, Freistaat, S.15-16.
- (64) 村瀬、前掲書、81-84頁。
- (65) Fenske, *a.a.O.*, S.76. 戦後の志願兵部隊などの極右急進主義運動については、Hambrecht, R., *Der Aufstieg der NSDAP in Mittelland Oberfranken (1925-1933)*, Würtburger Phil. Dissertation 1975, Kap., IIを参照。
- (66) Schäffer, *a.a.O.*, S.618.
- (67) HB. IV/1, S.463.
- (68) Schwend, Bayern, S.159-160.
- (69) 村瀬、前掲書、83頁。
- (70) Schwend, Bayern, S.159.
- (71) 1921年ハイムは初めて郷土防衛志願兵部隊が政治的介入を行う危険を警告し、それが人民党の目標に役立つと信じる人たちを批判している (Schwend, Bayern, S.166)。
- (72) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.88-89.
- (73) Schäffer, *a.a.O.*, S.620.
- (74) Schwend, Bayern, S.160.
- (75) Schäffer, *a.a.O.*, S.620.
- (76) Deuerlein, Freistaat, S.14.
- (77) Fenske, *a.a.O.*, S.77-78.
- (78) *ibid.*, S.78.; Gordon, *op.cit.* pp.88-89. 「バイエルンとライヒ団」については

- Fenske, *a.a.O.*, S. Kap. VIII, または村瀬興雄『アドルフ・ヒトラー「独裁者」出現の歴史的背景』中公新書、1977年、192-194頁参照。
- (79) Schwend, Bayern, S.179, S.201-202. バイエルン保守反動派と全ドイツ派の区分はそのメンバーが1870年代を境にそれ以前に出生していたか、それ以後に出生したかという各指導者の世代の相違でもある (Fenske, *a.a.O.*, S.12-13)。
- (80) プリダム、前掲書、7-8頁。
- (81) Graf von Hugo Lerchenfeld (1871-1944) シュロースケーフェリンフ生まれ。1900年から1918年までバイエルン政府勤務。1920年から1921年までダルムスタット・ライヒ大使、1921年から1922年までバイエルン首相。1926年から1931年までウィーン・ドイツ大使、のちにブルッセル大使。
- (82) Eugen Knilling (1865-1927) ミュンヘン生まれ。1912年から1918年までバイエルン文化相、1920年ラント議会人民党議員。1922年から1922年までバイエルン首相。1926年国債行政議長。
- (83) エルトベルガー暗殺後ライヒ大統領の非常事態令布告、1922年6月ラーテナウ暗殺後共和国保護令に対して内政自治を護るため、バイエルン側から非常事態令を発し、連邦法の適用を阻止しようとした (Landauer, *op.cit.*, pp.207-208)。
- (84) カール第一次内閣は首相・外相・内相をカール (人民党)、文化相をマツト (人民党)、司法相をミュラー・マイニンゲン (国民党)、蔵相をココラー (人民党)、運輸相をフラネンドルファー (無所属)、社会福祉相をオスヴァルト (人民党)、商工相をハム (国民党)、農相をヴィツホーファー (農民同盟) で構成された。
- (85) Franz-Willing, *a.a.O.*, S.88.
- (86) HB. IV/1, S.456-457.; Schwend, Bayern, S.458.; Speckner, *a.a.O.*, S.139-140.
- (87) Schönhoven, *a.a.O.*, S.41.カール第二次内閣は首相・外相・内相をカール (人民党)、文化相をマツト (人民党)、司法相をロート (中産党)、蔵相をクライスネック (人民党)、社会福祉相をオスヴァルト (人民党)、商工相をハム (国民党)、農相をヴィツホーファー (農民同盟) で構成された。
- (88) Fenske, *a.a.O.*, S.309-310.; Speckner, *a.a.O.*, S.142.
- (89) Schwend, Bayern, S.156.
- (90) Deuerlein, Freistaat, S.15. カールは政党を国家の中の「悪」と見なしていた (Schwend, Bayern, S.152)。
- (91) Speckner, *a.a.O.*, S.143.
- (92) Schwend, Bayern, S.156-157.
- (93) Landauer, *op.cit.*, p.103.

- (94) Schwend, Bayern, S.151.
- (95) HB, IV/1, S.461.
- (96) Bosl, ZBLG, 1968, S.763. マーザー、W.、村瀬・栗原訳『ヒトラー』紀伊國屋書店、1969年、223頁。
- (97) Schwend, Bayern, S.183.
- (98) Bosl, ZBLG, 1968, S.763.
- (99) Deuerlein, Freistaat, S.5.
- (100) Ernst Pötner (1870-1925) 1919年から1924年までミュンヘン警察署長官。1925年上級裁判官。1924年から1925年までライヒ議会議員。
- (101) Schäffer, *a.a.O.*, S.621-622.
- (102) HB, IV/1, S.414-415; Fenske, *a.a.O.*, S.169-170.
- (103) Fenske, *a.a.O.*, S.170.
- (104) Deuerlein, Freistaat, S.5-6; Evans, *op.cit.*, p.288.
- (105) レルヘンフェルト第一次内閣は首相・外相・司法相をレルヘンフェルト（人民党）、内相をシュヴァイアー（人民党）、文化相をマット（人民党）、蔵相をクラウスネック（人民党）、社会福祉相をオスヴァルト（人民党）、商工相をハム（国民党）、農相をヴァイツルホーファー（農民同盟）で構成された。
- (106) Schwend, Bayern, S.184.
- (107) Deuerlein, Freistaat, S.16.
- (108) Schwend, Bayern, S.191.
- (109) *ibid.*, S.191.
- (110) *ibid.*, S.192.
- (111) レルヘンフェルト第二次内閣は首相・外相をレルヘンフェルト（人民党）、内相をシュヴァイアー（人民党）、文化相をマット（人民党）、司法相をグルトナー（中産党）、蔵相をクラウスネック（人民党）、社会福祉相をオスヴァルト（人民党）、商工相をマイエル（無所属）、農相をヴァイツルホーファー（農民同盟）で構成された。
- (112) Franz Gürtner (1881-1941) レーゲンスブルク生まれ。1922年バイエルン司法相。1932年から1941年までライヒ司法相、のちにナチス党員。
- (113) HB, IV/1, S.467-468; Schwend, Bayern, S.192.
- (114) Gordon, *op.cit.*, pp.31-32.
- (115) Laudauer, *op.cit.*, p.209.
- (116) Schwend, Bayern, S.198.
- (117) クリニンク第一次内閣は首相・外相をクリニンク（人民党）、内相をシュヴァイアー（人民党）、文化相をマット（人民党）、司法相をグルトナー（中産

党)、蔵相をクラウスネック（人民党）、社会福祉相をオスヴァルト（人民党）、商工相をマイエル（無所属）、農相をヴィツホーファー（農民同盟）で構成された。

- (118) Schwend, Bayern, S.204.
- (119) Gordon, *op.cit.*, pp.166.
- (120) Evans, *op.cit.*, p.288.
- (121) 1919年から1923年までのミュンヘン社会についてはAuerbach, H., Hitlers politische Lehrjahre und die Münchner Gesellschaft 1919-1923, *VfZ*, 1977, S.1-45を参照。
- (122) Deuerlein, Freistaat, S.6.
- (123) Schwend, Bayern, S.231-232.
- (124) Evans, *op.cit.*, p.130.
- (125) Laudauer, *op.cit.*, p.207.
- (126) Deuerlein, Freistaat, S.21-23.
- (127) Fenske, *a.a.O.*, S.207.
- (128) Deuerlein, Freistaat, S.21-23.
- (129) マーザー、前掲書、340頁。カールは1923年10月時点で以下の三つの方法を考えていた。第一はカールがベルリンに合法的に独裁右翼政権を樹立すること。第二は通貨下落によってライヒが混乱する中、その際バイエルンがベルリン中央政府を助ける形で権力を掌握すること。第三は当分の間シュトレゼンマン内閣を継続させておき、バイエルンに右翼・極右勢力を温存させること（Schwend, Bayern, S.235-236）。
- (130) Schwend, Bayern, S.226.
- (131) *ibid.*, S.234.
- (132) 村瀬、前掲書、219頁。
- (133) Schwend, Bayern, S.215.
- (134) HB. IV/1, S.475.; Schwend, Bayern, S.230.
- (135) *ibid.*, S.208.
- (136) Deuerlein, Freistaat, S.6.
- (137) Gordon, *op.cit.*, p.127.
- (138) Schönhoven, *a.a.O.*, S.41-42.
- (139) Fenske, *a.a.O.*, S.69-72.
- (140) Schwend, Bayern, S.155.
- (141) Gordon, *op.cit.*, p.174.バイエルン政府の官僚的性格は首相がそうであったからだけではなく、多くの大臣が官僚出身者であったからである（Schwend,

- Bayern, S.153-154, S.185) プッフハイムはカール、レルヘンフェルト、クリニクを官僚的近衛兵 (Bürokratischen Garde) と称している (Buchheim, *a.a.O.* S.361)。
- (142) Lenk, *a.a.O.*, S.377.
- (143) Schwend, Bayern, S.62-63.
- (144) *ibid.*, S.153.
- (145) HB. IV/1, S.456.
- (146) Speckner, *a.a.O.*, S.124.
- (147) Evans, *op.cit.*, p.287.
- (148) HB. IV/1, S.471.
- (149) Schwend, Bayern, S.199.
- (150) HB. IV/1, S.457.
- (151) Schönhoven, *a.a.O.*, S.41.
- (152) Gordon, *op.cit.*, p.165.
- (153) Schwend, Bayern, S.199.
- (154) Franz Schweyer (1858-1935) オーバーチェル生まれ。1900年以降公務勤務。1900年から1917年まで役場勤め、その後内務省勤務、1919年内務省局長、1920年ライヒ労働省書記官。1921年から1924年までバイエルン内相。
- (155) Schwend, Bayern, S.205.
- (156) Schäffer, *a.a.O.*, S.622.
- (157) Gordon, *op.cit.*, p.166-170.
- (158) Bosl, *ZBLG*, 1968, S.763.; Evans, *op.cit.*, p.287.; Deuerlein, *Freistaat*, S.6.

小 括

本論後半では19世紀後半からの社会構造の変遷をバイエルンの政治的カトリシズムの変容と重ね合わせ、そして人民党を支持・構造・政策などから第一次世界大戦後のファシズムにつながる前段階までを考察してきた。

農民層は分権主義、保守的君主主義、カトリシズムを下位文化に持っており、それを典型的に体现するのがアルト・バイエルンの中農層であった。この農民を代表する農民派の政治行動は19世紀後半から20世紀初めにかけての三つの時期に分けて考えることができる。

第一期（1870－1893年）は自由主義対カトリック保守主義の二大政党システムの時節であった。19世紀前半からの「国家と宗教」の社会的亀裂を映し出していた。ただこのカトリック系政党は農民という大衆基盤からかけ離れており、いわば名望家政党でしかなかった。当然この時期には顕著な農民の政治化は生じることはなかった。それが第二期において変化する。

第二期（1893－1918年）は農業危機が農民の政治化を促進する。農民はキリスト教農民協会という経済利益をカトリック系政党内の農民派というパイプを通じて自己主張し始めたのである。農民派は農本主義的思考を残しながら「近代化」に対応しようと組織の整備を図り、カトリック系政党内で影響力を増していく。これは党内指導権を持つ保守派との対決を意味した。両派の関係は当時のバイエルン社会のエリートと大衆のそれでもあった。それが戦争と革命という社会変動によってカトリック系政党内の変化をいっそう拍車をかけることになる。これは第三期にはっきりと現われた。

第三期（1918－1923年）は農民派がカトリック系政党（人民党）そのものになるのである。ただバイエルン社会構造の変動に関わらず、戦前の中央党を支持した農民は戦後も人民党を支持し続けた。そのため人民党の支持層と社会意識は戦前のままであった。したがって政権を担当した人民党の社会的態度と現実の社会構造の変化によるズレが生じ、両者はうまくかみ合うことはなかった。つまり農民派が指導する人民党の「秩序細胞」政策である政治的カトリシズム（身分制を基礎とした「古い世界観」）にパトリオティズム（バイエルン愛国主義）を加えたものであった。農民派が指導する人民党は戦前からの保守主義から第二帝政下の連邦主義を要求したのである。

第三期のバイエルンはドイツ・ナショナリズムと分権主義に内在するバイエル主義が極度に衝突する時代でもあったのである。そのためカトリック農民層はドイツ・ナショナリズムを標榜するナチス運動には冷淡である⁽¹⁾。

このことは1924年ラント議会選挙に現われる。社民党からブルジョア諸政党を犠牲にしてナチスがラント議会に議席を獲得したが、人民党はその影響をあまり受けなかった⁽²⁾。1924年選挙で重要なのは共和主義的な国民党（民主党）が議会から早くも姿を消し⁽³⁾、反対に最も反共和主義的なナチスが初めての選挙で23議席を獲得したため、1928年ラント議会選挙までその合法的な政治の場での足掛かりをつかむことが可能となったのである⁽⁴⁾。1924年ヘルトが党内委員会において党の将来方針を明確にし、つまり人民党を中心とする中道ブロックではなく右翼ブロックの政権方針をを決定したのである。人民党のパートナーである中産党はナチスの議席を恐れ、さらに右傾化する姿勢を採用する。重要な点は人民党が中産党を連合政権のパートナーとする以上、より右寄り路線を取る中産党が政権の性格を規定するようになり⁽⁵⁾、そして全体としてのますます右傾化には必ずしも歯止めがかからない。

ヒトラー一揆の経験は結果的に人民党の対ライヒ政策の転換をもたらすことになった。人民党がヴァイマル憲法を拒否する立場からヴァイマル体制内で連邦主義を盛り込んだ憲法修正案を推進する方向への転換し、現国家体制の承認に向かうのである。それは1925年人民党のライヒ議会の連合政権参加に際して連邦主義を条件にしたことに現われている⁽⁶⁾。

さて人民党はどのように評価すべきであろうか。これは単に戦後の一時期の政治現象でなく、19世紀初期以来の政治的カトリシズムの流れの帰結とも考えてよいであろう。従来の人民党研究は戦後の現象から判断を下している。そうではなく長い歴史過程を通じて戦後の人民党を考えるのが本論の主旨である⁽⁷⁾。

ライヒ中央党も人民党も第二帝政期に成長した複合階級カトリック利益政党（multi-class Catholic Interessenpartei）であった⁽⁸⁾。その後のライヒ中央党はヴァイマル連合の一翼を担う政党にまでになった。けれども人民党は反ヴァイマルをスローガンにする政党であった。この相違は両党の社

会基盤にある。人民党を結成した農民は工業化以前の社会においてバイエルンの「主人公」であった。それが19世紀の長い社会構造の変遷の中で近代化とのズレに直面し、農民の伝統的農本主義が急進的保守主義と変貌する。ここで留意すべきは変化したものと変化しなかったものを区別して考える必要がある。つまり19世紀を通じての近代化による社会構造の変化は必ずしもアルト・バイエルンを中心とする農民層の精神構造を変更させなかった。したがって農民層は戦後の「ナショナルな運動」に自己の伝統的価値観だけしかを投影させようとしなかった⁽⁹⁾。戦前の農民の保守的態度が戦後の社会状況に応じて急進化したのである。

ある時点をもって保守と極右との間に簡単に一線を引くことはできず、両者は流動的である。言い換えれば右翼急進主義の概念規定の試みは保守主義の正確な限界が不可能であることを意味する。その限界線を明確にできないからこそ、両概念は機能的、歴史的に相対化して位置づけなければならない。すなわち保守主義は現存する政治・社会的状況の維持を志す、そして急激な変化を嫌うであろう。これに対して右翼急進主義は現状を変更、後退させようとして違法な手段も含めて実力行使を図るのである。両概念はヴァイマル時代の保守主義に適用できるであろうか。その保守主義は政治目標を現状でなく過去への回帰を求めた。これはカテゴリー的に分類すれば反動的な右翼急進主義と定義せざるをえない⁽¹⁰⁾。

革命後の混乱の政治的原因は戦前からのバイエルンのもつ中間層構造でも、ラントの伝統的な保守性でもなかった。それゆえ戦前の人民党の政策上の欠陥が戦後の混乱原因を生み出したと考えられる。つまり人民党は与党として社会的な緊張を和らげることが可能である唯一の政党であった⁽¹¹⁾。しかし人民党はこれをあえてしなかったことは事実である。人民党の背後にはアルト・バイエルンを中心としたカトリック農民が控えていたことは極めて重要である。結果的には人民党の政策が初期ナチズムの成功を間接的に手助けしたことになる。もちろん農民にはそのようなことに積

極的意識はなかった。

ヴァイマル末期に人民党を支持するカトリック農民はプロテスタント中間層に比ベナチスに抵抗する姿勢を示した⁽¹²⁾。けれどもナチスはバイエルンからの政治的出発なしにその存在を語ることはできない。人民党がベルリン中央政府に対抗する姿勢を強化するあまりにナチスに盲目的ですらあった。それは結果的にはドイツ・デモクラシーの没落に貢献することにもなった。ナチスが1923年、1924年にある頂点をバイエルンで迎えていなければ、1920年代末の躍進はありえなかった⁽¹³⁾。その意味で人民党の戦後初期の政策は有形無形に広くのちにまで影響を残したのである。この政策判断の背後には、アルト・バイエルンの農民の保守的なバイエルン・カトリシズムが存在していた。

(1) Gordon, *op.cit.*, p.420-424.

(2) *ibid.*, S.543.

(3) *ibid.*, S.544.

(4) Schwend, Bayern, S.263.

(5) Fenske, *a.a.O.*, S.243.

(6) Schönhoven, *a.a.O.*, S.280; Schäffer, *a.a.O.*, S.625.

(7) Fenske, *a.a.O.*, S.66-67.

(8) Knapp, T. A., The German Center Party and the Reichsbanner. A Case Study in political and social Consensus in the Weimar Republic, *International Review of Social History*, 1969,p.161.

(9) Fenske, *a.a.O.*, S.316.

(10) *ibid.*, S.313.

(11) *ibid.*, S.317-318.

(12) Nicholls, *op.cit.*, p.101.

(13) Fenske, *a.a.O.*, S.320-321.

表2 ラント議会選挙議席 (1919-1924)

| | 1919 年 | 1920 年 | 1924 年 |
|-------|--------|--------|--------|
| ナチス | — | — | 23 |
| 中産党 | 9 | 20 | 12 |
| 人民党 | 66 | 65 | 46 |
| 国民党 | 25 | 13 | 3 |
| 農民同盟 | 16 | 12 | 10 |
| 社民党 | 61 | 26 | 23 |
| 独立社民党 | 3 | 20 | — |
| 共産党 | — | 2 | 9 |
| 他 | — | — | 3 |
| 計 | 180 | 158 | 129 |

むすび

「国家と教会」というテーマはヨーロッパを考える際、常に係る重要な問題である。フランス革命後、ドイツ各邦は「世俗化」、宗教政策を通じて、その地域事情に応じて近代的な国家整備を行った。本論は19世紀初期以降のバイエルンにおける国家とカトリック教会の関係を政治学的に考察することも主旨とするものである。

19世紀初期バイエルン政府は啓蒙主義の立場から、国教化政策を採用しながら、対外的にカトリック教会をローマ教皇から分離し、対内的には教会の持つ封建的諸特権と教会財産を没収し、教会そのものを官僚機構の一部に編入することを画策した。このことに刺激を受けてカトリシズムも変貌していった。

バイエルンの近代国家の成立過程は以下の三期からなる。この三期はロツカン・モデルでは「浸透段階（国家建設）」「標準化段階（国民形成）」に該当する。

まず第一期は18世紀中葉からマキシミアン・ヨーゼフ三世統治の時代である。この時代は近代国家の前提条件を形成するが、封建的秩序を「国家化」しようとするものであった。K・テオドール選帝侯の教会との同盟を経て、1799年マキシミアン・ヨーゼフ四世の下に改革作業が開催された。

第二期は1799年から1808年まで本格的近代国家建設期である。フランスの干渉を受けつつも、「国家と社会」の改革を企てたモンジュラを中心とする啓蒙官僚が憲法制定過程を通じて、上からの「革命」を実行し、その成果が1808年基本法であった。国家が司教区を支配しやすいように再編成し、聖職者の任命権に国王が影響力を持った。「世俗化」と宗教政策はカトリック教会を次第に政治の場面から後退させていった。この一元的社会はモンジュラ体制と称されるものであった。またこの体制は官僚の特権的地位を保証することにもなった。

第三期は1809年からである。1817年モンジュラ失脚後、封建勢力との妥協が成立したが、第二期で完成した国家体制は維持された。1817年バイエルン政府はローマ教皇と政教条約をカトリック教会に有利な条件で締結したとはいえ、政府は巧妙な方法を用いて宗教法令を1818年憲法に組み込むことによって、カトリック教会に対して指導権を掌握して行くのである。

19世紀初期のバイエルン教会政策はモンジュラを中心とする啓蒙官僚の卓越した指導のもと、フランス革命後の新状況の克服のための現実的な対応の結果であった。このことはナポレオン時代の権力政治に立憲国家の成立と啓蒙思想が重なり、国家による教会支配を国教化政策で実施し、新バイエルン国家建設に成功した。それは宗派同権国家への大転換であった。それゆえ国家の存立に強く危機感を抱いた啓蒙絶対主義官僚は1809年の宗教

法令という形で国教化政策を効果的に使用したのである。官僚は近代化を計画し、そのため住民の大部分である農民を国民化するために、教会領地を農民所有の政策に転換した。フランスではナポレオンは教会領を農民に分割した。そのためフランスの農民は反教権的立場を鮮明にした。

ところがバイエルンにおいてはフランスのようにならず、特にアルト・バイエルン農民はその社会構造にあって官僚側について反教権主義にならず、反対に19世紀を通じて一貫して自由主義政府と対立するカトリシズムを支援するのである。啓蒙絶対主義政府が後年、自由主義政府になったとしても、またバイエルン・カトリシズムがその体質を変えたとしても、政府と教会は国教化政策の対立を軸に、いかに国民の立場に組み込んでいくかが19世紀のカトリシズムをめぐる問題点であった。この問題への意識は19世紀後半の文化闘争の対立、愛国党（中央党）の成立という大きな政治紛争につながっていくのであった。

以上のことはロッカンの国民国家形成理論の、「国家建設」「国民形成」の具体的な一事例となりうる⁽¹⁾。

1919年から1923年までのバイエルン政治は左右の急進主義に揺れた結果、右翼急進主義がいわゆるヒトラー・プッチを決起し、失敗に終わった。このような事件を許したのは第一次世界大戦後のバイエルンの特殊性であった。戦後バイエルンはドイツとは異なった政治を目指した。それは過激な右翼団体を温存する保守反動政治であった。第一次世界大戦後のバイエルンはドイツの他邦とは異なった政治を目指した。それは過激な右翼団体を温存する保守反動政治であった。その中心政党がバイエルン人民党である。この保守反動政治は戦後のバイエルに起源があるわけでない。バイエルンのカトリック保守的な農業基盤が19世紀後半からの諸事件に対応した結果、極端に保守が反動化した形が戦後に表現されたのである。この政治的帰結に至る事情は、ロッカンのモデルでは「参加段階（大衆民主主義）」のバイエルン版である。

バイエルン農民は19世紀からの近代化という社会変動の中でその保守主義的な立場から旧来からの共同体的な社会関係を維持しようとした。カトリック農民はその指導者のもとに思考様式において農本主義を持ちながら組織的には農民利益に応じようとして、キリスト教農民協会という団体を整備し、カトリック教会とも協力しながら、時代の「近代化」に順応抵抗を繰り返したのである。その中心的役割を担ったのはカトリック政党（愛国党→バイエルに中央党→バイエルン人民党）内の「農民派」の人々であった。「農民派」はバイエルンの性格を強く持っていた。それは一言で述べれば、分権主義的、君主主義的、カトリックの中規模農民の性格である。このバイエルンの下位文化的体系を持つ農民はカトリック系政党内「農民派」によって代表され、農民団体、政党組織に影響し、そのイデオロギーにも反映していた。

戦後ライヒ中央党がヴァイマル連合に参画しヴァイマル共和国の一翼を担ったのに対して、バイエルン人民党は反左翼的な立場から反動化・反ヴァイマルの途を選択した。その具体的な人民党の政治政策から1920年から1923年のバイエルン政治に出現した。戦後バイエルン政治は人民党（特に「農民派」）を中心とする保守層によって形成されていた。中農層から支持を受ける人民党が左傾化するはずはなく、左翼急進派から「革命」という被害を受けたと感じたバイエルン住民には右傾化する事情があった。だから人民党「農民派」は反左翼・反ヴァイマルの遂行目的のために右翼急進派の成長を許す温床を提供したのである。

しかし人民党「農民派」は本来の政治政策を右翼急進派の成長を許す温床を意図しなかった。右翼急進派を利用しながら、人民党はバイエルンを保守的なラントにしておきたかったのである。結果的に考えれば、このため右翼急進派のひとつであるナチスの成長を促すことになった。もちろん人民党はそれ以外の選択を採用することができたが、あえて他の政策を考慮しようとはしなかった。

シュヴェントは「民主主義と分権主義思想の結合は成立しない」と述べ⁽²⁾、人民党の非民主的性格を指摘した。確かに人民党指導者は新生ドイツを担うべき人物に甚だ不足していた。だからといえ人民党は反民主的政党と即断できるであろうか。ゴルヴィッツァーはシュヴェントを批判しながら、人民党を民主的政党と判断し、オーストロ・ファシズムのような「歪み」をもたないと評価した⁽³⁾。シュヴェントとゴルヴィッツァーらも含めて、従来の人民党研究は必ずしも戦前のカトリック系政党を踏まえた歴史過程から説明するものではなかった。これまで戦後バイエルンの政治的諸事件という現象面から人民党を評価してきたのでないだろうか。さらに敷衍するならば、人民党も含めてバイエルンの政治的カトリシズムは意図せずとはいえ、ナチスの伸張を間接的に手助けた結果となったことを証明しなければならない。

19世紀初期からの変遷するバイエルン社会構造の中でカトリシズムの現実の姿を把握しながら、19世紀末以降に登場した、社会・政治集団としての農民協会－農民派－人民党を考察しなければならない。したがって、19世紀後半の農民が置かれた社会環境を検討しながら、なぜ農民が政治化したのかを考察し、さらに「農民派」が勢力を増すことでカトリック系政党の構造変化が生じたことを考えなければならない。「農民派」と「保守派」の確執は「参加段階（大衆民主主義）」の結果を人民党結成で表現しており、その組織原理に「農民派」の思想が色濃く反映したことをもっと留意しなければならない。最後に第一次世界大戦後に人民党がバイエルン政治を担当することになり、「農民派」の指導原理が政策に投影し、大衆民主主義の時代がさらに進展する中でそれまでとは反対にバイエルンの保守主義がヴァイマル共和国という民主化の現象に抗して反動化するのである。元来党内の一部であった「農民派」がバイエルン政治全体が次第に右傾化する中で自らも急進的になり、最後にナチスの温床（例、「秩序細胞」政策）を提供してしまったのである。それは19世紀初期からのバイエルン特

有の政治文化から派生した、直接的な因果関係とはいえないけれども、バイエルンの保守性とカトリシズムが招いた、ある種の政治的帰結であると言えるかもしれない。

- (1) 古田、前掲論文参照。
- (2) Schwend, Bayern.
- (3) Gollwitzer, *VfZ*, 1955.